

平成17年9月12日広陵町議会  
第3回定例会会議録（初日）

平成17年9月12日広陵町議会第3回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	収入役	北神理
教育長	安田義典	職務代理者	
企画財政部長		笹井由明	
健康福祉部長	森川勇	池田誠夫	
環境整備部長	吉村元伸	山村吉由	
教育委員会事務局長	中尾寛	大西利実	
健康福祉部参与	森田久雄	松井定市	
環境整備部参与	山本新三	和田叙嗣	
都市整備部参与	安川泰武		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成17年度広陵町議会第3回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:10開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4 報告第15号	平成16年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について
5 報告第16号	平成16年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告について
6 報告第17号	平成17年度広陵町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
7 議案第59号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
8 議案第60号	平成17年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
9 議案第61号	平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
10 議案第62号	平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
11 議案第63号	奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
12 議案第64号	奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
13 議案第65号	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
14 議案第66号	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
15 議案第67号	奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
16 議案第68号	奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について
17 議案第69号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
18 議案第70号	平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 7 1 号 平成 1 6 年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 1 6 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 平成 1 6 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 平成 1 6 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 平成 1 6 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 6 号 平成 1 6 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 7 号 平成 1 6 年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 8 号 平成 1 6 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 9 議案第 7 9 号 平成 1 6 年度広陵町水道事業会計決算の認定について
- 2 0 議案第 8 0 号 第 3 分団ポンプ車の買入れについて
- 2 1 議案第 8 1 号 広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについて

議 長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から 1 0 月 3 日までの 2 2 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から 1 0 月 3 日までの 2 2 日間に決定いたしました。

なお、報告第 1 5 号から報告第 1 7 号までにつきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により

4 番 吉 田 君

6 番 寺 前 君

に指名いたします。

議 長 次に、案件に入りますが、議案の朗読につきましては案件が多数ですので、省略します。

議 長 次に日程 3 番、諸報告に入ります。

先日、議会広報の研修会に参加されましたので、その報告をお願いいたします。

広報編集委員会委員、山村君、お願いします。

**広報編集委員会委員** 第62回町村議会広報研修報告についてご報告申し上げます。

広報編集委員会より乾議員と山村が参加させていただきました。お手持ちのと通りの書類でございます。

平成17年8月25日木曜日、26日金曜日、2日間にわたって東京・シェーンバッハ砂防において研修が行われました。25日は3人の方による講演をお聞きし、26日は議会広報クリニックとして広報コンサルタントの深沢徹氏より種々にわたってアドバイスをさせていただきました。研修内容としましては、岩手から鹿児島まで10町の議会広報を具体的に上げながら、以下の3要素に基づいて批評とアドバイスをさせていただきました。

1点目として、基本姿勢と企画。公開度と情報量は十分か。また、それを生かす企画力は。読みやすい紙面づくりの創意工夫はあるか。早期発行の努力は。

2点目として、文章・用語・表記。正確、簡潔、平易な口語の記事文になっているか。現代表記に沿っているか。見出しは効果的か。

3点目、編集・印刷技術。レイアウト、写真、イラスト、図表等の活用はどうか。用紙、印刷は適切かなどに基づいて一つ一つ10町の議会広報を丁寧にクリニックをしてくださいました。これからの広報作成に大変有意義な研修でありました。

他の町の議会広報は、本当に見出しから、また各ページに写真が入れられてるなど、本当に工夫をされておりました。広陵町の議会だよりもこれからは住民のものとの視点に立って、もっともっと住民の方にわかりやすい紙面づくりを心がけていきたいと思えます。以上でございます。

**議 長** ありがとうございます。

**議 長** 次に日程4番、報告第15号、平成16年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。 都市整備部長！

**都市整備部長** それでは、報告第15号、広陵町土地開発公社決算につきまして、ご報告申し上げます。

16年度は、新清掃センター建設関連事業の道路用地取得としまして2,034.01平方メートルを取得いたしました。売却事業としましては、580.68平方メートルを広陵町に売却いたしております。経営の収支としましては、事業収益が1,646万5,806円で、事業外収益が1,734円、事業費用が1,635万4,436円となり、当年

度純利益といたしまして11万3,104円が発生いたしました。

なお、当年度の期末事業用資産棚卸し高は5,599万672円、借入金は5,398万8,564円となっています。

以上が16年度における広陵町土地開発公社の経営状況でございます。

続きまして、お手元の資料の土地開発公社決算書に沿いまして、ご説明申し上げたいと思います。

決算書の2ページと3ページでございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして事業収入が1,646万5,806円、これは土地の売却収入でございます。事業外収益1,734円、これは預金利息でございます。支出としまして、事業費用が1,635万4,436円、土地の買収費用がほとんどであります。一部役員報酬費と印紙費用が含まれております。

次に、決算書の4ページと5ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。収入といたしましては、土地の収用に伴う借入金5,398万8,564円でございます。支出といたしましては、事業費といたしまして収用いたしました土地代金の支払いといたしまして6,459万2,360円、借入金償還金としまして2,404万1,390円、事業外支出としまして18万2,422円の合計8,881万6,172円でございます。

次に、6ページでございます。資産の部の公有土地は5,599万672円で、流動資産としましては849万970円、したがって資産合計としましては6,448万1,642円となっています。

次に、負債の部であります。流動負債としまして5,599万672円ありますので、差し引き純財産としまして849万970円となっております。

次に、7ページの損益計算書でございますが、事業収益が1,646万5,806円、事業費用が1,635万4,436円でございます。事業外の収益を差し引きいたしますと当年度純利益が11万3,104円でございます。

なお、8ページにつきましては貸借対照表、11ページにつきましては決算審査報告書、13ページについては附属明細書を添付いたしておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上のとおり報告いたします。よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

**6番議員** これは当初の計画の部分はどこで相違が出てきているのか、その点を聞きたいと思います。

それから、この時点で未払金というのが出ているんですが、これはどういう形の未払金なのか教えていただきたいというように思います。

**議長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 当初、予算といたしまして多額の予算を組んでおりましたが、いわゆる新清掃センターの建設場所への進入路等の買収状況による差が出てきたということでございます。

次の未払金といいますのは、済いません、この未払い費用というのは利息の分でございます。以上でございます。

**議長** 6番議員！

**6番議員** 百十何万円違うやろ、それは。

進入路について16年度決算で出てきているんですが、今年度は進入路の買収できなかった部分というのは買収できているのか、またそれは何平米で何人なのか、そしてその現状についてどのような形になっているのか、その点詳しく説明を願いたいというように思います。事業に支障を来しているのか来していないのか、そういう点も含めて説明をお願いしたいと思います。

**議長** 環境整備部長！

**環境整備部長** 土地開発公社に先行買収をお願いいたしておりますのは古寺中線、いわゆる農免道路から北に土庫川沿いに林口橋まで、中林口の町道までの間を先行買収をお願いしているものでございます。

まず、補助事業として認定をいただいておりますのが、農免道路からちょうど古寺の中央ぐらいにありますお地藏さんまで、タムロ橋というところまでが交付金事業として補助対象になってございます。この間で未買収が3件ございまして、現在も交渉を続けてさせていただいております。立ち退き1件も含めまして、3件まだ未解決の状態でございます。

これは進入路ということで工事にも影響いたしますので、土庫川の堤防部分を利用いたしまして、片側通行で進入可能でございますので、とりあえずは仮橋を設置をいたしまして工事を進めさせていただく予定でございます。

それから、お地藏さん、タムロ橋から北についてはまだ国の方の認可をいただいておりますが、事業計画として町道認定もいただいておりますので、計画的に進めてまいりたいというふうに思います。一部用地を契約済みもございまして、まだこれから古寺区域内を越え

て北にはまだ測量も終わってございませんので、この分も鋭意進めてまいりたいというふう  
に考えております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。詳細の面積等はちょっと資料を持ち合わせてござ  
いませので、ご了承願いたいと思います。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** まず最初に、この数字だけ見ていましてもどの部分のどういうところかという  
ところとか、それから個々の台帳ていいますか、あると思う、収支の台帳あると思うんですけ  
れども、そういうものがないと全体の動きが大変把握しにくい、このように思います。以前  
にはいろんな基金の台帳も資料として議会のときには議会の方に上げていただいていたんで  
すけれども、最近はその資料も全く届いておりませんが、この土地開発公社事業に関す  
るそういう詳細な、また議員だれしもが理解できるような資料を議会に上げていただきたい  
んですがどうか、この点まず一つお聞きしておきたいと思います。

それから、今の寺前議員の質問に関連して質問いたしますが、今未買収の3件について説  
明いただいたわけですが、具体的に一体どういうところの部分でどのような状況で今未買収  
になっているのかという点についても詳細にご報告いただきたいと思います。

それから、今説明にありました仮橋の費用についてどの程度の見込みなのかということ、  
また全体の費用の見込みについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、用地買収の単価についても2,034.01平米の取得した単価、それについ  
てもお聞きしたいと思います。

それから、財産の方の流動資産の方もある程度あるわけなんですけれども、土地の方じゃ  
なくて流動の資産の現金、定期預金の方、これの活用というか、そういう部分についてはど  
のように考えたらいいのかなと思うんですけれども、買収するときはすべて借り入れをして  
買収を進めておられる状況だと思うんですけれども、この活用についてはどのように考えて  
いるのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、今後の見通し、この事業、古寺中線の事業の見通しについてはどのように持っ  
ておられるのかということもあわせてお聞きしておきたいと思います。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** まず、未買収の理由でございしますが、3件あると申し上げました。（12番議  
員「資料の問題先、資料の問題を先。」）資料というのは一筆ごとの明細という意味でおっ  
しゃってるのか。場所、地図だけでいい……はい、もちろんそれはございます。ちなみに1

6年度は11筆買収をいたしまして、4筆を買い戻しをさせていただいております。買い戻しは国の補助金がつき次第その枠内で買い戻しをさせていただきます。お地蔵さんまでの間が補助事業でございますので、お地蔵さんよりも北についてはいましばらく補助対象事業にはなりませんので、長期保有という、長期といいましても補助がつくまでの間土地開発公社で保有をしていただいて、先に事業認可がありましたら買い戻しをさせていただくというスケジュールになるわけでございます。

それから、未買収の理由にはそれぞれ事情がございまして、代替地の手配でなかなか代替地が見つからないというのもございますし、基本的に立ち退きをしたくないという基本的な理由もございます。ただ、町といたしましては事業に当然必要な道路でございますので、何とでもご理解いただくように交渉を今も進めているところでございます。

それから、用地買収単価は平米当たりで3万円ないし3万1,000円でございます。土地によって異なりますが、そのような価格で買収をさせていただいております。

古寺中線の見通しにつきましては、町道の中林口、中広瀬の間までの道路の開通については鋭意進めてまいりたいと思っておりますが、とりあえずはお地蔵さんまでの間を早期に開通をさせたいというふうに思っております。

見通しとしましては、19年度にはお地蔵さんまでの補助事業の認可をいただいている分につきましては解決をさせていただかなければならないということで、現在作業を進めているところでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

**議 長 都市整備部長！**

**都市整備部長** 流動資産の部分でございますが、この年度の部分については使う必要がないだろうという判断の中で行われただけでありまして、別にその資産を活用するときに来たらとございますか、する必要がございましたらそれはそれでその資産も活用することについてはいささかの、別にこだわりも持っておりません。そういう必要がございましたらその資産も使うべきかなという判断をしております。

**議 長 12番議員！**

**12番議員** まず、最初にお聞きした資料が議会の方に提出していただけるのかどうかということについては答弁なかったんですが、それについて答弁を明確にしてください。（都市整備部長「はい。」）いいんですか。1回目の続きを……。

**議 長 都市整備部長！**

**都市整備部長** 冒頭に環境整備部長の方からありましたので、それでいいのかなと判断してお



りましたので。

今、先ほどの答弁のとおり個人の情報が細かいところまで漏れない程度でございましたら、例えばこの場所にこの地積がありますよというぐらいの図面ですとか、通り一遍の私も明細書を持っておりますけども、そういう内容のたぐいでございましたらそれは提出させてもらうことについては何の問題もないと思っております。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** とりあえずその資料をまず出していただきたいと思えます。

それから、先ほど代替地見つからないとか、立ち退きしたくないとか、そういう理由があるということの説明いただいたわけなんですけれども、努力するというのは当然といたしましても、その見通しが今大変不安な状態にあるというふうに認識せざるを得ないんですけれども、この点について今19年度までにやりたいということも説明はされましたけれども、この点についてはやっぱり解決する手だてをどのように持っているのか、この点についても再度お聞かせいただきたいと思えます。

それから、そのお地蔵さんの後、先の方、あれについては補助事業今のところ認可されていないんですけれども、これについてはどういう補助事業として申請をすれば認可されるというふうに見ておられるのか、その先の見通し、それについてももう少し具体的に説明をしておいてほしいと思えます。

仮橋の費用もお聞きしたのが第1回目の漏れていたもので、それについても再度答弁をしておいていただきたいと思えます。

それから、平米当たり3万円から3万1,000円というのは、これは買収される土地が宅地ではなくって農地と思うんですけど、地図がないので、今私も確かな考えでわかりませんけれども、大体あの地形見てみましたら農地、宅地の部分もあろうかとは思いますがけれども、立ち退きも含めて。その辺で、農地であれば一般の市場価格と比べてかなりいい値段だなあというふうに思うんですけども、宅地であればそうでもないとは思いますがけれども、この買収価格の設定について、どのような形で手順踏んで決定されたのか、それについてもお聞かせいただきたいと思えます。

それから、流動資産の方なんですけど、今使う必要がないと、活用する必要があるれば活用しますということなんですけど、その活用の必要性の基準が全くわからないんですけども、その活用する必要があるという、そういう基準はどういう場合なのか教えていただきたいと思えます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 事業の進捗について大変ご心配をいただいております。ありがとうございます。

我々も努力する以外に方法はないというふうに考えてございますが、この新清掃施設を取り巻く道路網といいますのは、やはり広陵町のまちづくりの将来にとって欠かせないものであるという位置づけもしていかなければならないと思います。この地元と交渉を進める中で地域の発展を願うという地域の皆さん方の声もございまして、道路を線を引いてあるだけでは事業としての担保性に欠けるということもございまして、今後、十分都市計画審議会ともお話をさせていただいて、いわゆる広陵町の都市計画の中でこの道路も位置づけてまいりたいというふうに考えております。

土庫川沿いの幹線道路ももちろんなんですが、土庫川から中を越えて県道大和高田斑鳩線までの計画の東西道路もございまして、この道路の担保性も地元から希望としておっしゃっておられますので、このあたりは都市計画道路として位置づけられないものか、今研究を進めているところでございます。こういった作業をする中で、事業として国の方で採択いただけるように進めていきたいと思っております。

農免道路からお地藏さんまでについては、国の交付金事業として認可をいただいております。それ以外の路線につきましては、地方特定道路整備事業ということで起債を発行して、起債の償還を後々交付税で算入いただけるという方法もございまして、急ぐ部分につきましては地方特定道路整備事業という手法をもって進めさせていただいております。林口橋、とりあえずその事業をもって財源手当をさせていただいているところでございますが、交付金事業とのいわゆる交付率の差がございまして、できるだけ交付金事業として採択いただけるように国、県の方に働きかけてまいりたいと思っております。

それから、農地については道路の予定地はほとんどが農地、一部宅地も雑種地もございまして、価格については鑑定をさせていただいて、鑑定に基づいて買収をさせていただいております。以上でございます。（12番議員「仮橋の費用は。」）

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 仮橋は最近ちょっと入札がありまして、700万円から800万円の間に、ちょっと正確な数字は覚えておりません。申しわけないです。

議 長 3番議員！（12番議員「ちょっと待って、まだ答弁一つやってないのがある。流動資産の活用の基準について。」） 都市整備部長！

都市整備部長 基準と申されますが、その基準にないような場合にそういうのを使って緊急に

やろうということを持っているということ解釈いただけないかなと思います。別にその資産を持たなくてはいけないという必要性も余りそう感じてはいないですが、そういう枠の中でおさめられないと、緊急に必要なという部分の場合のために持っているということでご理解いただきたいと思います。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 済みません、ごく基本的なことでお聞きしますけれども、収益的も資本的も予算に比べて決算額が非常に少ないんですけれども、この中身っていうのを少し教えていただきたいと思います。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** 道路整備計画の関係で、全線にわたって交渉を進めるわけですが、担当部局の方から土地開発公社に枠取りをお願いしているわけですが、最大の数字を公社に予算を組んでいただきまして、担当部局はそれに向かって努力をするということですが、そこまで執行できなかつたと。いわゆる必要でなかつたといえますか、交渉が成立しなかつたという部分もございまして、そういう意味で開きが大きいということでご理解いただきたいと思います。

**議 長** 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第15号の報告は終わりました。

**議 長** 次に日程5番、報告第16号、平成16年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告についてを議題といたします。

本件について報告願います。 サービス公社常務理事！

**施設管理サービス公社常務理事** それでは、報告第16号、平成16年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告をさせていただきます。

当サービス公社の平成16年度事業報告につきましては、去る8月19日、公社理事会におきましてご審議いただきましてご承認いただいたものでございます。

それでは、別冊になってございます平成16年度財団法人広陵町施設管理サービス公社事業報告書をごらんいただきたいと思います。

1ページから3ページまでにおきましては、法人の概要といたしまして業務の報告書の様式によるもので、寄附行為の概要、役員に関する事項となっております。説明につきまし

ては割愛させていただきます。

4 ページ、5 ページをごらんいただきたいと思います。

事業の概要及び事業の実施状況でございます。町及び県から管理委託を受けた公園を初め、町道、各公共施設の維持管理、街路樹の補植、プランターへの花の植えつけ等を行い、文化、体育等の振興に努めるとともに、シルバー人材センターと連携し、業務委託方式により積極的に効率的な管理運営に努めました。

次の6 ページは、本年度中の理事会の開催状況でございます。

引き続きまして、財務諸表に移らせていただきます。7 ページをごらんいただきたいと思っています。

サービス公社の一般会計収支計算書でございます。説明につきましては、大科目の決算額をもってご報告申し上げますので、よろしくお願いたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入といたしまして3万6,000円、事業収入では1億823万6,104円でございます。次の補助金等収入では1億412万3,000円でございます。雑収入では263万9,679円となっております。そして、特定預金取り崩し収入といたしまして、19万671円でございます。

以上、当期収入合計といたしましては2億1,522万5,454円となります。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計は同じく2億1,522万5,454円となっております。

続きまして、8 ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の支出でございます。

管理費につきましては9,537万4,172円、受託事業費といたしましては1億803万5,497円、自主事業費といたしましては527万8,034円でございます。特定預金支出といたしまして16万7,000円となっております。諸支出金637万751円につきましては、町への精算返還金でございます。予備費は0円でございます。

以上、当期支出合計といたしましては2億1,522万5,454円となります。当期収支差額及び次期繰越収支差額は年度内精算をいたしましたので、0円となります。

9 ページから15 ページは収支計算明細書となっております。説明の方は省略させていただきます。

また、16 ページは正味財産増減計算書、17 ページは貸借対照表、18 ページは計算書類に対する注記事項でございます。説明の方は省略させていただきます。

以上、公社一般会計の事業報告でございます。

引き続きまして、勤労者総合福祉センターの事業報告に移らせていただきます。

恐れ入りますが、19ページの方をお願いいたします。広陵勤労者総合福祉センター管理運営事業報告でございます。

愛称サン・ワーク広陵の管理運営を広陵町から委託を受けまして、トレーニングルーム、浴室などの健康設備の有効活用、各種研修、会合、スポーツ活動の場所提供や教養文化、技術習得の各種教室の開催により、勤労者を初めとして地域住民の健康及び文化振興の拠点として利用者から選ばれる施設づくりを目指しました。施設運営、事業推進に努めてまいりました。

次の管理運営事業以降につきましては、施設の概要、年間の利用者の状況など、ごらんとおりとなっております。

20ページから21ページにおきましては、各種教室の開催状況及び各種催しの実施状況など、ごらんとおりとなっております。説明の方は省略させていただきます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。

22ページをごらんいただきたいと思います。特別会計1 サン・ワーク広陵の収支計算書でございます。

まず、収入の部でございます。事業収入といたしましては5,459万2,477円、補助金等収入では4,627万4,000円、雑収入では222万259円となっております。

以上、当期収入合計は1億308万6,736円でございます。前期繰越収支差額はございませんので、収入合計は同じく1億308万6,736円でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

支出の部でございます。受託事業費といたしましては9,106万3,103円、自主事業費といたしましては293万8,488円、特定預金支出といたしましては5万1,000円、諸支出金といたしましては903万4,145円、町への精算返還金でございます。

以上、当期支出合計といたしましては1億308万6,736円となります。当期収支差額及び次期繰越収支差額は年度内精算をいたしましたので、0円となっております。

24ページから28ページにつきましては、収支計算明細書となっております。説明は省略させていただきます。

また、29ページは正味財産増減計算書、30ページは貸借対照表、31ページは計算書類に対する注記事項でございます。説明の方は省略させていただきます。

以上、サン・ワーク広陵の事業報告でございます。

続きまして、ふるさと会館グリーンパレス管理運営事業報告でございますが、広陵町ふるさと会館グリーンパレス管理運営受託事業といたしまして町から管理運営委託を受け、町民相互交流、産業、観光及び文化の振興並びに健康増進、女性の福祉向上などの拠点して管理運営を行うとともに、宿泊研修、会議、会食など町内外を問わず幅広い利用促進に努めました。

以下、管理運営事業として施設の概要及び年間一般利用状況など、ごらんとおりとなっております。

33ページは過去3カ年の年度別利用比較及び宿泊利用実績でございます。

34ページにつきましては、宿泊利用の年度別比較の状況でございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。

35ページをごらんいただきたいと思います。特別会計2ふるさと会館収支計算書、収入の部でございます。

事業収入といたしまして4,790万313円、補助金等収入といたしまして2,801万8,000円、雑収入といたしましては314万9,310円でございます。当期収入合計は7,906万7,623円で、前期繰越収支差額がございませんので、収入合計は7,906万7,623円でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして6,668万6,897円、特定預金支出といたしまして1万7,398円、諸支出金1,236万3,328円は、町への精算返還金でございます。

以上、当期支出合計は7,906万7,623円となりました。当期収支差額及び次期繰越収支差額は年度内精算をいたしましたので、0円となっております。

次の37ページから42ページには収支計算書の明細書でございます。

43ページは正味財産増減計算書、44ページは貸借対照表、45ページは計算書に対する注記事項となっております。説明は省略させていただきます。

以上、ふるさと会館の事業報告でございます。

最後に、働く婦人の家の事業報告でございます。

46ページをお願いいたします。働く婦人の家管理運営事業報告書をごらんいただきたいと思っております。

広陵町働く婦人の家管理運営事業でございますが、管理運営を町から委託を受け、働く女

性や勤労者家庭の主婦があらゆる社会分野に参画し、仕事と家庭の両立及び健康で充実した生活が営めるよう、各種講座や支援セミナーの開催や利用者のニーズ把握を目的に一日体験講座を開催いたしました。また、自主グループ育成などの事業運営を行ってまいりました。働く婦人の家の事業活動は、ふるさと会館でございます。また、過去3年間の利用者の状況でございます。

47ページ、48ページは事業の実施状況でございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。

49ページをお願いいたします。特別会計3働く婦人の家収支計算書でございます。

収入の部では、事業収入といたしまして371万7,500円、補助金等収入といたしまして655万5,000円、雑収入は25円でございます。

当期収入合計は、1,027万2,525円でございます。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計は1,027万2,525円でございます。

50ページをお願いいたします。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして891万9,977円、特定預金支出といたしまして9,000円、諸支出金134万3,548円は、町への精算返還金となっております。

当期支出合計といたしましては1,027万2,525円となっております。当期収支差額及び次期繰越収支差額は年度内精算をいたしましたので、0円となっております。

次の52ページから53ページは収支計算明細書、54ページは正味財産増減計算書、55ページは貸借対照表、56ページは計算書類に対する注記事項となっております。説明の方は省略させていただきます。

以上、働く婦人の家事業報告でございます。

なお、57ページ、58ページにつきましては、公社一般会計を初めとする各特別会計の収支計算書の総括表、59ページは正味財産増減計算書の総括表、60ページ、61ページは貸借対照表の総括表、62ページ、63ページは計算書類に対する注記事項、64ページ、65ページは財産目録となっております。

以上、簡単ではございますが、報告第16号、平成16年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業報告とさせていただきます。よろしくご承認いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

議 長 これよりサービス公社事業報告について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6

番議員！

6番議員 まず、サービス公社の部分について質問させていただきたいと思います。

まず、一番お聞きしたいところですが、どの部分で、総括表との比較をしていけばいいわけなんですけれども、いわゆる諸支出金、基本的に還付金あるいは返戻金という理解で話を進めていきたいわけなんですけれども、この一般会計のところでも637万円の返戻金があるということです。減額しているところの部分という、大きな部分というのが町施設で446万円が支出のところでは減っているわけなんです。これは補正予算で減額措置をされているわけなんですけれども、こういうところの部分というのはどういう形で減額になっているのか教えていただきたい。

もちろんこれは結局のところシルバーに直結するところであって、このサービス公社の予算を議論するときに、シルバーの予算と連動させて議論しなければ議論できないわけなんです。再三、毎回ここで要求しているわけなんですけれども、このいわゆる決算あるいは予算も同様なんですけれども、審議する場合にシルバーの部分のことがわからなければできないという認識は持っておられるのか。だから、そのための資料を絶えず出していただきたいというように言っているわけなんです。だから、その部分が本当にわからないと、例えば町施設管理費で支出の部で444万6,000円が補正予算で減額されていると。そして、もちろん収入の部では町から管理されている部分、これは収入の部で7,112万円が収入で入っていると。ところが、ここでも補正が226万7,000円補正をされているというようになっているわけなんです。こういうようなところでサービス公社に、シルバーに委託をするという数字を見れば、委託料のところでしょうけれども、支出の部で、13ページですか、町受託施設管理業務委託料で6,311万一千九百三十何がしかの委託をしていると。これは基本的な部分はシルバーだろうというふうに思うんですけれども、この委託の問題がどのような形で精算されたのかという点では、今回当初予算から今回の過程の中で出てきている問題で、その内容をシルバーの状況を踏まえて議論をしなければできないわけでしょう。シルバーの問題っちゅのは再三議会の中で議論をしてきたわけなんですけれども、この肝心なところでこれができないということであれば、結局はシルバーは町に頼った存在だけでも、議会に報告義務はないという点を再三言っておられるけれども、この問題を議論するのにこの資料がなくて議論できるものなのでしょうか。6,300万円以上の受託費をシルバーに渡しておいて、そしてこの中身についてお伺いしますというようなことを言うわけなんですけれども、これでは時間のむだが生じることは当然です。また、そのことも本意ではないわけですから、私



たちは再三この点について資料をつけてご報告願いたいということを言っているわけなんです。そういう点についてはどのように今なお認識されているのか、まずお聞きをしておきたいと思います。それが第1点です。

それから、理事会の議事録、これを議会に提出しておいていただきたいというように思います。理事会で全体がどのように議論されているのか、そういう点も認識があれば議会での報告の前提として理解を深めることになるわけですから、そういう点も今後この資料とともに議会に設置しておいていただきたい、保管庫に入れておいていただきたいというように思いますけれども、その点についてはどのように考えられるのかお聞きしておきたいと思います。

それから、先ほどの町施設管理委託料で226万7,000円が補正減額されているわけですが、これはどんな内容のものなのか教えていただきたいというように思います。

それから、県立公園で267万8,000円がふえているわけですが、これはどういう内容でふえているのかお聞きしたいと思います。

そして、何よりも先ほどの部分ですけれども、シルバーの方々にとって仕事が月3回か4回しかない、こういうことがたびたび聞かされるわけなんです。巡視員の人は1週間か10日あると。あるいはまた、その他のところでは仕事があるということが言われているわけなんですけれども、このいわゆる予算書から見て過去のシルバーへの委託と現在のシルバーへの委託の状況が変わっているのか。変わっていないとすれば、委託の中でシルバーがどのような状況になって月3回ぐらいしかシルバーでの仕事がないのか。これはそれぞれの班によって違いがあるわけですが、こういうような内容というのは認識された上でシルバーの仕事の状況というものを推し進めておられるのか、こういう点について教えておいていただきたいんです。

これが、要は月3回しかシルバーの仕事がないという状況は、シルバーの目的と、もちろん一番大きな問題は仕事おこしの問題ですけれども、そういうようなところと直結するわけなんですけれども、どのような認識を持って運営に当たられているのかという点もダブリますけれども、お聞きしておきたいというように思います。以上です。

**議 長** サービス公社常務理事！

**施設管理サービス公社常務理事** 諸支出金の問題でございまして、どういうぐあい、減額の理由ということでございますが、これにつきましては町施設の管理委託におきましてはいろいろ害虫等の問題がございまして、効率的な害虫駆除、発生したら駆除するというふうに、今

まで定期的に消毒をやっておいたものを発生時に駆除に回るということで、効率上向上いたしまして、金額面が減少したものでございます。

それから、町施設管理費の減額の理由につきましては、そういうぐあいに適時な消毒を実施ということで回数が減って金額が減少したということでございます。

それから、県立公園の増につきましては、当初予定しておりました10%カットが5%カットで済みましてということで、予想よりも減額が少なくなったので、増額になったということでございます。

それから、公社といたしましてはシルバーの方に効率的な管理運営をお願いいたしております、巡視員の方とそういう庭園の除草作業云々につきましては、面積等時期的な問題もいろいろございまして、適正な配置をお願いいたしておりますねけども、時期的なもの、草、そういう生物的なものにございまして、こういう状況になってございます。（6番議員「理事会の議事録とシルバーの資料。」）理事会の議事録の提出につきましては検討させていただきたいなど、かように思います。

それから、シルバーの資料につきましては私どもの方に届いております資料がございませんので、ご遠慮願いたいと思います。ご勘弁願いたいと思います。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** そしたら、先ほども言ったように13ページの町受託施設管理業務委託料6, 119万3, 430円、これについてシルバーあるいはまたその他、もう一部あるかもしれませんけれども、どのような内容で委託をされているのか。そして、これは各公園ごとの内容があると思います。そしてまた、シルバーにはこれを受けて各班が活動する方向になっていると思うんです。その中身について、先ほど言っているように月3日しか仕事がないという、これは巡視員が10日あるいは1週間あって3日があるという、その矛盾を言っているわけではないんです。要は、シルバー全体の問題として月3回しか仕事がないという部分が何人ほどおられるのか。それを町は容認した形でこの業務委託を発注されておられるのか、こういうところの問題が審議されなきゃならないわけなんです。そういうことが、このところからは出てこない。だから、今資料がないというのであれば、今現在この中身について詳しいご答弁を、時間をかけても仕方ないと思うんですけれども、行っていただきたい。それに基づいて、私はもう2回目ですので、次の方がこの内容について議論をさせていただくと。その中でしっかりとやってください。

そういう形で、いわゆるシルバーは資料提供義務がないと。そして、ここに大半が町の委

託になっているにかかわらず、そういう形で一貫して町には、もちろん総会とかそういうのは後日もらってます。もらってますけれども、現実問題として肝心な問題、仕事量、そして班、そしてシルバーでのその形成過程、これは理事会が決めていることなんですけれども、そういう認識を町がどのような形で持っておられるのか。町はということ言えば、正確に言えば公社がどのような形で持っておられるのかということになろうと思うんですけれども、理事長など町長なわけですから、そういう点ではその実態についての認識はどうかということも再三先ほどからお聞きしているわけなんです。だから、月3回しかないという仕事量の問題について、過去との比較でどうであったのか。いわゆるシルバーの人員がどれだけふえてきているのか、シルバーの人員をふやすためにまだなお一般家庭に募集の働きかけをされているということも含めて、そういう内容についてシルバーはシルバーで独自にそういうことをやっておられるわけなんですけれども、全国のシルバー協会の方針に基づく内容なわけなんですけれども、広陵町では実態としては町がほとんど主体的です。

シルバーから協会に行っている数字は、町から委託という数字はもう出てこないんです。これはご存じですか。いわゆるシルバーは一般向けの仕事をもらっていると、サービス公社から受けてるとい形になってますから。だから、シルバーは仕事量の分布、これは過去の、私今資料は持ってないんですけれども、町から受託という数字はあらわれないんです。一般から受託している内容になってるんです。シルバーの基本的な考え方に基づくそういう内容になっているわけなんで、そんなことも含めて管理公社あるいは町、私はサービス公社というよりも町がどれだけそういう形の認識を持って仕事量と、またその内容をやっておられるのかちゅうことについてご答弁を願いたいと思います。

特に資料はもらってないので、出せないということであるならば、少なくともこの業務委託料の具体的な内容について、私が先ほど言った月3回しか仕事量がない方々はどれだけおられるのか、そしてその発注の仕方について、その問題についての認識はどのように考えておられるのか、具体的にお答え願いたいと思います。

私はこれについてここで議論をする必要があるということ言ってるんですけれども、資料さえあればこれは当然こういう問題について省いた形での議論になるんです。私はシルバーの資料はもらってないし、ここに基本的に出す義務はないということをおっしゃってるから、それであればこの報告書に基づくシルバーとの関連の分を具体的な数字に基づいて議論をする必要があるというふうに言ってるわけなんで、私はここであえてこの問題をやろうという意味で言ってるわけやないんです。そういう点は、シルバーの資料をどうして出てこないの

かという問題の裏返しですので、そのところさえきっちり答弁していただければ、私はこの問題については今あえて詳しい議論をする必要はないというように思いますので、そういう立場で話ししています。これは山本議員も心配しておられることだと思いますので、あえて言及しておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまの寺前議員さんのご質問でございますが、サービス公社からシルバーに委託料が渡されているわけですが、基本的には町が一般会計がサービス公社に出しているところを今度の決算報告でご質問いただいて結構かと思えます。審議ができないというよりも、町がシルバーに直接は出しておりませんが、サービス公社に渡しているわけです。サービス公社は受託をしていますが、シルバーに再委託をしているわけでございますので、それらの価格が適正かどうか、こんなことをそこでご判断をいただきたいと思えます。

今、寺前議員さんはシルバー人材センターが3日しか仕事ないとか、いわゆる収入が少ない、もっと多くやれという、そういう意味だと思いますが、私は町の事業はシルバーを通常より割高に優先的に渡してやれということではないと思えます。今、町はシルバーにできることは競争原理を働かないでシルバーに渡してるということが実態でございますので、この認識をしていただければいいかなと思えます。

今、県から直接広陵町のシルバーさんにどうぞお願いしますとって今まで工事をもらってきたんです。しかし、これではいかん。河合町のシルバーと競争してはどうかと、こういうことになりまして、競争に負けたらまた仕事減ります。第2浄化センターも、管理業務はシルバーにお願いしますということで今まで優先的にもらってた。これが一般の業者と競争してくださいということになって、もうもらうのは難しくなってます。これからは、シルバーも一つの事業体としてやっぱり頑張ってもらわなければ、優先的に守ってやるということではちょっと難しいかと、そんなように思えます。しかし、我々はシルバーの人が働く喜びよりむしろ収入を高めたいと、もっと収入を得なければ我々いけないと、こんなことの申し出でございます。できればシルバーにもいろんな仕事のチャンスを与える。ただ、道路の維持管理や公園の維持管理だけでは競争していくような社会に変わってきますので、現在古寺でつくっていますパークゴルフ場もシルバーの人たちにどうぞ挑戦してやってくださいと。本来は、工事屋は怒ってます。そんなことせんと工事屋になぜ渡さんねやというて、なんでシルバーにだけさすんやと、そんなご指摘もいただいておりますが、なるべく挑戦できるものはやってくださいということで担当者が指導をし、毎日何人来てくださいというよう

なことで実はパークゴルフ場も完成をさせたというふうな経過でございます。いろんな事業にも直接シルバーの人にもつくっていただいて、参加をしていただいております。

また、公園も街路も実はきれいになったんです。きれいになったにもかかわらず、草の生えかけなのにもっと委託を出せというて、もうきれいになった以上出せないわけですから、この点よろしくご理解をいただきたいと思います。

新たな仕事を発掘をしなければいかんわけでございます、公共事業体がシルバーを育成する、これだけではないと思います。民間の事業もどんどん挑戦してとっていただくと、これが大事だと思っていますので、考え方も少々役所育てやなしにシルバーの人自身も積極的に働いていただこうと、そういうように議員さんもお考えをいただきたいなと、そのように思っています。

#### 議 長 14番議員！

14番議員 ちょっと根本的というか、大局的にちょっとお聞きしたいなと思うてます。

理事長である町長さんにお聞きするわけですねけど、町長はいわゆる5年で50人、5億円という、いわゆる削減プランを出しておられます。そこで、私は唯一の広陵町の持つてる外郭団体の一つの組織であるサービス公社、これを今おっしゃるようにいわゆる公務員、本庁でできない、また本庁でしかやってはならない仕事とか住み分けは私以前から言うてるように委託の業務と本庁業務とか、あるいは公務員での業務とのすみ分けということを再三言っているわけでございます。その観点から立って、このサービス公社を施設管理という名前についてはついでますが、今現に幼稚園の先生のいわゆる期限つきの、3年期限つきの人はこちらからのサービス公社からの採用での派遣ということになっておるわけですが、既に。そのことも含めまして、今後サービス公社をどういうようにしていくのか、これ大事な、また違った組織を立ち上げておっしゃる、町の業務の分散なりを効率化を図るといことも含めて違う組織をつくるというのがあるのか、またそれは別として施設管理サービス公社のどういう生かし方を持っておられるのかなあと、こういうことを基本的にお聞きしたいなあ、こう思うわけでございます。

管理サービス、施設管理ということになってますが、施設じゃなしにいろんな意味での行政の中での業務の受け皿という考えた方で考えていくべき時代に来てるんじゃないかなあ、こう私は思うわけでございます。ここで業務の概要とかいろいろ施設管理サービス公社の一応の形は載っていますが、そこに今現在期限つきの幼稚園の先生なりの派遣をしていただいて、そっちで採用してこっちへ送っていただいているという、その業務の内容はここに書いて

てないのかなあというわけで思っているわけですが、今後町長におかれましては今私が言った観点から、施設管理サービス公社を今後どう育成なり、どう活用していくのかということのお考えをお聞きしたいと思います。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいまの青木議員さんの質問にお答えを申し上げますが、私は5カ年5億円の経費削減、50人の削減と大変な数値目標を掲げておるわけですが、職員も十分承知をいただいているところでございまして、これには今議員ご指摘いただきましたサービス公社の有効活用が、大きな役割を果たしてくれるものと思っているところでございます。職員の一定の役場での研修期間も終わりました。そういうノウハウをしっかりと覚えていただいたことと思います。

さらに、国の方では今指定管理者制度、やかましく民間に活用して、民間の力を大いに生かすような制度を今導入を促しているわけですが、本町におきましてはサービス公社のさらなる活用をしまして、経費節減、また住民サービスの向上に努めてまいりたい。今、具体的にどうこうということは申し上げることはできませんが、まとまってもおりませんが、三役きっちりまとまり、新たな機構改革を起こして進めてまいりたいな、そのように思っているところでございます。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** というのは、きのうの選挙の結果で小泉自民党が大勝されました。これに対して、やはり今後地方自治体に対してももちろん地方分権という美名のもとにかなりいろんな締めつけなりが当然出てくるのは覚悟していかならんかなあ、こう思っているわけですが、そこで、たまたまそういう形で町長が先取りされましたか、それは知りませんが、いわゆる施策として5年で5億円、50人というように申し合わせたように、小泉さんとよう似たんなあというところが出るかもわかりませんが、そうであったとしたら結果いわゆる人口が減る町じゃないわけですから人口がふえていく。もちろん高度な住民サービスを要求される。住民ニーズが複雑化され、また専門化されるとかいろいろ出てくるわけです。仕事の量がまずふえるということになるわけや。そしてまた、委託事務をどんどん町に対しては県なり国なりから来るわけですから、そこで本当にきちっと行列のできるような役所が、はやって行列はよろしいけど、仕事の停滞で行列のできる役所ができたら大変なことになると思いますので、そういうことで本当の意味ですみ分けを、仕事の仕分けというのか、業務の仕分け、これをきっちり今後当然もうあしたからでも勉強して、当然しておられると

と思いますが、やっていかなければ住民サービスの低下ということになると私は思うわけですので、小泉さんの大勝を受けて町長も大いにそのことも自覚はされておりますが、本当に具体的にそのことを真剣に対応とするよりも、こっちが本当に何年でやらんなん、5年という削減のもう数字は出てますねから、その意味で町長自身も、また役所、三役はまだできておりませんが、早急につくられると思いますので、大いにそのことを真剣に取り組むということで私はお願いしたいと、こういうことです。答弁は結構です。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** まず、今議論が続いておりますので、その点からまず質問をしておきたいと思えます。

まず、そもそもシルバー人材センターの設立の目的、これはやはり高齢者の皆さんの生きがいづくりということが大きな目的ですし、それについて見失ってはいけない、このことをまず1点指摘しておきたいと思うんです。その上で、どうしていくかという問題はあるんですけれども、今おっしゃったように今後シルバーも大きな役割を果たしてくれるということですが、私はやはり設立の目的を柱にしながら町の方が一方的に都合よくシルバーの方を使うということは、やっぱりやめなければいけないと思うんです。そういう点では、シルバーで働く皆さんの実態を町がしっかりと把握をして、そしてそれについてきちっと町の方も管理の方法について、働き方とかそういうことについてもきちっと助言をし、指導をしていく、こういうことは大変重要なことなんです。たくさんの方が働いておられて、今先ほどから寺前議員も3日とか言ってますが、2日の人もいます。やっぱりそれはコンスタントに働きたいというのはだれしもが思うところで、リズムですから、働く。ですから、そういう点で、言うたら町の方で今後どのような形でその点について指導していただけるのかということをお聞きをしたいと思えます。

それから、競争原理の問題はこれにかかわってくるわけなんですけれども、先ほど言ったように競争原理が最優先になってくると目的が失われてしまいますので、その点は肝に銘じておいていただきたいというふうに思います。

事業の一般の方でやってもらう場合、多分安くなるのは草刈り機でばあっとやっていくから安いとかそういうのがあるかもしれませんが、でも基本的にはやっぱり6,000円の日当てというのは大変安い方なんです。ですから、そういう点も踏まえて本当に喜んで生き生きと元気に一生懸命仕事していただけるような状態をつくるのが、一方では競争原理にも打ち勝つことにもなるわけですから、その点について再度今後どういう形でそういう問

題点の改善に取り組んでいただけるのかをお聞きをしておきたいと思います。

それから、先ほど町の街路などもきれいになったっておっしゃってたんですが、私も本当に当初きれいな町だなあと喜んでいたんですが、やっぱりことしは大変道路の管理が行き届きもう本当に目に余るほどなんです。草ぼうぼうですし、カーブミラーなんかも見えにくいカーブミラーも幾つもあります。ですから、そういう中でシルバーさんの仕事がないと、回数がないということについては大変実態として矛盾を来している。もうつくづく最近思うわけです。今、夏、7月にありましたけれども、6月議会的时候にも全協等でもお聞きしましたようにいろいろな問題点、事項があったということもありますけれども、もうあれから2カ月以上たってるわけですから、まだ解決の兆しがないのかなと大変懸念するところですが、今の状態で私は本当に道歩いていたり、また自動車に乗っていても恥ずかしいなという状況なんです、この点についての解決、見通し、お聞きしたいと思います。

それから、この全体のサービス公社の事業報告書を見ておりますと、県の方の丘陵公園は一定面積ふえたかとは思いますが、全体として仕事がふえてないというふうに思うんです、全体として。ここの5ページまでに書いてる内容、事業の状況とか、あるいは内容、それを見ますと、面積的にも前年度15年度と変わらない。にもかかわらず、職員さんが6名もふえているのはなぜなのか。

そして、働く職員さんなんですけれども、平均勤続年数が前年度は7.7カ月、男子の方、だったのが5年1カ月。全体としても大変短いんです。だから、本当に落ちついて職員さんが仕事に打ち込んでいただける状況がないという状況が見えてくるんですけれども、仕事の量とあわせて職員さんの人数がふえたのはなぜかということをお聞きしたいのと、それから職員さんの勤務状況、どうしてこういう状況になっているのか。お給料体系前聞いたときには町職員に準じるということをお聞きしましたが、それでしたらなぜ定着しないのか不思議でたまらないんです。この点についてもどのようにお考えいただいているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3ページの方の石ヶ谷古墳公園なんですけれども、これは小学校の横の公園なんです、これの利用状況についてどのように認識されているのか。前の議会のときに山田議員が正相の公園について、借地公園、利用されていないから撤去すべきじゃないかという指摘があったわけなんですけれども、この7丁目にあります石ヶ谷古墳公園につきましても、私が見るところでは利用されていない、利用されている形跡はないわけです。それについてどう考えているのか、これはサービス公社の方で答弁すべきじゃないかもしれませんが、適



切な担当のところで回答をお願いしたいと思います。

それから、6ページの理事会に関する事項の中で、「四季」の今後についてということでのような結論を出してこられたのか。後の方にもまた質問しますが、やはりその後については私も心配をしているところですので、どのような結論を出して今どうなってるのかということも報告をしておいていただきたいと思います。

それから、補助金収入なんですけど、これは先ほどの人件費等かかるのかなあとというふう思うわけですけども、補助金収入の方が前年度が4,300万円余りだったところが1億円ということですので、この点についての説明をお願いしたいと思います。

歳出の方で見れば職員手当もちろんふえているんですけども、基本給28人っていうことで1,000万円ほどふえております。ですから、その職員さんの問題。

それから、臨時職員さんも4人ですけども、大分賃金がふえているのは時間が長くなったのか、その辺の実態についても、人数がかなりふえた中で臨時職員さんの賃金もふえておりますので、人数じゃないですが、お聞きしたいと思います。

それから、諸支出金の委託金及び補助金の精算金ということですけども、これについてはどこの部分で余ってきたのか、その辺のところについてもお聞きしておきたいと思います。

それから、17ページなんですけども、ここの中ほどに商標権が資産として計上されているわけですが、今資産の実態について、この商標権の活用とかそういう部分についてどうなっているのか、そういう状況について確認をしておきたいと思います。

それから、最後の18ページなんですけども、基本財産3,000万円は基本的に要るのかな。それで、その上に現金としても658万円とかそういう金額もあるわけですが、この預金等についての繰り越しについてなんですけども、これは金額についてはどのような基準のもとに繰り越し、預金としての繰り越しがあるのかということを知っておきたいと思います。

それから、その一番したのところで商標権、これは取得と減価償却の分です。この減価償却の部分も含めて説明、商標権についてはしておいてください。以上です。

**議 長** サービス公社常務理事！

**施設管理サービス公社常務理事** たくさんの質問をいただきましたので、どれから答えていったらいいんかちょっと今戸惑っております。

それでは、職員の増についてでございますが、職員につきましては平成16年度に、増減の形がございますんですけども、職員を7月採用を実施いたしまして、そのうち2名は一般

会計で計上いたしまして、職員の人件費が増加になったということでございます。職員の人件費につきましては、町の方から補助金収入ということでございます。そういうことで補助金収入がふえております。

それから、6ページの「四季」について云々というところでございますが、昨年末に町といろいろ「四季」の方と意見の食い違いがございまして、その辺の食い違いを是正すべく協議させていただいて、未納になっておったものをことしの5月4日に16年度のお金を全額お支払いいただきまして、その後順調に未納分もお支払いいただきまして、現在は関係の方は良好な関係でやっております。

それから、諸支出金につきましては先ほど寺前議員さんにご説明させていただきましたように、害虫駆除等の効率的な利用、作業ということで不要な支出を避けたと。不要な支出を避けますとお金が余ります。また、公社にも支払いというものが減っております。そういうことと、県立公園の先ほど申しましたカットが5%であったということと、それ以外にもろの経費につきましましていろいろ見直しをかけまして、町も努力されてやっておられますので、公社の方としても経費節減に努力させていただいた結果、収支差額が生じたので、諸支出金として町の方へ精算返還金をさせていただいたと、かようなあんばいでございます。

それから、商標の件でございますが、ちょっとお待ちください。

商標の件につきましては、今現在香芝の方のお酒屋さんにお貸しをしているようなあんばいで、それも余り売り上げが上がっておらないというあんばいでございます。

澤田酒造さんに清酒用のラベル、テープ、テントに印刷ということでございまして、平成16年度使用料はゼロでございます。平成17年度3月末までで7万4,364円ということでございます。

それから、広陵町の社会教育委員会議で公民館運営審議会委員の名刺380枚無料でやっております。それから、瀬南郵便局に通帳に印刷するゴム印に使用をさせていただいております。それから奈良エコロジーの表紙の中に載せさせていただいております。それから、今現在使用ということはそういう形でございます。

それから、減価償却どようになってるかということでございますが、平成16年度分につきましては三菱の小型トラック6人乗りが18万6,000円、それから三菱キャンター130馬力2トンが22万4,510円、三菱キャンター2トンが24万6,170円、スバルサンバーのダンプが13万4,435円、クボタのトラクターが2万2,665円、ダイハツの軽四が10万4,485円。これは申しわけございません。これ残高でございます。

て、ちょっとお待ちください。ごめんなさい。（12番議員「それはいいよ、聞いてないから。」）聞いてない。済んません。（12番議員「現金預金の残高についてどういう基準であるのかということは聞いたけど。」）現金預金の形ですか。それは銀行通帳に3月31日現在の預金の残高になります。

議 長 町長！

町 長 安川常務は質問内容をもう少しまとめていただいて、整理をしている間、私から問われたこととお答えしたいと思います。

シルバーの組織体のことをおっしゃっておられました。役所が都合よくシルバーを使っているのではないかというご質問がありましたが、役所がシルバーを都合よく勝手使いしてんの違うかという言い方なされたと思います。私は、それはやってないです。事前に協議を十分させていただいておりますし、これやんなさいと役所の命令どおり仕事は受けておりません。あこには谷山という課長がおりまして、これは役所から行っているわけです。私どもの部長とよく協議をしながら仕事を進めている。要らん仕事は受けてくれないと思います。十分お受けをしていただく場合は仕事をしっかりと理解をして、そして金額と合ったことでやっていただいておりますし、決して役所勝手使い、都合よく使う、そういうことはやっておりません。

それから、今後の進め方ではありますが、十分協議を今進めているところでございまして、理事さんも先日も私どもお会いをしておりますし、私どもの部長もよく協議を進めているところでございまして、最終処分地も私どもの笠の処分地で一緒に仕事をさせていただこうということで、協議を進めているところでございまして、今つい先日意見一致を見たところでございます。

ただ、これからは仕事の内容がどんどん減るということを理解をしていただきたいと思えます。シルバーもそのようにおっしゃっていますが、消毒の作業が全くなくなります。広陵町内で毛虫への駆除ということはもうできないんです。毛虫は手で一匹ずつとるということになります。果たしてこんなことできんのかどうか心配であります。町内で消毒作業、公園で消毒をする、もうそんなんはやめなさいと国から言われておるわけで、一般の家庭で庭木を消毒してくれと。それはお断りしますということになるわけです。一匹ずつとって来て、はい、わかりましたと、こうなるわけですから、こんなことで果たして街路樹とか、桜の木が植わってあるところは毛虫だらけになるのではないかと思います。ことしがどのようになるか実は見守っていきたくて思っています。もっと残留濃度の軽い、そういう消毒薬の開

発を早くしていただかなければ街路がえらいことになる。公園も大変やと、そのように思います。そんなことになってまいりますと、仕事量が一気に落ち込んでまいりますので、今後はどういう形で進めていくか、新たな仕事の開発についてやっているところでございます。

また、職員の動向でサービス公社に努めると定着性がないという、職員の定着についてご指摘をいただいておりますが、私はサービス公社に勤務をいただく職員は大変厳しい仕事だと思います。役場の公務員は、定年60までしっかり頑張っていこうということになるわけですが、サービス公社はそんなことは申しておりません。もうだめな人はやめてもらわなければいかんわけでございますので、大変厳しい職場であります。それなりに、私どもにおこたえのできるいい職員は、それだけに早く出世ができるというのは語弊がありますが、伸びるチャンスもあるわけでございます。おやめをいただく場合も随分多いと思います。しかし、それが仕事が嫌だから、こんなところは指導監督がきついか、そういうことでおやめいただくのではなくして、ここでの技術知識、ノウハウをしっかりと持って新しい民間で頑張ってください、羽ばたいてください、そういう人たちには私どもむしろエールを送るという立場をとっておりますので、定着性がないというよりも、むしろ社会人を育てているということをご理解をいただきたいと思っております。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** まず、シルバーの今後のこともおっしゃいましたけど、私は先ほどから寺前議員も言っておりますが、月に本当に今の草のよく伸びる時期に2回しか仕事がないとか、そういう部分で言えばそれも実態としたら先ほど指摘しましたように大変草ぼうぼうなんです、特別な事情もあつたらうとは思うんですけども。しかし、そういうような状況の中で働いている人から見ればやはり不定期な、そういう希望するほど仕事ができないし、不定期だしというところであれば、そういう状況にとられてもいたし方がないなというふうに思うので、そういう形で指摘をしたんです。

さらに、今後5年間50人、5億円削減ということの下支えの部分でシルバーさんの方に期待するという発言も先ほどございました。そういうところから見れば、やはり町の意向は大きく影響するという事は必至なんです。それによって、成り立っているのがシルバーですから、だからそういう点では働く個々の一人一人の実態まで目を行き届かせながら仕事の発注の形態なりをしていただくということが、管理する立場としては大変大切な、本当に大勢の方働いておられて高齢の方でもありますし、そういう部分で本当に生きがいになさる方たくさんいらっしゃるわけですから、そこをお願いしたいということをおっしゃっているわけ

ですから、その点踏まえて今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、職員さん、私聞いたのは仕事量が全体としてふえてるっていうのが全然見えてこないんです、先ほどの報告からは。にもかかわらず、なぜ昨年、15年度が11人だったのが、16年度は17人なのかというところがだれから見ても、それこそ今町長が厳しく働いておられるってことを言われましたけれども、それが全く逆の形でしか目に映らないんです、数字を見れば。なので、なぜ16年度に6人もふやさなきゃいけない実態があったのかということの説明してほしいんです。

それと、あわせて先ほど仕事の形態について、本当に定着しないというところで私は大変心配するんですけども、町長は役場の職員さん1年の臨時雇用についてもここで働いたという実績あるいは技術身につけて羽ばたいてほしいとおっしゃいますけれども、今の時代はそんな甘いもんじゃないです、社会の方で。ここで1年働いたから次につなげるかというたらとてもとても難しいのが実態なんです。だから、働く、とりわけ若い層が多いわけですから、できるだけ働きたいという希望を持っておられる方たくさんいらっしゃると思うんです。ここを踏み台にしてという方は自主的にやめていかれるだろうと思うんですけども、そういう点で考えればやはりとにかく厳しくして、役場の職員さんはもう60までここでっていうことでちょっと生ぬるいような言い方されましたが、私は安心してきちっと見通しを持って働けないというのは、余りにも非人間的な働き方だと言わざるを得ないと思うんです。これからの将来の生活考えましても、そんな不安定な中で、厳しい中で仕事をしていけば、本当に心もさいなまれるような事態がおきます。

今、本当に自殺する方が日本でももうどんどんふえているような、とりわけ働いている中高年の方が自殺される方多いわけですけども、だからそういう人間性を追い込むような雇用形態はやめていただきたいというふうに思ひます。

今の職員さんの雇用形態は、一体全体町職員さんと違ってどういう雇用形態になっているのかについて明らかにし、そして本当に安心して生きがいを持って働ける、生きがいを持って働くということが一番のサービスにつながるんです、住民の皆さんに対する。だから、本当にここで骨を埋めようというような、生きがい持って生き生きと働いていただけるような職場に改善すべきだと思いますが、再度その点についてもお聞きしたいと思ひます。

それから、石ヶ谷古墳公園のことについて答弁なかったと思うんですけども、これについては前から指摘してますが、もうとにかくむだなスペースをつくってしまったような状態なんで、改善すべきだと思うんです。ただ、年に1回か2回草刈りをされているだけの空き

地に成り下がっているのが実態なんです。だから、そこをまず認識していただいているのかどうか。認識されているのであれば、どのように活用していこうと考えていただいているのか。せっかく大切な町有財産なんです。むだな活用方法はやっぱり改善すべきは当然平岡町長もお持ちだと思いますので、そういう形での答弁をお願いしたいと思います。

以上、それで結構ですので、お願いします。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 石ヶ谷古墳公園の件でございますが、おっしゃるとおり不自然といいますか、小学校の敷地の中にあるというような公園の形態でございますが、利用を全くされてないというのは、いうんじゃないくて、そらされておられる方はされておられると思うんですが、ただ今の形態でいいのかということでご質問なされたんだと思うんですが、いわゆる小学校の方に開放するとか、いろいろ方法はあると思います。ただ、学校の方の管理の面もございまして、学校から入れるということは外からも学校へ入れるという部分にもなりますので、その辺は担当の教育委員会の方とよく協議しまして、今後の課題とさせてもらいたいというふうに思います。以上です。

**議 長** 町長！

**町 長** たくさんのご質問をいただいておりますが、シルバーの役割というものはもうご承知のように私ども大いに期待をしているところでございまして、今後育成に努めていきたいと思います。特に、高齢者の健康というのは、これはやっぱりすごい立場があるわけでございまして、また働く喜びを感じられている、もう心の健康ということも大事でございまして、仲間づくり、大きな効果がたくさん備えておりますので、今後も引き続きこの育成には努めているところでございます。

先ほど、公社の職員のこともおっしゃっておられましたが、この数値で書いてありますのは町の公社職員をあらわしているわけでございますが、これ以外に常勤雇用職員といえますか、この職員が随分多く雇用しているわけです。この数字には出ておりませんが、いわゆるパートのような形でございまして、もう日々雇用に準じた常勤雇用でございまして、こういう雇用者がどんどんおやめになるということでもあります。非常に厳しい雇用契約をしておりますので、いい職場があればそちらにチャレンジをしているというのが実態でございます。

現況は、こうした状況によって本来の公社職員の増員に数値的にはそう見えているわけですが、実態としては経費節減に努めているというのが状況でございます。いずれにしても、これからも公社職員、またシルバーの課長もおりますし、我々力合わせて頑張っていきたい

と、そのように思っています。

**議長** 2番議員！

**2番議員** 2番の松浦ですけども、単純な質問をさせていただきます。

シルバーの組織体について、私は余りわかりませんでしたが、高齢者の働く場所をつくろう、また役割をしよう、町の方でそういう形なんですけども、今共産党の方からも話し出ておりますように、中の内容ははっきりさせていただきたいですけども、多分高齢者のシルバーの方々は60歳から65歳以上になると思うんですけども、この個人情報保護の問題もありますけども、生活状況というのは把握しておられますか。

というのは、やはり年金をいただいて6,000円というお話をされてますけども、本当に自殺をせんなんとか、そういうような形の問題でもないと思います。やはり結構な生活をしながら、シルバーの仕事をもちながらやっておられる人、これはもう働く場を与えるということは本当にいいことなんです。だから、人数を月に3回とかというけども、その人たちを満足さそと思うたら求募もして人を集めなくてはいけない。そうすると、集めますとふえてくれば月が3回のやつが2回にもなると思います。ところが、私の聞きたいのはその人の、会員さんの状況を把握しておられるかということなんです。それで結構ですけども、お願いします。

**議長** 町長！

**町長** シルバーの会員になる場合は、会員の申込書があるわけでございまして、この場合には生活状況、健康な体かどうか、いろんな実態を申し込みの中に書いてあるわけでございまして、ただそれで申し込みを許しておると。集団的な病の発生するような、そんな人はだめでございまして、体がもともと脳梗塞あるとか、そんな人は書かないと思います。悪い状況は書かないと思いますが。また、そのときは健康であって、その後1年勤めて調子悪なったという場合でも、申し込みの内容を変更しないわけです。ですから、健康の状況、家庭の状況は申し込んだ時点しかわからない。そして、仕事をしていただく場合はその調書をいつも見ながら仕事を渡してるかどうかというところではないわけでございまして、単なる申し込みのときに把握をしている。その把握によって仕事の場所を変えたり、給与を変えたり、そんなことはしていないと思います。実態としては、単なる形式上とおるわけで、生活状況の悪い人、悪い人というところと所得の少ない人は確かに私ども一緒に研修とか参加させていただきますと食べていけへんねんと、これではだめやと、もっと給料をくれというようなこと、これはもうずばりおっしゃる人はあります。ここは所得の稼ぐところではない。食べて

いけなかったらもっと違う仕事を選びなさいと、こう言うんですが、また息子に無理言いなさいとか、いろんなことを私言っております。あなたを支えるために、80の人を役所抱えられないということを申し上げているわけございまして、しかし現実に今共産党の議員さんおっしゃるように3日ということもおっしゃっているわけで、もっとくれと、いや、3日でもいい、これで喜んでいるという人も中にはおられるわけございまして、いろんな意見は私ども聞かせていただいて、ちょっとでもふやすような努力をしているのが事実でございます。（2番議員「わかりました。終わります。」）

**議 長** これで質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。午後1時30分から再開いたします。

（P.M. 0：03休憩）

（P.M. 1：40再開）

**議 長** それでは、休憩を解き再開いたします。

これより広陵町勤労者総合福祉センター事業報告について。質疑ございませんか。 6番議員！

**6番議員** 利用検討委員会が開かれて、その中身についての報告が結局この決算でないんです。だから、一番大事な雇用事業団から譲り受けた施設、あるいはまた全体の施設についての利用という問題について議論を重ねてきているにもかかわらず、そういう一切その話がないという点では決算に伴う成果について、この部分にどういように認識されているのか疑問に思うところであります。

そういう点で一つお聞きしますけれども、利用検討委員会での議論はどのような成果を持っておられるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それから、最後のところで、総括のところでもう一回言いますが、そのところと、それからシルバーとかそういう問題は最後のところでもう一回言います。それを質問します。

**議 長** サービス公社常務理事！

**施設管理サービス公社常務理事** リニューアル検討委員会ということで昨年度16年度の7月に論議されております。その内容につきましては、今後の施設を、町に買い取った後の施設をいかに有効に利用するかということで議論をされております。施設の内容については住民本位、地域本位ということと、従前からご利用いただいている方の取り扱い等にどのようにしていくかということとをされておりますが、まず町内外の料金の格差とか、そういうものを検討されておりますが、今後の課題ということで現在検討を続けてるところでございます。



議 長 6 番議員！

6 番議員 利用料が 227 万 1,000 円減額になっているということですね。その原因は何なのかという問題もあわせて聞いておきたいんですけども、これ工事した期間があったんですか、この 16 年度は。そういう内容も含めて、要は 16 年度の当初のこの問題を議論したときには、利用検討委員会で検討してより地域に密着した利用形態を目指していくと。それはどういうことかといえば、やはり広陵町になれば広陵町の住民が使いやすい、そういうものにしていくっていうことは必要なわけで、アンケートもとられたわけでしょ。だから、そんな問題含めて大事な財産を積極的に活用していくと。サービス向上のためにここに 2 人か 3 人の職員を配置したわけなんですから、だからそれにあわせてやっぱりサン・ワークというのは北校区にとっては本当に身近な施設になっているわけなんですから、こういうところについての利用者のアンケートをとり、また検討委員会もつくったわけですから、これこそ町長が言うように長い時間かけて議論するんじゃなく、もっともっとスピードを上げてより北校区の住民にとって利便性が図られるような施設にしていくということがなけりゃならないと思うんですけども、その点では余りにもずさんな経緯をたどってるのではないかというように思うわけですが、そういう点についてお伺いします。

それと、この問題で言えばサン・ワーク及び図書館等は町長の目玉であったサービスカウンターですか、が行われているとこなんです。土、日には利用できない理由について、コンピューターは稼働できるけれども、いわゆる個人の情報を管理する責任者が配置できないと。そういう点では土、日について利用が難しいというような議論をしてきたわけなんですけれども、さすればそれにかわるサービス向上については土、日も含めて一層進めていくというようなことを答弁されてるわけなんですから、そういうサービスカウンターの土、日の活用の問題っちゅのはそういう意味では役所ではないわけなんですから、町長の言うそういう立場に立てば追求しなきゃならないサービスの一つだと思うんです、あいてるわけですから。そういう点での活用という問題についても議論がなされてきたのかどうか、そういう点についてお伺いいたします。

議 長 サービス公社常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 まず、1 番目の利用料の減収についてということでございますが、昨年度近隣にトレーニングセンター的な施設が新庄、香芝の方にできまして、そちらの方にお客さんをとられたということございまして、リニューアルの方においてもそういう方面の充実をどのようにするべきかということを検討させていただいております。

それから、利用の拡大についてもいかに北校区を含めて周辺住民の方にはいかにうまく利用していただくか、その利用活用の方法についても現在検討を進めておるところでございます。

それから、サービスカウンターの件についてでございますが、現在ホストコンピューターが土曜、日曜にとまっておりますので、住民票とか印鑑証明等の内容については今は発行されておられませんけども、いろんな利用料、水道並びに税金等のもろもろの納付については土曜、日曜においても、時間外においても受け付けはさせていただいております。以上、終わります。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** レストランの方の利用実態が、昨年の決算までは3年間分出ていたんですけども、16年、この決算では出ていないので、利用の状況について報告していただきたいと思っています。

それから、先ほどの寺前議員のサービスカウンターの土、日の活用なんですけれども、結局は本庁の方でコンピューターの方で受けるという職員さんがいないからということだと思っておりますけれども、これにつきましては今仕事も大変で、仕事もふえている中で大変だとは思っておりますけれども、休日の交代制とかいろいろ工夫しながらもできる余地があるのではなかろうかというふうに思いますので、そういう検討をしていただけるのか確認をしておきたいと思っております。

それから、以前から何回も取り上げているんですけども、この講座の方でパソコン習われた方が、講座が終わった後にやっぱりトラブル起きることは多々あると思っておりますけれども、そのトラブルに対して電話でアドバイザーというか、そういう人を置いてる近隣自治体があるので、検討してほしいことを何回もお願いして、検討するというのを繰り返し答弁いただきながらまだ実現していないんですけど、これはもう本当に効果的なんです。もうパソコン使ってて、私たちもメーカーとかにも聞くんですけど、込んでいてなかなかだめだったり、大変高い有料だったりとかいろいろありまして、本当にそういう形で置いていただくと曜日限定しても、週に3日とかであったとしても助かる人が多いんじゃないかと思っておりますので、これはもうそろそろ結論出していただきたいと思っておりますが、それについてご答弁をお願いしたいと思います。

それから、いつもこれも言うんですが、雇用促進に関する事業というところがいつも薄いんです。随時提供していますということなんですけれども、ちょっと可能かどうかまだ確認してませんが、今インターネットで雇用状況も見れるところあると思っておりますけれども、失

業されたときに、センター行かれたときにはそれ見てくるておっしゃってるんですけども、そういうところと関係プレーしてそういう情報を提供できないものか、また適切なアドバイス専門にできる人の配置は曜日限定でもいいんですけども、週に1回でもいいですので、そういう方を置けないかどうかということもお聞きしておきたいと思います。

それから、先ほども職員さんの数を質問したわけなんですけれども、このサン・ワーク広陵におきましては、15年度決算ではこの25ページで見ますと16年度は職員基本給が8人なんです、昨年度、15年度は3人なんです。それに伴っての町の補助金も大幅にふえているということなんですけれども、これは別に前事務局がグリーンパレスの方にあったのが移動したこともあります、それは正規の庶務の方の職員さんの異動であって、サン・ワークの職員さんをふやすという、そういう内容ではなかったかと思うんですが、なぜ今回も見てみますと講座の方で人数がふえているというわけでもなくて、講座数がふえているというわけでもなく、そういう中で特に浴室のイベントなんかは減ってるんですけど、利用者が大分、1,000人ぐらい。どうして5人も職員さんをふやさなきゃいけなかったのかということを理解できるように具体的に説明してほしいと思います。

**議 長** サービス公社常務理事！

**施設管理サービス公社常務理事** レストランの利用実態の報告ということで、今年度ないということですが、これはレストランの方もいろいろ財政的な問題ございまして、利用レストランの利用人数の把握までできなかったということを聞いております。把握ということで、利用人数についてご報告を、調査をしていただくようお願いいたしましたんですけども、別途にその人数をはかる人が要るということで、ちょっと堪忍してほしいということでございます。

それから、講座後に対するアドバイス、パソコンなんかの講習のアドバイスについてですけども、講師の担当の先生をお願いいたしております。そちらの方で対応していただくようお願いいたしております。

それから、雇用促進についてでございますが、インターネットに入れて云々ということでございますけども、うちの方でそういう形をとる方法よりもハローワーク等に出向いていただいて、的確な情報をいただいたらどうか。現在、桜井と高田からの一般職員の募集並びにパートの募集の件については、資料をいただいて絶えず情報の更新をさせていただいております。

それから、職員の数でございますが、先ほど町長も申しておられましたように、し

っかり働く職員については試験をいたしまして正職員に登用させていただいた関係上、臨時職員から正規の職員3名に登用させていただいて、結果職員の方がふえております。以上です。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** サービスカウンターのことでお尋ねをいただきましたので、私の方からお答えをいたします。

住民のお立場に立って便利になればというご意見ごもっともかと思いますが、やはり大切な個人の情報、そしてまた費用対効果の問題いろいろ考えたときに、もう少し十分な検討をすべきかなあと、担当者としては考えております。以上、よろしく願いをいたします。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** パソコンの方で講師をお願いをしているということですが、それは講師の個人の善意に頼っているということですよ、恐らく。どういうことなのかな、役場にその講師の人が来てもらって、電話で相談とかの受け付ける時間をとってるといったことなんですか。その辺がとてもあいまいなんですけども、それであればそれできちっと別に講座制だけじゃなくっても町民の皆さんが相談できるようにしてもらったらいんじゃないかと思うんですが、その実態について確認させていただいて、私が要望してきているのは例えば1週間に月、水、金、3日なら3日何時間か、やってみての都合もあるでしょうけれども、そういうパソコンの使い方についての相談を受けますよっていう形で、きちっとそういうサン・ワーク広陵の中で座っていただいて電話で対応していただくということを言うてるわけで、そういう形態を。だから、講師の方がされているのはそれとちょっと違うんじゃないかなと思うので、ただパソコン講座の中で教えてもらったり疑問に答えるのは当然の話であって、そういうことを言うてるわけじゃないんです。あるいはまた、講師の方が善意で自宅の方に電話してきていいですよと言われると、これまたちょっと本当に講師の方大変ですし、ちょっとその辺の実態もわかりませんが、その辺明確にして再度答弁をお願いをしたいと思います。

それから、最初の、今後改善していただくということですが、レストランの方の利用人数の把握ができてなかったということは、本当に協力関係がまだ確立できていないなって心配するわけです。ですから、そういう部分で大変努力していただいているんですけども、今後そういう不安が起きないような形でやはり信頼関係をやっぱり再構築していただくと、努力していただくということを、これはお願いにとどめておきますが、お願いしておきたい

と思います。

それから、職員さんの問題ですが、しっかり働く臨時職員さんがおられてプラス3名を正職員さんにしたということなんですけど、私はやはりそういう雇用形態ってちょっと、筋通っているようで逆におかしいなと思うんですけども、サン・ワークならサン・ワークで何人の正規の職員さんが必要だというやっぱり枠がまずあって、それに見合った雇用をしていくというのが当然だと思うんです。でないと、大変情緒的な採用になっているというふうには思わざるを得ないんです。本当によく頑張ってる職員さんが正職員になっていくっていうのは本当に喜ばしいことではあるんですけども、その物差しどうやって試験をなさっているのかどうかも含めて、やっぱりちょっと不透明な状況が思うわけですが、その辺のそしたら正職員さんにされる過程について、どういう評価の中でどういう試験したのかどうかも含めて正規の職員さんになったのかということをやっぱり私たち議会、そして住民にも納得できるような形で説明してもらわなきゃ困ると思うんです。

その説明をまずしていただきたいし、それから今後採用形態としたらやっぱり定員の枠、どこだってそうなんです。枠をつくって何人必要だからということで募集してきちっと採用してもらいたい。こういう形に改善すべきだと思いますが、それについてもう一回答弁お願いします。

それから、3人正規にしたとおっしゃいましたが、人数的に言えばまだ2人ふえてるんです。3人と8人ですから5人だからあと2人まだどういう形で正規の職員さんになられたのかなというふうに思うんで、その人数の説明も不十分でつじつまが合っておりませんので、そこもきちとなぜ3人から8人になったのはそれぞれの状況について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、お給料の方なんですけど、先ほども言いましたが、前は町職員さんの給与体系に沿ってということだったんですが、給料の方見ると相当低いなと思うんですが、この給与体系についても明らかにしてほしいんです。ですので、これはぜひ資料でその給与体系表を提出していただきたいと思います。お願いします。

**議 長** サービス公社常務理事！

**施設管理サービス公社常務理事** パソコンの使い方の相談ということについては、講座を受けておられる方についてはそのフォローということで講師の先生にお願いいたしておりますが、その講座に対しての質問等先生の方で受けておられる。その講座の時間とかいろんなときに持ってきていただくとか、宿題とかという形でやっておられると思います。

それから、今言う、松野先生の言われておられますパソコンの使い方の相談云々については現在考えておりません。

**議 長 町長！**

**町 長** パソコンの問い合わせあった場合の対応の仕方ではありますが、実は職員も初級とか中級とか、その程度のパソコンの研修でございます。広く町民の皆さんに知っていただくという催しをしているわけですし、プロを養成してんのではないわけです。そのくらいのクラスでありますので、職員も一緒にお世話をしながら、そのくらいの知識は十分持っているわけです。ですから、お客さんの対応は十分職員でできるはずでございます、今常務はそんなんしてないとかというようなことを言ってましたが、やっぱりそれは答えてるんです。アドバイザー雇わなくてもそれは答えております。我々役所でも広くやったときもありますが、お客さんの電話にはその担当者へ回して質問にはお答えをしているつもりです。ですから、そんな身もふたもないような対応の仕方はしておりませんので、これからも職員がやっぱりそういうように積極的にアフターケアをしっかりせないかんと思います。そのように私から指導をやります。

**議 長 サービス公社常務理事！**

**施設管理サービス公社常務理事** 職員の採用については、先ほどの2人については先ほど終わりました一般会計の方で2人を採用いたしております。それについては研修ということで役場の方へ派遣して研修させていただいております。

それから、試験の方につきましては役場の方で委託いたしまして、役場の方で公正な試験を実施させていただいております。その試験によって正規の点数、合格点をとった人を採用いたしております。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** 職員のことに関してでございますので、少しつけ加えてご説明をさせていただきますと思います。

なるほどサービス公社事務局がサン・ワークに行った関係で、そういった職員はグリーンパレスから正規の職員も勤めておりますので、比較いたしますとふえておりますんですけども、正規の職員の増員とともに異動によるそうした数字的な増加、全体的にサービス公社の職員は既に新規採用もやっておらないという状況でございますので、総じてサービス公社、働く婦人の家、そして事務局、サン・ワーク、グリーンパレス、そういった全体の人事総数で比較をしたら、ほぼそんなに増減がないというふうに理解していただきたいと、このよう

に思います。（12番議員「決算の報告書が、去年の報告書が3人だったのが、今回8人になってるから5人も何でふえる。」）だから、今はサン・ワークのいわゆる決算書を見ていただいておりますね。したがって、事務局がそうした関係でグリーンパレスの事務局のあった時代からサン・ワークの方へ事務局が移設しましたので、そういう決算数値としては上がっておりまして。片や、グリーンパレスの方の人件費については下がっているというふうには確認させていただいておりますけれども、そうした事態についてちょっと私の方で基礎資料等が手持ちに持っておらないので、内容的には基礎数値をもう一度、サービス公社の基礎数値、去年とことし比較検討いたしまして、どこでどういうふうになっておるか調べてみますので。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 昨年度の決算、ことしの決算比較いたしまして、どこで増減しておるか、委員会の方でまた報告させていただきたいといたします。

それから、給与条例につきましては一般職の給与条例で準用しているということでございますので、初任給等は同じでございます。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** よろしいですか。（12番「はい、どうぞ。」）先生のお許しを得ました。

サン・ワーク大変、本当にもう大分たって定着もし、いわゆる広陵町の目玉施設と、こう思っております我々北校区の近隣のものもかなり喜んでいただいておりますのでございます。

そこで、町の単独施設ということになりまして、以前からリニューアルをして、もちろんハードもソフトも考えていきたいということもお聞きしていたと思います。そして、地場産品の販売の云々とか、もうちょっと活力をつけてリニューアルしていったら、それでまた町民の、いわゆる広陵町民の本当の意味での活用場にしていきたいと、単独施設だということでお聞きをしております、いろいろ協議会か検討委員会も通っているいろいろな話がありますが、いまだ余り運営形態であり、使用料の問題とか、どこまでリニューアルにつけての出発がいつごろから単独施設として出発されるのか、いまだ見えてないように思いますので、その点どの辺まで行ってんのか、一つお聞きしたいといたします。

**議 長** サービス公社常務理事！

**施設管理サービス公社常務理事** リニューアルの件につきましては、現在施設の内容を含めましてリニューアルすべく北校区の住民さんはもちろん町民の皆さんにもご利用いただけるような施設に、愛されるすばらしい施設にすべく現在いろんな関係機関とご協力願って検討し

てる最中でございます、今現在駐車場の問題について現在検討を進めてる最中でございます。

また、施設の内容につきましても速やかに検討結果を出していきたいなど、かように考えております。もうしばしのお待ちをよろしくお願ひしたいと思います。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** もうかなりいろいろ以前からそういうことで研究も協議もされてると思いますが、一体いつごろ、大体いつごろという、もうわあっと協議していろいろなにして、それからでき次第やりまっさというのか、大体いつごろからこうしたいとかというその期日っちゅうのかなあ、そんなん全く想定もしやんと成り行きでいこやと、こういうようにやるわけですか。今現在そういう委員会が今活用しているわけ。いや、それをきちっとしゃんな、何や研究させてます、前向きでどうですそれはよろしいねけど、ずうっとそればっかしやってんのかなあと、こうなるわけや。というのは、利用者においても町の単独施設になったということをもう広陵町の町民の皆さんかなりそういうことをよう知っておられますから、そこでリニューアルしてもっと町民の皆さんの利便性のある施設にやりたいんだということも私も言うてましたし、言うてる私かていつからしてくれはんのかなあと我々は、私自身も全くわからないという状態ですから、そこを所長、一体いつごろからまででもう変えていくという期限あんのかないのか、どうでんの。

**議 長** 町長！

**町 長** 私からお答えさせていただきたいと思います。

青木議員おっしゃるように、サン・ワークは雇用促進事業団の補助を受けてスタートをした。ところが、この機能が十分でなく、国の方から崩壊をして町単独施設に変わったわけです。しかし、雇用促進の基本的な条項については、引き続いて町の方向でさらなる施設利用をしてくださいということになっておったわけです。いち早く私どもはどんな利用にするかという民間の意見を聞く機関を設置をして、いろいろとお考えをいただいたところでございます。あの施設は若い人、いわゆるスポーツ、そしてまた高齢者の福祉、そして一般の部屋貸しという一つの利用もしていただいているわけで、多機能な施設でございます。

今、浮上しておりますのは、地場産品の即売場、いわゆる道の駅のような施設利用を果たしてはどうかと。こうしてお客さんを多く取り入れて町の特産品をうまく販売できるような、そして人を集める、そして集めた人たちをその施設でお使いをいただくような、そんな機能を考えているわけでございます。ここで浮上しておりますのは、清掃センター関連で広瀬地



内で道の駅構想が実は打ち出しておったのでございまして、今日まではここで広瀬でやってほしいと、我々もやるんだというようなお話も進んでおりまして、ここでは話を進めているところでございます。

また、農協さんが南支所でこういう即売施設をつくりたいというようなこともございました。町内で3カ所が実は浮上したわけでもございまして、3カ所とも実現をしますといずれも競争しますと大変ですので、できれば1カ所にまとめてはどうかというのが今農協さんもそのようにおっしゃっているのでございまして、広瀬の地元も我が地域でやってもらいたいかというようなことも申されておりました、我々は補助の受けやすい、地域の活性化のためにどの場所でやるか、どの場所で道の駅のこのような産品機能を果たすかどうか、こういうところを今調整をいたしているところでございます。基本的には、補助金を受けて施設整備をしたいという思いがありますので、今関係機関と調整をしてみると、そんな状況でございます。

サン・ワーク広陵につきましても、名称そのものからも考えて新しいイメージでやっていかなければいけないので、職員ともども一生懸命みんないい知恵を出していただいているところでございまして、ちょっと遅いやないかと言われりゃもうまことに申しわけないところでございますが、それぞれ職員も今いい考えを、また先進地を見ていただいて研究していただいていると、そんな状況でございます。

**議 長** ないようですので、次に移ります。

ふるさと会館働く婦人の家の事業報告、質疑ありませんか。 12番議員！

**12番議員** 担当の方かわられたらぜひそういう課題については引き継ぎをしっかりと行ってほしいと思います。ちょっとさっきの件について感じたことですので、今後よろしくお願いたします。

それと、質問の方なんですけれども、最後のところの方で繰り越しの方、現金預金の方が1,569万6,371円、それからこういう部分でかなりの残高が出てるんですが、前のサン・ワーク広陵でも1,000万円超えていました。こういう部分についての黒字部分、これについてはどのように考えていただいているのか。やっぱり一人でも多くの方が気持ちよく過ごしていただくためのサービスに充ててくという考え方は基本的にございます。また、管理費の負担が、町の負担がふえてきているという点に対しては、その補てんという考え方もあります。ですので、これを今の状況の中で1,500万円を超える現金預金があるということについては、私はもっと有効活用すべきでないかと思うんですが、この点についての考え方を1点聞いておきたいと思います。

議 長 サービス公社常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 44ページの正味財産合計1,614万4,077円のお金についてのご質問だと思います。この金額につきましては、有効活用という形で進めていくという形が必要だと思いますが……。 (12番議員「また後で相談して。もうちょっとしかないから。」)

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 いわゆる諸支出金の諸費1,236万4,000円と。いわゆる委託金補助金の精算金という決算を打っております。基本的に、町財政といった観点からそれぞれの運営につきましては当初は補助事業として町の一般会計から各そうした関係補助金として繰り出しをいたしております。これにつきましては、ご指摘の2つの考え方がございます。当然、その運営として剰余金としてその会計で運営していく場合と、あるいは年度年度で町一般会計と相殺の上運営経費についてはやはり利潤をゼロといった形で精算をしていただく方法、こういった方法があるんですけれども、現在のところは年間の運営経費について町負担が伴います。そして、経費の節減によって精算金として剰余金が出た場合はお戻しいただくと、こういうシステムを採用しておりますので、各会計ともその運営につきましては収支ゼロというふうな決算数値を打たざるを得ないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと、かように思います。

議 長 サービス公社常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 濟いません、ちょっと先ほど質問詰まりまして、お答え詰まりまして申しわけございません。

先ほど言っていました1,614万4,077円につきましては、未収金等資産の部分のものでございますが、未払金として1,614万4,077円ということで、収支ゼロとなっております。

議 長 以上で質疑を打ち切ります。

これで報告第16号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後3時から再開いたします。

(P.M. 2 : 24 休憩)

(P.M. 3 : 00 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程6番、報告第17号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第1号)の

専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** それでは、平成17年度広陵町一般会計補正予算の第1号についてご報告申し上げます。

議案書の5ページでございます。

本件につきましては、昨日執行の衆議院議員選挙に伴う経費につきまして、8月8日の解散を受けて8月9日付専決をさせていただいたものでございます。今回の執行経費につきましては、歳入歳出それぞれ1,348万1,000円を追加させていただきまして、総額121億7,348万1,000円といたすものでございます。

内容でございますが、9ページをごらんいただきましたと思います。

補正額1,348万1,000円の内訳といたしまして、報酬と職員手当等、いわゆる人件費で609万6,000円の補正額でございます。報償費といたしまして、謝礼21万円でございます。需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、事務費といたしまして、587万5,000円という数字となっております。備品購入費につきましては、130万円という形で補正をお願いしたものでございます。

いずれも8ページの衆議院議員選挙委託費で県支出金として、財源として補助がなされるものでございまして、数字的には1,292万9,000円を受け入れる予定をいたしております。

なお、委託金の確定につきましては多少の調整額が生じるものと思われまので、16年度の歳計剰余金55万2,000円を充てたいというふうに考えております。確定いたしますと、収入、支出は同額で執行経費は精算をさせていただくものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます、報告にかえさせていただきます。以上でございます。

**議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

**12番議員** 少しだけお聞きしたいんですけど、期日前投票の方で管理者報酬もありますけれども、この人数が前と比べると大分ふえているんですけども、そういう人数の議論もあつたと思いますが、以前に。今回、直接投票するような形になるのでっていうところもあるとは思いますが、かなり大勢の方だったんですけども、その人数についての基準、どうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ポスターの掲示場所なんですけど、改善をしていただいたというふうには思いますが、なおかつ集中的にあるようなところと、このあたり全然ないなというところもある

と思うんです。南1丁目なんかは全然なかったと思うんです。そういう状況もありますので、またバランスの方は再度見直しをしていただけたらと思いますので、その2点をお願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 期日前投票の件でございますが、前回の予算と言われましたら町長選挙が近々の選挙でございました。あれの期日前投票は4日間でございます。現在の衆議院議員の期日前投票は11日間執行させていただきました。したがって、当然シルバー人材センターから雇用した人数は変わってまいります。そういうことでご理解いただきたいと思います。

もう一点でございますが、掲示板のバランスの問題ということでございますが、これは選挙管理委員会によくご相談申し上げ、今後決定してまいりたいと思っております。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 私、期日前投票の部分で質問したのは延べ人数の問題じゃなくて、その当日にたまたまちょっと通ったときに6人か何か大勢座っておられたんで、6人もたくさん狭い部屋でおられて、狭い部屋ですから投票される方も投票しづらいという意見もありましたし、その辺で人数が、前不在者投票って言われてた時代にはそんなに人数いらっしやなかったと思うんですけども、それで本当に投票箱に入れる投票になったからふやされたのかなという気はしないでもないけども、なぜちょっとそんだけいるのかなというのが疑問に思ってるんです。ただ、それと狭い部屋なので、投票しにくいということも意見としてありましたから、両面からまた検討していただきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 今回の選挙につきましては、3種類の選挙がございました。入り口には3人の職員を配置いたしました。そして、シルバーから雇用させていただいた期日前の立会人、これ2人を配置いたしました。そして、並んでおるのが、次が選挙投票管理者でございます。そして一番奥、比例代表の職員を配置いたしました。したがって、先ほどおっしゃっていただいておりますように計6人になると、こういうことでございます。（12番議員「いやいや、だから狭い部屋の改善を検討してくれないものかということをお伺いしてたんです。」）

**議 長** 総務部長。

**総務部長** 選挙の内容に従いまして、町長選挙の場合、そして今回の3つの選挙の場合、そういったものを今後吟味いたしまして、検討を重ねてまいりたいと思っております。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第17号の報告は終わりました。

議 長 次に日程7番、議案第59号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第59号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の改正についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、条例の中で引用しております水防法の法律が改正されたことに伴います条文の繰り下げでございます。水防法の改正内容といたしましては、3点ございます。一つ、水防団員に対する退職報償金の支給が確立されたこと、2つ目、第10条での洪水予報、水位通報などの内容が独立した条文となり充実されたこと、3つ目、新たに水防協力団体の指定や業務などの条文が設けられましたことから今回の改正の運びとなりました。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。今回の改正の第45条、第25条の内容には旧の条文と変更はございません。

以上でご説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に日程8番、議案第60号、平成17年度広陵町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第60号、平成17年度広陵町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の12ページでございます。

今回、歳入歳出それぞれ900万円を追加させていただきまして、歳入歳出総額を121億8,248万1,000円といたすものでございます。

歳出の方からご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。项目的には2件でございます。

社会福祉費の介護保険費でございます。介護保険の制度改正に伴いますシステムの改修経費といたしまして、電算委託料200万円を計上いたしております。

そして、消防費でございますが、消防施設費として防火水槽の設置工事、かねてから計画

中でございました百済地区の防火水槽につきまして協議が調い、今回の補正に計上させていただきます。700万円でございます。

その財源でございますが、戻っていただきますと16ページに財源を記しておりますが、まず民生費の国庫補助金といたしまして介護保険の事業費の補助金として54万円、そして防火水槽の補助金で261万8,000円の国庫補助金を計上いたしております。

そして、町債でございますが390万円、そして残る一般財源でございますが、平成16年度の歳計剰余金で充てたいというふうに考えております。194万2,000円でございます。

それから、各表のご説明を申し上げたいと思います。

まず、13ページには地方債の補正、防火水槽の増設に伴います補正前、補正後、390万円の増額でございます。

そして、14ページの左に掲げます第3表の繰越明許費でありますけれども、今回新清掃施設関連事業であります百済赤部線道路整備事業、いわゆる古寺橋でございますが、今回仮設道用地交渉中に時間を要しまして、所定の工費を設定し、そして契約完了後に直ちに議会の審議に付したいと思っておるわけでございますが、何分にも工期が年度を超えることも予測されるものでございまして、今回繰越明許費の補正をお願いいたすものでございます。

その下の古寺中線の整備事業につきましてですが、これは林口橋でございます。この件につきましても、補助事業である関係機関との調整を要しまして、契約完了後直ちに議会の方で審議に付したいと考えておるものでございます。この件につきましても、工期が年度を超えることも予測されるものでございまして、今回繰越明許費の補正をお願いするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

**議 長** 次に日程9番、議案第61号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

**住民生活部長** それでは、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の18ページでございます。

今回、1,027万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億8,607万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

諸支出金ということで、償還金及び還付加算金という項目で1,027万9,000円を計上しております。これは平成16年度におきます退職者医療交付金が確定したのを受けて、超過交付となっている1,027万9,000円を社会保険診療報酬支払基金に返還するものでございます。この交付金は、例年医療費等の状況に応じて概算交付されるものでございますが、決算確定時において精算をすると、こういうことになっておりますもので、今回17年度補正で返還をするという内容のものでございます。

戻っていただきまして21ページをごらんいただきたいと思います。

その財源といたしまして、退職被保険者等国民健康保険税から411万2,000円、そして16年度の剰余金でございます17年度への繰越金616万7,000円を財源として計上させていただいたものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げ、説明といたします。

**議 長** 次に日程10番、議案第62号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

**健康福祉部長** それでは、議案第62号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成16年度の決算の完結に伴い行為負担等の精算による交付金及び歳計剰余金を基金に積み立てるものでございます。

それでは、議案書の26ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

国庫支出金の介護給付費負担金、保険給付費の20%相当額でございます109万8,000円、次に支払基金交付金の介護給付費交付金、保険給付費の32%相当額270万3,000円、県支出金の介護給付費負担金165万8,000円、保険給付の12.5%相当額が精算により本年度に過年度分として交付されるものでございます。

次に、平成16年度の決算による繰越金9万4,000円を合わせた歳入合計555万3,000円を、次の27ページの歳出の介護給付費準備基金積立金として積み立てるものでございます。歳入歳出それぞれ555万3,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** 次に日程11番、議案第63号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** それでは、議案第63号でございます。奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

ご承知のように、17年12月31日をもって大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村が廃止されることに伴いまして、これらの町村を脱退をされますとともに新たに宇陀市を加入させることにつきまして、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**議 長** 次に日程12番、議案第64号、奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** 続きまして、議案第64号、奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

30ページをごらんいただきたいと思います。

先ほどの理由によりまして、別表第1に宇陀市を掲げられております。そして、市の選挙区におきまして葛城市、これまで葛城市のみでございましたが、市の選挙区に葛城市と宇陀市が加えられるものでございます。

31ページ、左の表欄をごらんいただきたいと思います。

したがって、宇陀郡の選挙区でありました大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村3町1村を削除されることになりました。この規約につきましては、平成18年1月1日から施行されるものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**議 長** 次に日程13番、議案第65号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** 続きまして、議案第65号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

先ほど来、同じ理由でございます。大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村が廃止されることに伴い新たに宇陀市を加えられる状況でございます。合併の特例に関する法律に伴いまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**議 長** 次に日程14番、議案第66号、奈良県市町村非常勤公務災害補償組合同約の変更についてを議題とします。



本案について説明願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** 続きまして、議案第66号でございます。奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてでございます。

内容は33ページとなりますけれども、同じ理由によりまして別表1に宇陀市を登載されます。そして、選挙区につきましては宇陀市を追加されるものでございます。また、郡選挙区につきましては3町1村は削除されることとなります。この規約につきましても、平成18年1月1日から施行するということになってございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**議長** 次に日程15番、議案第67号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** 続きまして、議案第67号でございます。奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

先ほど来の同じ理由によりまして、3町1村が廃止されることに伴いまして宇陀市が加入させられることになるわけでございます。よろしく審議をお願い申し上げ、説明にかえさせていただきます。

**議長** 次に日程16番、議案第68号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてを議題といたします。

本案について説明願います。 水道局長！

**水道局長** 議案第68号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、先ほど来の議案でも説明ありましたとおり、大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村の市町村合併により廃止されますこれらの町村を脱退させ、新たに設置されます宇陀市を組合に加入させることについて議会の議決を求めるものです。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議長** 次に日程17番、議案第69号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明願います。 水道局長！

**水道局長** 議案第69号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてご説明申し上げます。

ます。

議案書の37ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、さきの議案第68号を受け、奈良広域水質検査センター組合規約について所要の変更を行うものです。なお、変更内容は文言について整理されるもので、負担金等の規定については変更されるものではありません。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議 長** 次に日程18番であります、その前に平成16年度の各会計について監査の結果を報告願うことにします。

吉岡監査委員、報告願います。

**監査委員** 平成16年度決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象として、平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成16年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算、平成16年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算について審査を平成17年8月16日に慎重に実施いたしました。

審査の結果でございますが、町長から提出されました決算書に基づき、平成16年度における歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合審査の結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないことを確認いたしました。

また、財産に関する調書についても計数はいずれも正確であり、記帳方法にあっても適正であると認められました。

次に、平成16年度広陵町水道事業会計決算についてでございますが、これにつきまして平成17年8月16日に審査を行いました。審査に付された決算諸表について、水道事業の財政状況及び経営成績等を審査いたしました結果、計数に誤りはなく適正に表示しているものと認められました。

なお、審査内容の詳細につきましてはお手元の決算審査意見書のとおりでありますので、ご一読をお願いいたします。

以上で報告を終わります。広陵町監査委員、平井輝雄、吉岡章男。

**議 長** ありがとうございます。

それでは、日程18番、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号及び議案第78号、以上9件を一括して議題といたします。

本案について説明願います。 収入役職務代理者！

**収入役職務代理者** 平成16年度の一般会計外8つの会計につきまして、ご説明させていただきます。

まず最初に、一般会計でございますが、歳入総額が100億9,367万7,496円でございます。

町税の収納状況でございますが、まず現年度分では個人町民税98.35%、法人町民税99.12%、固定資産税95.60%、軽自動車税95.98%となっており、全体で見ますと若干は上がっておるんですけども、ほぼ前年度並みということでございます。滞納繰越分の収納率は前年を若干下回っております。

国庫支出金及び県支出金におきましては、予算額に比しまして約6億7,000万円の収入減となっておりますが、これは新清掃施設建設工事、百済赤部線整備事業、真美ヶ丘第2小学校増築工事及び団体営水環境整備事業の繰り越しが主な要因でございます。

また、町債におきましては約9億円の収入減になっておりますが、これは先ほど申し述べました事業の繰り越しに加えまして、ごみ収集車購入事業、水環境整備事業、古寺中線整備事業、真美ヶ丘第2小学校附属幼稚園園舎増築事業の繰り越しが要因となっております。

その他の科目につきましては、全体的にほぼ予算どおりの歳入を確保いたしまして、総額100億9,367万7,496円の歳入となったわけでございます。

次に、歳出でございますが、歳出総額は96億3,178万1,858円でございます。詳細につきましては、別紙でお配りいたしております平成16年度の主要施策の成果に関する報告書に従ってご説明申し上げますので、報告書1ページをまずごらんください。

まず、総務費の個人情報保護条例策定委託からでございますが、データベース構築事務事業調査等を委託したもので、決算額は567万円でございます。条例制定により個人情報に関する職員の意識改革が着実に進行しているところです。

次に、人にやさしいまちづくり推進事業ですが、平成14年度にスタートした事業で、平成16年度におきましては1つの大字と6つの自治会がそれぞれ特色のある地域活動を展開され、その助成金の決算額は133万4,000円となっております。これまで4大字8自治会が実施されております。

続きまして、同じくまちづくり振興費の真美ヶ丘体育館身体障害者用トイレ設置に伴う改修工事でございますが、これにより地域の活動拠点としてのすべての人が安心して利用できるようになり、人にやさしい施設となりました。決算額は334万5,000円でございます。

続きまして、同じくまちづくり振興費の歩道改良工事でございますが、平成16年度は真美ヶ丘地区におきまして11カ所で歩道の段差解消工事を行い、すべての人が安全かつ円滑に通行できるようにいたしました。決算額は132万3,000円でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

まず、老人福祉費の食の自立支援事業です。

もともと、配食サービスという名称の事業ですが、実際の利用人数104人に対し8,201食の配食を行い、ひとり暮らしの実態把握もあわせて実施することができました。決算額は568万7,000円でございます。

次に、新清掃施設整備事業ですが、ごみ燃料炭化施設及びリサイクル施設の整備に対し予算額9億7,172万5,000円計上いたしておりましたが、平成17年度に繰り越しいたしました。

続きまして、農地費の町単独農業基盤整備事業として平尾の井堰修繕、寺戸の水路改修、弁財天の水路修繕、沢の農道新設、寺戸の圃場整備附帯工事を行いました。決算額は1,838万5,000円でございます。

次も同じく町単独農業基盤整備事業ですが、清掃施設周辺大字関連事業として百済地区の水路改良、水路修繕、河川擁壁改良による農地の基盤整備を行ったものでございます。決算額は635万3,000円でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

笠地区の団体営水環境整備事業でございますが、この成果は笠池の環境整備を行うことで地元住民及び総合保健福祉会館等利用者の憩いの場、交流の場として利用できるということでございます。決算額は2,225万2,000円です。

次に、古寺地区の団体営水環境整備事業ですが、測量設計業務のみを執行し、決算額は570万円でございます。

なお、工事請負費は平成17年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、県単土地改良事業として寺戸地区で圃場整備を行いました。農地の区画整理を行うことにより、機械化農業による生産性の拡大が可能となりました。決算額は1,01

0万円です。

続きまして、県単農道整備事業ですが、耕作環境を向上させることを目的とし、南郷地区で実施いたしました。決算額は285万円です。

次に、4ページをごらんください。

上2つが同じく県単農道整備事業で、決算額は斉音寺地区が258万円、中地区が1,110万1,000円となります。

続いて、道路橋梁費の道路橋梁維持工事でございますが、地元要望箇所及び緊急を要する箇所の修繕を70カ所で施行いたしました。決算額は2,499万1,000円でございます。

次は、同じく道路橋梁維持工事で、清掃施設周辺大字関連事業として古寺、百済、広瀬で施行いたしました。決算額は967万円です。

続いて、5ページをごらんください。

道路橋梁新設改良工事ですが、地元の要望による道路整備を17カ所で行うとともに、笠地区の細街路整備事業の測量業務等を委託いたしました。決算額は2,427万4,000円でございます。

次に、同じく道路橋梁新設改良工事で、清掃施設周辺大字関連事業として古寺、百済、広瀬で道路整備、また古寺、広瀬の拡幅工事に伴う測量分筆登記業務の委託を行いました。決算額は2,948万3,000円となります。

続きまして、ワンダーランドへの進入路整備でございますが、橋梁設計等委託料を執行いたしました。決算額は1,630万5,000円でございます。

なお、橋梁下部工事は平成17年度で地方特定道路事業に切りかえ執行いたします。

次に、緊急地方道整備事業、古寺中線のワンダーランド施設整備に伴う進入路整備、延長350メートル、幅員10.25メートルですが、町道用地取得6件、物件補償4件等を含み決算額は1億1,900万円でございます。

なお、用地取得費及び工事費9,600万円は、平成17年度へ繰り越しいたしました。

6ページをごらんください。すべて交通安全施設費における事業でございます。

まず、百済赤部線の前年度からの繰越分ですが、測量設計登記業務委託料、用地取得費及び建物補償費を執行し、歩行者等の安全を確保するため幅員2.5メートルの歩道を設けました。決算額は4,744万4,000円です。

次に、同じく百済赤部線の歩道整備事業ですが、用地取得費、委託料等の執行による決算

額が2,500万円でございます。

なお、工事請負費等で1億2,100万円を平成17年度に繰り越しいたしました。

続きまして、交通安全施設整備工事として街路灯設置工事、転落防止さく設置工事、区画線設置工事及び百済赤部線町単分の用地取得を行いました。決算額は792万5,000円です。

次は、同じく交通安全施設整備工事ですが、清掃施設周辺大字関連事業として地元要望箇所の街路灯などの設置、修繕を行い、交通安全の向上を図ったものです。決算額は403万3,000円です。

続きまして、7ページをごらんください。

河川費の下水道改良工事ですが、佐味田川準用河川改修工事ほか3カ所の下水道改良工事を行い、その決算額が281万1,000円です。

次の清掃施設周辺大字関連事業として広瀬、中で行った下水道改良工事の決算額は757万1,000円でございます。

次に、公園管理費ですが、清掃施設周辺大字関連事業として古寺、百済で借地公園の整備を行ったものです。内容は、借地料、工事費で決算額は236万6,000円でございます。

次は、住宅管理費ですが、疋相町営住宅解体工事を行ったものです。解体したのは昭和33年度に建築した木造の建物のうちの1棟の1戸分34.6平米でございます。決算額は140万7,000円です。

なお、疋相町営住宅の平成16年度末保有戸数は31戸となったものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

消防費の防火水槽設置工事ですが、広瀬と古寺に設置し、中において50.35平米の用地を取得したものです。決算額は1,467万4,000円でございます。

以下、教育費に移らせていただきます。

まず、真美ヶ丘第二小学校の3つの工事ですが、一つ目はエレベーター設置工事です。学校のバリアフリー化はハード面における人にやさしいまちづくり施策で、これにより障害児のみならず保護者に至るまで有効に活用されております。決算額は3,507万円でございます。

2つ目は、4教室、トイレ等432.54平米の増築に伴う設計委託でございます。決算額は183万8,000円です。

3つ目は、改修工事でございますが、障害児教室を改造するとともに37.35平米の多

目的トイレを設置したものです。決算額は778万1,000円となっております。

続きまして、9ページをごらんください。

まず、広陵中学校と真美ヶ丘中学校の給湯室の改造工事に伴う設計委託でございます。

何らかの理由で弁当を持参できない生徒に対しまして、民間業者調製の食事を希望する子供たちに提供するための改造でございます。

なお、工事は平成17年度で実施したものです。決算額は44万1,000円です。

次に、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園増築工事に伴う設計委託です。

園児数急増のため、鉄骨平家建て76平米の保育室と開放廊下を増築するもので、工事は平成17年度です。なお、決算額は66万2,000円となっております。

次は、古寺集会所建築工事ですが、古寺区の自治会活動の拠点なる鉄骨2階建て、延べ面積692.4平米の集会所を新清掃施設建設に伴い整備したものです。決算額は1億4,952万円でございます。

次は、特別史跡巢山古墳整備事業です。発掘調査と周濠泥土のしゅんせつを行ったもので、決算額は2,098万9,000円となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

巢山古墳出島状遺構出土埴輪復元業務委託事業です。緊急地域雇用創出特別交付金事業として行ったもので、巢山古墳出島状遺構から出土した11点の埴輪の復元を行い、文化財保護の啓発材料として活用しているものです。決算額は644万円でございます。

一般会計最後の主要施策は、県民テニスコートの改修工事です。コートの傷みもひどく、利用者から要望されていたもので、施工により砂の減少、ラインテープの浮き上がり等も解消し、快適に使用していただくようになりました。決算額は161万7,000円でございます。

以上が一般会計における主要施策の成果に関する報告でございます。

次に、資料としてお渡ししております平成16年度の各会計の収支に関する調書の一番左の一般会計をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出差し引き額が4億6,189万5,638円となっておりますが、翌年度へ繰り越す財源といたしまして7,935万2,000円でございます。その内訳ですが、継続費通時繰越額11万3,000円はごみ燃料炭化施設建設工事とリサイクル施設建設工事の分で、繰越明許費繰越額7,923万9,000円は収集車購入事業518万8,000円、団体営水環境整備事業984万7,000円、古寺中線整備事業5,280万円、百済赤部線交

通安全施設整備事業5万円、真美ヶ丘第二小学校増築事業148万8,000円、中学校給湯室改造事業777万円、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園園舎増築事業209万6,000円となっております、これらを平成17年度に繰り越しいたしますので、差し引き実質収支額は3億8,254万3,638円の黒字となったわけでございます。しかし、平成15年度の実質収支を差し引いた単年度収支は5,464万9,427円の黒字でございます。

以上、一般会計の収入並びに支出、事業の概要をご報告させていただきました。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要をご報告させていただきます。

決算所の191ページでございます。

歳入20億7,810万8,597円、歳出20億7,194万853円、差し引き616万7,744円の黒字決算でございます。

平成16年度の平均被保険者数は1万284人で、昨年に比べまして2.3%の増加でございます。ここ数年二、三百人の増加が続いております。国保税の収納状況につきましては、現年度分では92.94%で前年並みでございます。また、滞納繰越分では18.26%と前年度2%弱下回っております。

次に、歳出でございますが、保険給付費が13億9,400万円で、前年度と比べますと11.5%の増加となっております。

また、主要施策でございますが、先ほどの成果に関する報告書の11ページをごらんいただきたいと思っております。

1つ目が保健施設事業で、早期発見、早期治療に結びつくよう人間ドックの助成と健康づくり啓発PR冊子を作成したもので、決算額は548万円でございます。

2つ目は、総合健康指導事業です。総合データベース事業により蓄積されましたデータを活用して、55歳から64歳までの夫婦を対象にアンケート調査を行ったもので、決算額は39万7,000円でございます。

続きまして、221ページの老人保健特別会計でございます。

歳入は20億9,082万6,652円、歳出が21億1,497万5,549円、差し引き2,414万8,897円の赤字となっておりますが、これは平成17年度において国庫支出金等で精算されることになっております。現在、約2,900人の方に受給資格証を交付いたしております。

続きまして、237ページの介護保険特別会計に移らせていただきます。

歳入は10億3,639万9,905円で、歳出が10億3,630万6,441円です。



差し引き9万3,464円の黒字決算となっておりますが、これは平成15年度からの繰越金が2,150万円余りあったことによるもので、単年度収支では2,140万9,165円の赤字となっております。

被保険者の数でございますが、65歳以上の方、すなわち1号被保険者は平成16年度末で5,170人でございます。内容は特別徴収の人が3,885人、普通徴収の方が876人、切りかえなどの場合の併徴分として409人でございます。

また、40歳から64歳までの2号被保険者、すなわち支払基金から受け入れている分でございますが、約1万1,800人となっております。

なお、16年度末の介護認定者は856人です。内訳は、1号被保険者が823人で、2号が33人でございます。

続きまして、263ページの下水道事業特別会計に移らせていただきます。

歳入歳出とも15億3,656万9,122円の収支均等決算となっております。一般会計から6億7,598万4,201円を繰り入れております。

次に、主要事業でございますが、主要施策の成果に関する報告書の12ページ、最終の12ページをごらんいただきたいと思います。

まず、下水道施設管理システム整備事業ですが、14年度から3カ年事業として行ったもので、決算額は2,099万5,000円でございます。3年間の総事業費は6,023万1,150円となっております。

次に、市街化区域内を対象とする公共下水道事業でございますが、補助事業費は2,400万円で延長139.4メートル、単独事業費は3,300万円で延長は149.95メートルでございます。決算額は5,700万円となっております。

また、市街化調整区域を対象とする特定環境保全公共下水道事業ですが、補助事業費は2億4,580万円で延長が1,966.3メートル、単独事業費は1億9,000万円で延長が963.92メートルでございます。決算額は4億3,580万円となっております。

平成16年度の下水道整備により本町全域の普及率は97%となりました。なお、市街化区域では97.4%、調整区域では95.3%となっております。

続きまして、決算書289ページの墓地事業特別会計に移らせていただきます。

歳入歳出とも2,658万7,000円の収支均等決算でございます。歳入は22区画の永代使用料及び管理料、歳出は1,271万3,402円の一般会計への繰り出し以外は管理に要する人件費でございます。なお、現在のところ1,070基保有しておりますが、そ

のうち1,056基が売却済みで、残りは14基でございます。

続きまして、309ページの学校給食特別会計でございます。

歳入は2億114万3,483円、歳出は2億98万754円で、差し引き16万2,729円は保護者負担金分の残でございます。歳入は保護者負担金と一般会計からの繰入金、歳出は人件費と賄い材料費が主な決算内容でございます。なお、一般会計からの繰入金は9,681万8,928円でございます。

続きまして、327ページの葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計でございます。

歳入歳出とも1,316万2,215円の収支均等決算となっております。本町と葛城市共同の介護認定審査会ございまして、歳入はそれぞれからの分担金、歳出は人件費、事務費と審査会委員の報酬となっております。

続きまして、341ページの用地取得事業特別会計でございます。

歳入歳出とも3,736万8,629円の収支均等決算でございます。歳出は、新清掃センター建設に伴うコミュニティー施設用地1,310平米の先行取得費で、その財源となる歳入は起債と一般会計からの繰り入れでございます。

以上、説明を終わります。簡単な説明で大変申しわけございませんが、以上を持ちまして9つの会計の決算報告とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**議 長** 次に日程19番、議案第79号、平成16年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

**水道局長** 議案第79号、平成16年度広陵町水道事業会計決算について説明申し上げます。

決算書の382ページの事業報告書をごらんいただきたいと存じます。

まず、営業の概要についてですが、平成16年度末の給水人口は3万3,373人で、前年度に比べ551人、率にしまして1.68%増加いたしました。給水量につきましては、年間総配水量は381万6,701立米、有収水量は358万8,035立米となり、前年度に比べ年間総配水量では2万3,287立米減少いたしましたものの、年間有収水量では4万4,941立米増加いたしました。なお、有収率は94.01%となり、前年度に比べ1.74%向上いたしました。また、県営水道からの受水量は282万立米で、総配水量に占める割合は73.89%となりました。

次に、工事の概要についてですが、真美ヶ丘配水場高架水槽のオーバーフロー管が損傷い

たしましたので、高架水槽を空にする必要が生じました。そのため、ポンプによる加圧で給水するための工事として減圧装置設置工事、切りかえ用仕切り弁設置工事、大井バイパス間布設工事を行いました。

そのほか、配水管布設工事として1件で、工事延長距離にしまして111メートルの布設工事や下水道工事に伴う布設替え工事として3条予算におきましては15件、距離にしまして994.5メートル及び4条予算におきましては8件、距離にしまして883メートルの布設替え工事及び独立行政法人都市再生機構による真美ヶ丘地区内整備に伴う配水管布設工事としまして、4件で距離にしまして995メートルの配水管布設工事を実施いたしました。また、施設整備工事としまして庁舎改修工事や井戸2カ所の取水ポンプの取りかえ工事を実施いたしました。

次に、経理についてですが、まず収益的収支ですが、営業収益8億5,064万6,000円、営業外収益239万円、収益合計額が8億5,303万6,000円となりました。一方、費用の方ですが、営業費用7億8,705万1,000円、営業外費用657万3,000円、費用合計額が7億9,362万4,000円となりました。この結果、5,941万2,000円の経常利益が生じました。また、過年度水道料金の不納欠損処理に伴いまして100万9,000円の特別損失が生じたので、これを差し引いた平成16年度の純利益は5,840万3,000円となりました。

次に、資本的収支についてですが、収入総額1億5,358万4,000円に対しまして、支出総額1億5,767万8,000円となり、409万4,000円の不足が生じたので、この不足分につきましては全額過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

以上、まことに簡単な説明ですが、決算報告書につきましては364ページから367ページに、財務諸表につきましては372ページから377ページに、また決算の補助説明及び内訳説明としての附属書類は382ページから417ページにございますので、ご参照いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議 長** 次に日程20番、議案第80号、第3分団ポンプ車の買入れについて議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

**総務部長** 議案第80号、第3分団ポンプ車の買入れについて、本日配付させていただきました議案書をごらんいただきたいと思います。

この議案につきましては、購入後18年を経過した第3分団のポンプ車買いかえを行うため、平成17年9月8日に4社を指名させていただき、4社参加のもと指名競争入札を行い

ました。3番の買入れの金額でございますが、税込みで1,501万5,000円でございます。4番目の買入れの相手方でございますが、大阪市生野区小路東5丁目5番20号、株式会社モリタ大阪支店、支店長平田隆吉でございます。このポンプ車の納入期限でございますが、平成18年1月23日でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、ご説明といたします。

**議 長** 次に日程21番、議案第81号、広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについてを議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** それでは、議案第81号、広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについてご説明を申し上げます。

町内各小学校に配置してある教育用コンピュータシステムにつきましては、その設置から相当の年数を経過しており、ソフト関係も古くなり、調べ学習や教育教材としての十分な活用  
ができない状況でございます。このたび、教育用コンピュータシステムの入れかえをさせていただきますまして、新しいものにさせていただきたいというものでございます。

積算に当たりましては、最近教育用コンピュータシステムの入れかえを実施されました近隣市町の状況を参考に研究し、機器メーカーの指定はせずに各学校の意見を踏まえた仕様を作成させていただき、積算をいたしたものでございます。

仕様の概要といたしましては、児童用のデスクトップ型パソコンと管理用のノートパソコン、総数合わせまして約220台に及びますけれども、周辺機器並びに教育ソフトが主な内容でございます。

費用の割合といたしましては、ハード面で機器にインストールや配線、そして据えつけ調整の人件費などを含めまして、全体の57%に上ります金額といたしまして約4,000万円、ソフト面では全体の39%、金額にいたしまして2,700万円、備品などで全体の4%、金額にいたしまして250万円、積算全体価格はあくまでも積算でございますけれども約7,000万円となったわけでございます。この積算に対しまして9月8日入札を実施されまして、その結果議案にもございますように指名競争入札の結果買入れの金額、税込みで6,384万円、買入れの相手方が奈良県北葛城郡広陵町大字三吉164番地2、株式会社カツラギ、代表取締役山本泰IIが落札したものでございます。この結果によりまして、議会の議決をお願いし、契約をしたいというふうに考えております。どうかよろしくお願

を申し上げます。

**議 長** 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

議案熟読のために9月13日は休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** 異議なしと認めます。よって9月13日は休会といたします。

9月14日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4 : 07 散会)

平成17年9月14日広陵町議会  
第3回定例会会議録（2日目）

平成17年9月14日広陵町議会第3回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
16番	竹村博司		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

15番 笹井正隆

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	収入役 職務代理者	北神理
教育長	安田義典	企画財政部長	笹井由明
総務部長	森川勇	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	教育委員会 事務局長	大西利実
水道局長	森田久雄	健康福祉部参与	松井定市
住民生活部参与	山本新三	環境整備部参与	和田叙嗣
都市整備部参与	安川泰武		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:29開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第59号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
2	議案第60号 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
3	議案第61号 平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
4	議案第62号 平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
5	議案第63号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第64号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
	議案第65号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第66号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
	議案第67号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
6	議案第68号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について
	議案第69号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
7	議員提出議案第11号 決算審査特別委員会設置に関する決議について
8	議案第70号 平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第71号 平成16年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第72号 平成16年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第73号 平成16年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第74号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第75号 平成16年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第76号 平成16年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成16年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成16年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第79号 平成16年度広陵町水道事業会計決算の認定について
- 9 議案第80号 第3分団ポンプ車の買入れについて
- 10 議案第81号 広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについて
- 11 一般質問

**議 長** それでは、日程第1番、議案第59号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、これにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程2番、議案第60号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

**12番議員** まず、防火水槽なんですけれども、これは計画的に基準を持って設置すべきというふうに思うんですけれども、その辺の計画が明らかになってこないんですけれども、この防火水槽の設置基準と、あと計画があれば、あとどこに何基必要なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、幾つか設置されているわけなんですけれども、その点検についてはどのような形で、年1回きちっと防火水槽の点検していただいているのかどうか、そういう点についてもお聞きをしておきたいと思います。

それから、介護保険の電算委託料なんですけれども、これは一般会計から介護保険費の方、ちょっと待ってくださいね、一般会計の方で全面的に電算委託の方についてはもって介護保



険の方に入れるということになっているのか、その辺の電算委託の、介護保険に関する電算委託の費用負担についての部分がちょっとわからないので、説明だけしておいてください。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 百済の防火水槽でございますが、3年前から百済区と協議をしておりました。そして、晴れて協議が調いまして、国庫補助金の関係も国の方へ、県の方へお願い申し上げましたら、つけていただくことができました。そういうことで第3分団の車庫、いわゆる百済のバスターミナルが現在ございます。そこへ建設をしておきたいと思っております。これは、現場打ちではございませんで、40トン貯水槽を建設する計画でございます。耐震性の貯水槽でございます。そして、先ほど言っておりました点検はどうなっているかということでございますが、消防署や消防団によって点検をいただいております。それが現状でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** まだ答弁がもう一つある。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず、介護保険の委託料の件でございます。

現行の介護保険につきましては、事務費等は一般会計で計上しているというふうなことでござっております。この経費につきましても、一般会計の方でということで県の指導も受けております。今回、委託料につきましては、ご存じのように介護保険法が改正されまして、それに伴いまして給付関係のシステムの改修経費というふうなことでございます。この10月から介護保険施設等の居住費、それから食費、この部分につきまして保険給付の対象外になったと、個人負担になったと、そういう関係で給付の措置の対応のシステム、それから低所得者の方につきましては、一定の基準を超える部分については介護保険で保険給付をすると、これにつきましての認定書を発行する、こういう事務的な作業も電算で処理しなければならないというふうな経費でございます。

それと、介護保険料の段階が変更されたと。現行の5段階が6段階、現行の2段階が幅が広いというふうなことで、新2段階、新3段階というふうな設定にされたということに伴います税の関係と、判定のそういうプログラムの変更というふうなことでございます。

それと、今度その保険料の段階が変わりまして、高額介護サービスにつきましても、新たに新2段階というのがございまして、これにつきましての費用が2万6,000円を超えるというふうなことで、介護サービス費を出しておいたものを、これを1万5,000円という

ふうな改定にされたというふうなことのプログラムの変更、それぞれいろいろな変更がございますので、その費用ということでご理解をお願いしたいと思います。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 防火水槽の設置についての基準なんですけど、これは多分人口的に一概に何人一つとか、そういうことには地理的な問題もありますのでいかないと思うんですけども、そういう地理的な問題も含めて、やはりここには防火水槽が必要だという計画があつてしかるべきなんですけれども、その計画で言えば、あと幾つ、何基設けなければいけないのか。

それと、それはもちろんその地権者なりの合意とかも要りますので、年次計画は大変立てにくいというふうには思いますが、やはり今防災の大変認識も、危機意識も高まっております、そういう基本的な防火水槽の設置については、きちっと早急に設置していくべき課題だと思うんですが、それについてのそういう年次計画等があるのかないのか、あればどういう内容になっているのかということをお教えいただきたいんです。

それと、先ほどの介護保険の方なんですけども、私のちょっと認識が間違っているのかもしれないんですが、ホテルコストという形では10月から実施されるということは認識しているわけですが、6段階とか、それはまた介護保険策定委員会の中で検討して決めていく課題だというふうに認識していたんですが、それはもう10月から全部6段階ということで、今説明いただいたのは変更になるということでの電算の変更なんですか。そのところだけもう一度確認しておきたいんですが、お願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 詳しい内容につきましては、総務文教委員会で申し上げたいと思います。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** 今回のホテルコストについての段階をこの新しい、今申しあげました保険料の段階で軽減対象も行うということで、これはもう法的に決まっておりますので。保険料はまだこれから設定するわけなんですけども、新たにもうこういう段階を設けてるわけですね。だから、現実6段階というてますけども、7段階に設定してもいいやないかというふうなことも厚生労働省の方は言ってるわけでございます。これはこれから策定委員会の方でお話をさせてもらわなんということですね。段階に6段階をして、もうそやから、それをしなければならぬという、はいはい。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** ちょっと防火水槽のことで、私もちょっと勉強不足なところもあるから、お伺い

したいと思います。

まず、広陵町の地図、前防火用水のあれ、防火水槽のあるところをずっと示されてましたの持ってますけど、そこで広陵町大体網羅されてるという考えを持っておられるのか。まだまだいやこの場所に適当な協力のしていただける、また町有地でもあれば、ここはもっと必要なところですよというのが既に把握されてるのか。それと、各地域、大字、区からの要望というの、これ当然出てきますわね。当然それが大体吸い上げていってると私は思うわけですが、そこで一応当局としては、もうこの地域についてはこれでいいんじゃないかと思うてるけど、しかし要望があって考えていかないかなあとということもあると思います。何もイタチの道切るみたいにきっちりできるもんじゃないかなあと、こう思うわけです。

そこで、それとよく耳にしたと思いますねんけど、いわゆる昔は民間の人のご協力というのか、区の人、有力者の人のご協力でうちとこでしたらええがな、うちのあこあいたるよってにちゅうてあったと思います。それでさせていただいて、しかしやっぱり世の中変わっていくし代も変わる、いろんな意味での状態も変わってきたら、いやうちここにあんねんけど、うちこんなんとしてほしいということもあった、過去にありましたわね。そういうことも含めて、民有地でのお願いちゅうのはどこまで、いやいや民有地の協力をどこまでなしてもらえるのか、それとも今後民有地でそれを提供、またいろんな意味で協力をしていただいた、そのようなときに例えば都合何年間はどこでそのままに置かしといてくださいとかというような約束というのか、そういう一文を入れておられるのか。

それと、現実に例えば昔は道路とかで、今現在道路のところの下でやってるところもありますわね、水槽が。ところが、道路についてはライフラインの入っているところもあるから、そのことも含めて道路の、うちの区ではこの道路のここへしていただきたいと思うと。しかし、道路の下は余りよろしくない。今後将来的に見て余り歓迎すべきやないという考えを持っておられるのか、もろもろあると思います。

それと、現に既にもう何十年もたってある防火水槽があるわけで、その点検も含めて、水漏れ等で、私も聞いております。水漏れで残ってませんねんちゅうて萱野の、天理教のところは聞いてますわね。そういうことも含めて、全体そういうことを把握していただいているのか。ここはもう老朽化してというようなこともあるのか、ひとつお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 総務部長！

総務部長 防火水槽の建築につきましては、大字並びに自治会の要望に沿って検討してまいり

たいと思っております。計画を組んでまいりたいと思っております。

そして、防火水槽の用地はというようなことをございますけれども、近年、道路では下水道が埋設している、そして民有地ではというようなこともあります、民有地は大変今後の問題として困難な場合も出てまいります。例えば学校の運動場を活用するとか、大字の方でこういう公共用地、空き地があるんだと、公園のこういうところへどうかというようなことをございましたら、大字とよく協議をしまして、計画してまいりたいと考えております。現在もそういうふうに行っております。例えば、中大字でございましたら、用地を買収させていただいて、これから建設してまいると。17年度事業でございますけれども、建設に着手してまいるといように計画を組んでおります。

そしてもう一点、老朽化につきましては、今後、調査は毎年いたしておりますけれども、詳しい内容は総務文教委員会で答えたいと思います。よろしくお願ひします。（14番議員「総務文教委員会と違う。」）後ほど答えさせていただきます。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** 私ずっと総務文教委員会で、自分も錯覚しますんやけど、今産業経済委員会やからね、ちょっとそういう意味で本会議でお聞きしたということです。

そこで、防火水槽、当然大変不可欠な、大変なものであるわけですねけど、民有地、またさっきちょっと中の場合は広陵町が買収したと、買ったということで、これは全体、中の場合はいわゆる新清掃センターの関連の協力していただいた周辺大字ということの、多少それは織り込み済みになっているわけですか。他の区においても例えば民有地があるとか、またこれを町に買っていただいて、そこへ防火水槽にさせていただきたいというのは、それもすべてそのような大字にでも適用されていくのか、これをちょっとお聞きしたいと思ひます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** やむなく民有地に設置していかなくてはならないというようなことにつきましては、その都度考えてまいりたいと思っております。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 百済・赤部線について、この用地交渉のおくれということをおっしゃったんですけども、いわゆる中古寺線ですか、いわゆる進入路についての用地交渉のおくれについては、土地開発公社のところでは質問があったんですが、ここの部分の用地交渉のおくれというのはどういう内容なのか、聞いておきたいと思ひます。

それから、林口橋の補助金のおくれというのは、どういう内容のおくれだったのか、聞いて

ておきたいと思います。これは、清掃センター全体の建設にかかわる問題の中での一つ一つについて、今後入札やその他もチェックしていかなきゃならないわけですが、その点について聞いておきたいと思います。

それから、17ページの介護保険の件なんですけれども、これは10月1日から改定になる分として間に合う、電算のシステムはそんなに難しくないんですか。間に合うというもちろん形でやっておられるんでしょうけれども、非常にせっぱ詰まった問題ではないかというように思うんですが、その点どうなのか。

もう一つは、利用者にとっての問題なんですけれども、こういう施設の利用者負担改定についてのお知らせ、これは関係者のところに郵送で来たものなんですけど、これは非常におくられて来てるんですけども、この間何人かの人に聞くと、10月からは上がるけれども、具体的には話は知らないんですと。9月に費用を納めたときにそういう話がありましたとか、こういうことをおっしゃっているんですけども、実際に町の広報でもこの10月1日からの改定の問題が載っていないと。これは3万円の人が5万円になるとか、非常に大きな負担増になる面があるわけなんです。職員については結局は700万円余りの方が最低でも1,300万円強の改定になると。ほんで住居費、これはホストコスト代ということで、私たち3月議会にもこの制度改定について反対したんですけども、非常に深刻な事態になっている問題にかかわらず、各施設については説明会が既に行われたという把握をされているのか、あるいは状況がどうなっているのかという点で、入居者の親族の方がそういう形でおっしゃっていたわけなんですから、実態として10月1日から、もちろん支払いは11月になるわけでしょうけれども、どのようになっているのか、この保険料の改定の実務的なパソコンのシステムだけの改定にとどまらない問題があるわけなんですから、これについてのきちんとした内容をお知らせしているのかちゅうのをお聞きしたいと思うんです。

それから、ここには例が一例だけ載っているんですけども、介護老人福祉施設、これは介護3施設に今度は食事代とホテルコスト代、食事代と住居代が大幅にアップされるわけなんです。30日でした第2段階のAさんの場合ちゅう形で、居住費の負担限度額1万2,600円、食費の負担限度額1万1,700円、この金額は居住費や食費の自己負担の目安となりますという形で、第2段階のいわゆる特定入居者の形で書いてるんですけども、一般の方のこと書いてないんです、ここにね。一般の方にとっては深刻な負担増が強いられるのに、それが書いてない。そういう点について詳しく説明をしていただいて、このいわゆる電算委託料のところでの間に合うのかどうか、あるいはその利用者に対する金額にまで徹底し

たお知らせが行き渡っているのかどうか、これは施設の管理者の責任でしょうけれども、当然町自体の責任でもあるわけですから、その点の認識をお伺いしたいと思います。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** ただいまご質問いただきました百済・赤部線の用地交渉のおくれという点でございますが、この百済・赤部線は、いわゆる農免道路、2種類の事業で事業を進めさせていただいているということをまずご理解いただきたいと思います。1つは、交通安全対策事業として歩道に、両側に2.5メートルの歩道を設置するという事業につきましては、都市整備部の方で事業を進めていただいております。環境整備部の方では、そのうちの新森橋を中心といたしまして300メートル、新森橋から東へ林の酒屋さんまでの間と、西へ古寺の村の方に入ります交差点までの間約300メートルの区間については、交付金事業として新森橋のかけかえ、古寺橋のかけかえも補助対象事業として認定していただくために、道路交付金事業として使用させていただいております。用地交渉のおくれというのは、用地交渉が難航しているという意味ではございませんで、新森橋、古寺橋をかけかえをするに当たって、いわゆる法線をどこまでかという測量設計をやるについて時間をかかりまして、今ようやく図面ができ上がりましたので、具体的に交渉に入ってまいりたいというふうに考えております。そのために工事の工期が不足する状況になりましたので、今回繰越明許費として設定をお願いをするものでございます。

次に、林口橋の補助金のおくれというふうにご指摘をいただいておりますが、林口橋のかけかえの予算につきましては、平成16年度に一部計上させていただきました。県といろいろと協議をさせていただく中で、16年度は町単独でも事業をやらせていただきたいと思いますという趣旨で予算を計上させていただいたんですが、県と協議の中で、地方特定道路整備事業でやればどうかと、それにすれば幾分かでも町の財政が助かるというご指導をいただきましたので、17年度に新たに予算を計上させていただき、事業を進めさせていただくものでございます。

ただ、土木事務所あるいは県の道路担当課との協議に時間を要しましたので、この事業につきましても工期が不足するというので、繰越明許費の設定をお願いをするものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** 介護保険につきましては、短期間で利用者に説明をしなければならないというのは現実でございます。それにつきまして、まず説明会というのは、これはもう松野さんの

一般質問でかなり込み入った話になってくるわけでございますけども、説明会が8月18日に県の方で行われました。これについては保険者、それからサービス提供事業者、それからケアマネジャーのそういう事業所、こういうところで今回の制度の改正について説明をされ、十分にそういう利用者に周知をするというふうなことになるわけでございます。本町におきましても、保険給付につきましては、議員さんもおっしゃいましたように2カ月後ですから、プログラム上は問題ないんですけども、認定の関係につきましては、前倒しでもう作業をしております。今回もう既に9月5日付で今お持ちの資料を対象者の方300人に交付させております。すべてが対象になるということはないですけども、利用されている方に対して軽減対象になる方の申請を受けるということでしております。当然説明もそのときにさせていただきますし、入所施設につきましては入所施設の方で十分説明をさせて、住民の皆さんのサービスを利用される方のご理解をいただくというふうな体制をとっておるところでございます。

**議 長** 寺前議員、寺前議員は総務委員でありますので、委員会をお願いいたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑ないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程3番、議案第61号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 8番議員!

**8番議員** 別に内容の問題じゃないんですけど、22ページ、1,027万9,000円、こちらの返還金ですね、この国に対する、こういうところで、これ節の科目が償還金利子及び割引料と、こういう科目を使われて、説明書のところが白紙であると、こういうことであれば、その口頭での説明を抜かしてしまったら、何のことか全くわからない。だから、これ本当にこの科目を使わなくてはならないのか。節にこの科目を使わなくてはならないのか。そして、説明の欄が常に白紙が非常に多いですね、うちのこの予算書とかね。これに何でそういう説明を入れられないのか、この辺についてちょっとお聞きいたしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 さきに委員会でも同じようなご指摘をいただいたことがございます。今後、説明欄につきましては、見ていただいてご理解いただけるような内容を記載してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。（8番議員「この科目使わないかんのか。こんな科目わからんで、これ。利息と割引料やで。それが償還金、償還金と利息ちゅうのは全く性格が違うやろう。節の科目そうだったんの違うの、23の。」）

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 予算の計上の仕方でございますけれども、国に対する返還金の場合、地方自治法で定められました節の科目というのが28項目ございますけれども、それが適した節が載っておらないという状況から、やむを得ずこの23節の償還金利子及び割引料というところの科目を使って、そして計上するというスタンスになってございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それで、先ほど申しましたように、説明の欄には返還金という形で明記させていただきたいと、かように思います。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 8番議員！

8番議員 いや、何でもこういうこと言うかといいましたら、本当にこれ科目がもうないのか、28全部使っているのか。というのは、これ財務システムの中で、こういう科目の統一されるということが非常にいろんなデータを集約、集計するとか、いろんな場合にこの科目コードちゅうのは非常に大事なコードなんですよね。これを統一されてなかったら、ほとんどまたいろんなデータ出すとき、本来、コンピューターの中に入ってあるデータはすべて取り出し用のプログラムをつくれれば取り出せるというようなことが基本なんですよね。だから、その辺のことを考えないと、これから町長が言っておられる50人削減、5億円削減ということについて、もっとコンピューターのシステムを確実にしないと、とても私はそういうことが達成できないんじゃないかということでこういう質問をしてるわけなんです。だから、これ毎年決算に基づいてこれ返還金ちゅうのは生まれるわけなんでしょう。そしたら、それに対する科目ちゅうのはあって当たり前じゃないかなと思うんですけどね。この辺ちょっともう少しちゃんと調べ直して、本当にこれしか使えないのかどうか確認してやっていただきたい、そういうように思いますねやけど、どうですか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 予算編成につきましては、地方自治法施行規則のいわゆる科目の設定というこ



とで統一した使用の仕方をやっております。その使用の中に返還金という項目がございますので、この科目を利用させていただいておるのが現状でございます。だから、使用する規則の中でそういう項目があればいいんですけども、現在施行規則の中での節の名称がこの名称でしか載っておらないというところで、システム自体もその節の内容で組み入れておりますので、現在そういう科目で計上をさせていただいておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

**議 長** 質疑ありませんか。 6 番議員！

**6 番議員** まず、私国保運営委員会に入ってこういう資料をもらうんですけども、国保運営委員会では、非常に国保の議論が難しく、専門的な議論をすると非常に基礎的な問題で、坂口さんも委員長のとときにいろいろ苦勞されたわけなんですけども、十分な議論ができないというのが実態になってるんですね。だから、予備の勉強をしなければならぬということをつくづくと感じているわけなんですけども、まずそういう意味からいって、議員にもこの国保運営委員会で示された資料、かなり詳しい資料ですので、これは議員に配付するというようにされる方がいいのではないかとこのように思うんです。そういう点について要望をしておきたいと思います。それが審議の促進になっていきますので。

それから、この1点だけになるんですが、いわゆる補正予算で国民健康保険で退職被保険者国民健康保険税が411万2,000円上がってるんですね。これについて、この中身についてどのような理由でこの補正が組まれたのか。もちろん人数がふえた等いろいろあるでしょうけれども、それについてお聞きしたいと思います。

それに関連して、私は、これは共産党が3月議会やったかな、3月議会に、3月議会ではない、配偶者特別控除の廃止等についての意見書あるいはまた定率減税の廃止・縮小についての意見書、これも去年に提出させていただいているんですね。そのときに議会では否決されたわけなんですけども、実際にこういう声が上がっているんですね。突然こんなに税金を取られたら生活できないという形で、公的年金控除を縮小して老年者控除が廃止となるために、非課税だった年金受給者に年9万円を超える税金がかかってきた、こういうような話が、これは広陵町じゃないですよ。広陵町では私6月議会に指摘しているように、国保税が何で年金が変わってないのに上がるんだという問い合わせが町の方にも何件か、あるいはたくん来たのかどうか、あったと思うんです。

まず、お聞きしたいんですけども、ことしの1月1日からいわゆる老年者控除50万円が廃止されていると。これは国保税には直接関係ない話なんですけども、その前に配偶者

控除も廃止された。その前じゃない、ことしから配偶者控除も廃止されたという点において、いわゆる今まで非課税であったのに課税世帯になったところの方は、当然国保税にも影響を与えているわけですね。非課税世帯から課税世帯になるということになってきたときには、当然与えているわけですから、その点で何人の方がそのような該当になったのか。そしてまた、いわゆるどれだけの税率アップになっているのか。これは神戸の方の話なんですが、Rさん、70歳代の年金生活者で、配偶者も70歳代で国民年金受給は、6月初めに17年度市民、県民税の通知書を受け取りました。少し税率が上がっているというように思いました。そして、6月の中旬に国民健康保険料の、ここは料ですね。税じゃないわけです。納入通知を受け取りました。今度は保険料が7万円も増額になっているので、早速区役所に出向いて調べてもらいました。収入はふえていないのに急に保険料がなぜ上がったのかという質問に対して、区役所の職員は、配偶者特別控除上乘せ分部分33万円が廃止されたことにより、市県民税が1万4,000円ほど増額になり、これを基準として計算すると、国保税が7万円ほどアップしたとの説明があり、さらに配偶者特別控除の廃止は16年1月1日実施で、所得税はその年から、住民税は翌年に反映するとの説明であった、こういう話なんですね。17年1月1日から老年者控除の廃止、年金所得控除の引き下げなどで既に所得税が上がっている、そうしたことなどを反映して18年度市民、県民税が大幅に上がり、そのことによって国保税がすさまじい増額となるが、予測され、18年度はさらに22万円ほど負担増になる見込みとの説明に、Rさんは驚きの余り声も出ませんでした。これはインターネットで、これは一般の方の言葉としてインターネットで出ている内容なんですね。これは、税理士が22件神戸市に申告した中の一つの例はこちらにあるんです。

これはインターネットの直接の生の声です。こういうような形になっている現状を、私はやっぱりきちんとした資料も踏まえて提出していただきたい。きょうこの場では結構ですけども、こういう内容になっていることが非常に深刻な影響を与えているわけなので、この点についてこの411万2,000円の分については、こういうような事例が含まれていないかどうか、この内容についてお伺いしておきたいと思います。

それから、基本的な部分でいいですけども、今指摘した問題について、広陵町では国保加入者の実態にどのような影響を与えているのか、住民税については18年度から変化が起こるわけですが、18年度の対象とされ把握されている方々はどれぐらいに把握されているのかという点について、概略で結構ですからお答えしていただいて、詳しい数字等については関係委員会で提出していただきたいというように思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 一般町民税の関係の影響額を少しお話をさせていただきたいと思います。詳しい数値につきましては、試算、精査するわけでございますけれども、現在対象となるところの人数等々を報告をさせていただいております。

老年者控除の減額に伴います対象者でございますけれども、収入金額が4段階に分かれておりますけれども、全体で97名でございます。そして、18年度の影響額でございますけれども、これら97名については3,000円の均等割がかかることとなります。18年度の影響額につきましては、3分の2の減額ということになりますので、3,000円の97人分の3分の1が増収という影響額となるわけでございます。

それから、所得割につきましては、200万円以下は非課税でございます、200万円から250万円の収入金額で45人の対象者が出てまいります。その方の所得割につきましては1万3,900円、250万円を超えて265万円までは21名となりまして1万8,000円、計66名が所得割に係る増収ということにつながります。これもまた18年度でございますので、3分の1ということで、3分の2は減額されますので、それらの増収額の3分の1が増収となってあらわれるものでございます。19年度につきましては3分の2が増収になり、20年度からは全額が増収になるという経過措置がございますので、そういう影響でございます。以上でございます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 411万2,000円の税を投入する根拠というか、理由についてお尋ねでございます。

これは退職者に係る医療費の関係で概算払いが先に行われたと。そして、その年度の交付金の確定に伴いまして、概算払いが多かったということで今回返還をさせていただくものです。これが退職者に係る部分でございますので、退職者の国保税の中から振り当てると、割り当てるということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、公的年金控除等の影響額についてご指摘をいただいておりますが、現在、17年度においては影響はないという認識を持っております。それで、18年度以降の影響につきましては、公的控除の最低保証額が従前の140万円、65歳以上ですけれども、140万円という額であったものが120万円に減額になるわけです。その関係で20万円といういわゆる控除額の減に伴います影響は確かに出てまいります。これは、広陵町の国保の対象者、65歳以上の対象者の中のおよそ1,000人程度に影響が出るのかなと。そして、影響額

につきましては、税率でございます6.2%を掛けていただきますと1万2,400円、年間1万2,400円程度の影響が出ると、こういう見込みを持っております。以上でございます。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 国保の運営委員会に出した資料については、各議員に出しておいていただきたいと思えます。

17年度は影響ないということなんですけれども、現実には非課税世帯が課税世帯になるといった場合に、いわゆる国保の2減免のところの部分については影響出ているはずなんです。それと、高額所得者、高額医療者の分についても、いわゆるこれは税自体ではないですけれども、負担金が大幅にふえるというように思うんですけども、だからそういう点で言うと、いわゆるこのことしの1月1日からの50万円の老年者控除あるいは配偶者控除の廃止は、じかに影響が出ていると言わざるを得ないんです。だから、そういう点で非課税世帯が課税世帯になったという方が何人おられるのか、そういう点も含めてお伺いしたいんですけども、もし今わからなければまた委員会等で結構ですが、そういう点での指摘に対してあり得るのかあり得ないか、あるいはわかっておれば答弁をしていただきたいと。

それから、財政部長の答弁について、これはまた委員会でいずれまた議論をさせていただくということで、その点での資料については配付しておいていただきたいというように思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 細かい数字になろうかと思えますので、委員会で説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。（12番議員「資料は配ってもらえる。」）国保運営協議会での資料につきましては、配付をさせていただきます。

**議 長** 質疑ありませんか。

（なしの声あり）

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程4番、議案第62号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

**6番議員** これはいわゆる555万3,000円の基金積み立てということでお聞きしたわけなんですけれども、これは17年度の補正になっているわけなんですけれども、いわゆる歳入の部分のこのところちゅうのは精算金の内容ですか。ちょっとその辺がちょっとわからなかったんで、ちょっと意味不明なんで、いわゆる、いや意味不明で私です。わからなかったんで、これは16年度の精算分としてここに入ってるということでいいわけですか。そういうこと。それはそれで意味わかります。(健康福祉部長「説明しましょうか。」)いやいや、だからそれだったら意味わかります。結構です。

**議 長** 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程5番、議案第63号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第64号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第65号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第66号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について及び議案第67号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを一括議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

**12番議員** 一括ですのでまず基本的にお聞きしたいのが、選挙区が変わることによりまして、議員選出の人数は変わらないにしても、選挙区が変わって大きい小さいの格差が大変大きくなると思うんですけれども、例えば最初の退職金手当組合の方でしたらば、大宇陀と、それから菟田野、榛原抜いたら室生、曾爾、御杖になって、これがほかのところに行くのかな。こういう部分で、その議員の発言力とか、そういう部分ではバランスが欠けるのではないかなと思うんですが、全体見たらバランスいい配置になってはいないわけなんですけど、そもそも。そういう点については議論されたのかどうか。

それから、この退職金手当組合の議決事項ですね。どういうことを議題として議論されて

いるのか、それについての議決事項について教えておいていただきたいと思います。

それから、次の非常勤公務災害補償組合規約の分なんですけれども、この非常勤の職員さんは年々どんどんふえてきているというような状況の中で、大きな役割を果たしていただくことになってくるんじゃないかと思っているんです。そういう点に対しましては、この非常勤公務補償のここの非常勤ですね、中の対象になる職員さんですね。パートさんも含めて対象になるのか、その範囲をまず聞いておきたいと思います。

それから、ここの補償をするというような中で、例えば16年度、あるいは16年度の前の15年度で、どういうときにこの災害補償があったのかという、そういう実態ですね。あればそれについてもお聞きをしておきたいと思います。

それから、次の奈良県市町村会館管理組合の条例改正の件なんですけれども、この市町村会館なんですけれども、これの利用実態がどんな状況なのかなというふうに思うんですが、利用対象がかなり限られる中で、建物も結構立派な建物なんです、その会館の利用実態が把握されていると思いますが、お聞きしたいんです。

それと、それに対する負担金、広陵町は幾らなのかということですね。会館の維持ですね。これはこれに付随する条例で定められているはずですので、その点についてもお聞きしたいと思います。（6番議員「ちょっと議長一括提案で、後、審議は一つ一つで審議していかなとあかんのでしょうか。」）

**議 長** いや、もう一括で。（6番議員「いや、提案は一括でいいけども、だけど審議は一つ一つ審議していかなとあかんのでしょうか。」）一括でやっていただいて、ほんで、後は総務文教委員会でゆっくりとやっていただいたら、そういうように協力のほどよろしく頼みます。（6番議員「いやいや、そやけど、一括提案はそれでいいんやけども、審議は1議案ずつ審議していかなと、実際にできない。」）

**12番議員** 最終日の採決は一つずつにしていかないと、最悪だめでしょう。（6番議員「全部やっていったら、すべてのところに議論になってもうて、あちこち行ってしまうよ。」）従前は一つずつやってたのはやってたんやけど。（6番議員「提案はそれでいいんや。」）

**議 長** そやから、これ一括でやりますので、質問を分けてやってくれはったら結構です。

**12番議員** そしたら、ちょっと待って。もう一回質問し直さなあかん。だから、今は質疑は一括でするわけ。委員会での質疑と、最後の賛否は個々にやってもらうということなんですか。

**議 長** このままでやってください。

12番議員 答弁をお願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 本議案一括してご質問をいただいておりますけれども、本来こうした平成の大合併に基づく今回の3町1村の合併でございます。奈良県内のそうした合併協議会でもって合併がされます施行日をもって各こうした市町村の議決をいただく、そういう議案でございます。とりたててそうした議案の中で退職手当組合のいろんな議論をされたとか、そういった会合には私も出席しておりませんので、ただ合併に伴います議決をお願いするものでございます。

ちなみに、ご意見のありました市の選挙区、葛城市を加えて宇陀市が加入になるわけでございますけれども、こうした退職手当組合に加入される市につきましては、葛城市の状況で加入されたのが初めてでございます。今回宇陀市にもそうした退手組合の規約でもって対象としていこうという、本来違う市はすべて市で単独で退職手当組合がなくやっておられるわけですが、今回葛城市と宇陀市については、従来の退職手当組合の中で運営をしていこうという思いでされておるわけでございます。

いろんな選挙区におきましての格差等につきましては、全国的なレベルでの話となりますので、私の方から答える言葉がないわけでございます。

それから、非常勤職員公務災害補償組合につきましてはの地方公共団体の数の減少、これも今回の合併によります議決をお願いするものでございます。したがって、非常勤特別災害の内容についてのご質問でございますけれども、当然非常勤で採用をしております職員につきましても、そうした災害時においては対象となるわけでございます。

近年の広陵町では実態はございませんので、他市の市町村の実態については把握しておりませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

それから、市町村管理組合の組織する団体の数の減少の議案、これまた合併に伴います議決をお願いしておるだけでございます。各市町村会館の管理をやっておる利用実態でございますけれども、私どもも町村会館に頻繁に出席をする、会議に出席をしておるわけですが、毎日そうした会議の案内につきましては、フルにその会議が使われております。そしてまた、隣の福祉会館というふうなところで、県の会合等につきましてもフルに利用をしていただいておりますのが実態であろうというふうに思っております。

負担金につきましては、少し現在記憶しておりませんので、会館の負担金につきましてはまた後ほど確認をさせていただいて、ご報告を申し上げたいと、かように思います。以上で

ございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** その選挙区がそれぞれによってありますので、議員の選出がすべてにこれに入れ  
るというわけではないというのも理解しておりますが、そしたらこの中で、今の説明の中  
では、会館の方の組合ということ、そこに入っているだけかなというふうに思うんですが、ど  
の組合に広陵町が今議員として入っているのかということと、それからその互選の仕方、そ  
れからもう一つは、やはり議員として入っていなかったとしても、やはりこういう部分に対  
して職員さんにも大きな影響を与える、またあるいは会館の維持管理についての負担金等々、  
広陵町の財政にも一定の影響があるわけですから、きちっとその運営状況については把握し  
ていくのは当たり前だと思うんですね。そういう点におきましては、やはり先ほど質問しま  
したように、どういう議題でどういうふうに議決されたのかというようなことも当然把握し  
ていただいて、答弁できる準備していただくのが当たり前だと思いますので、これは総務委  
員会の方でそういう資料なり、あるいは答弁をしていただきたいというふうに思います。

とりわけ、会館について、今フルに回転していると思いますではなくて、実際に広陵町で  
も公共施設の利用については実数として利用回数とか利用人数とか出しているわけ  
ですから、そういう数字をやっぱり把握していただきたいというふうに思うんです。少し  
でも今税の節約をしなきゃいけないときに、このわからない部分で、もしかしたらこうい  
うところでも節約できるんじゃないかという部分があれば、大いに積極的に提案して発信し  
ていただきたいと思いますので、その点も含めて再度ご答弁をお願いいたします。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** そうしたことにつきましては、総務委員会でお話をさせていただきたいと思  
いますけれども、本議案につきましての関連質問というふうな形で、広義な質問として承っ  
ておきたいと思います。直接この議案に関係する質問というふうな内容では少し、これ以上の  
答弁が少しできませんので、内容につきましては、今後十分に勉強をしておきたいというふ  
うに思います。

広陵町のどの組合に関与しているかというふうなことにつきましても、現在は広陵町につ  
きましては町村会の方の役というふうなことも順番的には回ってきてないなというふうには  
思っておりますので、この件につきましても、加入している状況につきましては総務委員会  
の方で調べておきたいというふうに思います。以上でございます。

**議 長** 町長！



町 長 私から申し上げたいと思います。

職員の退職手当組合は、合併をどんどん進まれても、そのまま市になりましても、市町村退手組合にお入りをいただいておりますので、全体の運営については支障はありません。職員の数には変わりはないわけです。葛城市も當麻、新庄で退手組合に入っておられた。今度、市になっても同じようにそのまま継続して入りたいということを申されて、宇陀市もそうありますので、それはいいんです。ただ、市町村会館については、町村の部がどんどん減っていくわけですね。市長会に入られるわけですから、市町村の負担が割高になります。町がなくなるんですから、町や村が減少しますと、残りの町で負担をすることになりますので、我々は残り組だけの今日までの負担をしますと、負担金が上がってまいります。これではだめだということで、市町村会館の経営合理化をしていただこうと。経費の要らない、市町村数が減ることによって会館運営も合理化してくれという申し出をやっておるところでございます。費用の減る分については応分の検討をしていると、そんな実態でございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第63号、64号、65号、66号及び67号は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第68号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について及び議案第69号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを一括議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 先ほどの議論と同じことなんですけれども、今度の場合については、市になれば、これは均等割というようなところの分はあるのかないのかですね。いわゆる計算方法によっては4つが1つになれば、その分が減ってくるというようになると思うんですけれども、そんな影響ちゅうのは大したことないのかどうかですね。

それと、全体の予算の中でこういう内容、こういうセンターをつくったわけなんですけれども、その点について影響の問題ちゅうのをお聞かせ願いたいと思うんです。

それと、やはりこの内容の大きな問題は、やっぱり仕事の問題だというように思うんですが、これは広陵町で水質維持するための試験を出して、いわゆる法に基づいたもの、法に基づかないものという形で従来どおりやっていきたいということが以前の答弁であったわけなんですけれども、その点について水質の提出は、法に基づく水質だけをやっているのか、あるいは法改正以前の水質についても随時検査しているのかだけ確認しておきたいと思うんです。

議 長 水道局長！

水道局長 まず、経費の件ですけれども、一応経常経費は組合の場合は年間5,500万円という経常経費を上げているわけですけれども、その負担割合といいますのは、均等割、これは組合数で均等に割るわけですけれども、これは5,500万円のうちの1割、10%部分を一応数で割るわけです。あとは年間の有収水量とか、その検査の検査数等によって残りの部分を負担するわけですので、市町村合併によって影響を及ぼしますのは、この最初の均等割部分、今回の合併までは34組合数でしたけれども、今度合併によって31になりますので、来年度の負担金につきましてはこの550万円を31で割るということですので、若干の負担増にはなります。

それから、水質の検査ですけれども、一応当然、法に決められた分につきましては当然やらなければなりませんので、それは十分やっておりますし、法の中でも一応基準の10分の1以下もしくは10分の2以下については、その毎年検査を、2年に1回なり3年に1回という延ばす部分はあるんですけれども、一応広陵町の分については、従来どおり必要な分についてはその法定以上に検査はさせていただいております。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第68号及び69号は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議員提出議案第11号、決算審査特別委員会設置に関する決議については長濱君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

本案につきまして提案趣旨を説明を願います。7番議員！

**7番議員** それでは、決算審査特別委員会の設置に関する提案の趣旨説明をさせていただきます。

本日提案させていただきました特別委員会の名称は決算審査特別委員会。設置の根拠は、地方自治法第110条及び委員会条例第5条によるものでございます。目的は決算審査。委員会の定数は8名でありまして、松浦敏信、山村美咲子、寺前憲一、長濱好郎、坂口友良、八代基次、松野悦子、竹村博司、以上の8名でございます。活動は、本定例会の期間中といたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第11号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第11号は原案どおり決議されました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には坂口議員、副委員長には寺前議員と決定されましたので、ご報告いたします。

**議 長** 次に日程8番、議案第70号、平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号、平成16年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号、平成16年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号、平成16年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号、平成16年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号、平成16年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。もう特別委員会の件ですので、一括でお願いいたします。

もう特別委員会にこれは回しますので、特別委員会でやってくれますか。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議案第70号、71号、72号、73号、74号、75号、76号、77号、78号及び79号は決算審査特別委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程9番、議案第80号、第3分団ポンプ車の買入れについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

**12番議員** ポンプ車の買入れ、これは産業建設でしょう。

**議 長** 総務。

**12番議員** 総務、私は……。このポンプ車の買入れについてなんですけれども、18年もたっているということなんです、この買いかえの基準についてをまず1つお聞きしたいのと、それからこの今回、前のときだったら台車と、それから上のポンプの部分と別の仕様でやったと思うんですが、今回は全然この既製のポンプ車でいけるわけですか。前、台車の部分と、それから上へ載せるポンプの部分と別々の仕様というもので発注したと思うんですが、今回はそういう形じゃなくていいのかなと思って、それで大きさについては何トンという大きさなのかということもちょっと聞いておきたいと思いますが。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 消防自動車の購入の基準でございますけれども、一応町の方では18年をたてば購入していただけると、こういう基準を設けております。(12番議員「町の方で。」)はい、町の方で。

そして、仕様書、先ほどおっしゃっていただきました仕様内容でございますが、仕様は仕様書をちゃんと作りまして、お示しを業者にいたしております。車種は、車体ですけれども、三菱自動車工業株式会社の車種を使うこととか、こういう仕様書、細かい仕様に基づきまして入札をやりました。

重さ、総重量は幾らかということでございますが、6.8トンでございます。

議 長 質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 この積算価格と落札金額の差が接近してるんですが、ちょっと計算しな、落札税込み、税抜き、税込み、ちょっと待ってね。何%かな。96.62%というたら非常に高い落札率なんですけれども、この落札率が高いのについては、かねがね私の方でも言ってるんですが、国の方でもやっぱり95%以上は高い、一般的な社会通念上も95%以上というたら、なぜこのような高い落札率になるのかということが新聞でもよく話題になるわけなんですけれども、今回このような高い落札率について、やはり町の方としても懸念していただいてもいいと思うんですけれども、この落札率についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 この入札につきましては、公正、公平にしっかり競争していただいたと私の判断をいたしております。

議 長 13番議員！

13番議員 先ほどの答弁で車種の選定、どこのメーカー言われた。三菱言われたんかな。こうしたとき、ポンプ会社はこの今4社、これ入札に入っておる4社がどこでも三菱と提携できるのか、これだけ一言聞いときます。

議 長 総務部長！

総務部長 提携できると聞いております。

議 長 提携できるそうです。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第81号、広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 2番議員！

2番議員 私はちょっとそういう事業というのわかりませんが、この入札のところの積算

価格7,000万円ですか、それと先ほど見ておきますと、予定価格と、これは予定価格はないんですか、コンピューターについては。建物と物品とでは。これ7,000万円あったら、7,350万円とか7,980万円というのは全部辞退しているのかなと思うんですけど、この点についてちょっとわかりませんので。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** この設計額で、まず設計額でございますが、設計額の7掛け、70%を皆さん方にご提示申し上げました積算価格ということで提示させていただいております。そして、これの予定価格でございますが、予定価格は6,300万円を設定させていただきました。

予定価格につきましては、物品に関しましては公表はさせていただいておりません。

**議 長** 質疑ありませんか。 12番議員！

**12番議員** このコンピューターの当初小学校の方に配置したときに、一括して配置してなくて、一、二年の差があったと思うんですけども、なぜ今回は一括発注ということにされたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、指導用と生徒用とで機種というか、ちょっと仕様が違うので一概には言えないと思うんですけども、1台当たり幾らになるのか、落札で言えば。コンピューターの1台当たり、大体一つの学校で40台ぐらい生徒用の入るんですか。ですので、その1台当たりどれくらいかということでない、ちょっと金額的にどのくらい妥当なのかということがなかなかぴんとこない、教えてほしいなと思ってるんですけども。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** まず、配置の関係でございますけれども、前回は国の補助の内容によりまして、平成6年度から順次配置をしていただいたわけでございます。（12番議員「何年かかった。3年やった、2年やった。」）ちょっとお待ちくださいませ。配置いただきました年度につきましては、学校別に申し上げます。東小学校が平成9年、西小学校が平成10年、北小学校で平成10年、真美ヶ丘第一小学校で平成9年、真美ヶ丘第二小学校で平成8年という各年度に分かれまして設置をしていただきました。これにつきまして、当初の配置はこのような内容でございましたけれども、文部科学省におきまして学習指導要領の対応に合わせて、新たに平成12年度から17年度までの間の6年間で新たに教育用コンピューターの配置を計画し、実施するようというふうなことで進んでまいりました。広陵町の場合におきまして、地域イントラネットとの併合ということで進めてまいりましたけれども、地域イントラネット等の計画の変更等もございまして、町費単独で17年度で、最終年度に

当たりましたけれども、配置をお願いさせていただきたいということで当初予算をお願いをして、今回入れかえをさせていただくという運びになったわけでございます。

そして、価格の点でございますけれども、生徒用のパソコンとして定価ベースで積算をいたしました内容の積算金額といたしましては、1台で9万5,620円という数字が出ております。教師用につきましては、これにいろいろなもの等を含めてまいりますので、この金額よりも若干高いというふうな運びになっております。以上でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 今、町単独での事業という説明だったかと思うんですけれども、これはそしたらこのコンピューターを新たに変えていくということについて、文部省の指導だけであって、補助金とかそういうものについては、今補助金で余りなくなってきたはいるんですけれども、そういうものは全くないということなんですか。もし違うケースであれば補助金がとれるというような場合があるのかどうかも含めて、ちょっとわからないのでお聞きするんですが、説明ちょっとお願いしたいと思います。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 交付税算入として措置をされるということはつかんでございます。終わります。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** ちょっと基本的にこの予定価格について、予定価格とは町が契約を締結する場合にはあらかじめ作成する契約価格を基準となる価格を言う。予定価格を定めるときは、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して公正に決定しなければならないと、このように本には書いてるわけですが、今広陵町の場合は大体の今のこのコンピューターからいきますと、積算価格の70%、前にも簡単に70%だと、これが予定価格だというように設定をいつもされるわけですが、もう少し中身があってもいいのではないかなと、単純明快にこの設計価格の70%であるとか、その積算価格の70%であるとか、もう少しこういうコンピューターですから、もう少しやはり実勢価格とか、その需給の状況とか見るならば、もう少し70%じゃなくして60%ぐらいでも僕はこれ成立するのではないかと思います。その点の予定価格の積算の仕方について、もう一度お願いしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 業者選定委員会でいろいろとよく検討させていただきました。まず、この3割引いて7,000万円という積算価格は、先ほど説明させていただきましたけれども、設計金額

に戻って60%ないし65%、どれぐらいの数値が一番いいんだろうかというようなことも検討いたしまして、そして最終的には61%の予定価格を設定させていただいたと思っております。それで入札を執行しようということで6人の業者選定委員、この役場の中の庁舎内にいる6部長をもって業者選定委員に当たっておりますので、6部長の意見を聞きながら61%に設定させていただいたということでございます。もとの設計額を説明先にさせていただきます。9,953万400円でございます、設計額が。それを、これは定価で、定価ベースで積算したものでございます。9,953万400円。はい。その70%で積算価格として70%で抑えさせていただきました。これが7,000万円でございます。

**議長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 本来総務部長が今お答えしておりますことを整理させていただきまして、当初、定価ベースで積算をさせていただきました。この金額が約1億円の金額でございました。定価ベースでの積算が9,953万400円という数字が出ております。これを70%に圧縮いたしまして積算した結果での積算価格、これを7,000万円というふうに置きかえました。これが70%に圧縮してございます。そして、入札価格に必要な予定価格を算出いたします業者選定委員会の中で審議をいただきました結果の入札予定価格、税抜きで6,080万円、この金額につきましては、当初定価ベースで積算をいたしました9,953万400円から比べまして、61%に相当する金額に設定をされたということでございます。この金額で、ごめんなさい、入札が落札されたということでございます。そして、入札予定価格として設定されましたのが6,300万円という金額で設定でございます。入札予定価格は6,300万円でございます。これに対しての落札価格が6,080万円でございます。この金額の中にはインストールあるいは配線処理等々すべての費用を含んでの金額でございます。

**議長** よろしいですか。 1番議員！

**1番議員** 基本的なことは、本当に予定価格というのは、先ほども言いましたように、やはりこの需要と供給の関係もあわせ、またやはりその実例価格等含めて、もう少しこうしたコンピューターの機械というのは市場ではもっと安く売買できるわけですから、その単純にこの7掛け、そしてそのような形で出てくること自体がもっと安く契約できてもいいのではないかと私は思っているんですよ。ですから、今後総務委員会等でありますので、この辺にさせていただいて、あとはまた総務委員会で聞かせていただきます。以上です。

**議長** 8番議員！



**8 番議員** これはそれぞれの会社のコンピューターだと思うんですが、パナソニックで書いてるから多分松下だろうと、その次は日立、奈良OAシステム、これは多分シャープじゃないかと思うんですけど、これは落とされたカツラギはどこコンピューターなのか。全くそれが資料としてどっかに入ってますのかな。

それともう一点、これソフトは教育用ソフトというのはもう共通の形をとっているのか、その会社によってソフトの内容が違ってるとか。これはソフトも含んでの入札でしょう。その辺のところをちょっと説明がなかったということをお願いしたいと。

コンピューターですので保守料というものが、多分保守契約が必要になってくるんじゃないかと。その保守料についてはこの入札とはどんな関係になっているのかということですね。この入札価格が安くても保守料が高ければ何のこともないということになりかねませんので、この辺がどうなっているのかということ。

それと、この辞退されたということですね。これはどういう意味で辞退なさっているのか。7社指名して3社が辞退されてる、同じ会社の商品、これ皆代理店のような形になっていると思いますから、同じ会社の商品でここで競合するから、もううちの店は辞退するとか、そういう形になって辞退なのか、その辺の事情がわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 業者選定委員会の中でご審議をいただきました内容といたしまして、各メーカーあるいはメーカーの販売店をそれぞれ分けた状況の中で、各それぞれの機種を取り扱っていただける業者さんを選定していただいたというふうに承っております。

それから、落札されました株式会社カツラギの取り扱い機種はNECでございます。

そして、教育用ソフトの関係でございますけれども、基本的には共通バージョンでございます。その共通バージョンを各学校ごとにメンテナンスを行いまして、それぞれ組みかえていく作業が必要になってくるというふうにとらえてございます。教育用ソフトそのまま買って、そのまま入れて動くのかというものではなく、それぞれ学校の状況の希望に合わせたものとしてメンテナンスをしていくというふうな作業が含まれてまいります。

あと保守料の関係でございますけれども、一応教育用ソフトそのものにつきましては買い取りでございますので、後プログラムのメンテナンス等を変更していく必要のない状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。（8番議員「ハードの保守料はないの。」）ハードの保守料もございません。（8番議員「保守料はなしということね。」）はい、以上です。

済みません。続けさせていただきます。この仕様の中で入れさせていただきました内容の中では、保守に関しましては1年間は無償保証、無償で保守をしていただくということの内容での条件でございます。

それから、後不良等が発生したときには速やかに対応することというふうな内容での仕様にとどめてございまして、後年度における保守料等については、基本的には含めておりません。

**議 長 8番議員！**

**8番議員** じゃあ一応保守料はなしということで理解しておきます。

それと、先ほどソフトの共通バージョンであると。それを各学校によってそれぞれいらわなくてはならない、そのソフトをいらわなくてはならないと。それはどういう関係で、各学校で使用の仕方が違うからいらわなくてはならないのかどうか。なぜ、30台が40台になればいらわんのか、台数が変わったからいらわんのか。

それと、もう一点ちょっとさっき聞き忘れてましてんけどね、各学校別の台数、どの学校に何台入れるのか、ちょっとこれも聞いてませんでしたんで、その点もちょっとひとつお願いしたいと。特に、学校が、別に学校がもしソフトについて特別な要求をされ、各学校別に要求されてるんだったら、その内容は当然業者に、入札の相手方ですね。に知らせてのこの入札ということになると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

**議 長 教育委員会事務局長！**

**教育委員会事務局長** まず、ソフトの配置の関係でございますけれども、各学校共通した状況の中でのソフトの配置は心がけ、それを基本としております。

それと、学校の方から出てきておりますソフト、それぞれ各学校によって要望が異なっておりますけれども、基本的な内容で各学校が使うものとして入れておりますソフトについては、小学校向けの学習支援ソフトあるいはウイルス対策あるいは総合ソフト、ホームページの作成ソフト等々いろんなソフトが約11本ございます。この11本で各学校の方から要望が上がっている内容のソフトは網羅できているということの内容の中から選択したものでございます。

各学校の方に配置をさせていただきますコンピューターの台数でございますけれども、当初の配置につきましては、1学校当たり20台でございました。これを今回各1学校当たり40台にふやささせていただきます。東小学校につきましては、児童数の関係等がございまして、36台だったと記憶しておりますけれども、東小学校につきましては40台の足並みは

そろっておりません。ほかは全部40台でございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 入札を辞退した3社の辞退理由をご説明申し上げます。

キャノンシステムアンドサポート、質疑の日が8月30日までであって、それらの質問書を9月2日に回答しますと、こういう仕様で現説をやらせていただきました。8月30日と9月2日の勘違いして、9月2日に質問に来たと。当然締め切りは終わっておったということでございます。それが1つがここの理由でございます。扶桑電通株式会社、業者からの申し出でございますが、扶桑はシステム導入の保証ができないと、こういう理由でございます。そしてもう一社は、町内の箸尾の株式会社中川電気でございます。こういう大がかりなシステムを保守体制は私どもの会社ではできないと、こういう辞退の理由でございます。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** それと、今その辞退した理由は聞いたけども、そういう辞退した人は今後指名に入れていくんかということをお聞きしたいと。

それと、その入札の、競争入札のやり方として、建設の場合やったら予定価格を公表するのに、物品の場合は公表しない、そのわけを教えてくださいと、お願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 先ほど、辞退いたしました業者につきましては、次の入札は指名しない方向で業者選定委員会へご報告申し上げたいと思います。それは業者選定委員会でまた諮らせていただきたいと思います。

そしてもう一点例えば、今乾議員がおっしゃいましたけども、こういったコンピューターにかかわる業種の入札、そういった選定委員会では入れない方向で説明すると。ただ、ほかの内容もでございます。そういったときはしっかりとまた違う観点から指名入れるかどうか、業者選定委員会で諮っていきたいと。

そして、物品の公表はなぜしていないかと、こういうことでございますが、物品につきましては、土木も一緒でございますけれども、やはり安価であれば安価であるほどありがたいと、入札額は、そういった思いを持って予定価格は公表せずに、しっかり競争していただくという原理のもとに公表はしていないと、こういうご理解をいただきたいと思います。

**議 長** 質疑ありませんか。 6番議員！

**6番議員** ちょっとおかしい話なんですけども、先ほど設計価格から最終61%で予定価格を決定したと、こういうようにおっしゃっているんですね。その場合に、設計価格から61

%になると、6,071万円なんですよね。これがその予定価格を先ほどからは6,300万円とおっしゃっている。ここの矛盾、説明というのがどうも理解できないんです。予定価格6,300万円というのは最初からおっしゃっているんです。その辺ちょっと答弁してください。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 先ほど説明間違えまして、申しわけございませんでした。予定価格は63%、そして落札が61%と、こういうことでございます。

**議 長** 11番議員！

**11番議員** ちょっと山本悦雄議員のときにもちょっとこちらで聞こえたんですけど、学校平均の東小学校だけがちょっと少のうて、あとは一緒だと。相当数買うということは、児童一人一人に平均的にやらんことには、コンピューターの教育レベルが一緒にならんのではないかと思うんですが、かなり大きな小学校と小さい小学校と、学校単位の同じ20台だったか、おかしいんじゃないかと。どういう算定でやるんですか。学校単位でやるということは、ある意味では悪平等かもしれないし、ちょっと安易に決め過ぎたんじゃないかと思いますが、その点はどうですか。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 確かに学校によって児童数の増減がございます。その内容を踏まえまして、今現在文部科学省の基準によりまして1クラス編制が40名ということの額面どおりの数字でございますけれども、規定がございます。それで学級編制をされております。そして、今までですと、1クラス40人おりましたも、20台しかパソコンがなかった関係で、2人に1台というふうな内容の教育内容でございました。それを今回お願いさせていただきます内容は、1人1台の環境をつくってまいりたいと。この1人1台の環境は、どの学校も全部共通でございます。クラスの内容で1学級40人以上の学校はございませんので、必ず40台以内でコンピューターの情報教育ができるという環境を今回お願いするわけでございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

**議 長** 11番議員！

**11番議員** 私は、そういう理屈かもわからんけども、結果として1人の児童が年間コンピューターにさわれる時間は、当然違ってきますよね。実際問題として教育効果としてコンピューターの成果は相当開きが出てくるん違うかと、そういう懸念はないかと、こういう意味で質問しとるわけです。

議 長 教育長！

教育長 確かに言われるように、学校規模によってコンピューター教室が1つであるということであれば、ひょっとしたら不平等じゃないかと、こういうことを言われるかもわかりませんが、今週授業が28になっておりますので、理論上やっていきますと、28クラスあっても平等にいけるんじゃないかなと。実際に毎日毎日ということでもありませんし、調べのこともありますし、また単元や、そのまた教科によっても違うようになると思いますので、それは余り私自身としてはそれほど大きな、子供たちがさわる時間数ちゅうのは平均的にいけるんじゃないかなと、このように思っております。

ただ、やっぱりこれ2つも3つも今度は単独でちゅうようになってきたら、今言ったようなお金もかかりますので、今のところ私も、中学校では2つのところは聞いておりますけども、小学校の方では今のところは皆1つであると思っております。以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 このコンピューター改良するときに、以前に説明があったんですけども、積算をして隣の云々、これは総務委員会でやりますけれども、これを使うに当たっての総括的な内容というのはどういかに総括されたんですか。以前のコンピューターを使ってきたその成果及びその問題点、あるいはその中身の問題ちゅうのをきちんと総括されて今度のコンピューターにつながっているのかというところが全く説明ないんで、そういう点についてはきちんとした問題、もしよければ総務委員会でもいいですから、きちんとした文書で出してください。

議 長 これ総務委員会で十分やってくればあったら、もう今把握していただいたと思うから、総務委員会はもっともっと簡潔にやってください。（6番議員「総務委員会で結構です。」）質疑。 2番議員！

2番議員 一応これ質問と違くて、確認だけさせてください。40台が4学校としても160台です。9万5,620円と言われて、全部買っても千何ぼにしかならんと思いますのやけど、それだけ確認しておきたいと思います。6,000万円というのと。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 厳密に申し上げてまいりますと、各学校の今コンピューターの台数に加えまして、それぞれ教師用、管理用、そしてそれに職員室の中で行ってまいります、それぞれコントロールしてまいりますパソコン、そして保健室に、今学校保健会の方に請求をいたしますそれぞれの子供がけがをしたときの請求体制がすべてパソコンのオンライン体制にな

っておりますので、その整備を含めてのコンピューターの台数が含まれてございます。それを含んで約220台という数字になるわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** ちょっと山田君も先ほどおっしゃってたと思いますけど、こういう専門的な、またコンピューターのこういうハードでありソフト、これ大変需要、供給でかなり価格がいろいろ動いているわけで、前回の最初に学校に入れたときに予算とかなり違うぐらいの現実の購入価格があったわけですから、それあったな、そういうことも含めて、近隣の当然購入される学校との、これはいろんな情報交換が当然あると思いますが、ただいわゆる価格の70%とかというんやなしに、本当に部長の中でいろいろ話し合いしやはったかわかりますけど、本当に現実の市場性はどうなつとんのぞと、近隣はどう買うたんだとかということをもっと低くやっぱり設定していくということがなかったらだめだなと。それであかんかったらもう一回やったらええわけやからな。その意味でそこをしっかりといてもらわな、数字がどうかこうとかやなしに、設定してもらうときに本当にわかって積算したんかということは今後頼みますわ。お願い、それだけのこと。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(P.M. 0 : 28 休憩)

(P.M. 1 : 33 再開)

**議 長** それでは、休憩を解き再開いたします。

松浦議員はお葬式に行っておられますので、少しおくれるそうでございます。どうぞよろしく頼みます。

**議 長** 次に日程11番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございまして、これにより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は、前

の事項に戻ることができないので、よろしく願います。

まず、坂口君の発言を許します。

**9 番議員** さきの総選挙におきましても、国民の意思がはっきり官から民へと、次は改革を進めなさいと、こういうふうな流れに意思が出たところでございます。全く私の日ごろの行いと同一ようなことがこのたび結果に出たのかなというふうな考えを持っているところでございます。そのような認識のもとから、本町の大切な財政、このようなことについてちょっと質問したいと思います。

きょうは昼からでちょっと大変しんどいので、時間は短めにと、こういうふうなことを考えておりますので、毎日毎日暑い日が続きますから、やっぱり体調に気をつけていきたいと思います。

そのようなことで、16年度決算より財政を問うと。ところが、この質問通告書を出したとき、まだこんな決算の数字も何もなくて、とりあえずこんなもんやろうということで、これで書いて出したところで、内容は少々ちょっと合いへんなあというところがあるかもわかりませんが、これに基づいて質問したいと思います。

まず決算カード、決算で一番大事なことは、決算カードをよく吟味する、その分厚い決算書を見てここ一個一個どうやねんちゅうのも、それも大切か知りませんが、大きな目で行くには決算カード、このカードからどのような内容を読み砕いて、本町のこれからの来るべき数字を考えていったらいいかということで、私先ほど席上でちょっと見たところでございます。

まず、この決算カード、何を見たら一番いいかと、こういうことでございます。質問の内容に分けて、3つに分けておきました。このまず1つはこの財政の運営、この決算カードから本町の財政の運営をどのようにとらえたらいいかということは、次に生かすということですね。特に一番本町はご存じのように総額はこの決算カード見てもろうたらわかりますけど、一般会計100億円近い予算を組んでんですが、自分の町内で集める金ちゅうのは三十数億円、いわゆるここが3割自治というんですが、なかなかその予定のする予算に対して3割しか自分とこの町民税しか集められないと、あとは交付税やとか公債、いわゆる借金ですね、それで賄っているというところでございます。

そこで、この決算カード、私さっと一番最初に目に来るところは財政力指数と、こういうようなところですね。財政力本当に豊かか、どうなってんやと。ちょっと改善でもされてきたんかと、こういうことでございます。この財政力指数、決算カード1ページでございます。

ちょっと見てみましょう。単年度は0.598と、3年平均は0.586ということは、0.586から単年度で0.598、ああ、ちょっと上がったなあ、これはよくなってきたのかなあ、果たして、それは1から言うたら半分なんですけど、この平均からいうとちょっと数字ようになったと。これは本町の財政は何か改善でもされてんかなあと、こういう考えでとらえてええんかな。この辺は、そこに書いておきました。この財政力指数、町民税の変化、さっささっさとこの町民税の変化見ました。町民税は個人は減ってきている。14年度16億5,000万円、15年16億円、16年15億9,000万円、町民税が毎年毎年減ってくる。人口がふえてるはずですが、税収は減ってきてる、こういうところですね。一番大きな、その次、国からの交付税、この交付税も多分これ減ってきてん違うか。今見ました。決算カードでは23億7,800万円、このようなことで地方交付税ということですね。そうですね。ところが、ここ1年分しかついてないですからね。だから、私の記憶で言うと、これはどうなったのかなあと、こういうようなところから、それにもかかわらずこの財政力指数がちょっと改善されていると、こういうような数字が出ております。この辺の考え方で、町民税の変化、これと交付税の変化より今後どのようにして財政運営をしていこうか。うち、広陵町自体も何か企業城下町でどっさり法人税も入ってきたらどうってないんですが、大都会の大阪市なんてこんな交付税ゼロやと。昔はそうやったです。交付税要らんわいと、自前で全部できると、このような時代もあったんです。ところが、本町はこのようにしてお国に助けをかりらないかと、このような状態でございます。町独自の町民税もじわじわと減ってきてる。交付税もじわじわと減ってくる。しかるに、やっぱり財政力指数上げていかななくてはだんだんいけない。この辺からどう考えを持っていったいいのかということでございます。全国の標準は1じゃないですよ。0コンマなんですよ。だから全国でいいんか悪いんかと、こういうことも入ってますね。だんだんよくなってくるんです、内容はね。

次、本町の基金、貯金なんですけど、貯金はどうやと、何でも家の家庭として貯金と借金、この額はバランスとれてんかと、こういうようなことであります。決算カードで見てみましょう。地方債現在高145億円、145億円残っていると。しかしこの145億円、地方債残ってるんですが、中にはある程度国からの返済についてはちゃんと保証してあるよ、このような数字も入っていると、こういうふうなことを、だから詳しく説明してあげてほしいね。ほんまにこんな知らん人見たら140は、こんなたくさん借金あるの心配だねえと、こういうこともありますからね、この辺はネットとしてどのぐらいの借金を考えとかないかと。あとの借金はちゃんと返済がもう見込みありますと、広陵町まありしゃんでも返済がありま



すと。ところが、この債務負担行為、知らん間に38億2,800万円、38億2,800万円、これも大きな数字ですね。これも返済がどうですか。保証されているんか、あるいは本町単独で考えていかなあかんですか。これ2つ足したら確かに、そこにも書いています。公債費比率21.4が、含む債務負担25%、こんな上がってしまうというこの数字を見ることができますね。この辺からいわゆる基金、貯金は、貯金も見ました。基金18億円で、何かもっとあったような気がしたんですけど、18億6,000万円、こんな感じですか。今ちょっと見てるんですよ、積立金見てるんですよ。だからだからね。あと貯金の額も見てるんです。18億6,300万円、この貯金の額と公債のこの割合、いわゆるサラリーマンの場合は年収の3倍まで借金しても大丈夫、こういうふうな一般的からいいますとそうなんですよね。町を運営する場合、大体こんな貯金このぐらいで、借金このぐらいだと、広陵町の年収ちゅうたら、自分とこで段取りできるのは三十数億円ですからね。この辺はどうでしょうと。そういうふうな解釈を、まず当局の解釈を聞くと。相手の考えを聞くと、この心が大切やと、こういうことでございます。

私が心配しているのはこの新清掃センター、これについては既に国庫補助決まったから何の心配もないんですが、私が今心配しているのは、今回自民党が大勝しました。その一つの考え、国民の総意は、官から民へちゅうのは一つなんです。もう一つ、いわゆる財政改革をなさいと、こういうことになってきてるんですね。財政改革せいちゅうことはどういうことかという、決して国から地方にどっさり金やるということは考えられないんですよ。これは民間に聞くとよくわかるんですわ。社長さん景気悪うなって銀行から来たと、銀行から社長来て、そんな知らん人は、わあ銀行から社長さん来たら一遍に会社ようなるんかなと一瞬思うんですよ。ところが、銀行から社長さん来て一遍に、うち今までいた会社は1万6,000人があつという間に5,000人になるとか、そういうことがじわじわじわじわと考えられると。一番怖いのは、本町は、清掃センターのこれ国庫補助もろうてます。これは厚生省の廃棄物処理課なんです、同じところが予算立てて、煙突をつぶす撤去費用も国の補助金もらおうと。果たしてこんなダブルで連続ほんなんくれるんかくれへんかということもよくこの辺、今から広陵町守りの体制に入らないと、もろ手挙げて、わあよかったよかったと言うてられないんですよ。改革を進めるということはそういうことなんです。言うてましたね。公務員は多うてええんかということは、ここに皆さん方座ってられますけど、このうちの3分の1はもうやめてもらおうと。いや、来年になったらそれが当たり前になってくるんですよ。これは民間にいたらようわかりますね、何を言うてゐるかて、その裏は裏返す

とそういうことになっているんですよ。公務員はそんな多うていいんかと。ほんで、こんな1年先になってみなさい、もうそうなってますよ。3分の1悪いけどちょっとやめてもらえますかと。だから、今いきおいわあとなるけど、その裏には何が来るんやということをよく考えて、広陵町も守りの体制に入らなあかんということは、私は町政に一番やっぱり心配してますので、黙っててもこの怖いところがくると思いますので、その辺からもこの新清掃センター投下予算が与える影響はどうなのかなあというのが1つ。

もう一つ、国庫の助成やりますよちゅうのは、これは確実に減ります。国庫の、それは一般財源繰り入れるよとか、ええことは言うてきよる。メーンはやっぱり何か事業して、それ国庫からもらうというのが一番早いですわ。一般に入れてもそれはどこに入るかわからないと、こういうことになってきますからね。もうそれに学校の先生の問題が一般財源やとか、何かうやうやうやうや言うてくると、だんだん来るなど、こういうことが私感じられてきます。この辺はどうなのかということですね。ちょっと中身がやや難しくなってきましたけど、私の予想はそんなことに進んでいくん違うかなということ、あと私の地元の清掃センターのちゃんと煙突撤去できるんか、いや、これ国庫助成づけがちょっと延びまっせと。来年の今ごろになったら、また言うてること違うんかなと、ちょっとそういう心配もあるんですよ。この辺もはっきり厚生省行くたんびにちゃんと念押しして、広陵町は連続して新設分ももらいますと、撤去のこの国庫補助ももらいますと、そんな連続してもらえるとということを約束ですね、町長はひとつ確約取りつけてきてもらわんと、私非常に心配しています。こういうところを言ってるのでございます。

3番、これ徴税の滞納の状況と回収策、私もこれ前もどうしようかなどうしようかなと言ってたんですが、この決算カードを見てもらってもわかりませんが、町独自で集めたの34億円、この中へ書いてます。町民税ちゅうことで16億9,000万円、16億9,000万円、毎年毎年16億9,000万円しか安定した収入ですね。これは入ってこないと、こういうことなんですよ。しかるに、何かうわさに聞くと、滞納が何か数億円あるん違うかというような話も聞きます。あるいは、お金をたくさん持ってんやけど、払う金あんやけどそんなん払いへんねん、供託すんねんというてですな、そういうふうなうわさですよ。うわさも聞くんやけど、これどう、大丈夫かねという正直な話を私考えていくんですね、それも何年も何年もということで、この辺の状況、これこのままでいって滞納減ってきたらいいんですよ。御所市なんかどっどっどっどつとふえて、高田市もそうですが、結局それが財政再建の足を引っ張ると、このようなことになってます。その辺はどうでしょうかねということの状

況と回収策はどうですか。

まず1番、このようなことでちょっと財政から見てみました。

さて、2番目、高齢者福祉対策、これは私のライフワークとして、今回も第2番目に取り上げたところでございます。

今、高齢者福祉、本町で一番大きく変わるであろうというのが、いわゆる来年4月1日から見直しであります。今策定委員会いろいろ審議やってるということなんですが、今うわさが出ております。町内で大規模な有料老人ホームが予定されてるよと、何か一部工事へ入ってるのかなにか、工事屋さんがちょっと出入りやってんですけどね。それは聞きますね。そのほかにも何か新規に何かさる某有力者が何かするん違うかと、このよううわさとか、非常に耳にするところがございます。いや、僕のこと言うてるんじゃないですよ。私以外のことです。何かそれも大分どうも土地がまありできたとか、こういうようなことも聞いているんですよ。この辺本町に与える影響はどうかということ、これ単純に住所地特例とかというのはあるんですけど、それだけにとどまらないところはあるんですわ。例えば国保ですね。住所について、健康保険当然入らな、国保に入りますよと。今そうでのうても国保どっさり滞納あると、私も国保委員へ入ってるからよう知ってるんですけど、2億円ぐらい滞納やて、国保が、毎年7億円か8億円か、集める金がね。2億円滞納、こんなどないなるんかなというのが1つ。そういう人が例えば100人この有料老人ホームで入ってきたと。その人は例えば介護保険使うと、大体その人やったら1人年間ですよ。月に15万円使うても、年間200万円保険料を払わなあかんとなった場合、100人やったら2億円が広陵町の介護保険要るん違う。こんな単純な計算でええんかな、在宅で使ったら要るんかなと。今ここにも取り上げた介護保険料、7億円ぐらいのあれ決算のはずですよ、広陵町の介護保険の決算ちゅうのはね。それをさらに2億円ほど支出ふえて、これどないなんかしらというのが、そういうちょっと心配もしてんですが、その辺のあれですね。いわゆる高齢化率が下がるということはありません。必ずつくと上がるんですわ、これ。高齢化率が上がるちゅうことは、今の国保の財政が厳しくなるちゅうこと、国保の財政が膨らむということ。ここにこう書いてありますね。保険料も、保険料払うより使う人の比率がふえるという、これはもう歴然とわかっておりますね。あるいは本町の場合、介護度分類、半分は要支援と要介護1で、半分の人はまだ元気な年寄りやと、こういうような分析になってるんですが、この辺もそろそろそんなこと言うてられへん違うかということの非常に影響があると思います。この辺、策定委員会でも話が出てるとは思います、その辺の新規の進みぐあい、あるいは対策は

どうでしょうかということでございます。

### 3 番目、ミキハウスの土地利用。

これは私の真美ヶ丘での一番大きな開発で、一番面積的にもごついと、また一番関心あると。地元の人も関心あることでございます。なかなか真美ヶ丘なんか文教地区やちゅうことで家がいっぱいあるんですが、同じような町並みですか、この辺はどのように町並みが変わるんですかね。あの前の通りは金メダルロードちゅうて広陵町のメイン道路にしようと、こういうようなことになってますのでね。そのメイン道路、メイン通りになるので、文教地区にふさわしいような町並みが要ると違うかと。同じ家だけ建てたら、また同じような町並みになってまうというように思います。町の指導ちゅうて、どの辺まで行き着くかと、難しいところもあるとは思いますが、この辺ちょっと町の本領を發揮して、ちょうどニュータウンの入り口になりますので、この辺の町並みの計画、すばらしいなあと、こういう21世紀の近未来的な都市であると、この辺の町の指導はどうでございましょうかという質問。

### 4 番、障害福祉対策の見通し。

これについては今本町、障害福祉、特にこの今回自立支援法ちゅうのが廃案になってしまったんですね。ところが、各事業所、自立支援法成立に向けて準備していたと思います。町も当然その自立支援法に向けて準備していましたね。NPOもこれ見越してどんどんどん準備していたんですが、今度廃案になってもうて、ちょっとわっと一時いろんなところでストップやということが入ってきて、いろんなことでちょっと足並みが、そのまま足踏みしると、このようなところがあります。町の対策をどう考えていくのかを問うちゅうこと。

今、広陵町は身体障害者が約400人ぐらいですか。知的障害が約150人ぐらい、知的障害ちゅうのは皆手帳持ってますね。身体障害の手帳持ってます。今その両方がこれがこの障害福祉の対象になるんですけど、特に知的障害の方、これいろんなお母さんから話聞くんですわ。来年養護学校出んねんと、結局作業所行かなあかんと、地元のすみれ作業所はどうかといたら、もう定員いっぱいでおねんとか、こういうふうな話を言われてんですけど、どうなるんでしょうかねと、こういうようなご相談があるんですよ。私は議員ですから、いや心配なくていいですよ。ちゃんと議会で取り上げますからと、このような私のこと言ってるんです。これはやはりこういう対策ですね。福祉、高齢者対策あるいは障害者対策、このようなことについても今の国の流れは行政改革ですからね。これふえるという予定はこれできないと思うんですよ。減ってくるんですよ、これね。減ってくる中で何か知恵出していかなあかんと、ここがだんだんだんだん苦しくなってくるという、今回の私の選挙の総括

でございます。もろ手挙げてよかったなあという方もおられますが、その次に来るのは今言うてる行政改革となは何ぞやと。行政改革とは決して予算がふえるという改革ではないということが肝に銘じて、広陵町も守りの体制に入って、少ない予算でどういう効率を上げていくかと。当然役所もリストラとは言わないですけど、人が減るであろうという流れは必ず来ます。それでなかったら強制的にも合併せいと、このような声もあります。私は議員は半分がいいと言うてるんですよ。合併したら一遍に半分になります。このようなことも来年になるともう真剣にみんな取り上げてると多分思います。ずうっと自動的に来ますからね。だから、そういうスタンスでちょっと物事を考えた方がええん違うかなと、余りにも自民党さんが勝ち過ぎたというちょっと不安するところがあります。私も組合運動してると、こういう大変なことはよう知ってんですよ。だから、後々の心配を見越して、きょう今回はちょっと町政にアドバイスをやりたいということとともに、いい本町の対策を取り上げていきたいということで、トップバッター私立ったところでございます。ありがとうございます。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 坂口議員からご質問がございます。いつも元気な議員でございまして、町の元気の、特に町財政についてご心配をいただいております。ご質問にお答えを申し上げます。

平成16年度決算につきましては、決算書においては歳出額9億6,178万円となり、前年比1.3%の増加を示しておりますが、いわゆる各会計毎の純計操作や減税補てん債、借換債5億8,470万円の純計操作により、決算カードに示す歳出総額は9億1,817万円で、対前年度比6.8%の減少となっております。財政数字のとらえ方につきましては、いずれも決算カードで判断しております。平成15年度決算におきましては、新清掃施設の用地取得に係る費用8億7,990万円が含まれており、これが減少の要因であると思われまます。しかしながら、平成16年度決算においては、新清掃施設の工事費が年度内に執行できず、1億3,345万円を繰り越ししていることも考慮しなければなりません。本町の場合、最重要施策である新清掃施設の建設により、ここ数年の財政規模は大きく増加していくものと予想しております。

こうした状況とは逆に収入面においては、景気低迷による町税の減収と、三位一体改革による地方交付税の減収を余儀なくされている現状でございます。さすれば、私の2期目所信に際する責務課題であります5カ年5億円町費削減、50人人員削減を実行し、住民サービスを低下させることなく、少数精鋭による財政の健全化を図るほか、事務事業の徹底した合理化、簡素化に努め、使用料など収入面においても適正な受益者負担の見直しを図る必要が

あると考えております。

次に、新清掃施設の建設に伴う財政への影響、特に基金と地方債の状況についてのお尋ねでございますが、さきに述べましたとおり、新清掃施設の建設のみならず三位一体の改革等、町財政を取り巻く環境は大変厳しくなっております。そうしたことから、財源不足に対しましては財政調整基金と留保資金の活用も視野に入れ、行財政改革を進めながら、財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

また、清掃施設建設に伴います地方債につきましては、交付税算入のある起債ではございますが、多額の借り入れとなることから、ピーク時で地方債残高は約160億円となる見込みでございます。

次に、町税滞納の状況と回収策でございます。

滞納状況は、平成16年度決算書のとおり、平成16年度末では町税と国民健康保険税を合わせますと約6億3,100万円になっておりますが、このうち8月末までに約4,500万円収納しております。9月1日現在では約5億8,600万円となっております。毎年滞納額が累積する中、これまでは納税誓約による分納という、どちらかといえば滞納者と話し合いをしながら滞納整理を進めてきましたが、今年度は滞納者にとって最も厳しい手段である差し押さえを積極的に行っております。4月以降、既に8名に対し不動産や預金の差し押さえを実施し、さらに13名に対し準備中でございます。また、53名に対する預金及び不動産調査も進めています。

こうした積極的な滞納整理を強力に進めるため、7月から12月までの月3回、県の経験豊かな管理職に指導していただいておりますが、今後さらに国税徴収専門官OBをも採用し、滞納者交渉を通じ収納効果を上げるとともに、これらプロフェッショナルのノウハウを職員に取得させることで、収納技術と士気を高めたいと思っております。

次に、坂口議員のライフワークと称されている福祉であります。高齢者福祉対策、馬見南4丁目にエリシオン真美ヶ丘という名称で有料老人ホームが開設に向かって進んでいます。当初、事業主体から要望のあった99名の入所定員を60名に抑制し、町の要請する各種居宅サービスの効率的な展開や、制度改正に伴う連携等の協議を終えております。高齢化率につきましては、平成17年8月末現在で65歳以上の高齢者5,084名を人口3万3,471名で除すると15.19%となっておりますが、県内の類似する他の介護つき有料老人ホームの入居者から推計しますと、町内からの入居者は20%から30%程度であると見込まれ、開設からすぐに定員に達することはないものの、最大30%の入居者を想定いたしま

すと18名となり、定員60名から18名を差し引いた42名が町外からの転入者として算定いたしますと、15.29%と0.1%上昇することになります。

なお、当該有料老人ホームは、介護付きの指定となることから、入居者はすべて要介護認定を受けた方であり、平均要介護度については、他の有料老人ホームと同様の要介護2から3になると見込んでおります。

介護給付費等に及ぼす影響につきましては、法改正により平成18年4月から住所地特例が適用されることから、町内からの居宅においてデイサービス等の介護サービスを利用されておられる方については自然増の範囲となり、逆に介護保険施設である療養型医療施設等から入居であれば、1人当たりには要する保険者負担は減額となる場合も出てくると予見されます。

また、他市町村からの転入に伴います敬老祝い品等を含む高齢者施策や老人保健医療費、保健予防事業に要する追加財政需要の試算は、年間300万円程度と見込んでおります。

この施設は株式会社であるので、固定資産税や法人税の税収が見込まれることと、地元と密着した地域づくりの観点から、住民雇用による経済的影響並びに24時間の夜間対応訪問介護事業を初めとする各種介護サービス等の提供基盤として既存にない社会資源であり、今後の福祉サービスの需要を担うとともに、福祉のまちづくりに寄与するものであると認識いたしております。

次は3番目、ミキハウスの土地利用計画のお尋ねでございます。

真美ヶ丘ニュータウンは計画的に住宅開発された地区で、都市型住宅地区として良質な環境の維持、保全が図られています。当該地はミキハウスから取得業者が決まり、かつ取得業者が開発業者と同じであることから、これから具体的な協議に入ります。この地区の周辺との調和や真美ヶ丘全体のまちづくりプランを想定した上で開発会社との調整を図り、住民が安全で快適に住み続けることができる環境づくりを形成できるよう指導していきたいと考えます。

4番目でございます。障害福祉対策の見通し。

ご質問をいただきました障害者自立支援法につきましては、ご指摘のとおり、さきの通常国会で衆議院の解散に伴い廃案となっております。しかし、この法案につきましては、今後の障害福祉施策が避けて通れない大改革と認識しております。

いずれにいたしましても、今後国及び県の方針に従って、法案の復活や実施時期が示唆された場合に備えて必要な対応を図ってまいりたいと存じます。以上のとおりでございます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 1 番の財政改革でございます。

財政改革、今返事を聞きました。財政改革というと、すぐ何でも縮小再生産、縮小縮小と、こういうことかなあとと思うようにはとられるんですが、今本町の場合は清掃センターを持っておりますからね。今言われた、いみじくも言われたとおり、予算額としては膨らんでいくと、こういうことになります。それとともに当然公債、いわゆる借金、これも膨らんでいくということでございます。財政再建の中での積極的な投資、このようなことについて私の質問の趣旨はそこにあつたのでございます。気持ちを縮かめて、もっともっと縮かめて縮かめてというのではなく、ここはやはり必要なところは必要なところでやっていくと。先ほどの滞納も積極的にとっていくと、この心を聞きました。今までは何かちまたでは何か4年か5年ほうっといたら、こんなんゼロになるん違うかとか、いやそのうちに何や取りにけえへんでとかというふうになるん違うかというのは私もよう聞いてんですよ。いやいや、ある人は何かどっさり金持って供託して、ほな取りに来たかったら取りに来いと言うたかどうや知りませんよ。何かちゃんと貯金を持ってた、金持ってんですよ。金持ってるけど、取りに来んのどっか預けておいたんねんとか、それも何千万円とか何百万円とか持ってた、言うてけえへんからまあええんかなあちゅうなことで、先ほど言われてましたね、貯金調べた、そんなん初めてと思うんですよ。実際たくさん貯金持ってられると思うんですわ。それで私いつも言うてる、大口に甘いん違うか、私いつも言うてるわね。そういうところなんですよ。ごっつい家住んでんですよ。貯金もなおかつ持ってる。銀行問い合わせやったら今言うてくれますからね、どこありますと、そういうことで大口でたまりたまつて、真美ヶ丘ニュータウンの人の不満というのは、ちょっと言いますね。真美ヶ丘ニュータウンは、大字地区よりうちの辺は固定資産税の評価3倍なんですよ、3倍。ほんで、私のこと言うと、私真美ヶ丘の中でもさらにその2倍払ってるんですわ、平均よりね。ということは、3倍の倍で6倍払っていると、こういうことになるんですよ、固定資産税から。だから私は何でうるさい言うんかなあちゅうのは、例えば町長例挙げて悪いですけど、町長の家固定資産税と、払ってる固定資産税、私は町長の6倍の町に固定資産税払っていると、こういうようなことなんですよ、簡単に言うと。だから、町長何かえらい私当たりがきついなあとと思われると思うんやけど、払う側からいうと、何言うてんですかと、その高いところに住んで、なおかつ私前々から平均の2倍払ってるんですよ。ということは6倍も私はタックスペイヤー、いわゆる税金支払い人と、こういうふうな目で見てるんですよ。町長ら楽々6分の1の固定資産税払って給料



は高いと。これはちょっとおかしいん違うかと、こういうふうな単純に税金を払う側からいうとそういう疑問が出てくるんですわ。そういうようなことで、どうも町は大口に手ぬるいの違うかとか、何か村の人ごっつい土地持ってるよとか、いや本当、皆さん方よう見てほしいのは、自分町に何ぼう税金払うてるかというのは、町からあなたの地方税で通知来ます、通知ね。私また9月30日から払うてくれて来てんですよ、これ。ぱっと見たら何か二十何万円と、こんなこと書いてある、これ。これ年間じゃないんですよ、これ。私議員の月給で21万円もらってて、皆さん知ってんでしょ、これね。21万円もらってんですよ。21万円もろうて、それを9月30日これ町民税ではいと、ほな私月1万円でこういうふうな貧しい生活をしていると。だから大変やと、固定資産税やなくて、それは地方税やからね、町民税ですかね、固定資産税じゃないでしょう。固定資産税も6倍払い、なおかつ町民税今言ったように議員の月給でもろうた1万円だけちょっと生活とって、ほんでまたすぐしょっと下へ持っていかなあかんと、こういうふうな真美ヶ丘の議員さんは大変だということをよくわかられると思うんですね。

だから、私はこの特に滞納についてはうるさく言うというのは、こういうところから出てきてんですよ。ですが、その辺は公平感を持った対策、公平感を持った対策だったら大概納得するんですわ。発想の転換をして公平感を持った負担、公平感を持った政策、公平感を持った対策、ここをひとつ町長にお願いして、財政再建やとか改革については非常に気持ちが沈むところでございますが、そこはひとつ元気な広陵町で、ただいまの回答結構な回答と思います。ひとつこれからの新規の事業と清掃センター、現3丁目の清掃センターの一日も早い撤去、公共の大きな施設をつくと、こちらの新しい事業もまだ残ってますので、非常にしんどいところですが、その辺もひとつよろしく願いしまして、まずはこの程度で財政のことについて1問目の質問を終わりたいと思います。

2番目のこのことでございます。いやいや、ここ町の財政ちゅうのは一番大切なんですよ。やっぱり具体例を出して話をしたら皆さん方もわかってもらうと思いますね。こういうふうな大変な思いをして税金払ってるから、町もそのような決意でやってほしいと、こういうことでありますね。これは、やっぱりそういうふうな真美ヶ丘という、うちは広陵町いいのは真美ヶ丘の税収のドル箱を持ってるから、これつぶれずになってんですよ、これは。これは紛れもない事実なんですよ。その辺もよく、真美ヶ丘のニュータウンの人の言うことをよく聞いて、お願いしたいということです。

次、高齢者福祉対策。これ先ほど非常に具体的な数字が出ましたね。99名大きなから6

0名に下げると、町外からこのぐらいの人が来るん違うかと、住所地特例までは引き延ばしたと。余り早うやってもろうたら、こればあっと全部こっちへかかってこられますからね。住所地特例ができるまで引き延ばしたと。なおかつ予想されるのは、出費は300万円程度じゃないかと、このような非常に具体的に、知らない人はこれどっさりふえるん違うかという心配してたんですわ。今やっとこきこのような具体的な数字が出てきまして、あとはその事業所に法人税でがっぼり300万円ふやした、おまえとこ倍以上払いなさいと、このぐらいの勢いでひとつ迫っていただいたら、これは物すごい非常に結構なことだと思いますわ。そういうような考えがいろいろ要るちゅうことで、2番目のちょっと心配したことがなかなかいい結果に来たなあと、最初はぱっと乗って100人から来ちゃうと大変やなあと、一瞬私は思った。まあまあいい方向来てるのやないかと。あとはこの地域に受け入れられる施設としてもらったら結構かと思えます。

3番目のミキハウスでございます。

これについてはやはりあこに勤めてる方、パートの方がもう多くの方がやめられると、あるいはもう仕事ないですよと、このようなことになってんですわ。ほいで、それは会社としては八尾に行くかどっか行くかとかというようなことで、いろいろパートの人も悩んでんですが、町内の町並みとしては、やはりあこは住宅地の中であれはやっぱり合えへんかった。ちょっと合わないですわ。周り家ばかりで、あっただけがグラウンドみたいになって、ほんで工場みたいちゅうのは、やはり町並みとしてはやっぱり余り最適ではないなあとという考えがしています。ここが今が一番いいチャンスだと思いますわ。今ちょっと土地の値段も安いからああいうふうに買われたと思うんですけど、ここは一つの町づくりの中心点、あこは、あこぐらいしかもう残っとるところないんですよ、真美ヶ丘で大規模というのはね。ここをひとつしっかりと町の指示をしていただいて、調和を図ると、このようなしっかりした回答もいただきましたので、また地元の吉田議員もおられますので、私も地元におりますので、その辺はここ細かく仲間に入れてもろうて、お話をさせていただきたいと、このようなことを考えてますから、これはこれで結構かと思えます。

4番の障害福祉、これ自立支援法が今のところ廃案になってしまったから、また再度提案すると、再度提案すると、こういうようなことですから、それをちょっとまた県に言うても、それを待ってくれというのが現状なんですわ。どないすんやちゅうのいろいろ聞くんですけど、決して障害福祉対策も忘れないよと、町長の意向を聞きましたので、ここもひとつ私町長と一緒に、この福祉対策を大いに一緒に進めていきたいと、このような決意のこと

と思いますので、当初私が言うておりましたように、1回目ですから、お昼からの非常に皆様方疲れてるところと思います。その先に、障害者福祉も充実をしていきたいと思います、このような回答を得たということで理解しておきますので、私も今回ちょっと45分たつてしまいましたが、お疲れのところ皆様どうも長らくご苦労さんでございました。

私の質問これにて終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

**議長** 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、山村君の発言を許します。

**3番議員** 3番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

郵政民営化に賛成か反対か、改革を前進させるのか、後退させるのかを最大の争点とした衆議院選挙で、有権者は連立与党に327議席を与えました。公明党は、小泉政権は国民の負託にこたえ、構造改革を断行していくべきであり、我が党も連立与党のパートナーとして全力で改革を支えてまいりますと党首声明を発表しました。公明党に寄せていただいた有権者の皆様のご期待におこたえするためにも、広陵町においてまた議員として、先輩議員の方々にご指導を受けながら、安心・安全のまちづくりに全力で取り組んでまいりたい決意でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず1番目の質問でございます。

災害時に対応できるマンホール型トイレの設置をでございますが、阪神・淡路大震災直後の聞き取り調査で、今一番何が必要かとの問いに対しての回答は簡易トイレでした。我慢の優先順位からいえば、トイレの問題は食料以上に緊急な課題であります。特に、トイレが近いと言われる高齢者の方には、避難所での生活は悲惨であったそうです。ほかの被災者に嫌われないよう水分摂取を控え、トイレの回数を抑えるなど、気を使われていたそうです。新潟県中越地震の際では、トイレを我慢するために水分を控えていた方がエコノミー症候群と思われる症状で亡くなった事例もあったほどです。こうした事例を教訓に、神戸市では災害のときに水道がとまってもトイレが使用できるよう、下水道を利用した仮設トイレを導入したそうです。避難所に設けられた仮設トイレの多くは、水洗用水の不足により詰まり、悪臭を発生させます。トイレ不足で避難所周辺で用を足す事態なども起こり、衛生環境も著しく悪化します。

こうした状況をもとに、仮設トイレ用のマンホールを設置する自治体がふえております。これは、下水道と仮設トイレ用マンホールを直接接続するため、大量の水洗用水を必要とせ

ず、処理のための作業も不要、簡易な覆いのみで使用可能であり、緊急性にすぐれていると思いますが、広陵町の対応はいかがでしょうか。

2番目に、図書館の利用についてお尋ねいたします。

平成18年度から新図書館システムを稼働する計画の中で、家庭からインターネットで蔵書検索ができるシステムを導入される予定ですが、予約もできたらもっと便利になるのではないのでしょうか。また、利用時間の延長を望む声や、休館日が多過ぎるとの声が住民の方から届きますが、いかがでしょうか。

3番目に、音楽療法の導入についてお尋ねいたします。

音楽療法とは、心身の調和を保ち、その働きを活性化させる音楽の特性を健康維持やリハビリに活用するもので、新しい医療を開くものとして注目を集めております。例えば、認知症の高齢者が昔懐かしい曲を歌うことで、失われていた記憶とともに生活感覚を取り戻したり、自閉症の子供が音楽を通して心を通い合わせ、言葉を発するようになるなど、その効果が各地で報告されております。また、病院に通いがちだった高齢者が、音楽療法を受けることで通院する回数が減ったという報告も多く、いわゆる薬漬けと言われる医療のあり方を改めることにつながると期待する声もあります。

奈良市では、独自に音楽療法士を養成し、音楽療法の普及に取り組んでおります。心の豊かさや健康を取り戻すために有効な音楽療法の導入について、広陵町のお考えはいかがでしょうか。

4番目に、安心して子供を育て、はぐくむ環境づくりという観点から質問いたします。

昨年12月に、待ち望まれていた発達障害者支援法が成立し、本年4月から施行されております。この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や、発達障害を持つ本人及び家族に対する支援体制の整備につながるものとして大いに期待しております。自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害などの発達障害者は、人口の5%以上と頻度の高い障害であり、発見がおくれ、不登校や引きこもりなど2次障害を起こすケースが多いとされている障害です。自閉症、学習障害は脳機能の障害であり、症状が低年齢で発現するものであるため、早期発見、早期治療が行われるよう必要な施策の実施を定めておりますが、広陵町においての発達障害者に対する対応についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

議長 ただいまの質問に対して答弁をお願いします。 町長！

町長 3番山村議員の質問にお答えをいたします。

お尋ねの災害用マンホールトイレでございますが、たくさんの種類のもので出回っております。附属品としても組み立て式のテントや箱型トイレなど多彩であります。本町といたしましては、さきの被災地の教訓に学びながら、災害用設備の整備を図ってまいり所存でございますが、まず学校などの避難所や地域の公民館、集会所を中心に簡易トイレの配置を行ってまいりたいと考えております。また、10月23日の地域防災訓練、計画しております。ご質問のトイレ設備の一部を見ていただき、設営の訓練を加えることにいたしました。ご提案ありがとうございました。

2番の図書館の利用でございますが、家庭からインターネットによる図書予約についての質問でございますが、まず新図書館システムにより家庭から蔵書検索ができるシステムを導入します。インターネットによる図書予約につきましては、社会全体の情報化が進む中であって、今後その方向に進むように思いますし、図書館をより身近に活用するよい方法であるとは思いますが、予約に関しては絶えず図書が動いていることでもあり、予約図書の確保に研究すべき問題が残されており、図書館全体の今後の課題でもあります。今のところ図書予約に関しては、図書館へ来館される利用者を最優先として予約を受け、図書資料の貸し出しに対応いたしたいと考えております。

次に、利用時間の延長など、休館日が多いとの質問でございますが、現在の奈良県下の状況を紹介させていただきますと、単独施設で広域的図書館としては、本町の図書館と管理運営が同じであり、本町図書館だけが休日が多いことはございませんので、ご理解をお願いします。

3番目の音楽療法の導入でございますが、ご提案をいただきました音楽療法の効果は、ストレスの解消のみならず認知症の改善や運動機能の向上、意欲の向上を含めた身体と精神の両面に及ぶものであります。本町では老人保健事業におきまして、機能訓練の中で理学療法とあわせて音楽療法を実施しております。柔軟体操、懐かしい歌を歌う回想法や、楽器を合奏し他の人とかかわり合いを楽しんでおられ、認知症の予防、うつ状態の改善、生活意欲の向上に努めております。最近、音楽の持つ不思議な力を医療の分野の療法として、各種の施設等で積極的に取り入れられている状況であると聞いており、町といたしましては、事業所等において福祉サービスの提供の中でメニュー化されていくものであると認識いたしておりますが、サービス利用者である住民からの相談があった場合には、情報提供等遺漏のないよう対応してまいりたいと考えております。

次、最後の安心して子供を育て、はぐくむ環境づくりというご質問でございました。

ご質問の発達障害者支援法でございますが、昨年12月に成立し、本年4月から施行されており、ご指摘のとおり第5条に発達障害の早期発見、早期支援について規定されております。本町におきましては、母子保健法に基づく1歳6カ月児健診や3歳6カ月児健診で発達障害の早期発見に努めているところであります。また、乳児健康相談や臨床心理士等による幼児対象の相談などにおいて、発達の観察や育児の相談に応じるなどの発達支援を実施しておりますが、さらに支援の充実に努めてまいります。

なお、心身の発達等に心配のある幼児に対し、遊び場を通して身体の発達、知的活動、情緒の安定、社会生活等の調和的発達を促し、豊かに伸び行く可能性を引き出すことを目的に、療育教室を開催することによる支援も実施しております。

県におかれましても、発達障害者に対し総合的支援を行うための発達障害者支援センターを平成18年1月に設置されると聞いており、この支援センターとの連携を密に図ってまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

**議 長 3番議員！**

**3番議員** 済みません。1番目の質問に対して、本当に迅速な対応をしていただき、ありがとうございます。昨年内閣府が発表した16年版災害白書で、大規模地震対策数値目標を導入し、減災、災害を減らすということなんですが、減災に全力を挙げるとありました。これまでは地震の予知に重点が置かれておりましたけれども、これからの地震対策は、地震が発生した場合どれだけ被害を最小限に食いとめることができるかという減災に大きく転換されました。こうした地域防災訓練が減災につながると思います。どうか地域住民の方々が多数参加してくださいませよう、啓発をよろしくお願い申し上げます。

2番目に移らせていただきます。

2番目の質問で家庭からの蔵書検索のみということで、もう決定されているようなお返事をいただきましたが、田原本町立図書館では、既にもう最新のシステムを導入されて、インターネットでも予約することができます。素人の私自身の考えではありますが、これから新しいシステムを導入、今されるときであるのでしたら、より新しい、より便利なものを選択して下さったらいいのになって思います。またご検討をよろしくお願いいたします。

単独施設のみっていうご説明でお返事をいただきましたが、やっぱり広陵町というのは香芝の真美ヶ丘ニュータウンでくっついているもので、香芝との情報がすごく入ってくるんです。香芝市では火曜日から金曜日までは8時まで図書館が利用できるようになっているんですね。田原本町でも土曜日だけは7時まで開館されているんです。これ単独施設ではないか

らできるのではないかと思います。やっぱりこの勤務の都合とか、やっぱり図書館のあいてる時間になかなか利用しにくいという環境の方もたくさんいらっしゃいますので、システムの導入、また開館利用時間のまた検討もよろしくお願い申し上げます。

私はもう直接こういうことも館長に、図書館長に直接お話お聞きしに行って、本当にそのお話を伺っている中で、もう本当に年々厳しくなる予算の中で、また限られたスタッフで精いっぱい努力をしてくださっているなというのは、本当に感じているんですけども、私はもう本当に広陵町っていうのは、広陵町の図書館っていうのはもうすばらしい、広陵町の目玉みたいな施設だと思っているんです。もう誇りに思っているんですけども、1人当たりの貸出冊数日本一という輝かしい記録もつくりましたが、もうそれはそれで一つの使命、図書館の使命は果たしたんじゃないかって、第一段階としてね。これからはもう一つランクアップ、バージョンアップをしていただいてはどうかなんて思う例が、滋賀県の能登川町っていうところがあるんですけども、毎日新聞の余録に載ってたんですけど、「自殺したくなったら図書館へ行こう」という、京都の出版社の論楽社代表の虫賀宗博さんという方が、心が沈んでいる友人たちと会うとそう言い続けてるそうなんです。7年前、滋賀県の能登川町立図書館を訪れたのがきっかけだったそうです。館内は天井が高く、そこには何枚ものタペストリーが雲のようにたなびき、ゆったりと風が流れているようだった。畳の部屋がありお茶も飲める。書架の間にあるいすに座ると、他者の視線が消え居心地がいい。公共の空間だが、だれもがひとりになれる居場所がある。死角が多く、あえて目が届かないところが多いように設計していると才津原哲弘館長は語る。図書館はよりよく考え、生きるための場です。行き場のない人、けんかしても隠れる場所がない人たちを孤立させず自殺させない、それも図書館の役割です。昨年の自殺者数は7年連続で3万人台を記録した。インターネットで知り合った若い男女が車の中で練炭などで集団死するネット自殺が急増している。警察庁の集計で昨年は前年より21人増の55人に上り、ことしは4月末までで59人と既に昨年を上回った。インターネットと練炭とは実に奇妙な組み合わせだ。オタマジャクシは水槽に入れたままにしていると、ほとんどがカエルになる前に死んでしまう。だけど、そこに小石や小枝をちょっと置けば、一呼吸でき、うまくカエルになれるそう。そんな小石や小枝のような居場所が今社会から減っているのではないだろうか。図書館が、人々が多忙な日常から離れゆっくりできる空間になればいい。美しい織物が掲げられ、風に揺れている図書館なんて想像するだけでうれしくなる。そんな居場所を町のあちこちにふやしていきたいという、こういうのを読ませていただいたときに、本当に広陵町の図書館の運営が本当にかつつの予

算で、図書の購入費も減る中、一生懸命やってくださっているっていう、そういう心構えと  
いうか、そういうのがみんな出てくるんじゃないかなというのを心配するんです。ですので、  
町長の大英断をいただきながら、図書館をどうかそういうグレードアップしたような図書館  
をまた目指していただけたらありがたいなと感じておりますが、いかがでしょうか。

議 長 教育長！

教 育 長 先の方の検索のことに、インターネットの検索のことに私の方から少しつけ  
加えさせていただきたいと思います。

確かに広陵町の図書館の貸出数というのは、私は内容的に聞いてみますと、やっぱり蔵書  
の種類が多いというのと、他町村にないのがあるということ、そういうことからたくさんこの  
広陵町に来られると、こういうことになっているわけなんですけども、ただそういう図書  
をそういうインターネット予約でしてしまいますと、本当に必要な方がすぐに借りられるか  
という、これには少し疑問があると思います。私も来月の13日ですか、県立の図書館の  
内覧会が、私ら教育長ばかりのがあるわけなんですけども、その中に行って実際にどのような  
形で、システムでやられるかちゅうようなことについても考えていきたいと思ひますし、ま  
た実際に見てきて、本当にそういうことも踏まえてインターネット予約ができたかなという  
のと、もう一つはやっぱり私としては、その数字は今欲しかったんですけど、ないんですけ  
ども、果たして広陵町の中でインターネットどのぐらい普及してるかなということにつ  
いても私自身もっと言ひますと、同じ家庭の中でも、それできる人とできない人、そのよ  
うなこと出てくることを考えていきますと、やっぱりインターネットを使う、また言うたら  
インターネットをうまく利用するリテラシーとこう言うんですけども、そんなもんがやっ  
ぱりもっと普及すれば、やっぱりそういうところも考えていきたいなと、こういうよ  
うに思ひております。

それから、運営につきましては、やはり確かに香芝とか、私は香芝と王寺しか知りませ  
んけども、そういう交通の便とか、また急増地域だと思うんですけども、確かに図書館とい  
うのはある意味で言ひますと知的な部分もあると思ひし、もう一つはやっぱり憩いの場  
であるというふうなこともわかっております。けど、確かにそういうところもいいことは  
いいんですけども、いま一つその人間的なことについてはまた考えてもいきたいなと思  
ひし、実際に議員さんの方は今図書館の方まで行っていただいて、その勤務の状態とい  
うものもよくご存じだろうと思ひますので、そこらのところでご理解願ひたいと、こ  
のように思ひます。以上です。



議 長 町長！

町 長 今、教育長が答えてくれたのでございますが、私は時々時間があれば図書館を伺い、見させていただいているところでございます。中は非常に静かでありますが、多くの人のにぎわいを見せてくれていますこと、本当にありがたいなと思っているところでございます。職員には常に激励をしながら、新しいサービスに向かって提案してほしいと、職員みずからこうしてほしい、こうすればきっとまた日本一を奪回できるのではないかとか、いろんなことの情報を求めているところでございます。また、ロビー、空間といいますか、玄関の入ったところの会議室等、広く多機能にご利用いただいていることも感謝でございます。新たなチャレンジを広陵町の場合は図書館からきっとやってくれるものと思いますので、これからも支えをいただきますよう、また新たな提案よろしく願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。今人員的に本当に少なく、図書館の方もアルバイトとか使って本の整理をしたりされてる状況なんですけど、もう一步募集されてるかどうかかなというのがちょっと私も確認してなかったんですけども、図書館でボランティアをもっともっと募ってしたらいいんじゃないかなって、やっぱり協働という、ともに働くという住民参加の観点からボランティアを募集して、やっぱりただなんかなしに、ボランティアで無償で来ていただくというんじゃなくて、きちんと研修を行って、そのボランティアを育てていく場というのもつくっていただけたらなって思うんです。お話の会もしてくださってますけど、またやっぱり私もそういうものに参加したいけど、ちょっとやっぱりどうしてお話そんな上手じゃないかなとか思われる方もいらっしゃる。だから、そういうお話ボランティアを育成するとか、またお話の部屋って広陵町はあります。もうほんまあれもすごいすてきな、もう夢のような世界なんですけども、赤ちゃんとか子供に対して絵本がすごくそろってて、本当にありがたいなと思うんですけど、手づくりの絵本というのがあるんですね。一針一針布でつくったような絵本が、私も幼稚園の役員をしたときに手づくり絵本を皆さんとつくって、幼稚園の図書館にプレゼントしたっていう経験があるんですけど、本当に子供たちが喜んで見てもらって、もうぼろぼろになって形もないやろなって思ってるんですけども、そういう手づくり絵本のボランティアを募って、もっともっと小さい、それこそもうブックスタートですね、赤ちゃんからそういうさわりながら絵本に親しんでいただく環境をつくるとか、またそういう整理のボランティアとか、やっぱりいろんな種類のボランティアを、そうやって図書館でも育てていただきながら、町民ていうか、みんなの力もかりて図書館というのも

また育てていていただけたらなって思うんです。その子育て支援の発信基地みたいにそこがなくなってくんじゃないかなあって思うんです。

もう一つ、これは図書館から外れるかもわかんないんですが、今ブックスタートというか、私がお願いして出生児のプレゼントで、以前のアルバムから絵本をプレゼントしてくださっているんですが、窓口で聞きましたら、この絵本をプレゼント、本当に絵本だけを渡しているというのを聞きまして、せっかくこれから大事な大事な21世紀の人材である子供を、この少子・高齢化の中で産んで育ててくださるお母さんとか家族の方にプレゼントするのに、本をはいだけでは、やっぱりちょっとどういう使い方をしたらいいのかとか、やっぱりその気持ちをもっと町長からよくぞという感謝の気持ちを込めるとか、そのブックスタートという子供に対するお話しの仕方というのが、これが大事なんですよというメッセージを添えるとか、お話の部屋へのご案内とか、そういうのを何かパックにしてプレゼント、もっと心のこもったプレゼントにさせていただいたら、もうありがたいなあっていうのをちょっと感じておりますので、よろしく申し上げます。（12番議員「だから私はそれを前から提案してんだから。」）でも一歩進んだという形であれなんですけれども、公明党がちょっと中心になって活字文化振興法っていうのを議員立法として国会で成立させたんなんですけれども、やっぱりその中でもブックスタートの普及支援とか、本の読み取り、読書アドバイザーの育成とか、そういう公立図書館へ専門的な職員とか読書アドバイザーの配置っていうのが織り込まれております。こういう活字文化っていうのが本当にすぐキレる子供たちっていうのを今ふえておりますけれども、そういう活字文化を通して心豊かな教育ができてくると思いますので、どうかこの図書館、そういった意味からも本当に文化教育の発信基地にさせていただきますように重ねてお願い申し上げます。

そういう、済みません。今のその絵本のプレゼントに関して済みません。ちょっとお返事をいただけたらありがたいんですけど。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** ただいま窓口でのプレゼントの絵本のことでご提案をいただきました。町長からのお母さん、お父さんに対するメッセージ、そして事業の趣旨については、メッセージとして1冊ずつに全部入れてお渡しをしておるんです。今後、言葉も添えて対応してくれるように再度徹底してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議 長** 教育長！

**教育長** ボランティアのことについてのお話なんですけれども、今現在来ていただいております

す。2種類と言うたらおかしいですけど、1人は整理の方なんですけども、恐らく議員さんの方もご存じの方だろうと思いますし、もう一つは音訳グループの方も、一つのグループとして来ておられます。今言われたように、一つのやっぱりボランティアの発信基地としてもいいんじゃないかなと思っておりますので、今言われたようなことの中でまたボランティアも募っていきたいと思いますし、またいろんなグループの中からこういうことあるんだなということもやっぱり発信していただけたら、また私らの方で受けていきたいと思いますので、よろしくご協力ください。お願いしておきたいと思います。以上です。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** ありがとうございます。3番目の音楽療法のことで、今現在取り入れてくださっているということなんですけど、もう一步積極的に広陵町の事業として取り入れてくださったらいいなって思うんですけども、地域を、こうやって音楽療法を取り入れることによって地域を元気にさせようということで、三重県の四日市市では介護予防に役立てるボランティアの養成、これもボランティアなんですけども、介護予防に役立てるボランティアの養成を目指してリズムカレッジっていうのを開催したんです。定員30人で、音楽療法ネットワーク三重の井沢代表が、音楽療養士の方なんですけど、この方を講師に招いて5回にわたって開かれたそうなんです。やっぱりこの介護予防っていうことに非常にこの音楽療法っていうのが役立つんじゃないかなって、またお母さんとか子供たちのいやしていうか、そういうことにも役立つのではないかなと思いますので、町の行事の講演とか、そういうことにまた取り入れていただくとか、また今策定中の健康21広陵の中でも、介護予防の中で積極的に取り入れていただけたらなって思いますが、いかがでしょうか。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** ただいまご提案いただきました件につきまして、特に介護というふうな観点でご質問いただいていると思います。現在、介護保険の中で策定委員会等でいろいろと高齢者の福祉事業ということも検討するわけでございます。今そういう音楽療法が大変有効であるということは我々も認識しておりますし、地域の支援事業という新たな介護保険の方も事業がございます。そういう中でこういう事業を取り入れていけるかどうか検討もして、前向きに進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 前向きなご返事ありがとうございます。

4番目に移らせていただきますが、町でもさまざまな発達障害支援については取り組みを

してくださってるっていうのはお聞きしております。この療育教室のことについて、ある住民の方がご質問されてたんですけれども、この療育教室っていう対象は幼児に限られてて、もう小学校に上がったら受けられないんですけども、このままそういう療育教室を引き続き参加できたらという要望があったんですけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** 現在は、療育教室につきましては就学前のお子さんを対象にしております。学校に行っておられる方につきましては、教育委員会とも連携を取ってその辺を調整しなければならないというふうに思います。当然事業というのはございますので、その辺は今後の課題として考えさせていただきます。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** ご検討よろしく申し上げます。こういう福祉部と教育委員会というまたがる場合にも関係してくると思うんですけれども、幼稚園までの就学前のお子さんがそうやって小学校に上がられたとき、また小学校の方が中学校に上がられたときっていうその連携ですね。そういうものをもっともっと取っていただけたらというご要望もありました。

また、今度学校の先生のことになるんですけれども、やっぱりそういう文部科学省の調査によりますと、通常学級で知的なおくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示すって担任教師が回答した児童・生徒の割合は全体の6.3%で、そうやって特別な教育的支援を要するっていう必要とする児童・生徒っていうのは、30人学級の場合でしたらもう1人から2人いることに確率的にはなってきます。やっぱりこの全国調査を機に学校での対策が講じられるようになり、広陵町でも先生の講習というのもしているとはお聞きしてるんですけれども、それが全教師まで講習を受けてくださっているんだろうとか、また本当に現場ではもう待ったなしの対応っていうか、理解ある教師の対応っていうのが必要になってくると思うんです。やっぱりその教師の対応のやっぱり元締めというか、体制、支援への体制づくりという上からも、まずはトップからである校長先生っていう、そういうトップからも研修を受けていただきたいと強く思うんですけれども、その点に関してはどうでしょうか。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 今まずおっしゃっていただきました、それぞれの分野が横並びで子供たちのために何をなすべきかということを考える体系を考えてくださいというご要望がございました。本町の場合におきましては、ご存じだとは思いますが、平成13年度から既に医療分野、そして福祉の分野、そして教育の分野それぞれが手を携えまして、子供たちの、

障害を持った子供たちあるいは発達遅滞、いろいろな子供たちの状況を踏まえて、その子供たちがどのような教育を受けるのが一番いいのかどうか、就学相談にいきなり相談をしないというふうに突き放すのではなく、その子供たちの養育に関してお母さんたちの悩みを聞いて、そして聞きながら、そういうようなお母さんたちがともに手を取り合いながら情報交換をしながら相談体系としての事業化ができるようにという目的を持ちまして、教育相談親子セミナーという形で実施をさせていただいております。本年度も8月に実施をさせていただきました。既に4回目の回数を重ねております。それぞれ年を追うごとにそれぞれの効果が出ておまして、教育相談を通じてお母さん方が自分の子供は果たして養護学校の方がいいのか、あるいは普通学級の方がいいのか、あるいは普通学校での障害児学級を併設してそこで学ばせるのが一番いいのかどうかという、いろんな面からの判断をしていただける機会をお与えさせていただいております。

なお、それぞれその親子セミナーの中には、各学校の障害児担当の先生方あるいは校長先生等、すべて教育の受け場の、教育現場の受けの立場になる方々等の参加をいただいております。ましてまた3歳児健診、1歳半児健診等におきましての情報を持っております保健分野におきましては、保健師のご参加をいただいたり、あるいは福祉分野では健康福祉部のそれぞれの福祉担当の職員の参加をいただいたりという形でそれぞれ、それぞれの持ち場から持っている情報、持っている力量でもって、まず子供たちに視点を当てた状況でのセミナーということでの開催の場を持ってきておりますので、それが今おっしゃっている内容、既に実施しているものというふうにご理解をいただければ、まことにありがたいことでございます。終わります。

**議 長** 以上で山村君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 5 6 休憩)

(P.M. 3 : 2 1 再開)

**議 長** それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、山田君の発言を許します。

**1 番議員** 1 番山田光春でございます。9月の一般質問を行いたいと思います。通告書のとおり行いたいと思います。

予算編成過程の公開、透明化について積極的に取り組む姿勢を望むと、行政の大きな分野の一つであります財政関係の情報公開について聞きます。

国も県も町も税収の落ち込み、それに加えて滞納者の増加等で財政の厳しさが増す中、各地方自治体は各種事業のスクラップ・アンド・ビルド、言い換えれば既存事業の見直しと新規事業創設を一体的に行い、支出の増大を抑えることであります。また、財政健全化に向けた一段の取り組みが迫られているのであります。広陵町においても当たるのではないかと思っています。

その一方で、少子・高齢化や環境問題、教育問題など、地域の実情に即した新規事業の展開も大きな問題であります。

こうした状況の中で、地方自治体の間では従来の閉鎖的な予算編成のあり方を見直して、予算編成過程を公開、透明化することによって、新たな予算編成システムづくりを目指す動きが広がっているようであります。例えば、鳥取県では予算編成過程の透明性を向上するために、県のインターネットのホームページでその編成作業の途中経過を公開しています。各部局が要求した事業の内容、予算額とそれに対する査定結果と査定についての考え方を公表しているようであります。島根県においても査定結果、査定の考え方などをホームページに掲載して、同時にその事業の担当部局の部長名のEメールアドレスをつくって、そこへ県民の方の声を聞かせていただきますという情報集めをしているようであります。

こうした財政の厳しい中ですので、町民から見るとどのように私たちの税金が使われているのか、情報公開をもっとすべきと思っている、従来のように最終的に予算案が決定した時点でしか公開されていないものを、予算編成過程を公開、透明化することによって新たな予算編成システムづくりを目指す動きが広がっている。いわゆる質的転換プランを推進する必要もあると思っているのであります。

広陵町においても、最終的にまとまった予算案だけが3月の定例会に示されるだけで、予算編成の過程でまず1番に各部がどのような予算要求を行ったのか。2つ目は、各部と企画財政課などどのような折衝が行われたのか。3つ目は、企画財政課などがどの事業を不要と判断したり、また減額したのか。4つ目には、町長は最終的にどのような事業を後回しにするなど、優先順位の考え方など一切公開されず、町民から見て予算編成作業はいわばブラックボックスそのものであります。近年、情報公開が基本であると思っています。それだけにこの予算編成の過程の公開、透明化について積極的に取り組む姿勢を示す必要があると思いい、質問させていただきます。

次に、助役、収入役の選任についてであります。

畠山助役、和田収入役も9月16日をもって任期満了を迎え、既に助役、収入役の2人は

退任のあいさつもされ、事実上二役はいない、これが今の状態であります。町長はサービスを低下させないで、財政健全化のため大改革を断行します、5カ年5億円経費削減、5カ年50人の人員削減をうたっておられますが、広陵町の将来の財政状況を見ると、聖域を設けず財政再建を目指し、できること、考えることはすべて行うという決意であるとしているわけですが、助役、収入役の人事の件も、私は聖域を設けるべきではないと思っています。行政改革による数値目標を見ますと、特別職四役で798万円、そして管理職手当2%減額で2,520万円、一般職の時間外勤務手当50%の削減で1億円、職員数、退職者未補充による人件費の抑制で3億4,800万円、49人分、ふるさと会館利用料の改定で1,350万円、合計4億9,468万円と数値目標はあるものの、また町長は職員の駐車料金についても考えておられるようでもありますし、商品券についても職員に買ってもらい、負担を強いているのではないかと心配している点多々あるように思うのであります。

そこで、助役職、収入役について廃止すると、4年間で人件費、退職手当負担金で約1億円の削減ができるのであります。その一部を使って新しい人材でも採用し、住民サービスの向上に努めるとの考えもあると思いますがどうか。

こうした助役、収入役は、平岡町長がみずからの決断で廃止も選任もできることだと考えておりますが、その点いかがでありますでしょうか。

また1つ、今後助役、収入役を選任されるのかどうか。選任されるとすれば、いつの時期なのか。2つ、助役、収入役のどちらかを置いて行政を進めようとしているのか。3つ、それとも助役、収入役を置かないで町長みずから行政を進めておられるのか、この3つについていかがなものか、お尋ねするわけであります。

次に、調整手当についてであります。

上牧町は平成17年4月1日、いわゆることしから調整手当を廃止しているようであります。広陵町はこの調整手当についての考えを聞くわけであります。財政健全化のために、町長は管理職手当20%減で、5年間で2,520万円の減額をされようとしておりますけれども、調整手当の方が町民から見ると納得するのではないかと思うが、その考えを聞くのであります。以上です。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま山田議員からご質問がありました。

初め、予算編成過程を公開、透明化についての積極的な取り組む姿勢を望むということで、4項目のご質問でございます。

答弁として、予算編成過程につきましては、毎年9月下旬に新年度要望等、立案への基本方針を令達するとともに、10月下旬に本町の現行財政計画を踏まえ、国が示す地方財政計画に沿った本年度予算編成方針を作成し、訓令として示し、新年度予算編成担当者会議で令達しております。この中では、財政事情の説明に加え、新年度予算編成における基本的な考え方や、予算及び会計処理方法についても説明しているところであります。

こうした中で、各部がどのような予算要求を行ったかのご質問でございますが、まず各課において地域要望事業を集約し、検討した上で、主要事業、新規事業を中心とした要求書を調整し、財政担当課に提出されることとなります。

次に、各部と財政担当課との間でどのような折衝が行われているかのご質問でございますが、主要事業においては二役、教育長、部長職による企画調整会議において、財政計画に沿ったものであるか否かの検討や全体の収支見通しについて協議を図っているところであります。

次に、企画財政課がどの事業を不要と判断したり、また減額したのかのご質問でございますが、さきに述べましたが、主要事業につきましては企画調整会議にて協議した中で判断しており、その他の各科予算につきましては、まとまった予算要求書に従い部長査定を行うこととし、予算折衝については公正、適切に処理を行っております。

次に、町長は最終的にどのような事業を後回しにするなど、優先順位の考え方はとのご質問でございますが、部長査定を終えた各課ごとの予算集計につきましては、主要事業とともに積み上げをし、町長査定をいたすこととなりますが、予算規模を確定するには不足する財源を調整しながら、収支のバランスを図ることが必要となってまいります。近年の財政事情の中で、すべての事務事業を予算に組み入れることは至難なことであります。したがって、最重要課題である施策に係る予算を中心に優先順位を定め、財源を適切に配分し、計上いたすこととなります。優先順位の考え方につきましても、各事業ごとに均衡を失することのないよう、慎重な態度で取捨選択を行うこととしております。

こうした予算編成の流れの公開につきましては、町長の裁量権を堅持しながら、まずその実態把握に努めてまいりたいと存じます。

次に、2番目の質問でございますが、助役、収入役の選任についてご質問をいただきました。

私は、2期目就任に際し、7項目のこれからの広陵町責務課題を訴え、実行を決意いたしているところでございます。こうした中で、きょうまでの住民サービスを低下しないで、さ



らなるサービスの提供と財政健全化を行うことを前提に大幅な機構改革を実施し、5カ年5億円の庁費と同時に50人人員削減を打ち出し、役職者を中心に職員一丸となって取り組む姿勢でございましたが、助役、収入役が急遽退任を申されましたことから、改めて仕切り直しをせねばという事態となりました。

無論、町運営を町長一人ではできず、スタッフがそろうことも必要であります。山田議員からいろいろご意見をいただきました。よく検討を重ねたいと思います。後任者選任については、関係者の皆さんと協議をさせていただき、早急に、できれば今議会に上程いたしたい考えであります。

次に、調整手当についてでございますが、ご承知のとおり調整手当の取り扱いにつきましては統一性がなく、最近の行政改革推進の一端としてメスを入れる団体も出てきたところですが、依然支給されている団体も少なくありません。ただ、今回の人事院勧告におきましては、民間賃金の地域格差が適切に反映されるよう、現行の調整手当にかえて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当の支給を新設されることになっています。その他、月例給の引き下げ、期末勤勉手当の引き上げなど、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革の実施がなされようとしていますので、今後こうしたことを踏まえて、国及び近隣市町の動向を見据え、加えて本町の行政改革推進委員会の審議意見もいただきながら、適切に判断してまいりたいと考えています。以上のとおりでございます。

**議 長 1 番議員！**

**1 番議員** 2回目の質問をさせていただく前に、町長、町長みずから答えていただきたいと思っています。

やはり予算編成の過程の公開、透明化について積極的に公開を望むと私言いました。けれども、町長の答弁を聞くと、今までの経過を述べただけ。じゃあそれを公開するのもしないのか。今の答弁では私聞いててもわからないわけであります。

まず1点、この予算編成、今4つどのような予算要求を行ったのか。それは地域の要望、新規の事業を含めて提出し、そして2番目については二役企画調整会議でこのように行くと。そして云々というような話、それから優先順位をもって町長の裁量権でやるというのだけであって、それは今までから何ら、今までの我々の3月の定例会に示すだけであって、その中身をどうするかと、その内容をどうするかということが、まずするのかしないのか、お願いしたいなと思います。

きのうも、前回奈良市長選挙がありました。我々は藤原さんを応援させてもろうたんです

が、その中にも同じようなことを、同じようなというよりも、このパンフレットを見て私思うたんですよ。行財政の質的転換プラン、予算査定過程を情報公開するなど、情報公開や市政情報の提供に積極的に取り組みます。きのう奈良市の市議会がありまして、施政方針か所信表明かわかりませんが、このようなことをこの市長は言われました。やはり今はそういう時代に入っているのではないかと思いますので、まず基本的にするのかしないのかということをお聞きしたいと思っています。

広陵町でも本来企画財政課が予算を1から10まで査定するというのは、大体どこの市町村もそうなのであります。こういうのを改めて、もう各部局が現場の創意と工夫と責任でひとつ予算を編成できるようにするために、予算編成執行権限を各部に委譲する包括予算制度というのを取り入れている行政府もあるわけでありまして。こういうことをすることによって、財源難の中で予算をより効率的に効果的に主導的に執行できると。それと、予算の執行流用に当たって町長や財政課などの協議が必要でなくなったため、事業実施の迅速化ができるようになったと言われているようであります。

また、一般会計は単年度予算なんですけれども、単年度予算を繰り返してその財源を努力し残したら、次の年にその財源をその課が使えるというような仕組みをとっている行政府もあるようであります。町民サービスの向上を図っていくために、どういうふうに財政を運営していくかということは大切であるわけでありまして。こうしたやり方について町長はどういう感想を持つか、まず2つ目にお伺いしておきたいと思っています。

それから、財政のバランスシート及び行政コスト計算書の公表についてどう思っているか、お聞きしたいと思っています。

平成12年3月に旧の自治省が地方公共団体のバランスシート作成マニュアルを公表して、平成13年3月には総務省が行政コスト計算書作成マニュアルを公表したことから、全国の自治体での取り組みが進んでおります。バランスシートは、いわゆる貸借対照表は、一定の時点において保有する資産の状況や、将来負担することになる負債の状況を明らかにするものであり、行政コスト計算書は、地方公共団体の行政活動は人的サービス、人件費や、また物的サービス、施設の維持管理費などが資産形成につながるけれども、行政サービスの大きな比重を占めているものであるわけでありまして。行政コスト計算書は、バランスシートでは明らかにできない資産形成につながるいわゆる当該年度の行政サービス、人的サービスとか給付サービス等の提供の状況を説明する手段として有意義につくられているようであります。バランスシートと行政コスト計算書を公表することにより、資産、負債の状況が

明確になるとともに、行政コスト計算書は行政の効率性、合理化等の状況が明確になるので、効率的で健全な行政運営を推進するための情報としてわかりやすく説明するためにも、行政コストを明確にする必要があると考え、公開すべきと考えておるわけではありますが、その点、町長お願いしたいと思います。

やはり決算書、今決算議会であります。やはり借金も地方債も180億円を超えるというようなこの町長の答弁もありましたし、これからこうしたことをすべてにおいて町民にしっかり理解していただくためにも、こうした行政のバランスシート、行政コスト計算書の公表にも前向きに取り組む必要があるのではないかと。やはり今大きなこの広陵町の清掃センターの課題においても、やはり大きな税金を投入し、いろんな点についてもこの住民のいろんなところで負担をしてもらわないかということも理解していただくためにも、ぜひこうしたバランスシート、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書の公表について、この3点についてまずお願いしたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 町長に答弁というご指摘がありますんですけども、現在既に取り組んでいるところだけを私の方から報告をさせていただき、そして町長のいわゆる公表につきましての、公開につきましてのご判断を答弁をお願いするということでご了解をいただきたいと思えます。

バランスシート及びコストの調書でございます。既にバランスシートにつきまして、そしてまたコスト計算書につきまして、公表をさせていただいておるという状況はあるんでございます。8月1日付で財政事情の公表といったことについても、その中で取り上げて公表をさせていただいておるわけでございます。手元には持っておるわけでございますが、またごらんいただくために議会の隣の部屋にでも常設をさせていただきたいというふうに思っております。

ご指摘のとおり、現在の地方財務会計制度の中での経理方式につきましては、総計主義あるいは現金主義といった形で経理はしておるわけでございますが、これらをやはり民間企業的なサイドでどういうふうに行政資産についても推移しておるかといった点につきましては、昨今、14年8月現在で全国1,808団体で取り組んでおられるという実態もございます。そういったことで私どもの財政に伴うバランスシートでは、市町村が行っている中での住民への行政サービスの結果を資産、負債、そして正味資産、そういった形での角度から広陵町の財政につきましてのいわゆる企業的感觉でもった内容をお示しをさせていただいておるも

のでございます。

現在のバランスシートで、17年3月31日現在で発行をさせていただいておりますいわゆる企業会計システムでの資産合計が443億円、そして流動資産というふうな形で170億円、資産合計で482億円、貸方については負債と資本金の合計482億円ということでバランスシートの内容を示させていただいております。そして、町民1人当たりの資産というふうな形でも、統計的に数字が出ておるわけですが、現在広陵町の町民1人当たりの資産に直しますと145万2,000円、町民1人当たりのいわゆる負債ということで59万5,000円、そういった形での企業感覚的なバランスシートの数字をもって公表させていただいておりますのが実態でございます。

そしてもう一点、行政コストの計算書、これにつきましても、町がいわゆる事業を行う際にどれだけの行政コストを各費目で生じておるかといったことにつきましても、行政コストとして試算をしておるわけですが、100億円近い予算の中で行政コストは82億2,100万円といった形で出ておるわけでございます。こういった内容につきましても、詳しく個々の科目別に積み上げた数値はございますので、ひとつごらんいただいて、ご指摘いただいたらというふうに思うわけでございます。

こういったことで、バランスシートにつきましてもコスト計算書につきましても公開をさせて、いわゆる告示という形で公開をさせていただいておりますというのが実態でございます。あとまたいわゆるインターネット上で、ホームページ上でどうした内容で公開をしていくかということにつきましても、具体的に検討をさせていただきたいと、かように思っております。予算編成過程の公開につきましても、町長からご答弁を申し上げるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**議 長 町長！**

**町 長** 山田議員からの質問でございますが、予算編成の流れの公開ということで問われているものでございます。

私は、予算編成を極秘に進めよと、そのように指示したことはありません。極めて町民の願いをきっちりと各課で、各部で予算編成をまとめて、予算要求をまとめるように、また新たな考えを起こすように、先進事例をしっかりと見きわめて予算化するよという現場指示をいたしているものでございます。こうしたことが各部で取りまとめられて、財政担当課と協議をしているものでございます。各課長、部長は、私どもの新しい要求に対して素直にどんどん出す職員のそのタイプと、今厳しい中だから昨年どおりしとこうというようなタイ

プと2手あるわけでございまして、今どういうタイプでこれが適任かどうか問われるところではありますが、財政担当課は新しい事業を関係なくして財源をどう捻出するか、新しい財源をいかに求めるかということが問われているわけでございます。毎年出された金額を集計しますと、30億円ぐらいは上回るわけです。こうしたことをどの分を減らすかと、みんな考えよう考えようと言ってるんですが、考えてきたことをやろうと思えば30億円も足らんと。どれを減らすかということで、減らすことばかりやってるのが実態でございます。

こうしたことを公開をせよということでございまして、極秘でやっておりませんので、どうぞどの時点でどういう状況を見ていただこうか、議員各位ではそれらに詳しい資料はお出しをしていくつもりはしております。公開につきましてはよく議会と今後協議をしてみたいと思います。

実態としては、それぞれの担当課長、部長が新しい事業の取り組みをどんどん出してくれるものでございまして、これらを実現するには、現在非常に困っておるというのが実態でございます。

また、バランスシートでございまして、今担当部長がお答えをしましたが、役所の資産と負債をきっちりと住民に公表するというのがその制度でございまして、もう既にバランスシートは県当局にも発表し、財政事情の公表についても公表をさせていただいております。住民にとっては非常にわかりにくい現在のバランスシートではないかと思っております。役所のやっていることは、ほとんどが資産的な税の使い方をしておりまして、実態としてはむだ遣いということとはほとんどないわけです。新しい道路を買う、用地を買う、道路を建設する、学校を建てる、清掃センターをつくる、みんな資産をふやしているということになります。これらを経費としては計算するのはどうもおかしいわけでございまして、これらのバランスシートについては、まだまだ国の方では公表の仕方を再考されていくのではないかと思います。企業と同じようなバランスシートではないというのが見方でございまして、現在の総計予算主義と違った形で国の示す基準で我々公表をいたしているところでございます。

いずれにしても、これからは何が何でも公開ということが大事な言葉でございまして、我々も公開に向けて一步でも前進できるように、担当者と協議を進めながら、山田議員のおっしゃるように進めてまいりたい、そのように思っています。（1番議員「町長、例えば財源を努力して残したら、その課がまた来年度も使えるというような、やってる行政もあるんですよ。それはどうですか。答え、今すぐ早急に、そういうふうな行政府も今徐々に広がっているようでございますけれども、そうしたやり方については町長どうですか。」）今の質問

ですが、現在は予算要求書でそれを認めれば、その要求事項だけを執行してくださいと。これが安く上がれば、例えば今回のコンピューターの場合は、7,500万円の私は予算を計上しているわけです。入札効果で500万円安く上がったと。そうすると、教育委員会では500万円あと好きなように使わせてくれと、これはあかんと、こういうように言ってるんですね、これはあかんと言うてる。それは各課ではみんな競争原理が働いて、残るわけですね。残った場合の財源をどのようにしようかというのを、今度のこの追加予算の財源とかというような形をお願いしているわけでございまして、ただ単なる余っているから流用は、これはできないと。もっとしっかりと当初予算に反映をしてくれと。しかし、運営の努力があるわけでございまして、努力をしてくれたところには今後も認めてやろうということは、これはもう当たり前のことでございまして、そうしてしっかり頑張ってくれるところについては、その者の意見を尊重させていただこうと思っています。

役所では、全体としては財政難、行財政改革に協力してくれ、しかも新しいサービスを考えよということだけにちょっとナンセンスなところがあるわけでございますが、基本的には財源不足には皆さん方節約に努力をしてください、これが実行できたところについては、その成果を発表していただこうと、そんな思いで今しているところでございます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 今町長も、予算のことですけど、そういう町長の考えもあるわけですよ。けども、その課が努力し、それやったらその課で使える。例えば10項目当初予算で要望したと、その中で8つしかなかったと、2つははねられたと。今どういう優先順位があるのか、どういうふうな後先があるのかという考えならば、やはりその課が努力してやったら、その予算を使って次の住民サービスに使うという考えもあっても、少しはちょっと違いますけどね、私はそういう努力もあってもいいのではないかと。款、項、目、節においてはですよ、その辺のところについては余裕を持った方が、この課もやる気を起こすのではないかというような考えを、今あちらこちらの行政府もあるということ。だから、不用額がいつも決算書、今回も不用額が多いのか少ないのか、不用額があった方がいいのかなかった方がいいのか、5%ぐらいなのか3%ぐらいなのか、残した方がいい、それだから次のところへ、だから予算というのはこの議場で決めたわけですから、大いに使っていただいて、残すことがいいとは僕は一つも思っていないですよ。ですから、そういう考えもあるという、地域も行政府もあるということを一いつここで知っていただけたらいいかなと思っています。

それから、バランスシートと貸借対照表の公表について8月1日からやっていると、告示

していると。けども、我々もりましたかね。そうでしょう。それは公表とは言わんのや、告示だけや、な。その辺をみんな納税者についてもどのぐらいあるかということまで、今町長言われましたように、なかなか難しいですわ。言うててもわからんのですわ。けども、やはり告示だけというたって、広瀬のあつこの公民館の前に張っても、あんなもの見る者おらんのですわ、ほとんど。ただ告示してますよというこっちの気休めだけであって、その辺を、張ってるだけなんですから、だからそれをもう少し具体的に住民に公表するという、予算の編成作業においてもそうだといいことなんです。

それから、具体的に言いますと、やはり今この広陵町において清掃センター問題が大きな課題でしたんです。私たちの広瀬も自治振興費で9,000万円もりました。何で9,000万円なんやねんと。多いのか少ないのか、どういう計算の積み上げで9,000万円になったんやと。広瀬区に思うならば、その辺の積み上げを……（12番議員「今さらそんなん言うたって、使うとる。」）いやいや、だからそういうことを含めてのことなんです。例えば、私が提案した脳ドックについてもそうなんです。これは平成7年でしたが、この全国で初めてこの広陵町が発信してこの脳ドック受診助成、町民1人当たり2万5,000円、国保に入っている人も社会保険に入っている人も共済組合に入っている人も2万5,000円出されたこの制度が、全国ここが発信でしたんですよ、間違いなく。それであちらこちらの自治体でこの助成制度、脳ドックというのは何やと。首から下の人間ドックはよく理解されたんで、脳ドックで何ぞやというのが当時はあったんですよ。そのときの2万5,000円がことし1万5,000円に減ってるでしょう。何で減ったんかと、その辺が。また、チャイルドシートにしてもそうです。助成金がなぜ減ったんかと、具体的にですよ。それはおれが勝手に理解して支持者の皆さんに言うてるわけですよ、幅広く、ね。そういうつもりであったんかどうかわからんけれども、1万5,000円は、2万5,000円出すよりも1万5,000円を幅広く多くの人に使っていただけたら、長嶋茂雄さんのようにならないよと思って、おれは説明はするけども、何となく、提案した者からしたらな、余りな、納得しない部分もあるということや。だから、そういう点もそこまで財源が、すべての点について財源がないからやむを得ないという、辛抱してくれよと、これも私は理解するわけです。そこまで決定するまでの過程をやはり少しは提案した者についても、町民についてももう少し理解するようなことがあってもいいのではないのか、そういうことを含めて、やはり予算編成の過程において、やはり少しでもわかりやすく説明する必要があるのではないか。今の清掃センターの関連についてもそうだと思いますよ。何でそんだけのお金が要るのかという

査定の積み上げの金はどうだったんかと、全くわからん。4, 500万円、9, 000万円、1億何ぼうですよというのが入ってるだけです。だから、そういう面ですね。きちっと説明したいと思う。どうですか。

議 長 町長！

町 長 具体的な事例もおっしゃって、なぜそういうように減額、町長けずったのではないかとというようなところでございます。

私のところに来るのは余り細かいこと来ていないわけですが、法の改正をしたり、どういう経過であったかということもわからず、つい判を押している場合があるわけでございまして、細かいことはほとんど部で、また財政担当部で査定を終えて、大きい問題だけがこの会議をしているようでございます。実態はそうでございますので、ご理解をいただいて、これからは、今貴重なご意見をいただいておりますので、今後もそうした配慮をしながら、この落とす場合は、また減額をする場合、その趣旨をしっかりとみんなが協議をして、やっぱりちゃんと覚えておくということも大事だと思いますので、せっかくの提案をなされたことが、非常にこの減額をしたり廃案になったりしている場合が中にはあるのではないかと思います。その点は深くおわびをして、そのことも我々担当部長からもよく聞いておりまして、今後はそんなことのないように進めていきたい。これも公表というところからはっきりするのではないかと思います。しかし、全体が何せ一般会計、特別会計合わせますと200億円でございまして、お茶の1杯まで、100円、200円まで協議してたら大変なものでございます。それぞれの分担分担がさせていただいているところでございます。

先ほど、課で頑張ればそのお金が使えるよという、なるほどいい提案だと思います。しかし、私どものその予算は総計予算主義ということで、議会にはこれだけ200億円、今一般会計は100億円余りですが、こうしてお願いします。それには1つずつ積み上げをしてあるわけですね。それを提案して通っているんですから、他の項目を、これをやめてこれを使うというのには、これはもうできないんですね。この場合は……（1番議員「款、項はできないけど、節、目は。」）いや、もうそれも我々は厳しいのでございます。そこまでやりますともう予算めちゃめちゃになりますので、これももうやめときます、仮にあれ出したるだけやとかというようなことも起こりますので、この場合は次回に補正を出して、補正を出してまたお願いしよう。新たに要求せいと。自分判断で月変わったらそういういいかげんな要求するなど、こういうことを言ってるわけでございまして、これを認めていただいたら、ほんまに我々楽ですもんけど、そうは、むちゃくちゃになってしまいます。よく研究をして、



その方式で節だけでもやっていただければ、もうみんな職員は非常に気楽な予算運営ができるのではないかと、そういうように思うところでございますが、よく勉強したいと思います。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 2つ目の今、助役、収入役の選任について。

町長答弁では、一つ私が言いましたように、今後とも助役、収入役を選任されるのかどうか、それとも選任されるとなれば、答弁ありましたけど、今期間中にこの2人を、2人というんか、助役、収入役を選任を考えておられるのか。それから、助役、収入役のどちらかを置いて行政を進めようとしておられるのか。それとも、助役、収入役を置かないのかを、1回目に尋ねたわけでありますので、まずそれを1回目の答弁の中で含めていただきたいと思います。議長どうでしょう。許していただきたいと思います。1回目の中の答弁でお答えいただけたら、次やりやすいなあと思っています。

**議 長** 町長！

**町 長** 先ほども答弁で申し上げておりますように、私1人では到底無理でございまして、助役、収入役必要かどうか。郡山市の場合は助役を2人にしました。収入役は置かないことと条例で議会にお願いしているようでございます。いろんな方式があります。明日香村は助役、収入役を置かない。理事を置いておるわけございまして、我々県下でも大きな町でございまして、助役、収入役は必要だと思います。しかし、財政上やっぱり1億円という提案もいただきました。隣の上牧町も助役、収入役を置かないでこのまま頑張っただけでどうかという、私その議会を傍聴したときでもございましたし、いろんなことが今問われているところでございます。こんなことも含めていましばらく考える時間をいただいて、前へ向いて進めるかどうか、節約をするのかどうか、こういうところも今混乱をして思案中でございまして。どうぞ協議をさせていただきたいなと思っているところでございます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 助役、収入役については、なかなか町長の頭は本当は今でも流れから見たら置きたいと、僕もよく理解できてますよ。ただども、今ここで、この例えば助役だれだれ、収入役だれだれという名前があって、この条例を我々に、私たちに出示されたときは、私もこういう質問はしないかなと。しにくいかなと、AとかBとか出示されたらですよ。今ちょうど9月16日で退任、任期満了であると。次にいろんなことを5カ年で5億円をやはり削減したいと。町長もこうした数値目標を出してやられているわけです。一番手っ取り早いのは町長の専任事項、助役、収入役は置かない。4年間で1億円、これは明快なんですわ。ですから、今ま

では、今の畠山助役、本当に人脈も多かった人だと思っています。今までの助役の中でも、私長いことここに座らせていただいていますけども、やはり人脈に関して、やはり職業柄、安定感においてはやはりその右に出る者はおらんのかなと、左に出る者はたくさんおっても、そういう人脈であったのかなと。ましてや清掃センター問題については、やはり表舞台は、議会の対応というのは山村部長が、いやいや、そのとおりだから別にだれも認めるところだからそのとおりだと思う。対応については町長が納得された方だと思っています。けれども、水面下でやはり3丁目の交渉の仕方、いろんなどころについては、あの人の人脈、あの言葉では右に出る者おらんのかなと、僕は別にヨイショしているわけやないけれども、ほとんどの人がそう思っているの違うかなと。けども、やはり今町長が公約された5年間で5億円というものは、やはり一番手っ取り早いのはそれ、この中のやはり一般職の時間外勤務手当の50%減額、こういうのは机上の話であって、僕はですよ、50%の仕事を減額するということは、大変次に、今まで昼間一生懸命されているのかされてないのか別としてですよ、されてると思うて、その残った仕事をやられた、その50%をカットするわけでしょう。だれが次のときもう積み重なって、職員大変かなあと、こういうことはなかなか希望であって、現実性がないのかなと。

それから、退職者の未補充による人件費の抑制、これもその退職される人が年齢的に見たら34人で、希望、この人が年間このぐらい退職してくれるの違うか、過去の実績から通したらですよ。15人ぐらいおって、合計49人というような数値を出されているわけでしょう。そうでしょう。これもやはり退職者の未補充による人件費の抑制、それはいいとしてですよ。やはりもう上が出ていったら下が何も入らないと、未補充すると。やはり今の例えば収入役、助役を1人置かんとしてですよ、2人置かんでもいいと思うて、財政的に見たらですよ、置かんでもいいと、1人でもいいですよ。5,000万円浮くわけです。それやったら若い人材を採用して、町民のサービスの向上のためにぜひとも採用した方が活性化の中になるのではないかなあと。本当に口では5億円、5カ年5億円というのは、もう町長選挙が始まってから町長あらゆるところで言うてはるから、大体流布してるんですわ。知ってはるわけですわ。じゃあ何ぞやと。その財源はと問われるならば、町長四役のカット、カットですわ。そういうところの今度は管理職の2%の減額というところも含めてですよ、本当にこんなことができるのかなという、それやったら何回も言うように、手っ取り早い方法は、助役、収入役を置かないというのが手っ取り早いとは思いますが、その点もう一度お答えしていただいて、こういうことができるのかどうか、お願いしたいと思いますわね。

それから、ちょっと確認のために聞くわけですけど、広陵町の調整手当について。この調整手当の金額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額の二、三%を乗じて得た額とするとなっておるわけですが、この管理職手当、今2%減額になってますね。その2%減額してから計算されているのかどうか。それともそのまま、本体のままで足して3%掛けた、その辺を確認しておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 管理職手当の2%カットですか。（1番議員「調整手当に反映してるかということ。」）いえいえ、してません。本俸のもののままです。

議 長 1番議員！

1番議員 町長ね、この調整手当についてと、この助役、収入役とは別個に考えておりますけど、この調整手当も上牧町、おれ英断やと思うてますよ。本当に聞くと、もう公民館の掃除も便所掃除も民間を雇わずしてみずからやっていると。ほいである冗談まじりで、余った時間はどっか仕事行ってくれと、アルバイト行ってくれというようなところまで、これは本当に財政赤字団体に陥るところまで行ってるさかい、そんだけ苦勞されていると思います。けども、今町長壇上で言われました地方債160億円、予算の倍以上借金抱えて、ほかにも考えたら大変厳しい状況の中で、おれは町長ね、あそこの上牧ですよ。いろんな面で苦勞されているなど。余りにも職員に負担が行っているのではないかと。町長もよくこれから田原本でも香芝でも町の職員は駐車料金についても、みずから組合で買うてみずからで駐車料金3,000円なら3,000円、2,000円なら2,000円という、もう今も考えてはると思いますよ。それが世の流れなのかどうか別として、そんだけ職員に強いるわけですから、やはりそういうところも含めて、我々議員も定数減も含めてこれから考えないかんのかなと。向こうばっかし言うてたらおまえとこ何ぞやと、森川に怒られますので、そういうことも含めて。

それから、もう一度尋ねます。助役、収入役、2人置くのか置かないのか。もうこの間で腹決まってると思いますよ。僕も腹は決まってる町長わかってますけども、あえてどうなのかと。考えてくれという向こうの方からよく言われてますので、おれはもう一度言いますよ。財政再建を考えるならば、町長が選べる、選択される一つの大きなこの助役、収入役の選任ですので、お願いしますよ。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了しました。

次に、八代君の発言を許します。

11番議員 白熱した議論がありましたので、お疲れのようだから、私は比較的簡単に終えさせていただきます。おくれまして、議長から質問を許されましたので、させていただきます。

2つ質問がお手元に行っていると思います。去年の9月の第3回定例会で、私は一般質問でこれからの地方分権時代、ますますその風が強まっておりますけども、それに対応するため、先ほどから何回も議論に出ましたように、自治体の財政の厳しさはどんどん深まるばかりでございますので、これからは住民サービスもいろんな支出を頭を使って、知恵を使って最少の費用で最大の効果を上げられるような経営をしていただかないと、単に支出を簡単に切り詰めるだけでは、これは縮小均衡の財政で、民主党の公約ではありませんけども、日本をあきらめないでというような暗い発想やなしに、明るい発想でこれからは頑張るためにもひとついい知恵を出したらどうかということで、人材とか、あるいは情報とか知識とか、あるいはネットワークを持っている、言うてみりゃあシンクタンクとしての大学を利用させてもらったらどうかと。今盛んに産・官・学の連携とかと言われる言葉もありますが、広陵町には余り大きな産業というのが比較的少ない。とりあえず官と学との連携を考えたらどうかと。近くに畿央大学もありますし、あるいは奈良県内には農業大学もあるし奈良県立大学もあるのではないかと。国立大学とか大きな私立大学は、経済学部とか農学部とか商学部とか、そういう一般的な総合的なユニバーシティですけども、そやなしに、特定の分野を深く、範囲は狭いんですが、深く強く追及しているカレッジのような大学は広陵町に3つあるやないかと。それをもっともっと利用したらどうかと。金もかからん。現場事務所を、工事ですよ、一つ建てられるぐらいの金でできるんやないかと、そうしましていい提言が出たら、いい提言が出たらそれを採用したらどうかと。大山鳴動してネズミ一匹ということもあるかもしれませんが、時間はかかっても金はかけてないんであるから、それはそれとして、もって召すべしということで提言しました。そうしましたら、去年のその一般質問の回答で町長は、大学との連携は学術及び地域の歴史、文化、経済、産業と結びついたらまちづくりを展開し、地域の発展に貢献するものと考えている。畿央大学とは既に大学のある町として積極的に連携し、各種の講座、研修会の開催等、幅広いパートナーシップを進めておる。県立農業大学とも農地特区制度の関係で連携を取るべく準備を進めておる。それから、私が提案しました奈良県立大学につきましても、豊富な資源の活用について積極的に進めてまいりたいと考えていると、そういう回答をいただきまして、ちょうど今1年たちました。

その間、去年の10月4日、奈良県立大学から神木学長と大谷教授、中谷助教授、3人、町の方では、私が提言しましたので、人間関係は町長とかおられませんので、当時の

吉岡議長と3人で応対しまして、町の主要施設を雨の中見て回りました。それは10月4日です。それで、基本的に文書は交わしておりませんが、これからひとつ一緒に考えていこうという基本的な口頭における合意は達したわけでありまして、そして今年度の予算におきまして、町は予算措置を講じていただきました。そして、町勢のあらましにも、6ページですか、産・官・学連携によるまちづくり事業、今年度はまず奈良県立大学の地域貢献型学習会を通じ、若者の参加を募り、これからのまちづくりを地域とともに積極的に考える機会を設けてまいります。その後は地域の大学と連携を図り、産業、文化、まちづくりなどの分野において研究を行ってまいります、こういうようにおっしゃっておられます。

さて、そこで一般的な協力の話はつきました。そして、大学も来た。予算もとった。じゃあ具体的にどのように今時点で進展していくのか、それを具体的にお聞きしたいと思います。これが1つ目の質問でございます。

2番目は、表題では町及び関連団体等の役員、委員の名簿の属性の記載、属性といいますが、住所とか年齢、電話番号、あるいは属性という意味では趣味とか家族数とか入るわけですが、仕事とか、属性の記載の基準はどうなるとするのか、こういう意味でございます。

区長や自治会長、あるいは農業委員、教育委員、社会教育委員、都計審委員、都市開発公社役員、施設管理サービス公社役員あるいは民生委員等々の行政サービスに必要な人を、議員や、あるいは町職員あるいは住民の中の有識者の方に委嘱して公職に当たるようなことをされておりますが、これが極めて、名簿をいろいろいただきますけど、まちまちなんであります。今ここにこれだけ持ってきたわけですね。これだけの書類が名簿です、全部。それから非常勤特別職名簿で、こうあるわけです。これによりますと、名前だけしか載ってないもの、名前と大きな住所、例えば広陵町疋相とか安部とか、あるいは馬見北とか、載ってないもの、それから名前、名前ないことには話ならんですかね。名前は一つ条件に入りませんね。そうすると何にも載ってないもの、主な住所しか載ってないもの、主な住所というて、さっきの安部とか大塚とかだけしか、それからもう一つは住所番地の載ってるもの、電話番号しか載ってないもの、電話番号は載ってるもの、中には非常に詳しいのは生年月日も載ってるものもあるんですけどね。極めてまちまちなんです。言うてみれば、表の体裁も、これもまちまち、私はこう余りよくわかりませんが、この名簿づくり、あるいはこの発表の体制ですね、町として一つの一貫した基準がないのと違うやろうかと。それぞれの担当部課の範囲で適当に決めるとると違うかと、こういうふうに感じられてならないのであります。

私も仕事柄、例えばここで例えば広陵町行政改革推進委員会委員名簿ちゅうのがあります。

これは名前だけです。皆さんご存じだと思います。仕事柄何かどうということやとるんかお聞きしたいなと思っても、今の私には名前だけであって、全然どこの方かわからん。これは電話帳、私は試しに電話帳引いてみました。そうしたら、これは大体こういう委員になれる方ですから、かなりの年配の方が多いわけです。今の若い家庭ですと、電話番号に記載されてない方多いんですけど、8割か9割の方はちゃんと電話帳見ましたら、住所も電話も書いてある。だから、それを見たらええやないかという理屈にもなるんですけども、やはりここに書いていただければ、何かするときに非常に早いわけ。何かしようと思えば、電話帳見ないかん、あるいは担当の職員さんに言わなあかん、非常に非効率的なんであり。そういう面で私はこのような委員に委嘱されるときには、名前は当たり前ですね。住所と電話番号だけは名簿に載せますよと、これをひとつ就任されるときにはきちっとその方に申し上げて、了解をとって就任をされたらいいのではないかなと。もしあかんとおっしゃるような方があるとすれば、その方に対しては、じゃあ今回の委員委嘱の話はちょっと取り消し、ないもんにしていただけませんか、そこまで言うてもいいんじゃないかなと思います。

何となれば、このような職業に対して、余人をもってかえがたし、そのような偉大な国家的偉大は率直に申し上げて、そんな方であれば、住所、電話も書いてなくてもわかりますけども、そういう方はまれ、いないと言えば非常に失礼になりますけども、いないでありますし、またいろんな役職をしてもらうときに、我々から見て住所、電話番号がないと、その方も果たして職責が全うできるんかと思えます。そういう意味で、余りにも町、理事者あるいは職員の方が萎縮されて、住民、その委員の方に言わないと。大方の委員の方は、はっきりと言うて、その公職を遂行しようと思う覚悟があれば、そのためには住所と名前は必要やと認識されるはずですので、その辺を十分に認識していただいてやっていただきたい。そうでないと、もしどうしても私たちが聞くときに、担当部課に聞けばわかりますね。そしてその個人情報の現在の条例の趣旨からいうて、町の職員さん個人に情報漏えいの責任を課すことになります。これはやっぱりおかしいと私は思います。そういう意味でいろんな役職一遍見返していただいて、できたら住所と電話番号は書いていただくと、それだけはお願いで就任を委嘱されたらいいと私はあえて申し上げて……民生委員さんはちゃんと住所と電話番号は書いてあります。これは当然のことで、私は、これは書いてあります。だから、例えば農業委員とか、これは選挙に出てはりますから、これも書いてある。ただ、そやけど重要な委員で書いてないのがあるんですよ、さっき言いましたね。行政改革推進委員会とか、この委員とか、それから社会教育指導委員、これも名前だけ、名前だけの非常にありますね。

それから、ご婦人が委員になっている方はあるんですけど、電話番号がわからないんです。ご主人、世帯主であれば電話帳にわかるとるんですけど、広陵町の場合、大字地区の場合は同姓が極めて多いんですね。例えば竹村さんとか野村さんちゅうのはもう何十戸ずらずらずら並んでますから、奥さん名義ではさっぱりわからん。そういう面もありますんで、その辺、個人情報もありますけども、公職に委嘱される場合は、その辺程度は十分認識していただいて、そして就任を委嘱していただくようお願いしたいと思います。以上です。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 八代議員から産・官・学進捗状況お聞きをいただいたところでございます。常々八代議員は単に支出を切り詰めるだけでなく、暗い発想から思いを変えて、まちづくりを産・官・学に求められている八代議員の持論でございまして、答弁として、今回奈良県立大学との連携において、大学側のテーマである地域貢献型キャンパスを通してまちづくりに参加できる住民を養成するための公開講座を本町において開催することで協議が調い、現在準備を進めているところであります。この講座は、その研究活動の成果を地域に還元するとともに、地域創造の推進を図ることを目的としており、地域とそこに住んでいる住民が手を取り合って新しい視点から地域づくりを身につけるという内容になっています。講座の開催時期は、11月から12月にかけて合計4回を予定しており、今後の地域の未来をつくる担い手である若者を中心に、魅力あふれる町の将来像について希望と情熱を持ってともに描いていきたいと思っております。

現在、大学との間においてカリキュラムを作成中であり、近く広報や各施設における講座生や教室受講生を対象に広く募集してまいりたいと考えております。

次、2番目の役員、委員の名簿の属性記載の基準ということでございますが、各種団体の役員名簿につきましても、情報公開及び個人情報保護の趣旨を踏まえながら、町の公職者という視点を考慮し、公開基準を定めてご理解いただくことにしたいと思います。

八代議員のご提案どおり、就任時に同意を求めるなどの事前同意、または運用方法を十分検討し、できる限り議会などには提供できる方向で事務執行いたしたいと思っております。

ご不便をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。以上のとおりでございます。

**議 長** 11番議員！

**11番議員** 最初の1番目の質問についてですけども、一つ具体化していると、近々発表だということで大変ありがたく思っております。ただ、私が承知しておりますのは、そのときに大学との、学長との話し合いですけども、私は広陵町が予算措置をして、そして大学に広陵

という自治体を研究対象にしてもらって、そして有意義な提案があれば、それを理事者とか議会が、これは具体化したらいいなと思うやつは採用して、町の計に資したらいいと、こういうやつ。これは予算措置もしていただいた、それからもう一つは、大学の方からも提案がありまして、大学も今の大学の建学の精神からいうてそういうことをやると。これは大学は大学の予算でこういうことをして自治体の方に協力を求めますと、こういう話でした。今具体化して聞きました分は、これは大学の予算でやっている話だと思います。広陵町は場所の設定やとか、さっき言いました聴講生、受講生の募集をすると、こういうことでございますんで、2つの官・学提携の実が実りつつあるんですが、1つの方は今具体化いただきました。もう一つの方はお答えがなかったんでありますが、これはこれでひとつそのまま進捗しておるかどうか、これは担当部長の笹井部長にできたらお答えをいただきたい、このように思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 奈良県立大学との交渉につきましては、現在大学と貢献型地域キャンパスということで、八代先生とも大学の方へ同席をして、そしてまた先生とも紹介をいただきまして、その事務手続を進めているところでございます。大変お力をいただきましてありがとうございます。現在、そうした関係でご指摘いただいておりますとおりに、今回の講座につきましては大学側の予算で実施していくものでございます。私どもの方でことし予算措置を50万円をしておりますが、こうしたことにつきましては、大学側の先生の講師料を支払いすることなく、会場のいわゆる使用料等、そういった経費でもってその執行経費がかかるだけのことになります。この4回の講座を契機に、ワークセミナーといった形で今後も進めていく内容につきましては、町主導型で大学の方とも連携を取りまして、そして大学の方の実行委員会なる組織を作成いただきまして、その大学との実行委員会と広陵町とのいわゆる契約、あるいはまた連携協定といったものについて第2のステップで進めてまいりたいと、このように現在計画しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

**議 長** 11番議員！

**11番議員** では、1番目の質問に関しましては、ひとつ今後ともよろしくお願いをしたい。

それから、2番目の質問でございますが、大体私の質問の趣旨を理解していただいたなと思っておりますんで、今後またいろんな名簿をちょうだいするときには、その辺をひとつ確認しまして、委員の就任にひとつお願いをしたいと思っておりますし、また情報公開の個人情報の保護という面では、我々はその手に入れた名簿から、これ安易に第三者に流れた場合は、こ



れは我々議員の責任ですか、責任でありますから、その辺は取り扱いは十分注意せねばならんと、こう思っておりますので、その辺はひとつまた委嘱される役員の方に言うていただいて、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

以上で私のきょうの質問は終わります。

**議 長** 以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用われなかった一般質問につきましては、あす15日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4 : 40延会)

平成17年9月15日広陵町議会  
第3回定例会会議録（3日目）

平成17年9月15日広陵町議会第3回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	収入役	北神理
教育長	安田義典	職務代理者	
企画財政部長		笹井由明	
健康福祉部長	森川勇	池田誠夫	
環境整備部長	吉村元伸	山村吉由	
教育委員会事務局長	中尾寛	大西利実	
健康福祉部参与	森田久雄	松井定市	
環境整備部参与	山本新三	和田叙嗣	
都市整備部参与	安川泰武		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 まず日程1番、一般質問を行います。

14日の一般質問に続きまして、これより乾君の発言を許します。

10番議員 皆様、おはようございます。きょうは傍聴の皆さん、おはようございます。朝早くからご苦勞さんでございます。

山本議長のお許しをいただきまして登壇いたしました10番乾浩之です。私にとっては今回で6回目一般質問となりますが、町行政は多岐にわたり、奥深く、その上難しく、1年生議員の勉強不足を痛感しているとともに、平岡町長初め各部局各位の平素の頑張りにまず厚くお礼申し上げ、通告しておきました3項目5点の質問をいたしますが、ご答弁よろしくお願ひします。

1点目。きょうまで町長初め担当部局には特別の工夫、苦勞をおかけし、地元業者育成のために入札の基準や方法などの改善に努力していただき、ありがとうございます。去年の古寺公民館新築工事には7業種6業者参入していただきまして、今後も、できる限り新清掃建設工事や4地区協定に伴う工事に地元業者が参入しやすい方策や配慮をしていただき、推進してもらえないものか。

次に、2項目め、地域の活性化のために。

1点目。8月下旬のことですが、地域の人から、「議員さん、税金5年滞納したらチャラになりますのか」と聞かれました。私は、納税の義務と税金を納められる身の喜びを力説してから、町税か所得税かなどを問いただしたのですが、他人の滞納事の風評でした。徴税収入にも関連することですので、免税や優遇措置の基準を表示して、悪い風評を払拭、そして納税の啓蒙啓発のため、町だよりの発行の計画の有無を聞きます。

2点目は、去年の第4回12月定例会で、百済寺公園の整備をするため県公園担当課と協議中、県道の歩道は17年度測量に着手、その他は地元と協議して進めたいとのご答弁をいただきましたが、その後3点の進捗状況を聞きたい。

3点目は、去年の第2回6月定例会以降、定例会のあるたびに質問を続けていますエヌシーバスの件ですが、今回もしぶとく質問すること、何とぞご容赦ください。

町長初め担当部局各位に並々ならぬご苦勞をかけていると思いますが、生活交通維持確保対策研究会のその後の状況を聞きたい。

以上で2項目めを終わり、最後の3項目めの質問に移ります。

総選挙も無事終了し、12日、9月の定例会の冒頭で、畠山助役任期満了による退任のあいさつ、このことはまさに青天のへきれきと申してもよいぐらいに驚くと同時に、悲しさ、残念さが一瞬頭の中を駆けめぐりました。行政能力の向上、自治体としての特色ある施策、文化的施設の充実などに数々の実績を上げ、功績多大の平岡町政の女房役として、良妻賢母、部下職員に愛され、親しまれてる助役さんが突然退任されるということは、職員の母親が急死されたようなものと感じられます。一番悲しい思いにふけておられるのは平岡町長ではないでしょうか。町長も再三再四慰留に努力されたことでしょう。

「惜しまれるうちが花」の言葉もありますし、町三役には定年もありませんし、ご本人の意思尊重を第一義に考えなければなりませんし、言いたいことは山ほどありますが、ただ1点、奈良県下で優秀な行政の実績を上げている平岡町政の内助の功績多大であった畠山助役の退任の最大の要因を聞きたい。以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

**議 長** ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 乾議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、地元業者育成についてのご質問でございます。

本町における建設工事の入札につきましては、まずその工事の工種、工法などを分析し、それに適合するランクの業者を選定し、可能な限り町内業者を指名いたしております。しかしながら、現下の公共工事に対する町民の考えは非常に厳しいものがございます。事業のコスト縮減、効率化が求められていることは十分ご理解いただいているものと存じます。発注方法等については、今後もさらに研究、改善を努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

2番目の地域活性化のための、税金5カ年滞納しているとゼロになるという風評を打ち消

してほしいという内容であったと思います。

答弁は、地方税法第18条第1項において、法定納期限の翌日から起算して5年間徴収権を行使しないことによって時効により消滅すると規定されています。しかし、時効を中断する手段も地方税法や民法に規定されています。その手段には、督促状や催告状の発布、一部納付、納税誓約、さらには差し押さえといった方法がございます。決して徴収権が消滅することのないように手段を講じているところでございます。時効をもくろんでいるような悪質な滞納者は絶対許すことなく、差し押さえ等あらゆる手段をもって事務執行をいたします。今後、坂口議員にもご質問にお答えをいたしましたとおり、事務執行で厳しい滞納処分を続けることで、滞納すれば差し押さえがあるといった風評が先行するものと思います。

次、百済寺公園の整備について、進捗状況はどうかというご質問でございます。

百済寺公園の整備でございますが、平成17年度にまち再生まると支援事業が国土交通省において創設されました。この事業のまちづくり交付金を受けて、昭和58年度からの未整備分について今回再整備を計画しております。

まず、18年度より再整備の設計を予定しております。今回のまちづくり交付金の整備事業ですが、新清掃施設と地域資源を活用した広陵東部地区として位置づけています。環境と健康を通じて、多世代の新旧住民が集う地域づくりの推進を考えております。百済寺公園の整備は、この整備公園の一環として行う事業であります。

次に、地域活性化のための生活交通維持確保対策研究会、その後の状況はどうかというお尋ねでございます。

去る6月22日の生活交通維持確保対策連絡協議会の席上において、平成17年10月運行予定の桜井市コミュニティバス運行事業につきましては、事例報告を受けた後の協議会の会合はなく、その後の進展はございません。桜井市にありましては、奈良交通休止により、総額2,130万円の予算措置において、委託方式で間もなく4路線コミュニティバスが運行されることになっております。けさの新聞では運行すると報じておりました。

こうした実態に、本町といたしましても、もはや奈良交通の路線復活は断念せざるを得ないものとなっています。引き続き、コミュニティバスや乗り合いタクシーの運行形態について情報収集に努めているところでございますが、財源面におきましても検討を余儀なくされておりますので、今後運行費用の試算とともに、まちづくり交付金事業広陵東部地区の提案事業として現在協議を進めております。

次に、最後の平岡町政2期目と助役の任期満了に関してと題して質問でございます。

私の町政2期目に対する所信につきましては、第2回定例会でその一端を申し述べたところでございます。こうした矢先、このたびの助役と収入役の両氏は、後進に譲りたいとして、感謝の意を述べられ、退任したいとの申し出がありまして、私としても2期目のスタートに急ブレーキがかかったように感じております。2人の功績はまことに大なるものがございませぬ。感謝をしているところでございます。

今後も行財政改革、ごみ処理問題など重要問題が山積する中で、私一人では到底行政運営ができません。後任人事につきましては、関係者と協議させていただき、行政組織の改革を含めて上程いたしたいと思っております。会期中に提案すべく細部検討いたしているところでございます。以上のとおりでございます。

**議 長 10番議員！**

**10番議員** この前の清掃センターの進入路の仮設道路の入札の件ですのやけども、あの地元業者にはそういう進入路の仮設業者であって、プレーガーターですか、ああいう業種の方はおられません。そやから、そういう特殊な業者は、町内でそういう指名上げてる業者は何件おられるか、それをお聞きしたいのと、なぜそういう特殊な業者に入札しないで、町内の業者にそういうのを発注して、とらして、丸投げしたらあかんとやわられてる中でそういうことを行って指名を入れるのかと。私、そういうところがわからない。できる仕事は町内の仕事でしていただいて結構と。そやけど、とつてもうてもできへん仕事を町内の業者にとつてもうて町内の業者喜ぶわけないと、私はそう思いますのやけどもね。なぜその指名委員の中でそういうことがわからないのかと。選ぶときに、橋梁で、例えば松尾橋梁とか、談合疑惑でいろいろ問題ありましたけども、そういう業者に競争してもうてとつていただくようにしてもうたらええのに、地元業者には、そういうプレーガーターしたってリースやから、その人らに頼んで、金額を聞いて、ほんでまた入札に数字を入れて、ほんなら業者も経費も要るし、そういう上乘せして入札取りかからなあかんと。だから、そういうところを、もっとやっばりその辺の考えをお聞きしたいのと。

それと、きのうですか、建設新報に、古寺中線林口橋梁工事下部工事ですか、その参加資格ということで、「土木工事の特定業者の免許。奈良県内に本店または営業所を有する土木工事一式工事について経営事項審査総合評点が1, 200点以上のもの」というような見出しでなってますのやけども、この1, 200点以上というたら、これ広陵町の町内ではだれもいてないわね。

それと、その1, 200点以上の業者が全国で何件あんのか、だれがその公募に今現状参

加というて、声はかかってないのかもわからないけども、想像できる業者は何件いてるのかと。

なぜそういうゼネコンに、地元業者がいてんのに、できる仕事をやらずにできない仕事をやって、できる仕事は全国のそんなとこに出して、これは何を考えてんのかなと。ちょっとこのやり方に、ほんまにおかしいなとつくづく最近そう思うようになりまして。ちょっと長々としゃべったけども、その辺ちょっとよろしく願いますわ。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** まず1点目でございますが、1点目の土庫川の仮設橋設置工事の内容についてお聞きでございます。

それで、指名審査会で橋梁関係の業者を抽出いたしました。確かに、おっしゃるとおり2社ございました。2社で入札するかという検討もいたしました。しかし、設計内容をまず検討してみようということで、指名審査会で検討させていただきました。今議員がおっしゃったリース関係の内容につきましては総額の23%しかない。大部分が土木関係とか輸送関係とかそういった仮設に要する費用もある。そういうことで、土木業者が一番適切であると、指名審査会ではそういう判断をし、町内の業者をもって入札をさせていただきました。

2点目でございます。2点目の林口橋の下部の工事についてでございます。

1、200点の云々という質問をしていただきましたが、奈良県に本社並びに営業所を有する経審点1、200点以上の業者をもって対象とする、ほかに細かいことはございますけれども、5つ、6つ、その指名の制約をさせていただきました。例えば、広陵町の指名停止を受けていないこと、当然特殊建設業の許可を持っているもの、そして総合評点、いわゆる経審点が1、200点以上のもの、そして過去10年以内にこのような同じ行為をした経験を、実績を有する業者、そしてこの工事が終わるまで監理技術者が常駐できる業者、こういういろいろな業者をもってさせていただきました。結果の内容といたしましては、いろいろ慎重審議いたしましたけれども、工事の特殊性、経済性、安全性、そういったものを考慮しながら、先ほど言いました経審点の高い1、200点以上の企業に一般競争入札でしっかり競争していただくこと、こういう判断でございます。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** 今その内容を聞かせてもうたけども、安全性に欠けるて、町内の業者は安全性に欠けんのかいな、そういう今の言い方としては。やっぱり町内の業者もそういう技術も持っているし、そういう人たちが頑張ってるやんか。それで安全が欠けると言うたら、こ

それは失礼なもう話でっせ。それやったら、ほんなら工事も出せないやな、安全に欠けんねやったら。

それと、今言うように、割って分離発注できるようにできないのかと。やっぱり地元業者もこういう仕事がない時期やと。できるもんやったら、そりゃ割ったら経費がかかる、そりゃもうようわかる。そやから、そのときに、業者に公表する金額をまた町の方でよく考えて、そういう経費も削減して発注したら、経費、その分抜いて発注したらいいと思います。ほんなら、業者かて頑張りますと言うた場合企業努力もしてくれと思う。もうこれやったら、全く町内の業者のことを考えて行政はやってないと思いますわ。

それと、きのうの入札、これも同じなんやけど、コンピューター関係の入札、これも辞退した人はもう二度とこの入札に入れないと、それぐらいの強い気持ちでその入札選定委員会の人もやってもらいたい。そなん、この仕事ないときに、入札に選ばれない、仕事欲しいのに入札入れへんという人がいっぱいいてはりますわ。そやのに、選ばれて辞退するて、これどういことやと。こんな業者次から入れる必要ないと思いますわ。

それと、1, 200点以上の業者が、今おっしゃったけども、現時点で、奈良県内で何件あるか、さっき言うてくれやったかな、まだやな。それちょっとお伺いしたい。

そんで、分離発注の方に、今のこのやり方やったら一本化して出すと。1億1,000万円でっか、それぐらいの金額になってます。それでは、この前の広陵町の公民館のときには、そういう経審が1,200点以上とかそういうことはつけてなかったのに、何で今回それ経審が1,200点以上とか言い出したんかなと。それやったら、前の公民館のときにもそういう公募でやってたら私も今回こんなこと言わないんやけど、前のとき、1億5,000万円ぐらいの工事やったら経審は、点数はどうやとか言わないのに、金額低い方にそういう経審が何ぼやとか、その辺がちょっとわからないわ、それもちょっと一緒に。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 私もその選定委員会の中のメンバーですので、お答えをさせていただきたいと思いますが、今細かい数字は持ってありませんが、もちろんその選定の際には、広陵町へ指名願を上げておられる全業者のリストを見ながら選定しております。1,200点以上は、たしか全国から寄せられました指名願を見ますと、69社でしたか、の数がそろっております。ただ今回の入札に際しては、条件として、その中から、たしか奈良に営業所を持つ企業ということも条件の中に入っていますので、それらを総じて出しますと、半数……。 (10番議員「県内に何件おるかです。」) ええ、いわゆる奈良県の中に本社を持つという会社は



1社だけだったと思います。ただ、そういうクラスの発注の中では、県、国を見ましても、全国の企業のところから奈良県内に営業所を持つ企業に向けて発注されるということは、これはもう通例の話になるかということでございます。

**議 長** 10番議員！ 都市整備部長！

**都市整備部長** 済みません、答えが足らなかったんですが、そのうちで、69社の中で奈良県に営業所を持つのが半数ぐらいだったというふうに記憶しております。そのリストを見れば細かいことはすぐわかるんですけども、その69社の中の半数が奈良県に営業所を持つ。だから、その方を対象に公募しているわけでございます。その中で受けたいと、やりたいという人があれば応募してくださいと、こういう内容でございます。

**議 長** 質問はもう3回になってますよって、こっち答弁の方で。3回目の答弁願います。  
総務部長！

**総務部長** これはもう既に公示をさせていただきました。広陵町のインターネットで公開し、なお建設新報にも掲載し、町内の掲示板へも告示いたしました。したがって、これは執行させていただきます。

**議 長** 松野議員、静かに。松野議員、松野議員、質問ちょっと間違っております。今、乾議員からの質問でございます。 総務部長！

**総務部長** 古寺公民館と防火水槽を合併して入札した、そして工事も終わっておりますが、あれは指名審査会におきまして、たしか1、100点以上の経審点を有する業者をもって入札をしたと思っております。それは、ただ公開はいたしてはおりませんが、選んだ内容はそういう内容で選びました。

**議 長** 10番議員、何か答弁漏れてることありますか。 都市整備部長！

**都市整備部長** それでは、もう少し詳しく、その審査会の内容を踏まえながらお答えいたしたいと思っております。

いわゆる、もちろんその審査会上がった時点で、この工事の内容を見て、分割がいいのか、一括がいいのか、JVという方法がいいのかということも考えるわけでございます。その中で、いわゆる工事の中の、先ほど説明しました内容を見ましたところ、一括ですという方法がこの現場にはふさわしいという判断の中で、内容から見まして億を超えるというような事業の中では、広陵町でも数年に一度のこの土木の事業でありますので、内容から見てそれにふさわしい業者を一般公募するのが適当かなと、一番ベストかなという判断をいたしたところですよ。

また、その中で、いわゆるその時点でいろいろなほかの工事もあったわけですが、それはそういう分割で発注できるという部分については広陵町の中の業者の人にやっていただける種類もあるんじゃないかということで、その時点ではいろいろな工事が一緒に上がってきましたが、分割で発注する部分と一括で発注する区域を分けて判断いたしたところです。ですので、そのことが全部押しなべて一括で発注するという形で考えているということではないということだけ申し添えます。（10番議員「それやったら、その今言うてる話の中で、今の公民館やったら1億5,000万円やのに、経審は1,100点ということ言うてるわけやん。出してないけどもやな、それを基準にしてるわけやろ。そやったら、この今のやつは1億1,000万円やったらもっと経審が下がって、800点や900点でも、その比率で言うたらそれぐらいになるのんちゃうの。」）

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 建築の場合と、公民館の場合と……。先ほど総務部長がちょっと公表していないという発言はしましたが、事後の、入札の結果を発表することの中では公表をいたしております。ですので、こういう業者によって入札されたということは、こういう理由でメンバーを決めたということも全部発表しております。ですので、それは訂正していただきたいんですけども、建築の部分と土木工事の部分では、仕事の内容によって建築の方がいろいろな多機能な内容になりますので、いわゆるそういう経審点の中で土木との誤差は多少出てくるということもございますので、ご理解いただきたいと思えます。

**議 長** 10番議員、これでよろしいですか。

**10番議員** 傍聴に来てる方もよく聞いてはると思えますよってに、そういうことで、ほんなら。

それと、2番目に移ります。

税金のことですもんけども、今町長いろいろお話ししてまして、それでよくわかりましたけども、その税金差し押さえと、厳しいこういう世の中で、税金、お金あんのに払えないという方が町内でも多々あるというようには聞いてますもんけども、でも実際に年金もうて税金も納められないという方もおられる。その取り立て、差し押さえという、いくのに、どのぐらいの時間ではい差し押さえやというのか、相手の口調が生意気やからはい差し押さえやというのか、その辺の、どこからどこまでが足運んで差し押さえにすんのか、その辺ちょっと聞きたいと。

それと、そういう取り立てに行くて、サラ金と違うもんけども、そういうマニュアルをこ

しらえて、また行く担当者の人たちに勉強会を開いて、こういうぐあいにしてお金をいただくというやり方をやりますよと皆さんに、ばらばらと違くて、皆にそういうぐあいにマニュアルこしらえてやっていったらええと思いますわ。

それというのは、この前私が、その知り合いが、口のきき方が、払いたいけど払えないねんと、そやけどその職員の言い方が腹立つねんと、そやから払たらへんねんと。そういう気持ちにさせたらあかんと思いますわ。ただいただきに行くねん、お願いしますという気持ちで行ってもらいたい。今後、皆さん忙しい中行って回る中で、そういうことを考えて、また相手の気持ちになってやってもらいたい。そやけど、あんのに払わん人には厳しくやってもらいたい。そりゃ、ええかげんなこと言うてると思いますけども、そういうことでよろしくお願いしますわ。

それと、百済寺の公園整備事業のことについてですけども、これからまた百済の方も発展していくと思いますけども、ライトアップされてますけども、もっときれいな緑とか青とか赤とか、ネオンぎらぎらちゃうけども、もっと明るくしてもうたら、ああ、あっこにあんなあんなねんな、あっこ1回行ってみよかという気持ちになると思いますわ。

それと、今区長さんもおられる中、皆さんおられる中で、百済のバス停から百済の三重塔の進入路、あっこで対向場所として、一応対向場所はこしらえてますけども、あれも全部ふたしていただいて、そういうことをできんのんかなと、私は個人的にそう今考えましてん。というのは、今後先、バスも、これ三重塔、国宝、文化財ですか、なってますから、これからばんばん来るようになってくると思いますわ。そのときに対応またおくれで、この仕事はまた来年度やとか、再来年度やとかまた言うたら、そのバスも入るにも入れないと。そやから、できる限り早目にやっていただきたいと。

それと、エヌシーバスの件ですけども、再三私ももう口が酸っぱなるほど、町長、理事者側にお頼みしてますのやけども、桜井市もそういう路線バスですか、コミュニティーバスが復活したと、それが走っていると、きょう新聞、町長も言うてはりましたけども。それは町としては財政赤字でなかなかできないと、いつもそういう答弁いただけてますけども、またこの桜井市に行って、勉強できるところは勉強していただいて、そういう方向でやっていただきたいということで。ちょっとそのいろいろで言いましたけど、よろしくをお願いします。

**議 長** 収入役職務代理者！

**収入役職務代理者** 差し押さえに至るまでの期間とか経緯でございましてけども、督促状とか催告状とか、重要催告状であるとか、いろいろその差し押さえに至るまでは文書の手続を踏ん

でおりますけども、訪問もして、お願いをいたしているところがございます。そこまでしてもなかなかその交渉に応じていただけないという方については差し押さえに至らざるを得ないというような状況でございます。

それから、そういう訪問時であるとか、その交渉時の口のきき方であるとか、接遇の問題でございますけども、そういうマニュアルは県でも出しております、我々もそれぞれマニュアルを持って、それで勉強はしておるところでございますけども、たまにはそういう感情的になることもございますので、十分気をつけていきたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

**議 長 都市整備部長！**

**都市整備部長** 百済寺公園のことでございますが、今、先に町長の方からお話があったと思いますが、18年度より再整備の設計に入るという予定をいたしております。再整備ということで、今までの公園の計画そのものは途中で中止したような格好になっておりますが、再整備することによって、その今までの枠にとらわれず、例えば県道のとこまで区域を広げるとか、もちろん地元の地権者の方ですとかのご理解があつての上の話ですが、そういう思い切った再整備をしようというふうに考えております。

また、その水路のふたに関しましては、地元のセンター絡みの要望事項の中に入っておりますのは承知しております。その再整備とどうマッチしていくかということもありますので、その辺もこれからの課題としていきたいというふうに思っております。ご提案ありがとうございます。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** コミュニティーバスにつきましてご質問いただいております。

かつては施行もさせていただき、財源も投資して、そして利用者がいないために施行を断念したという経緯もございます。今回は、施行すれば何としてもやはり成功に導くような路線認定、そしてコミュニティーバスの実現という方向をとらざるを得ないという状況でございます。まずもって1路線でも乗っていただいて、そして利用者があるかどうか、大きな経費の負担にならないことも検討をしまして、そして小さく利用していただく、1路線でもというふうな観点で研究をしまっているところがございます。

財源につきましてですが、現在は東部地区のいわゆるまちづくり交付金事業といったことで新清掃センターにかかわる整備をやっております。その中へ、来年度要望としてコミュニティーバスもその提案事業の中へ加えて、補助事業として採択をお願いできるかどうか要望

していきたいと、かように思っておりますので、18年度要望としておとらえをいただきたいというふうに思います。以上でございます。

**議長** 10番議員！

**10番議員** いろいろいい返事いただき、ありがとうございます。できるだけお願いします。

それと、最後になりますけども、平岡町長、助役の件に対して先ほど答弁いただきましたけども、収入役、助役、女房役ですか、選ぶのには短時間では選べないと、そういうお言葉いただきまして、よく考えて、町のためにもいい人材の方を選んでいただきますようよろしくお願いいたします。私の質問終わります。

**議長** 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

次に、山本悦雄君の発言を許します。

**8番議員** 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

第1点目は、高田川、現在河川改修をされてる最中でございますが、この改修の終わりましたところの堤防敷に植えてある植栽についてでございます。

高田川改修に伴う堤防敷の植栽でございますが、平尾と大塚間で見ると、植えられた後、草がぼうぼうと生えており、低木の植栽では何が植えられているかわからないような状態であるものもあります。また、枯れているものも多数ございます。そして、どこまでが現在まだ県で所管されているのか、どこまでが広陵町へ移管されたのか、その状態もわからないところでございます。どちらにせよ、同じ管理状態、草ぼうぼうというような状況でございます。

次の質問とも関連しますねんけれども、植えられとる桜の木ですね、高木の桜の木、ほとんど葉がなくなっております。これはもうほとんど毛虫にやられているという状況でございます。次の農薬の問題と絡みますので、後からまたそれは申し上げますけれども、こういうのを町民あるいはそこを通られる人が見ますと、本当に見苦しい状況なんですよ。そして、こんな税金のむだ遣いじゃないかというような感じさえ受けるところでございます。

そこで、次のことについてお聞きいたします。

まず1点は、町への移管時にどのような状態で受け取っておるのか。草をきれいにしておいた状態で受け取っておるのかということでございます。

そして、その移管後広陵町はどのような管理を行っているのか、という2点でございます。この2点についてよろしくお願いたします。

2つ目は、街路樹及び公園内の樹木の農薬散布についてでございます。

この件につきまして、質問につきまして、国から来ております通達につきまして、きょうは朝から皆さんのお手元にその内容をお配りしていただいております。これにつきまして、住宅に近接する公園等の農薬散布について国から通達が来ていると聞いているが、その内容はどのようなものか。

また、それに町はどのように対応しているのか。住民からは、農薬を散布すると苦情が出る、また害虫が発生すると苦情が出るというような状況であると思うんですが、どういう対応をされているのかということでございます。

3番目は、広陵町商品券についてであります。

7月から取り扱いを始められた広陵町商品券であります。大手スーパーで利用できるため、地元商店街には余りメリットがないように思われます。また、この券を購入して利用する消費者にも何のメリットもないというところでございます。ただ、町が記念品等の品物にかえてこれを渡してしている分については、いただいた方が自由に品物を選べるというメリットがあるのではないかと、そのように考えております。

そこで、次の点について質問いたします。

現在の発券状況について、記念品にかわるもの、町職員の購入、その他町民の皆さんの購入の区分で発券状況をお聞かせ願いたい。

2番目は、発券、回収、在庫管理等の事務はどのようになされているのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。以上で質問終わります。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

高田川堤防の植栽について、随分心配をいただいております。町民から見ると、見苦しい、税のむだ遣いと見られるのではないかとのご質問でもございました。

まず初めの、移管時における管理状況でございますが、町への移管時における管理状況、移管までは事業施行者である奈良県が除草や剪定などの管理を行っており、移管に際しましては、枯れ木等について奈良県が植えかえを行った後、町が引き継いでおるところでございます。

2番の移管後の管理状況でございますが、奈良県や地元と3者による管理協定を締結して、管理協定に基づいた管理を行う予定であります。内容としては、河川の構造上の管理は県が行い、剪定や除草は町が行い、堤防敷や地元の人が憩う場所でのごみ等の清掃は地元で行うといったように3者が分担して管理を行い、皆さんに愛される河川敷となるよう計画してい

るものでございます。

次、2番目の農薬散布でございますが、お手元にもお配りをさせていただいています「街路樹及び公園内樹林の農薬散布についての通達」の内容でございますが、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず、定期的に農薬を散布することを廃し、被害を受けた部分は、剪定や捕殺等により病虫害の防除を行い、やむを得ず農薬を使用する場合は最小限の区域とし、使用方法、使用上の注意を守り、天候や風向き、ノズルの方向に注意、また周辺住民に対して事前に使用目的、散布の日時、農薬の種類等を周知し、学校が散布区域に近い場合は子供や保護者に周知し、散布に関する期日を一定期間保管するよう行政指導がありました。

本町の対応としては、現在農薬による散布駆除は中止しております。しかしながら、病虫害発生や発見による被害部分については駆除する必要があると考えます。今後の方針としましては、行政指導を踏まえた上でのマニュアルを作成すべく、農薬の種類、散布の方法等について調査と資料の収集を行っているところであり、いろいろな機関とも相談の上、環境を考えたマニュアルを早期に作成したいと思っております。

次、3番目の広陵町商品券でございますが、地元商店ではメリットがないのではと、また事務処理の内容についてご質問をいただいております。

7月1日にスタートした「元気な広陵商品券」は、8月31日現在の発行枚数では、一般会計の事業予算から64万2,900円分を、その他職員等一般への販売によるものが331万1,000円分で、合計395万3,900円分の商品券を発行しております。そのうち商品券取扱特定事業所からの換金請求が127万9,200円で、32%の換金率となっております。

次に、商品券の管理についてですが、金券ということもあり、発行業務につきましては、出納室で保管から発行までの業務を行い、その内容は、商品券購入伝票等により担当者が商品券を発行し、その際交付台帳に記帳し、伝票、台帳、在庫点検を複数人で当たっております。また、商品券の換金事務は産業振興課でとり行っており、換金請求に添付されている商品券は直ちに隅切りをするとともに、再使用不可のスタンプを押し、二度と流通できないように保管票とともに保管しております。以上のとおりでございます。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** この植栽について、これやっぱり地元ともっと協議されてした方がよかったんじゃないかと思うんですね。私も村で聞いたんです、これどうなってるんかと。そしたら、いや役場が全部あと管理ちゃんとするからと、それやったらもうええようにいってくれたらえ

えがと、こういうような状態の協議であったということなんですよね。村で管理、あとのことは村の方でやってもらいます、村でどういうものを植えたらいいか、何かこういうものを植えてくれ、そしたら村がこういうようにしてやるからというような形でやるべきだったやっつが、町が皆やるからと言うてしまうから、村はええようにしてくれたらええがと、こうなってしまうんですよ。この辺が一番これからの、町長が今度削減すると言うておられるところの、町民の協力を求める、そういう姿勢がなかったというのが一番の問題じゃないかと思うんですよ、まず1点はね。これを今後、やはりそういう物事、いろいろこういうことがあると思うんです、これから。そのときに町の今後の姿勢をどういうぐあいにしていくのか、その点1点お聞きしたいと。

それともう一点は、これ県との関係ですもんけど、私も、低木というのはこのぐらいの木なんです、ほんなら草の方が背が高いんです。だから、高木の桜とかやったら、何ぼ下に草生えたって、木の方がずっと高いから、ああこれは桜だなってわかるんですけども、まったく何が植えてあるんやわからんと、そこまで草が茂っていると。それで、そのときも提案しとったんですけど、やはりどっちみちこっちへ受けるんだから、県が植える時点でやはりしっかり協議をやらなきゃならない。ほんで、私は、木をつぶしたチップですね、やっておられる、だから植えた時点で、植えるときに問題になるのは、カヤキの根、それからトラノオ、セイタカアワダチソウですか、それとヨゴミ、これの根は非常に強いんですよ。だから、これの根が残っておりますと必ず芽が出てくる、少々何のマルチングをしたって芽が出てくる。だからそういうのを完全に取除いたところへ低木を植えていただいて、5センチほどチップをマルチングしたらほとんど草の芽は生えないんじゃないかというようなことを提案しとったんですけど、全くされていかない。

この辺をやはり県が無視する、県もたいがい強情です。こんなとこ植えやんといってくれ言うたって植えるんですよ、自分とこ決まっとったら。ここは植えたら非常に見通しが悪いからやめてくれと言うたかて植えると、こういう強情さがあるわけなんです。だから、まず、今後また進んでいくのかどうかわからない、次のところがわからないんですけど、その辺を十分協議していただいたらどうか。地元の協議も、先ほど言うたとおりに、まず何も地元がいやそんな木植えてもうたってうちはよう管理せんわと、もうそんなとともようせんわというたらもう植えなかつたらいいんです。そうなると、普通の堤防ですわ、草生えたままの堤防。それやったら除草剤でも降りゃ簡単に草絶やしてしまえるけれども、ものが植えてあるから除草剤も降れないと、こういうような状況なんです。だから、その辺もって村との



協議をどう考えてるのかということでございます。この2点について、2回目の質問としてお答えをお願いいたしたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** いろいろ教えていただきましたが、全くご質問の内容はそのとおりだと思っております。地元の方のといいますか、地元の、近所でのそういう施設でありますので、やっぱり地元の人が一番憩う場所でございます。その人たちの協力なくして現場の管理ができないというふうに思います。

今後、一応基本方針としては、答弁に答えましたとおり、3者で分担してうまくいけばいいなというふうには思っておりますが、一層その地元とよく協議を重ねまして、いい方法をつくりたいというふうに思っております。

また、ほかで剪定いたしましたチップ材を利用するなどというようご提案もありましたが、早速そういうことも、実際に現場でやって試してみたいというふうに思いますので、またご指導の方よろしく申し上げます。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** 今後ともひとつよろしく願いしておきます。町長一回見といてください。でね、あるいっとこだけきれいなところがあるんですよ。それはその家の近くだなです、そこに1軒家ある。そこのが美しく手入れしていただいとるから、地元の出入り口の近いところですので、それは地元が手入れされてるから本当にきれいなところがあると。だから、やはりそういうところを一つ見ていただいて、こりゃこういうことしたらこういうきれいになるんだなと、なる方法もあるんだなということを見ていただいて参考にしていただいたら結構かなと思います。この件につきましてはこれで質問終わらせていただきます。

次に、これも難しい問題ですんけど、農薬の散布。これが、実際私も聞きまして、ほんできょうこれいただいたわけなんですけれども、見たらこれ平成15年、2年前に来てるんですよ。これが、やっぱり町の姿勢、職員の姿勢、この前の個人情報保護条例で住所も電話番号も出さなくなったと、あれと同じ結果じゃないかと思うんですよ。だから、こういうのが来たらもう農薬散布しないと。これがほんまに農薬散布しないと、恐らくことしあの高田川見ていただいたらわかりますけれども、来年花の咲かない桜の木はたくさんあると思いますよ。もう今、普通ならまだ桜の葉は十分ついてるんです、虫がついてなかったら。けどもうほとんど坊主になってる桜の木がたくさんあると。こういうのを放置して農薬散布しない方がいいのか、やはり農薬散布してでも来年花咲かせるように努力するのがいいのか。

しないということを選択するというのには一番楽な方法を選択するものだということをご認識  
いただきたいと思います。これは別に質問でもございません。

それで、まずやはりどうしたらいいのかということになると思うんですよ。そしたらまず、  
これは農薬の散布については、例えて言うたら、水だけで噴霧器でばあっと飛ばしたって、  
それを見ただけでもうああっと思われる人もいるんです、これ、そういう何も中に薬を入れ  
てなかったもね。だから、そういうことがございますので、やはり近接したやっぱり住民の  
皆さんにどうしたらええのか、ほんでもし虫ついたときの、異常発生するとき、ぱらぱらと  
ついとんのはよろしいんです、毛虫なんか特に異常発生がばあっとしますんで。ほんならも  
う1週間たったら木坊主にしてしまいます。そんなん見たら、また住民から何とかせんかい  
という苦情が来るんじゃないかと、このように思うわけなんですね。その辺のことについて、  
やはり近隣の住民の方とよく話し合いを協議していただいたら解決の道はあるんじゃないか  
など。やはり必要なときは必要な農薬を打つということで解決する方法があるんじゃないか  
などと思うんです。

それと、やはり農薬の質を知っていただかんなんいかんのんじゃないかなと思う。これ、  
これから検討しますが、こんなもん来たときに、本来すごい農薬の内容、農薬というのはい  
ろんな種類がございます。殺虫剤においてもいろんな、殺し方にいろんな殺し方があるわけ  
なんですよ。例えば1つ言いますと、その薬をまいといて、その薬を食べさせて殺す方法、  
まずこれ1点あります。接触剤といいまして、薬と接触することによって殺す方法、それか  
ら脱皮阻害剤といいまして、虫ちゅうのは脱皮しながら大きくなるわけなんです。その脱皮  
を阻害することによって、虫が脱皮できないために死んでしまうと、そういう薬、あるいは  
生物農薬等もございます。だから、それらをいろいろ、県の農業関係機関、普及所あるいは  
試験場、農業大学、ここらへ行たらすぐにわかると思う、それと農協ですね。農協も、支所  
でわからなければ、本店の方では専門家がおられますんで、かなり詳しく教えていただけ  
るんじゃないかと思うんです。だから、この辺を早急にやっぱり勉強していただかないとこ  
ういう隣接の人との協議ができない、私はそういうふう思うわけなんです。

それともう一つは、このノズルの問題ですね、どっちみち動噴使わんなんかけられない。  
そしたら、噴霧器のノズルというのは多種多様にわたってございます。本当に霧を細かくす  
るやつから、泡で出すやつから、ホースでぼおんと飛び出すような鉄砲噴口とか、それと動  
噴の圧力、これがあります。だから、それをこまめに調整しながらやはりかけていくとい  
う技術も必要になってくるんじゃないかと。ただ一定の圧力で、低木の低いやつも高いやつも

何も一定の圧力でかけたら、そりゃ隣近所苦情が来ると。この辺のこともやっぱり研究して、あくまでもやはり駆除をする、最低限駆除をしなくてはならないという考えに立ってやはり物事を研究していただかないと、私は、ほんならあの木、それならもう、どっちもぐあい悪いんだったら切り倒してしまわにやしゃあなくて、そんな簡単な理屈になってしもたら大変だと思しますので、ちょっと申し上げてるわけなんです。特に異常発生ですね、通常のちょっと葉食うとるぐらいはさほど大したことないと思うんです。だけど、毛虫の場合はばつと異常発生します。これはもう皆さんも自分とこのうちにいろいろ木を植えておられるんで経験されたこと多々あると思いますけれども。やはり、そのときはすぐにしないと、もう三日、四日おくれたら間に合わないということになります。

それと、やはり農薬散布、なるべく風のないときとか、これが大変なんですよね。風のない、1日で一番風のないときというたら、朝起きたときからお日さん出たちょっとしばらく、この間が一番風ないわけなんです。この間にするということが可能かどうか、これは別にして、一番風のないのはこの時間です。偶然ほかの時間にも風のないときもありますけれども、やはりそういうこと、あらゆることを考慮して、そういうマニュアルをつくると、それも至急につくっていただくということについてどうかという2回目の質問でございます。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 今現在どういう進み方をしているかといいますと、その農薬の中でもいろいろ関係機関に問い合わせをいたしまして、最終的に行き着いたところが、先ほどのご質問の中にもありましたが、森林技術センターでいろんなお話を、アドバイスを聞いております。農協さんとかいろいろ聞いたんですけれども、やっぱりそういう庭木とかというたぐいの樹木の部分についてはそこが一番詳しかったということなんです、農薬の種類についてもたくさん資料をいただいておりますが、とにかく捕殺をなるべく優先しなさいという国のお達しの中から、技術センターの中でもかなりいろいろやってみたいです。

それで、いろんなことを口で聞いててもわかりにくい部分があるので、一度広陵町の現場へ来てくれと。それで、捕殺の仕方がいろいろあるというふうにも聞いてますので、現場で教えてくれということをお願いしております。それで、シルバーの方の担当の方ですとか、理事の方も立ち会ってもらって、職員も立ち会って、そういう現場での指導を仰ぎたいというふうに、近々日にちを設定してやる予定をいたしております。そういう中身も踏まえて、早急にそういうやり方を作成したいというふうに思います。

また、今現在のところは、シルバーの方がいろいろ、関係からお願いがあったときにお断

りしている状態です。ですが、それはやはりひどいところといえますか、明らかについてるところとか、ほうっておいたらだめだという部分では、やっぱりやむを得ず散布をしなくてはいけないというふうにも思いますので、いろんな風のお話も出ましたが、午前9時ごろまでが限度かなと、そこまでの散布のするタイミングかなというものをシルバーといろいろ協議の中では確認し合いをしております。そういうところからいろんな方法をもってやっていきたいというふうに思いますので、地元の区長さん、自治会長さんなりにもご理解をいただいた上で、またやるときには、緊急の場合でしたら広報で、マイクで言うとか、あらかじめやるときは日にちをお知らせするとか、そのときにはいろいろな洗濯物とかは出さないでくださいとか、子供を出さないでくださいとかということのマニュアルもつくって、お知らせして対応していきたいというふうに思います。またご指導よろしくお願い申し上げます。以上です。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** そんなんで、こういう通達来たときに、逃げないで積極的に向かっていっていただきたいと、それだけお願いしておきます。

先ほど農薬の説明申し上げましたが、残効期間、これも大事なことです。農薬には残効期間というのがございます。2週間の残効期間もありや、1日で抜けてしまうのや、そういうのもございますので、これは農薬の質、中身については十分やっぱり知識として持っていた方がいいと思います。

それと、旧村では余り抵抗がないと思います。自分たち自身が、大抵の人農薬打ってますから。旧村のこの苦情と言われるところではさほど、少ないんじゃないかと思います。

これはこのぐらいの程度にして、次に商品券についての2回目の質問に移らせていただきます。

先ほど回収金額129万円とおっしゃった中で、それで大型店舗、これ区別をちょっとお願い、統計とられてるのかどうかと思うんですけども、大型店舗からの回収と地元業者からの回収のそれぞれの金額、これがわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

それと、この商品券連番を打たれてますよね、当然ね。連番を打たれてるということは、連番管理を当然されるもんだなと、こういうぐあいに思うとったわけなんです。商品券1枚1枚の履歴ですね、これは地域通貨としてするという以上は、厳重なやっぱり管理が必要であると、私はそのように思うわけなんです。だから、当然番号によって発行、どの番号を今発行したと、どの番号が回収でけたと、ほんなら市場に今出回ってるのはどの番号、これが

即刻わかるような事務体系でなくてはならないと思うんです。だけど、今の役場の状態であっておられるのを見たらとてもそんなんじゃない。だから、これ盗難で、例えば盗難、あるいは例えば偽造であって重複したものが入ってきたって全くわからないという状況になります。

これをコンピューターで処理するのに、そんな大したシステムが必要ではないと思うんですよね。発行するときは非常に簡単な、今手で入力したて簡単にできると思うんです。何番から何番を発行したと、一つ一つの商品券を入力する必要はないわけですね、発行のときは、何番から何番を発行したと、2つの番号入れたら登録が済むわけなんですよ。返ってきたやつは一つ一つ入力せんないかと。これが、見ましたらバーコードがついてないから自動読み取りが非常に難しいということだと思うんですよ。

しかし、これはやはり、我々そういうところにおりました人間からいいましたら非常に、この間収入役職務代理者に聞きましたら、ほとんどの地域が余りそういう管理をなされていないということらしいので、僕はそりゃ聞いた話ですよ、そやから僕自身が確認した話じゃないですけども。だから、役所ってほんまに荒っぽいことをするんだなというのが私の実感なんです。ほんで、その辺機械システムをね、入力作業にどのぐらい手間かかる、今かてかなりやっぱり手作業で処理されとったらね、やっぱりそれなりの僕は事務量になってると思うんです。その辺を、今後やはり、これ継続してやられるんでしたら、やはりもっときちっとしたことをやられた方がいいんじゃないかと、私はそのように思うわけなんですけど、そのことについてどうかというのが1点でございます。

もしこの状態でやられて、事務量の、これを起因する問題が発生し、あるいは損害を役場に与えるようなことになったときにはだれがどういう責任を持つのかと、この点が非常に、この事務でいいと。これから担当者はどんどん変わられますよね、そのときに一体だれの責任であるのかと。次の人は、これ事務は継続されると思うんです。そういうこともこの際きちんとされといた方がいいんじゃないかと思っておりますので、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

**議 長 都市整備部長！**

**都市整備部長** まず初めの、商品券の換金の状況でございますが、127万9,000円のうち、大型といえますか、一番換金の来られてる中で一番金額的に多いのがJAの給油所、グリーンシティですか、の給油所の方が約30万円ほど来られております。あと大型店舗といたしましては、近商ストア、ヤオヒコ、オークワさん、オークワさんが一番多いですかね、

オオクワさんが40万円ほど来ています。その今言いました中で合計しますと約80万円ほどになると思います。ですから、大型店舗の方が合わせて80万円ですから、3分の2ほどは大型店舗さん、ヤオヒコさんもオオクワさんも大型店舗とカウントしましたら3分の2ほど換金されに来られております。残りが一般のいわゆる小売業者の方というふうになっております。

あと、管理の部分につきましては収入役代理の方から説明いたします。

**議 長** 収入役職務代理！

**収入役職務代理者** 山本議員のご質問の管理の部分についてお答えさせていただきます。

商品券の管理につきましては、収入役室の金庫で保管し、必要な都度出納室長または係長が金庫から取り出すと。しかし、小口の購入もございますので、それには対応できるように、少しは毎朝金庫から事務室の方へ出しており、事務室で管理しておるという状況でございます。

それから、交付時に行う事務でございますけども出納室で行っておるんですけど、商品券交付台帳というものをつくりまして、そこで発行番号、枚数、購入者名、日付を記入いたしまして、閉庁時には出納室長が、私が確認すると、再度確認するという形にしております。

それから、商品券の回収時におきましては、産業振興課で行っておるんですけども、商品券とともに3枚つづりの換金請求書を持参されますので、その担当者は、商品券の裏面の請求書の氏名、押印を確認した後、換金請求書とともに隅切り、穴あけをして保管しておくという形で、それもまた課長が再確認するというところでやっておるんですけども、我々事務者といたしましては、それで十分なつもりであったんですけども、山本議員のご指摘もございまして、さらにそうしたいろいろな不安要素もあることを再確認させたいということでございますので、今後、現状の事務処理をきちっとしていく中で、さらによりベターな管理方法を追求していきたいと考えておるところでございます。

もし何かあった場合の責任ということなんですけども、当然我々が負う責任はございますけども、そういう行政面のすべての責任につきまして町長が負っていただいているところでございます。以上です。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** 責任ちゅうのはえらいきつい言い方ですねんけども、そういう事務、こんな事務であつたらそらしゃあないわということにはならないであって、個人の責任はどうもならんわというようなことにはならないようにひとつ気をつけて、もう一回事務の見直しをやっ

ただきたいということと、それから大型店ちいますか、この大型店というのは、要するに広陵町内の昔からの小売屋というんですか、昔からいう地元商店ですよ、これとそれ以外という考え方で分けていただいたらいいと思うんですけれども。その比率は常に町長に報告を入れてもらったかどうか。どういう比率、要するに町長はもうこの券発行するだけが目的じゃないんでしょう。そしたら、地元のそういう商店が潤うための何かの役立つかどうかということになれば、毎月そのぐらいの報告を町長に入れていただいて、累計どうなってるか、やはりこのぐらいのことを町長としても認識していただいて、そしたらこの商品券の取り扱いの仕方、こんなものについても僕はまた変わった意味のことが出てくるんじゃないかと。

これも、当然地元業者とも協議なさってると思うんですよ、これ発行するについて。ほんなら、これも先ほどの協議と同じような協議じゃないが、出すのやったら出してくれたらああそんでええやんかえというような程度で、本当に業者がこれを利用して自分らの活性化を図ろうという気持ちで同意したもんじゃないような感じします、業者に聞いたら。だから、例えたら、この券も持ち込んで買い物、大きいところへは出さんといてくれと、反対に地元業者だけにしてくれと。その地元業者だけでこんな事務対応ができないから、町がひとつ協力してくれという形になって。そのかわりこの券をもってきたら何%引くとかなんかのメリットをつける、そういう何かのそういう形で活性化を図る、たいがいそうなんですよ、よそ行ったら、こういう商品券の場合は。今みたいにだれにもメリットもないような形でやられてるというのはほとんどないと思いますよ。だから、そういう意味で、やはりこのデータをひとつ確実にとって町長に報告をもらうようにしていただくということとどうかということで、町長ひとつ答弁の方お願いいたします。

議 長 町長！

町 長 基本的には、やはり地元産業といいますか、商売人さんにも活性化していただこうと、それが大きなねらいでございまして、ただいまもその3分の2が大型店といいますか、大規模店に吸収されているようでございます。私も、券を毎月買わせていただいているわけですが、極力この券は地元の町内の、私は箸尾ですから、箸尾で使うようにというように嫁にいつも言ってるわけございまして、職員も極力そういう対応をしてくれていると思います。一気に消化しよう思うたら、もう大型店で払えば楽やなと思いますが、どっちか言うと、これ持っていったら迷惑がらんのやったら大変だし、いやその券もありがたいですよというように、商売人さんもそういうように心安くお引き受けをいただくように、一緒に協力をして

いきたいなと思っています。

これからどんどん高齢者にも、せんだって100歳、95歳というお方をお回りしました。また、そのお方にはみんな商品券、あれ渡してるんですね。今までお金渡してたんですが、どうぞこれ町内で使ってくださいと、この券にことしはかえました。いや、ありがとうございますと素直にはおじいさん、おばあさんおっしゃっていただいておりますが、なるべく従前の店舗で消費をしていただくようにこれからはPRをしていきたい、私も情報をこれから入れてくれると思いますが、そうして促進をしていきたいと思っています。

**議 長** 以上で山本悦雄君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:29 休憩)

(P.M. 1:17 再開)

**議 長** それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、青木議員の発言を許します。

**14番議員** 本当に、昼休み終わって、ほんまに満腹で眠たくなるのをちょっとお許し願いたいなと、こう思います。一部の議員からゆっくり長くせえというご意見もありましたので、ちょっとご期待に沿いたいと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、9月11日に投開票されました総選挙で、連立与党の自民・公明両党で327議席、自単独でも296議席を獲得され、まさに歴史的な大勝利となり、我々から見たら勝ち過ぎかなと、こう思ったりしております。特にそこに座っておられます公明党の副幹事長の山田君の胸中を察する余りがあると思います。

国家第一主義と思われる小泉総理のますます強くなった牽引力で、今後はあらゆる施策が断行されていくと思います。我々地方自治体に対しましても、地方分権、そして三位一体の改革という大義で、地方への財源の締めつけが強まり、合併をしなくてはならないように国策が働くように動くように私自身は感じております。

それゆえ、新清掃施設建設関連の各種の補助金が削減されることを非常に心配しております。それゆえ、本町も直ちに財政の自主改革が必要だと思いますので、今後すべての工事の発注及び物品の購入におきましても、より慎重な上に、特に入札においても広く情報を摂取し、より安価で適切な成果を求めていくべきと痛感をしています。これらの状況を踏まえて、住民と行政、すなわち役場が一体で行政経費の節減に挑むための一つの突破口となるモデル事



業がごみの分別減量であると思い、私はこういう認識をしてこの質問に入らせていただきます。

ごみを分けて、稼いで、減量、いわゆる減らして節約、どうもこう俗っぽい言葉で本当に恐縮でございますが、わかりやすいんじゃないかなと、こう思いまして出しましたことにお許し願いたいと思います。このことを十分住民に理解をしていただき、住民と役場がまさに協働、すなわち力を合わせて一緒に働くということに共鳴をしていただくためには、経費、お金の面より、ごみ処理費用の現況を十分周知することで分別、減量の実効性がより高まっていくと思います。本年6月末まで操業していたときの年間の処理費用を改めてお聞きをいたします。

そして、7月1日以降の委託方式での処理費用をお尋ねをいたします。

また、委託方式に伴い、新たな収集車の購入費、人件費、中間処理場の建設費等が生じることですが、委託料については、現在の料金での1年間の試算で結構でございますから、すなわち16年度の処理量で試算した委託方式での処理総費用を引く16年度の実績での自町操業方式での処理費用、その差額をお聞きをいたします。

そして、全町で、区、自治会単位で行われましたごみの分別、減量の啓発活動の成果をお尋ねをいたします。

成果があったのであれば、分別減量の目標数値に対してどうであったのか、未到達であったのならば、今後より推進をして、目標数値を達成するためにどのような方法で、どのような手段で行われているのかをお聞きして、1回目の質問といたします。ありがとうございます。

**議 長** ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 青木議員の質問にお答えをいたします。

冒頭に、さきの選挙分析、またこれからの地方自治体についてもお述べをいただいたところでございます。私たちの町にとってもよい小泉さんでありますように願うものでございます。

まず、ご質問の1番、ごみの分別と減量についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、ごみ減量及び分別の徹底は、本町にとって特に重要な課題であります。本年6月30日をもって現清掃センターの可燃ごみの焼却処理は停止し、7月1日から周辺市町及び民間業者での処理を委託しているところでございます。

ご質問のごみ処理経費につきましては、平成16年度の実績で、可燃ごみ処理量7, 75

1トン、1トン当たり約2万円でしたが、本年7月、8月の2カ月間では、1,461トン、1トン当たり3万2,000円という状況であります。このままの状況で推移しますと、約9,300万円の費用が増加するものと試算しております。このことから、ごみ減量をさらに進めるための取り組みが重要と考えているところでございます。

また、近隣自治体2団体とごみ処理の受け入れの細部協議をしており、当該団体では、その地元と協議いただいているところであり、近々受け入れしていただけるものと思っております。関係自治体の温かいご理解、ご支援に感謝しているところでございます。

次、2番目でございますが、全町区、自治体単位で行ったごみの分別減量啓発活動の成果の有無等でご質問をいただきました。

答弁として、昨年11月から本年3月まで、延べ57回のごみ減量化推進のための地区別学習会を実施いたしました。その成果についてであります。新聞、雑誌、段ボール等の資源ごみが前年と比較して約430トン増加し、可燃ごみは約120トン減少し、そういう意味では一定の成果はあったものと考えております。しかしながら、1人1日当たりのごみ総量は931グラムという結果になっており、平成14年3月に制定した一般廃棄物ごみ処理実施計画における目標値と比較すると、目標数値の達成には至っていないのが現状であります。

また、笠地内で実施しています資源ごみ等集積業務の中でごみ質を目視すると、まだまだ分別ができていない状況であり、特に不燃ごみの中にペットボトルや缶類の混入が相当あるのが実態でございます。そのため、職員による地域学習会や個別学習など、さまざまなごみ減量への取り組みを考えております。町の発行する広報など各種PR紙には必ずごみの分別減量を訴える努力を続けております。以上のとおりでございます。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

本当に答弁ありがとうございました。なぜ私、この今になって減量化を言うか、ちょっと遅いんじゃないかと思われるかもわかりません。というのは、やっぱり余り進んでいないんじゃないのかなというのが実感で、私も商売柄いろんな人たちとの接する機会も多ございます。その中で、いわゆる啓発運動があった、いろいろ教えていただいた、しかしなかなか現実には減量分別が進んでないんじゃないかなというようなお話もお聞きしておりましたから、なるほどなということも含めまして、それとおこがましい言い方ですが、多分総選挙では小泉さんが大勝されるんだなところ、一般質問の提出が1日だったと思います、その辺でちょっ

と勘してましたので、もっと厳しくいかれるんかなということがありますので、こりゃやっぱり小さな取っかかりですけど、経費節減、町長がおっしゃるように、内部の節減、これは役所内のこと、ところが私の言うのは、一つのきっかけ、突破口であるけど、町民の皆さんとともに、前も1回私質問させていただいたと思います、協働、ともに働いて達成していこうやないかという二人三脚という考え方ね、町民と住民と役場、これを町長は中身の削減、これは大いにやらはったらよろしいわな。そやけど、とばっちりには住民に来たらいかんというのは前から言うてるわけです。そういう意味でこの質問をあえて、年行てる私があえてするわけですけど、そういう意味でご理解を願いたいなと、こう思うわけでございます。

というのは、人間ちゅうのは、数字なり、きちっとした形でボールをほったら投げ返される、壁に当たったら返ってくると、強いボールをほったら強く返ってくると、この感覚が、これをお示しをして理解していただくのが一番住民の皆さんにとってもわかりやすいんじゃないかなと。今回のこの総選挙も、小泉さんそれをやったんじゃないかな、まさに1本に絞ってということの結果かなと、私は、生意気なようですが、そういう解釈をしております。

そういう意味で、まずごみの減量化、そして資源ごみとの分別、紙とか資源になる、この1点で、長い話やなしに、その1点で町民の皆様にご理解をしていただくということが一番、例えば資源ごみを売却して、ここに載ってあるように二百何十万円か、収入になるとか、この間ちょっと載ってましたな。230万円かな、当時このパンフレット、推進のためのパンフレットにな、ごみ減量化推進の。そういうことも含めて、ストレートに銭にかかわってくる、はね返ってくるということの、これ一番ええのがあるわけですからね。そやから、その住民の皆さんとともに協働できる一つの私材料やろうと、こう思うわけですわ。

チャンスだという意味で、本気で、啓発のお知らせしましたよってに、2回ほどしましたよってに、出席者は何名でしたよってに、そんでかなり、さっきちょっと町長の答弁で多少の効果はあったと自画自賛されてますけど、しかし到達はしてませんで言うておられますから、そういう意味で、その意味で私はこう言うてるわけ。そこでストレートにはね返ってくる、財政にこんだけ変わってくる。ということは、委託されているいわゆる他の自治体、ご協力いただいております、また一つふえるような話、ありがたいなと思うております。

そして、民間業者の処理。しかし、これ見通しの甘さが出とったなというのは、この時点では値段が安かったわな、この委託料は。えらい長う、かなり、1万、いや2万円ぐらいやあってこう書いてましたんや。ところが、現実に倍ほどついてるの違うかなというのがいわゆる委託料の現実ですね。これもちょっと、いわゆるちょっと多い目に書いときゃええのにな

というふうに私は思うわけですから、その意味ではちょっと甘さがあったなど。これはちょっと笑って済ませないなど、できないというのは、やはり委託料については、やっぱり近隣の温かい協力は、これは当然ですわ、最初は皆。ところが、やっぱり現実になってきたら、他の自治体かて遊び半分でやってるわけではないわけですから、もちろん広陵町のごみの搬入により、多少そのことに対して売り上げになることは事実ですけど、しかし住民感情としてもいろいろあるわけですから、その辺で多少ハードルも上がるだろうし、また民間処理業者は高くなる、当然なことだと、その辺を含めまして、やはり逆にちゃんとした、これだけこんな情報公開していったって、こういうようなことの現状ですよと、よってお互いに住民の皆さんとともにやっていきたいというような姿勢を示していく、その方法が必要やないかな、こう思うわけで。

それで、2回目の質問としては、1回目の質問に準じていきますねんけど、もうちょっと具体的に、町長の答弁もありましたが、担当部局として、細かい範囲での具体的な啓発なり、またごみの減量化、また分別、そしてごみ推進委員さんのどのような形で、活用というたら怒られるかしれんけど、お力をかりていくことも考えておられるのか。すべての面で、一方的やなしに、多方面から多面的に戦略として考えていただいていると思います。成果がまだ到達してないのであれば、1年何ぼの間あります。それが現実には、いわゆる習慣になっていて、ごみの分別と減量が習慣にしていいただいたら、これほどありがたいもんじゃないし、また新清掃センターが稼働しても、大いに目的のために、また経費節減のために、財政のときにもよくなるんじゃないかなと、こう思うわけでございますので、多少ちょっと担当部局からひとつお願いします。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 大変貴重なご提案をいただいたように思います。担当といたしまして、現在考えている内容あるいはこれまで取り組んできました内容についてご報告をさせていただきます。

まず、ごみ減量推進委員さんは、ことしの4月から2年間の任期ということで、町内全域で84名の委員さんが就任をいただきました。丸2年あるということから、1回目の会議は5月17日に開催をしていただき、町長から委嘱をさせていただきました。2回目の会議が8月17日に行われまして、その席では、プラスチックごみの分別の仕方、あるいは白色トレイの出し方ですね、ステーション方式がいいのか、あるいは個別収集にしてほしいとか、いろんな考えがございますので、それらについて各校区単位でグループ討議をしていただい

て、やはりステーション、そういう方式が経費的にもいいだろうというような議論を熱心にしていただいたようでございます。今後もこのごみ推進委員さんに、地元と行政とのパイプ役としてのお力添えをいただきながらやってまいりたいというのがまずございます。

ご質問にございました今後の取り組みでございますけれども、まずはやはり職員が昨年末からことし初めにかけて、住民に勉強会ということでお願いに回りましたけれども、そういう認識を十分職員自身がやって、ごみの分別を自分みずから日常的にやっていくということの訓練がまず大事であるということで、職場のごみ箱というんですか、その見直しを今やっております。そして、職場内での分別を徹底しているというのがまず1つございます。そういう日常的に自分たちがごみの分別を通して体験した上で、予定でございますけれども、10月になりますと、約46名の職員で班編成をしまして、今回は2名程度でいけたらどうかという考えを担当では今思っております。20班余りの班をつかって、そして地元の区長、自治会長さんにまずこういう活動をしたいというお願いをした上で、ごみ減量委員さんの協力も得ながら、実際に地域へ出て行こうと、こういう考えでございます。

以前にも青木議員の方から、パッカー車についてでも行って、顔と顔合わせて減量を頼めというご指摘がございました。そこまでいければもちろんやりたいわけですが、まずはリサイクルステーションでの住民との接点を見つけて、お願いをしていきたいと。現場と一緒に話をして、物を見ながらお願いをしていきたいと。さらには、町長もお答えしましたように、広報はもちろん、あらゆる機会を通じてごみのお願いをするという姿勢を貫くと。

それと、町内には有線放送をお持ちの地区が相当ございます。この有線放送をまず活用させていただいて、当然夜分になると思うんですけども、先ほど言いました20班がそれぞれ地元の自治会長あるいは区長さんと調整をお願いしながらPRをしていくと。いわゆる、先ほど青木議員もおっしゃいました実際の数字、実情をある程度お示しをして、広陵町のごみの現状を認識をいただいて、そして協力を求めるようなお願いをしていきたいと、こういうように考えております。

それで、やはり新しい施設も、当然分別、減量ということは大切なことでございますので、そういうセクションの今現在建設のための設計の煮詰めていただいている段階ですので、そういう知識も持ちながら、分別、そして減量に継続的にやってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** 担当部局から、今後の対策という、対応で細かくいろんなメニューを示していた

できまして、これはもうありがたい、それならそんでいいわけです。ただメニュー、メニューは見てもらうけど、やっぱり食べてもらわないかんし、金払ってもらわないかんというのがあるわけですから、いろんなメニューある。しかし、絞らないかんとも絞ってやっていただく。すべて総括的に、総花的にやるというのもどうかなというわけ。

というのは、私かて前のごみ、今ちょっと触れられましたが、職員さんが出ていって、表へ出て住民の皆様へ啓発をお願いするということでは言いましたわね。大変人件費の問題、いろんな安全面の問題とかいろいろあって難しいかもしれませんが、今言うように、そのようにまず体、態度、いわゆる行動で示していくと。いわゆる集っていただいて、お話をさせていただいた、協力をお願いしますという、それもまた何や前は人権何とかの会合の便乗したとかというようなやり方で、こりゃ集めるのには楽やったか知らんけど、目的の違うようなところへ来て、そのようなついでの話は、私は7割も6割も浸透しないんじゃないかなというように思います。そのように住民の皆様は、ある意味では冷めておられるし、案外冷たいもんですわ。役所の立場としては、こんだけ我々は頑張ってる皆さんにお願いしてんねんから、住民の皆様の反応あって当たり前やないかという考えがあるかもわかりませんが、案外住民の皆様ちゅうのは役所に対しては非協力的というてはいかんけど、ちょっと言葉は悪いけど、そのような感覚を持って当たるべきじゃないかなと私は思っております。そういう意味で、具体的に行動に示していくということがまず1点。

それと、私、いろんな役所にはいろんな立場で、町長もやいやい言うておられるように、いろんな立場で逆にかかわっていただいている、ごみの推進委員さんもそうですわね、いろんな公職のお願いした人、やめられた人はどうなってますのかなということ。私、もうごみ推進委員やめたよってもう何にも要りまへんわというやなしに、せっかくかかわっていただいたのであれば、町長、二役はどうとか、よしやということはふやすということですよ、底辺をね。それだったら、やめられた人、終わられた人にもコミュニケーションを持ってつかんでいくというのは、せっかく理解してもうた人やと私は思うわけ、いろんな立場でね、その役職においてですよ。そういう人たちが、もう終わったよってん、そうだったか、さよなら、ひょっとしたら礼も言うてないかもわからん。わしいつやめたんかいなと言うてる人もあるかもわからん。そやから、なってもらうときは三顧の礼でなってもうてるかもわかりませんが、やめはるときは、任期満了で、そうだったか、さいならかもわかりませんわね。そんな人協力してくれますか、町長どう思いますか。そこをちゃんと手当てしていく。

そやから、推進委員さん何人生まれてきてんのかなと、やめられた人、経験者ですよ、

一時は協力していただいた、いわゆる投資した人ですやんか。あとそれをどう活用していくのかなということに私は大事なところの1点があるんじゃないかなと、こう思うわけですから、当然町長は、そんなん青木さん知ってまんが、わかってまんがかもわかりませんが、そういうような関係、これはほんまにごみの減量、分別という大儀があって、これを一つのチャンスとして、行政と住民とが一体になって考えられる一つの大きな接点に私は位置づけるべきやと思いますので、町長、この私の考え方に、意見というのか、質問に対して町長がどう考えておられるのか、最後に、簡単に結構ですからお答え願います。

議 長 町長！

町 長 やめられた人ですね、きょうまでごみ減量推進委員をお務めをいただいた人は随分各地域で多くおいででございまして、この人たちには、言い方悪いですが、町はかなり投資をしてるんですね。いろんな先進地を見ていただいたり、ごみの減量化をわかっていただいて、町の人たちにお進めをいただく人たちでございまして。

話は変わりますが、保健推進委員も実は引き続きおなりいただくことを禁止してるんです。多くの人たちが保健推進委員をお務めをいただく。もう何年かすると全部の町民が保健推進委員をやったと、こうなるわけですから、そのことも、ごみ減量推進委員もそうであります。任期を終えただけでなくして、現在のお務めいただいている人と力を合わせて地域の力になっていただこうと。まして、役所にかわるべき推進部隊でございまして。こういう人たちをさらに掘り起こして、青木議員おっしゃるように、再度地域での人たちの頑張りを期待しなければ、幾ら役所で、そしてまた地域の区長さんと推進委員1人だけでは到底前へ進むことはできないと思います。みんなの力をかりるということも大事だと思いますし、そうした経験豊かな人を捨てるのではなく、利用、活用させていただき、ひとつ汗をかいていただくように頑張りたいと思います。

各地域でチームを組んでいただいて、数量的に、この萱野の場合は10%減量したという答えが出れば一番、報償金でもお出しをすとかということでもいいわけですけど、今は職員が各ステーション出向いて、いい成績を出してるところをちゃんと検証させていただこうという思いでございまして、地域ぐるみで減量化を取り上げていただく、それがひいては経費節減につながって、その財源をみんなの町に使えるわけでありまして、この点をしっかりと打ち出してまいりたいと思っています。（8番議員「ありがとうございます。」）

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

12番議員 では、一般質問をいたします。

今回はちょうど提出日が、不覚にも夏風邪を引きまして、熱を出してまして、項目だけになってしましまして、職員さん、理事者にはちょっとご苦勞おかけいたしました。有能な理事者、職員さんですから、いい回答をいただけるものというふうに思っております。

では、質問を始めます。

まず1番目、防災対策の充実についてですが、この河川情報センターの2004年度の総括にも踏まえながら質問をしたいと思います。

2004年は、異常気象と言われる現象が日常と言えるほど頻繁に起こった年でございますが、今年度になっても、相変わらず集中豪雨とか、また大地震とか大変な異常な状況があると、このような状況です。これは、自然の状況の変化だけではなくて、社会状況の変化が防災に関しては新たな課題を提示しているということです。例えば、少子・高齢化社会の到来により、高齢者等の災害時要援護者の被災が目立ったことや、従来型の地域コミュニティが崩壊して、共助体制が脆弱になってきている。また、避難勧告等災害に関する情報提供のおくれがあった一方で、その情報に対して意識が低下して避難がおくれた、こういう状況もあるわけですが、こういうことを踏まえまして、国土交通省は、2004年12月に豪雨災害対策緊急アクションプランを策定して、期限や数値目標を具体的に定めた対策に取り組んでいるところです。そういうところで、国や地方自治体がこのようなハード・ソフト両面にわたっての取り組みを早急に具体化することがもちろん重要だと、また今後とも想定外の災害が発生する可能性があることを一人一人が認識しておくことが必要だということですから、すけれども。

このような本当に一層自然災害が強まる中で防災意識も年々上がってきていると思っておりますが、具体的な対策としては、やはり意識には上っていないのではないのでしょうか。それで、前にも取り上げましたけれども、やはりハザードマップは必要です。ハザードマップを見ながら、やはりどういうそのときには対応をしたらいいのか、どこへ逃げたらいいのかなど、やはり住民一人一人が認識することが必要ですが、ハザードマップを公表していただきたい、これが1つです。

それから、緊急連絡体制ですが、地震が起きたときも、今回宮城沖地震では10秒前に予知できたところがありまして、大変大きな成果だと。10秒あれば、学校であれば机の下に隠れる時間があるというような、このようなことを報道しておりましたけれども、やはりそのような災害が起きたときには緊急連絡体制が大変大切です。以前にも何回も取り上げてま



いりましたが、この点はその後どのように検討していただけたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、避難場所の確保なんですけれども、この避難場所の確保は、人数的にこれで十分かと言へば、大変不安な数と言わざるを得ないんですね。だから、その避難場所の確保について、以前にも取り上げていますが、それについての検討はどのようになっているのか、お聞きしておきたいと思ひます。

2番目、アスベストの実態と対策についてです。

アスベストについては、最近大変大きな問題として取り上げられ、また王寺町でも大きな重大問題になっていますが、広陵町でも、1つたつみや製作所があるということもありますし、それだけではなくて、一般の皆さんに対しても、自分の家はどうかということも含めまして大変大きな不安があるわけなんですけれども、これについて、対策室も設置はいただいているようなんですけれども、具体的に広陵町内のアスベストの実態と対策について、どのような状況なのかお聞きをしておきたいと思ひます。

3番目、まちづくり方針の考え方、具体化についてなんですけれども、これは都市マスタープランを策定されまして、これも何回か取り上げているんですけれども、真美ヶ丘地域のところでは、この住民の方に配られたこちらの簡単な方ですね、これにまちづくりの方針といたしまして、①良好な住宅地環境の維持を示しています、③で良好な景観への配慮を示しています、これに対して、具体的にどのような基準を良好と認識されているのか、また維持をするためにどのような指導なり努力をされているのか、配慮または景観への配慮を具体的にどのようにされているのか、お聞きしたいと思ひます。

それから、4番目ですが、子供の読書活動推進法の計画策定の見通しなんですけれども、これは奈良県子供読書活動推進計画が15年度に策定されておりまして、5年間の計画なんですけれども、やはり今広陵町でも、広陵町立図書館本当にいい活動の中で、大変自慢に思う、子供自身が自慢に思うような場所になっているわけなんですけれども、このような環境がある、下地がある中で、やはり広陵町でも読書活動計画を策定すべきではないか、県の計画を受けて策定すべきではないかと思ひます。この点について、前の議会でも取り上げておりますが、十分な質問ができませんでしたので、再度取り上げて質問をしたいと思ひます。

5番目、介護保険制度についてですが、もう9月も残すところあと半月でございますが、10月からはこの介護保険が大きく改定になるわけですね。これは本当に重大な問題になりまして、介護施設の部屋代、食費を全額利用者負担にしていこう、このような方向性の中で、

基本的には、いろいろなランクがあるわけですが、部屋代1カ月5万円とか、食事代が1カ月4万2,000円とか、大変な負担になるわけです。これによりまして入所できなくなる方が出てくる、こういう懸念があるわけですね。また、施設にとりましても、経営的な問題で、本当にこの全部が転嫁できるかどうか、こういうことも含めまして重大な問題となっているわけです。この点について、町民への影響を町としてはどのように認識されているか、また施設への影響をどのように認識されているかお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いします。 町長！

町 長 松野議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1番の防災対策の充実についてということでございまして、防災対策につきましても、いつも申し上げておりますように、地域住民が手を取り合って防災まちづくりを進める必要があります。町としましては、緊急時には速やかに広報活動を開始し、地域の情報を得るとともに、防災対策本部における生活衛生班が避難所の運営に当たり、必需品の調達、ボランティアの受け入れを行い、防災施設班が被害調査、飲料水の供給を行うなど、各班が決められた活動を実施することとなります。

また、防災無線の配備につきましても、昨年12月議会においても申し上げましたように、無線基地が倒壊した場合や、被災地での無線の対応状況などを考えた場合、完全な周知方法とは考えておりません。ハザードマップにつきましても、本町の防災計画を策定する際に、防災アセスメントを業者に委託しており、その結果の資料を保存しております。現在、地域へ入り込んでの防災訓練を行っており、また10月23日にも地域防災訓練を予定しておりますので、議員の皆様初め多くの町民のご参加をいただきたいと存じます。

消防署や消防団が、住民の生命・財産を守るため毎年数々の取り組みを行っていただいております。地域におかれましても、自主防災組織をさらに充実していただき、災害緊急時には隣近所に声をかけ合って、助け合いながら近くの避難所等へ避難するなど、常に防災意識を深め、行政と一体となって災害に備えていただきたいと存じます。

2番目でございますが、アスベストの実態と対策についてでございます。

アスベストの問題につきましても、本年6月末から7月にかけて、アスベスト製品を製造していたメーカーの製造工場労働者及び工場周辺の住民に対し、肺がんや中皮腫による死亡事例など健康被害が発生しているとの報告がされました。本町でも1社が操業されており、この報告を深刻に受けとめ、住民の不安解消を図るために、アスベストに関する相談窓口を設置するとともに、公共施設における吹つけアスベストの使用状況について、設計図面の確認

や目視により調査を実施いたしました。その中で使用の有無が判明しないものについては、調査機関による分析調査を行っているところでございます。調査の結果が出ましたならば、飛散するおそれがある吹きつけアスベストは除去、または囲い込み工法により対応し、飛散するおそれのない建築材料については、解体時において安全対策を講じることとするなど、適切に対応したいと考えております。

次に、一般住民への対応につきましては、事業所において対応できるよう県とも協議をしながら調整するとともに、住民不安解消のための取り組みとして、健康相談窓口や検査機関の紹介をして取り組んでまいりたいと考えているところであります。

3番でございます。まちづくりの方針の考え方具体化についてでございますが、質問の内容が具体化しておりませんでしたので、私どもの手元に参っております内容は、今お述べいただいた事項と相反することを書いてありますので、触れられておられない、いわゆる馬見北9丁目の再生クラッシュの仮置き場のことを書いてあります。どうせこのことを言われるのではないかということでしたが、なかったので飛ばしますからね。次の質問で担当部長がお答えをします。

4番は教育長がお答えします。

5番の介護保険制度についてでございます。

平成18年4月の介護保険法の改正の前倒し施行として、本年10月から居住費と食費の利用者負担が適用されることとなります。所得の低い利用者については、低所得者対策として、既存の利用料を上回らない各種の措置が講じられます。所得の基準階層より高い要介護5の特別養護老人ホーム利用者を例にとれば、これも個室ユニット等施設の入所状態により一概に幾らの負担増になるかは個々に相違いたしますが、一応の目安として、多床室で月額2万5,000円から3万円程度の負担増と見込まれますが、これは居宅サービスと施設サービスの格差を是正することと給付の適正化を図る意図であると理解いたしております。10月サービス提供分からの実施による相応の給付費の抑制がなされるもので、利用者に減免手続の申請勧奨等を行い、遺漏のないように努めております。

施設への影響についてのご質問につきましては、施設の種類や既存の自己負担分の取り扱い等の相関から、入所者等に対する説明や契約等の事務手続が必要になると思われれます。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 松野議員の質問事項4、子供の読書推進法の計画作成の見通しはと質問であります

が、そのことについてお答えさせていただきます。

子供の読書活動の推進に関する法律では、家庭、地域、学校、図書館などの関係機関や民間団体等が連携、協力して、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備推進を基本理念としています。この理念にのっとり、読書環境整備推進のため、その地域の実情を踏まえ、子供の読書活動の推進に関する施策についての計画書を作成するよう努めなければならないとされています。

本町におきましては、この理念を先取りする形で、法律施行以前から、この理念に示す内容の必要性を考え、図書館と各学校図書館担当教諭が連携して連絡会を持ち、自主的な読書活動を推進するための情報交換を行い、子供の読書推進として、幼稚園児では図書館での本の読み聞かせ、小学校・中学校では、図書館の本などを利用した朝の10分間読書など、子供の読書推進計画に沿った事業を行っております。

私といたしましても、計画の作成についての必要性は認識しております。現在のところ、計画書作成に向けてのその内容の検討を進めているところであります。以上です。

**議 長 12番議員！**

**12番議員** まず、1番目なんですけれども、緊急の場合に職員の方がそれぞれの役割分担の説明いただきましたが、阪神・淡路大震災のときの反省を踏まえたと、職員の方も、やはり大災害のときには救助活動に携わらずを得ないというような状況であったというふうにかかれております。ですから、この辺の救助活動に職員さんがどのようにかわられるのかという点も再度検討する必要があると思います。

それから、ハザードマップは私も見せていただきましたけれども、やはり自分の住んでるところがどのような災害が懸念されるのか、どの程度懸念されるのかという認識があつてこそ適切な動きができるんですね。もしそういうのがなかったら、本当に慌てふためいて、冷静さを欠くとか、そういうことが多々出てくるように思います。ですから、ハザードマップは、国の方でも、またどのような機関でも公表するという方向が大変強くなっているわけですから、当然公表していただくべきだというふうに思います。私がちょっと見せていただきましたけれども、これを公表したからといって、地価とかそういうところに大きく影響するという内容ではないというふうに確信しております。それよりも、住民の命を守る、この観点を最優先すべきでありますから、その点で、再度ハザードマップの公開をしていただけるのかどうかを確認したいと思います。

それから、避難所なんですけれども、住民の方に配られましたこのマップ、防災計画なん

ですけれども、ここによりますと、東校区の方の避難所が東小学校と健民グラウンドのあたりになってるんですね。そうすると、この場合でしたら、葛城川の堤防の決壊が非常に懸念されている場所なのに、もし水害が起きたときに、水に向かって避難せよということになるんですね。だから、場所としては大変不適切なんです。ですから、こういう点も改善していただく必要があると思いますが、どうでしょうか。

それから、この防災計画の方はもう冊子でいただいているわけなんですけれども、これも加除式になっておりまして、中身見ましても、この情報連絡体制の整備のところも、計画、課題を書いているわけですね。ですから、毎年毎年これは見直してつけ加えていく必要がある、整備する必要があると思います。そういうことも含めて、今の幾つかの質問点とあわせてこの防災計画についての改善についての考えお聞きしておきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ハザードマップを公開してくださいと、こういう1つ目の質問でございます。これは、議会ともよく相談しまして、住民に公表するかどうか、今後検討してまいりたいと思います。

そして、東小学校等が災害の避難場所になっていると、堤防が切れたら一番危険な場所であると、それは古寺の方でも当然言える話ですし、馬見の方でも言える話だと思います。やっぱり水害が起きたときはどうなるのかと、まず消防団がプロとして、消防署や消防団の方々がやっぱり地の高いところへ避難する方向で指導してまいりたいと、こう考えております。健民グラウンドや東小学校をとらえて物を言っていたくのでなしに、やはり真美ヶ丘の上の方へも避難をするということも一つではないかと考えております。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 計画の見直しにつきましては、今後も積極的に進めてまいりたいと思っております。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** そういう計画の中で、先ほど言いました職員さんが、やっぱり実際には役場へ来るときに埋もれている人とか助けなきゃいけない人がいたら、先やっぱり助けるでしょう。そういうことも含めて、やっぱり救助と、いや具体的に書いているんです、神戸の反省をもとにして、見直すべき点ということで。そういう点も見直しの項目に入れてほしいと思います。

それから、先ほどハザードマップ、議会と相談して検討すると答弁いただきましたが、具体的にいつごろに相談していただけるのか。そうでないと、答弁いただいても、よくあいま

いになってなし崩しになっちゃうんですよ。ですから、答弁いただいた以上はきちっと日程も教えておいてほしいと思います。大体の日程ですが。

それからあと、この防災無線の方で言えば、大変高価だということで、前も私もそうだなと思っていたんですが、その後調べていくと、1台8万円程度で、またもっとたくさん買えば、広陵町軒数多いですから、もっと安くなるだろうというふうなこともお聞きしております。ですから、大変計画的に進めていくことは可能な金額だなというふうに思います。

それとまたもう一つは、地域FM局が大変役に立つということも指摘されております。広陵町は地域FM局ないんですけれども、またそういういろいろな通信手段を、この計画に書いているだけではやはり大変不十分なので、そういうことも含めて見直しをしていただきたいと思いますが、その見直しについての課題項目を、それを入れていただけるのかどうか、それと先ほどのハザードマップの時期と、それから見直しについても、見直ししていくということなんですけれども、年に一、二回は防災会議開いておられると思うんですけれども、せっかくの専門家集まれるんですから、定期的に見直すことを確認したいと思いますが、お願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 1点目のハザードマップのいつごろ相談してくれるのかと、こういうことでございますが、この会期中にも正・副議長とまず相談申し上げたい、こう思っております。

そして2つ目は、早い時期の防災会議において検討を進めてまいりたいと、計画を変えるかどうかの検討を進めてまいりたいと思っております。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 2番目の質問に入りたいと思います。

アスベストの対策なんですけれども、公共施設の調査等もしていただいているわけなんですけれども、この結果が出た場合は、どういう結果であろうと、皆さん今大変不安と関心を抱いておられますので、広報等で結果を公表していただきたいんです。それと、もし使用されていた場合に、改修あるいは解体される場合には、施設周辺の住民への説明会と同意をきちっととっていただきたい。この2点について再度お聞きしたいと思います。

それからさらに、商業施設等についてもいろいろ県の方も調査をしているわけなんですけれども、この商業施設についても、町内の大規模な商業施設、対象にならない年代が、平成元年以降であれば、そういうところについて積極的に町の方として調査をしていただけるのかどうか、この点もお聞きしたいと思います。

それから、一般住宅に対する不安ですね。これは県の方の発表では、いろいろ質問寄せられた中の63%が一般住宅に関する質問だったそうです。これから、2020年からですから、2020年ごろからもうどんどんとそういう住宅の解体が行われるだろうというふうに懸念されている中で、まだ国の整備も追いついていないというところは理解はしておりますけれども、町としても積極的に一般住宅の使用されているかどうかの調査の一部費用の、数万円かかるそうですけれども、補助金制度の創設、また県、国に要望していただく、そしてまた解体リフォーム時の相談についても、とりあえず今相談窓口設けてるんじゃないくて、これはずっと長く相談窓口設けていただかなきゃいけないと思うんです。その点について、一般的な相談についても、そういう解体とかについても相談していただけるかどうか、その点についてが一般住宅についてです。

それから、たつみや製作所についてなんですけど、これも肺がんでなくなっているというデータが公表されているわけですけど、自治会への説明会はされたんでしょうか。されたとしたらどのような状況だったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、これは平成2年にバグフィルターを設置されましたけれども、周辺の調査結果については、社長さんがデータ持っておられて今結果がわからないということなんですけれども、やはり周辺の、クボタでしたら、500メートル以内に相当な高い比率で中皮腫とかがんが亡くなってるというデータが奈良県立医大の車谷先生のデータの中で今明らかにされつつあるところなんですけれども、そういう点では、広陵町の方も積極的に周辺住民の健康調査をすべきだというふうに思いますが、この点についてはどのように取り組んでいただけるのか、お聞きしたいと思います。

それからあと、これは長期にわたる問題になりますので、広陵町の書類の保存については3年とか5年とかそういうサイクルだと思うんですけれども、これは長期の書類の保存が必要なんで、これに係る分についての書類保存について対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議 長 住民生活部長！**

**住民生活部長** 6点ほどお尋ねをいただいたという認識のもとで、お答えをいたします。

まず、1つ目でしたけども、現在検査をしているが、その検査結果を公表するか、あるいはもし解体等する場合は、周辺の住民に対してちゃんとした説明をしてくれるかという内容でございますけれども、検査の結果につきましては、内容を十分検討した上で、いたずらに住民の皆様を不安にさせるような公表はしたくないと、十分分析をして、説明のできる内容

で公表をしてみたいと思います。

2つ目、町内の大きな施設、公共施設だけでなしにいろんな施設についての調査について町は指導すべきだというご意見かと思えます。今後、国、県の方のマニュアルも出てくると思いますので、その辺のところ町として適切な指導をしてみたいと思います。

3点目、相談の63%が一般住宅の使用部材の不安相談であるというご発言でございます。これにつきましては、解体の際に、ご承知のように、規模の大きな建物でございますと労働基準監督局の方への届け出義務が当然でございますので、大きい規模の建物はそこでチェックができます。我々の住居ということになってまいりますと、延べ床面積80平方メートル以上の建物につきましては、建築物のリサイクル法の関係で届け出が行われますので、そのあたりを十分関係機関とも調整しながら、適切な対応をしていただくように今国や県の方でマニュアルの整備にかかっていると認識をしております。

4つ目に、いわゆるアスベストの潜伏期間等の関係もあって、窓口は長期化をするというご指摘でございます。おっしゃるとおりだと思います。恒常的に我々もいろんなデータを集積させていただいて、住民の方々がいたずらに不安をお持ちにならないように適切な情報をその都度提供してみたいと考えております。

それと、アスベストを実際製造されていた企業のいわゆる地元への説明会というご質問の中で、データがその社にないというようなこともお聞きはしておりますが、企業といたしましては、誠意を持って地域で対応してみたいという趣旨をお持ちでございます。今後、県とも十分指導を仰ぎながら、地元対策を進めていただくよう協議を続けたいと思います。

それと、書類の長期保存ということでご指摘をいただきました。全くそのとおりで、30年前の建築物の使用部材等の確認に、やはり設計図面は、その建物がある限り存続へ、保存されるべきものであるという認識を持っておりますので、その辺は今後も続けてみたいと思います。以上、お答えといたします。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** まだこれが、問題が表面化したのが最近ですので、まだ対策が十分でないのも理解しておりますが、ぜひ、先ほど言いました個人の住宅の補助金問題、調査とか、また解体リフォームのときの補助金とか、または相談体制等について、国、県の方に、待っているだけでなく、強く、一日も早く積極的に対策をつくるように要望していただきたいというふうに思います。

それから、一般の商業施設については、やっぱり一致して心配を持っておられる施設もあ



るんですね、何人かに聞きますと。いや、あそこ大丈夫かなというところも実際あるんです、私も思ったんですけど。ですから、そういう点については、ぜひ具体的にはちょっと言いませんけれども、わかっていたかと思しますので、積極的にちょっと早急に対応していただきたいと思います。

それから、このたつみや製作所のことなんですが、これは国とかのやっぱり行政の怠慢の中で、企業の方も逆に言えば被害者だなというような状況もあるわけなんですけれども、誠実に対応していただいているようで、それは大変ありがたいんですけども、ただその近辺の住民の皆さんへの説明会がどうだったのかということと、あれは沢だけじゃなくて、例えば大野とかにも影響があるんじゃないかなと思うんですが、ですからその住民の皆さんへの説明会を開いて、そして積極的に健康調査をしていただくとか、また過去の実態を、影響があったのかなかったのかという調査もあわせて必要だと思いますが、その2点について再度お聞きしておきたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 沢地区あるいは大野地区に対する地元説明というのはまだ開かれておりません。

我々担当のセクションで、たつみやさんとは何度も折衝をしております。その中で、いわゆる社名を出して失礼ですけども、ニチャスなどの対応も十分調査をされて、そしてまたその対応のノウハウ等も十分勉強されて、そしてその上で地元説明をする、あるいはどうするかということ、町も相談に乗りながら対応しているというのが現状でございます。

もう一点、名前……。名前の出なかった施設、多分想像つくでしょうということでございますけれども、大体私とってること一緒かとは思いますが、当然いろいろとお願いをしてまいりたいと思います。以上でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** では、次に移ります。

次の部分は、町長の答弁で推測されていたとおり、北5丁目の問題なんですけれど、今このマスタープランの中で明確に、良好な住宅地環境の維持、良好な景観への配慮ということを繰り返し、従前からなんですけど、うたっている中で、ここもう20年来ほど放置されっ放しでますますひどくなっているというのが今の実態なんです。だから、住宅地も周りにもっと立て込んできて、景観的にも大変不自然ですし、みっともない町並みといいますか、そういう状況になっているんです。もうそろそろ解決していただきたいと思うんです。

とりわけ、国の方では景観法を策定いたしまして、この景観法の中では、やっぱり住民の

提案っていうのを大きく組み入れてるっていうのが最大の特徴になっているんですけども、そしてこの景観法の中では、住民の3分の2が賛同、地権者の3分の2が賛同すればいいというようなことも書いてあったように思うんです。ですから、そういう点で町の方も、地区計画も取り入れながらということも言っていたわけですから、そろそろ具体的にしていかなきゃいけないと思うんです。

ですから、まず1つは北5丁目、もう十分ご存じですが、担当の方、その問題について、このまちづくりに沿ってると思ってるのか、この良好な住宅地環境に適していると思ってるのか思っていないのか、まず認識一つ聞きたいんです。

それから、思っていないんだったら、当然思っていたらおかしいんですが、思っていないのであれば、なぜ具体的なところに、住民と一緒に解決する道筋をつくっていかうとしていただけないのか、この2点をお聞きします。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** ご指摘の場所の件について、ご質問のとおり、景観を損なっていますし、適切ではないというふうに、目視したところはそういうふうに思われます。したがって、私どもの方も直接本人さんに景観上よろしくないですということも申していますし、通学路上にもありますので、子供が遊んでけがをするということも十分考えられます。それと、それを、再生のクラッシュを運ぶことによって、いわゆる周囲の道路も若干つぶしております。その点は、公共のものでありますから、最近修繕を命じまして修繕してくれましたけれども、させましたけれども。いわゆる個人の財産という部分もあります。ありますが、それを尊重しながら、何とかこの景観上よくないと、安全上問題があるということをはっきりしてるんだから何とかしてくださいということを訴えています。また、この実現できるように、回数を重ねてしっかりと指導していきたいというふうに思います。以上です。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 一定の努力していただいているのは、確かにそのとおりで、本当にありがたいと思っているんですけども、やはり個人の権利とおっしゃいますが、景観法では、やっぱりそういうところについて、景観を損なうものについて罰則も課せられるような、こういう法的根拠を明確にした内容なんですね。ですから、こういうようなまちづくりを進めていくかどうかで大変大きく町並みが変わってくるということ、これは三橋浩志さんで、どっかの主任研究員さんですけども、指摘しているんです。全国で450の市町村、25の都道府県が景観条例を制定しています。内容についてはさまざま、いいものから悪いもの、悪いもの

とは言いませんが、余り効果のないものもあろうかと思いますが、本当にご苦労していただいているという点を踏まえて、やっぱりそういう個々の担当の対応で解決するのではなく、そういうまちづくり全体を考えた法的拘束力が、今やっぱり住民合意のもとでつくっていくことが必要だと思いますが、その積極的な姿勢についてどのように努力していただけるのか、再度確認しておきたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 都市景観の部分につきまして、いわゆる全国でいろいろな事例があるわけですが、私も何例かを参考に読みました。松野さんにも資料をいただいたこともございますけれども、いわゆる歴史的な町並み保存の部分でそういう奇抜なものを建ててきたりとかという中では割とそういう法律をつくりやすいんですが、こういう新しい町の中で、そういう景観のことをどういうふうに理解を、ほとんど全員の方を理解をできるかというのも、全員じゃなくてもいいわけなんですけれども、町が主導すればいいわけなんですけれども、その辺で、その新しい町の中での景観をどうするかという、割とそういう難しいものがございまして。ですので、成熟された後の町であれば、割とそういう法律を、維持するために法律をつくりやすいんですけど、まだこれからの部分の空き地もいろいろございまして、今することによっていろんな制限をつけるという部分もございまして。その辺のことを研究しまして、するという前向きな姿勢は持っておりますが、いろいろ勉強するところもありますので、今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。

**議 長** もう3回、3回、3回。（12番議員「いや、だから次に行くから。」）ああ、次ね。

**12番議員** 今の質問につきましては、ずっと課題とか研究とか何年も何年もしていただいております。具体的に一步踏み出していただくということが今一番大切ですので、そのぜひ一步、次の議会にはお聞かせいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

子供の読書活動推進、奈良県ではまだ策定されていないのかなと思ってましたら、ゆうべ調べてましたら策定されていまして、ちょっと私の方のパソコンで出なかったから職員さんに出していただいたんですが、具体的に内容も県民の方の意見で幾つか修正しながら、まあまあ割合といい形の計画が策定されたなというふうに思っております。

そういう中で、先ほど策定の方向の答弁もいただいたわけなんですけれども、そういうところで、これ5年の計画になってますから、早急に策定していただいて、やっぱり今かなり

下地はあるというのは私も思いますけれども、それで十二分だということでは全くないんですね。ですから、一層質の高い読書教育が広陵町の中で推進され、自慢できるような、その読書活動が自慢できるようなまちづくりを一日も早く推進していただきたいと思いますので、策定の具体的な見通しについて、これもお聞きしておきたいと思います。

それから、この策定の中に、第4章の公共図書館の整備充実の中の(2)市町村立図書館の整備充実の中ですけれども、ここに、「さらにブックスタートなど、乳幼児とその保護者へのサービスも進みつつあり、さらにこういう取り組みを充実させるとともに」ということで、ブックスタートも充実課題になっております。そして、そのブックスタートについて、注3で書いてありますが、どうも広陵町ではブックスタートについて理事者も議員さんも誤解なさってるように思うんですけども、ここにも絵本を通じた母親と子供の触れ合いを進めるために、地域の保健センター等で行われるゼロ歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡すんだと明確に規定してるんです。ですから、それを何かちょっとかなり、やらないよりやってもらった方がいいと思ってますけど、趣旨が違う方向に進んでいっているなというふうに思いますから、これは山村議員もずっとブックスタートおっしゃっていただいておりますが、的を得た形でのブックスタートを再度県の計画に基づいて検討していただきたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

それから、学校図書館の活用ということであるんですけども、これ第何章かな。それで、学校図書館の活動の中で、学校図書館の役割として、「調べ活動を初めとして、読書活動を生かす事業を展開する上で学校図書館の活用がその中心となる」。それで、「これからの学校図書館は、子供の自由な読書活動の場として、創造力を培い、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての役割のみならず、子供の主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に役立つ学習情報センターとしての役割を担う」ということで、これをやろうと思ったら相当エネルギーが要るんですけども、今広陵町で司書教諭、すべて学校に配置していただいているわけですけども、じゃあ司書教諭の方が1日に学校図書館に携わる時間、一体何分なのか、何時間なのか、それ把握をされてるんでしたら教えていただきたいと思います。

そして、そういう部分について、ぜひ広陵町でセンター的な役割どうしたらつくれるのかということ具体的な計画に盛り込んでいただきたいと思います。以上、お願いします。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** まず、策定の見通しについてということでのご質問をいただきました。

今現在のところにおきましては、先ほど教育長が申し上げましたように、基本理念とされて

おります、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、あるいは地方公共団体の責務とされておりますこの基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、そして県との計画のもとに、その地域の実情を踏まえて子供の読書活動の推進に関する施策を策定していけという指示がございます。この内容に基づいて現在研究してございます。検討している段階の中で、いつになったらできますということにつきましての断言は少し待っていただきたいと思います。

それと、ブックスタートの件につきましては、要望として承らせていただきたいと思いません。

あと、学校の教諭で司書教諭を発令している教諭の時間的なもの、空き時間として、A教諭が何時間というふうな内容でお答えはできませんけれども、休憩時間等に入りましたときには図書館の方に詰めていただくような内容で、自主的活動を援助するための教諭の活動として図書館に詰めていただいているというふうな実情として承っております。私の方から以上でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 先ほど、教育長の答弁も、必要性を認識して内容の検討を進めているということでしたし、奈良県の計画も15年度から5年間ということですので、早急に策定していただくことを重ねてお願いしておきます。

それともう一つ、司書教諭についての時間、本当に司書教諭の方、一般の仕事を全部こなしながら、一つの担当としての図書館ですから、本当に時間がとれないの当たり前なんです、実態を、どの程度図書館に時間とれるのかという実態を調査していただきたい、これが1つです。

それから、言うたらそういう状況の中で、やっぱりセンターとしての機能といえ、やはり先生が図書館をうまく活用できるということは、少なくとも司書教諭の先生、あるいは、司書がないですから、司書教諭の先生が資料について十分熟知していて、そういう先生とか子供に提供できるということが大切になってまいります。

それから、開館時間も、できればもう朝からやっぱり子供がいる時間はずっとあけていくというのが基本になってくるかと思えます。そうでないとなかなかセンターとしての機能は果たせないんですけれども、こういう方向について、今の状況では大変厳しいだろうというふうには思いますが、そういう位置づけについて、センターとしての図書館の位置づけについてはどのようにお考えいただいているのか聞きたいと思えます。

議 長 教育長！

教育長 今おっしゃられましたように、司書教諭のことなんですけども、奈良県の中にも書いてありますように、もちろん司書教諭は、その学校の図書館の運営管理もやっていくわけなんですけども、もう一つは、子供たちの、そこにも書いてありますように、委員会活動とかの活性化のためにも、そういう違った意味での、やっぱり図書館を通じての子供たちの自主的なそういうこともやる必要があるんじゃないかなと、こういうように思っております。実際に、例えば放課後以外のときの授業時間のときのものの図書館の利用といたしますと、例えば1週間なり、またその単元を通じて、例えば調べ学習をしようとしたときに図書館を利用するという形の中で利用するのであって、そう授業と授業との間というのになってきたときにはやっぱり自動的にしんどいなと、こういうように思っております。

もちろん司書教諭というのはいろんな授業以外の自主的な活動の中でやっているわけですので、もちろん屋外に出るもん、それからまた屋内でやっている、例えば図書館の、またそういういろんな部活動の中でもやっておりますので、時間がどうのこうのじゃなくて、それはもう学校の全体のことの動きの中で、例えば自主的な子供たちを育てていく一つの一環としてやっているんだということのご理解をしていただきたいなと、このように思います。

(12番議員「わかりました。それで、私がお聞きしたいんは、その時間、いろんな状況があるのはわかってるけど、何分ぐらい1日にとれてるかって、平均的に、その調査だけしてください。イエスかノーかだけ。」)それは一度調べてみます。

議 長 12番議員！

12番議員 では、次の介護保険に行きます。

介護保険の方なんですけど、先ほど本当に住民の皆さんとか施設の皆さんの声を聞いたりとか、直接施設の聴取していないなというふうに思い、大変残念に思ってるわけなんですけど、今回、例えばデイサービスでしたら、あるところではやっぱり値上げできないと。今390円の介護保険からの負担があるわけなんですけど、それについて、もう施設で持つよというところもあれば、もうそれは一部はもう自分とこで持つよとか、いろいろもう本当に苦心されながら今後検討されているというのが、私は幾つか施設聞き取りいたしまして明らかになりました。

そういう部分で、また一方で負担の方も、先ほど2万円とか2万5,000円とかおっしゃいましたけれども、段階によって大分違うので一概には言えないんですけども、4段階で介護3でしたら大体5万円値上げになりますと、私の施設だったら5万円値上げになります

というふうにおっしゃっていました。そういう大変な問題あることについて、それも急に決まって、もう1カ月ちょっとで実施せえでしょう。国のやり方、余りにも横暴じゃありませんか。説明責任、町として果たせるんですか。果たせないでしょう。事業者としても果たせないですよ、時間的に。周知徹底できてないです、まだ。問い合わせあっても、あなたは何段階ですよってもう自分で調べなきゃいけない、役場へ来なきゃいけない、今の状態じゃわかんないじゃないですか。こういう国の横暴なやり方に対してきちっと抗議すべきだと思いますが、それについて、国の方、県を通じてどのようにやっていただけるのか、説明責任、そのやり方ですね、それについての問題が1つ。

それから、この点数の問題なんですけれども、この点数の方が、多床室よりも点数が低いんですね。で、多床室の方が点数高いんですよ。だから、これは今回の改正の中で、制度的な重大な矛盾だと思うんですけれども、この矛盾については是正していただく必要がありますが、それ認識していただいているんでしょうか。認識していただいているんですしたら、これは点数でもらってきてるんですけど、どこが何点というので、個室の方が安いんです、とにかく。今時間が余らないんですが。例えば介護保険施設サービスで要介護1で、従来型個室やったら702点、1日が、それが多床室になれば801点、それからユニット型個室689点、こんな形で、多床室の方が高いんですよ。だから、この多床室の方が負担は少ないことになるはずですから、そこのバランスの乖離、住民負担と保険の方での負担ですね、の乖離があるんですけども、そこの矛盾について訂正していただく必要がありますが、この点についてどうお考えいただいているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、東京の方では以前から実施してるんですが、部屋代について、都独自の補助金をつくってるんです。ですから、今の、ペナルティーもないということも聞いております。ほかのところ、今回値上げになるということ踏まえて、独自の方策を研究するということ表明している自治体も出てきております。ですから、広陵町独自で、別に全部にというわけにはいかないと思いますが、負担が急激に上がる部分について、一定の対応を検討する必要があると思いますが、検討する意思があるのかどうかお聞きしたいと思います。

**議 長 健康福祉部長！**

**健康福祉部長** 急なというふうなことで、説明責任ということでございますが、法が、これ施行されるということでございますので、それに従って我々は事務を進めていかなければならないと。

今回の負担の問題をいろいろおっしゃってますけれども、これはやはり制度的に、やはり在

宅と、それから施設との負担のバランスというところを見直すということのこれは制度であるということは十分に認識していただきたいと思うわけでございます。利用される方につきましても、やはり低所得者につきましてもそれなりの対応をさせていただくというふうなことで、我々も厚生労働省からもらってる資料によりますと、1段階、2段階、3段階、1段階については、これ施設、いろいろ介護の状況とか、それから多床室、相部屋とか個室とか全部違いますので、人それぞれに費用負担が変わってくるわけでございます。これが厚生省に出しているのが要介護5で第1段階であれば現行2万5,000円の費用が要ったと、これが今回の10月度の改正でも同じ据え置きで2万5,000円であると、そういうふうな改正はされておるわけでございます。

それと……。いや、それは一応各説明会もあって、十分に説明はこれからしていけるというふうには思っております。えっ、何ですか。（12番議員「点数、さっきの施設の点数。」）その点数の、報酬単価のことについては、私その辺は確認しておりません。その資料はどこでいただかれたんかわからないんです。それは、国の、党からいただいているんですたら、我々全然わからないです。（12番議員「それと、そしたら町独自の対応は。」）

独自の対応ということでございますが、それは自治体でいろいろあるわけでございますが、これにつきましては、今の介護保険での財政の中で、これの、そしたら独自のことをやるということであれば、保険料でその部分を負担するのか、そういうところがいろいろ出てくると思います。一般会計で負担をさすのかとかという……。いや、これにつきましては、十分策定委員会の中でもお話はさせていただきます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** これは、策定委員会を義務づけながら、策定委員会を通り越してこれを実施してしまうと、前倒しで、これは本当に国の言っていることが大変矛盾しているし、こういう国のあり方についての問題点については、やはり町としても大変やりにくい部分でしょう。だから、こういう問題点については、国の方にやり方はおかしいということをやっぱりはっきり言うてもらわなあきませんわ。

それと、住民負担については大変多くなるということもあります。ですから、そういうことでお願いします。

**議 長** 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

（P.M. 2：48休憩）



(P.M. 3 : 10再開)

議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

6番議員 最後の一般質問をさせていただきます。

まず、今回の総選挙でいろいろなことを言われておりましたが、私の感想としては、共産党は9議席を守って、次なる前進を確保したというように考えております。次回の総選挙目指して頑張る決意です。

今回の小泉首相の勝利は、民主党の低落ですね。民主党が結局は小泉内閣の方針と同じような方針を掲げ、郵政民営化一本化についても、いろいろ言っていたけれども、よくは結局はその土場に乗ってしまったと。そういう点で、具体的に小泉首相は、きのう、おとついのテレビでも、小泉首相のやり方には疑問が多いと。きょうの朝日新聞にも出ていましたけれども、そういうところの第1点は、小泉首相は、公務員27万人の削減、これを民間に移して何が悪いか、公務員を減らして何が悪いかと言ってるわけですが、これには税金が一円も使われてない。こういう事実は、私は選挙戦で多くの方と話をしましたが、この事実を知らない、こういうことが非常に多かったということで、非常に残念に思います。テレビの力、ラジオの力が非常に大きな時代、私たちも反省をさせられ、また次なる飛躍を目指して頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、余り長くなると本題に移れないので、本題に入りたいと思います。

まず、2005年度の人事院勧告についてであります。これは、非常に難しい問題ですけれども、新地方行革指針、あるいはまた財界主導の国の姿を根本から変えようとする内容が浮き彫りになってきていることだと思います。また、自民党は憲法改正草案を出し、その中にも地方自治の問題に言及する点は、財界が出した2030年プランと軌を一にした内容を持っているということで、非常にゆゆしき問題だというように思います。

こういう点については、事務局ではご存じだと思いますけれども、結局は今回の報告は、給与構造の改革の1俸給表及び俸給制度の見直しでは、地方公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準により適切に反映したものとなるよう、地域間配分を見直すこととするというのがまず大きな書き出しになってるんですね。それと、年功的な給与上昇を抑制し、職務、職責に応じた給与とするため云々、また本年の改定を行った後の俸給表の水準を全体率として平均4.8%引き下げるということ、あるいは中高年層については、公務員給与が民間給与を7%程度上回っていることを踏まえ、さらに1%引き下げるといような形でこの報告、

人事院勧告が出されたということでもあります。

今ここに奈良県庁の職員の組合の方が出されたチラシがあります。このチラシは、人事院勧告前の、いわゆる5月18日の人事院勧告が出した措置案をもとにしていますので、少し違うわけですが、こういう中に、「人員削減はもう限界、現場を無視した強引な人員削減に歯どめを」という形で訴えておられるわけですね。これは、広陵町では職員組合がないということでこういうことができないわけですが、県の職員は、この問題について正面から戦っておられる、そういう一面で文章はあるんですけども、「今は人員をふやせと言えないあきらめた雰囲気がつくられています。仕事がきつくなるばかりです。職場からSOSが出ています。メンタルの病休者も後を絶ちません。メンタルの相談を充実させるのも大切ですが、対症療法ではどうにもなりません。私たちは、基本に戻って、一人一人の声、一つ一つの職場の実態を職場要求に反映させ、本気で定数削減に歯どめをかける運動をつくっていきます」という形で、組合に立候補した人が表明されてるわけです。その他いろいろ書いているわけですが、今度の人事院勧告というのは、本当に現在の国政に見ても財界主導の考え方が、国、地方自治体、すそ野にまで広がる事態だというように考えています。そういう点で、この人事院勧告についての考えを聞きたいと思います。

2番目に、行政改革推進委員会の活動について、議論の到達点と提出資料の公開、総務省が出した新地方行革指針と本町の認識、委員会の議論、中・長期財政計画と、その前提となる資料の公開、住民参加基本条例等制定の先進自治体から見た委員会活動の比較という形で提案をさせていただいていますので、1回目のご答弁よろしくお願いします。

質問第3であります。今年度入札状況の中間状況をということで出させていただきました。

適正な競争入札は財政にも影響を及ぼすが、款毎の入札件数と予定価格から見た落札率ということで質問を出しております。

これは、きょうも建設協会の役員の方々が傍聴に来てこられたわけですが、こういう中で、地元業者の育成というのを私たちが当初から掲げている問題です。そういう点では一致する部分があるわけですが、この点も明確に述べておいたわけですが、適正な入札をどう実現していくのかということも、このことが一層地元業者が真摯に受けとめていくなれば、地元業者の育成の問題は一層広がっていくということも考えるところであります。

また、乾議員の質問の中で、審査会の問題が出ていたわけですが、やはり審査会の議事録が必要だと。こういうのは情報公開と軌を一にした問題ですが、審査会がどの

ような議論をして形成されてきているのかという点からいってもこのことが痛切に感じられるわけであります。そういう点もつけ加えて、質問事項3を終わりたいと思います。

質問事項4は、生活交通維持確保対策研究会について。

乾議員もこの点について再三その改善等を述べられているわけですが。百済地域、広瀬地域の不便さを考えたときに、あるいは広陵町全体の不便さを考えたときには、大場や沢、六道山、あるいは真美ヶ丘全体も、そのように役場中心にした場合には交通不便な広陵町という図が浮かび上がってくるわけです。特に、今再三生活交通維持確保対策研究会という名が出てきて、これは日本全土どこの地域でも、今交通弱者に対する対策が必要やという認識に国挙げてもなっているわけであります。こういうときに、広陵町では経験を重ねてきているわけですがけれども実現に至っていない過程を踏まえて、私は町の方針は、県段階だけでなく、町独自の住民参加による研究会が必要ではないか。また、特に広陵町単独で解決できない問題であり、隣接市町村との研究会等も必要ではないかというように考えます。本気の取り組みかどうか問われているというように思うわけであります。乾議員の質問を踏まえて、再度質問をして続けていきたいというように思います。

第5ですけれども、地産地消のその後の取り組み、学校給食も含めてについてであります。

これは、本会議でもシルバー人材センターサービス公社の問題の中で、シルバー人材センターの高齢者の方々の力をどう引き出していくのかということも議題に上がっていました。これは、特に自立したまちづくりをつくっていくという点で、先ほどの町内業者の育成の問題、あるいは高齢化社会に向けた、お年寄りが行政に参加していくという大きな課題、こういう問題は、すべて三位一体の改革あるいは地方分権の改革から見て、自立したまちづくりをどう実現させていくのかという大きな過程の中に生まれてくる問題であろうというふうに思います。そういう点で、議会あるいは町長初め町職員の方々が自立したまちづくりの問題として考えていく中で、人事院勧告の不当性をぶっ壊す中身も生まれてくるんだということを考えているところであります。そういう点で、地産地消の問題というのは、自立したまちづくりにつながる一つの問題だということも前提に立った上で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

**議 長** ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 寺前議員の質問にお答えをします。

さきの選挙戦、解説をいただき、ありがとうございました。

2005年人事院勧告についてでございますが、国家公務員の給与は市場原理による決定

が困難であることから、その時々を経済、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であると考えられています。今年度の改正点につきましては、官民給与格差是正による月例給の引き下げ、ボーナスの引き上げ、民間賃金水準が高い地域では地域間調整を図るための地域手当の新設、職員の志気を確信しつつ、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するため、勤務成績に基づく昇給制度の導入などが上げられています。本町の給与体系につきましても、こうした人事院勧告を慎重に受けとめ対処してまいります。

2番でございます。行政改革推進委員会の活動について、いろいろとご質問をいただいています。

平成16年12月に10名の町民による広陵町行政改革推進委員会を設置し、既に自主研究など8回の会議を重ねていただいております。検討課題の中には、無理、むだをなくすため、時として現地に出向いての調査、研究など、精力的に活動いただいております。こうした内容につきましては、近く、早急に実施すべき事項について報告をいただく予定であります。財政健全化への取り組みの道しるべとして大いに期待しているところでございます。

なお、こうした委員会審議資料につきましては、そのほとんどが議会資料としてお示しさせていただきますと思います。

また、委員の審議途中での情報につきましては、成案がまとまりますまでは内部資料として対処させていただきますので、ご理解を願いたいと思います。

本委員会では、国の指針にも沿った形で進められており、行政を経営的な視点から組織や施設の運営を見直すことになっております。まちづくりの主役は住民であるとの意識を住民、行政がともに持ち、住民主体のまちづくりの方策に行政がきちんとサポートする体制を確立していくには、増大する行政ニーズについて、緊急性、重要性、投資効果を考慮して重点的な予算配分を行うなど、財政の効率的運営を推進する必要があります。これがための指針となる中・長期財政計画はまちづくりの根源となるものであります。現在、長期的には、総合計画の中で、第3章健全な行財政の推進として記述しておりますが、財政計画そのものは、ある意味で数字を追うものでありますので、その年々における制度改正などを反映させ、後年度にわたる財政状況を中期的に予測しながら見直すことが必要となってまいります。

こうした中期財政計画につきましては、毎年国が示す地方財政計画に準拠して調整することになりますが、ご指摘のとおり、前提となる基礎資料を緻密に積み上げ、作成しております。現在、来年度予算編成に向け、見直し途中であり、例年どおり12月議会にその骨子部

分を資料提出をいたす予定をしておりますが、その際前提となる資料につきましても閲覧形式でお示しいたしたいと思っております。

さらに、町民との協働のまちづくりを進めるという項目も、広陵町行革の大きな柱として引き続きご審議いただくことになっております。

次、3番目でございます。今年度入札状況の中間報告。

答弁は、今年度入札状況でございますが、8月31日執行分まで、建設工事28件、設計委託業務7件の合計35件の入札がございました。これらの款ごとの入札件数と予定価格から見た落札率の平均でございますが、一般会計では、款4衛生費が3件で94.4%、款5の農商工費が5件で92.6%、款6土木費が10件で94%、款7消防費は1件で70%、款8教育費が3件で96.0%となっております。下水道事業特別会計では、款2公共下水道事業費が10件で96.2%、水道事業会計は款41資本的支出の建設改良費で、役場執行分が3件でございまして、92.8%となっております。

公共工事は、町民の方々の貴重な税負担のもとに執行されております。したがって、財源の確保及び公共工事に対する信頼と理解を得るため、今後先進自治体の入札制度の事例について入札制度検討委員会で検討し、ますますの公正な競争の促進を図ってまいりたいと考えております。

次、生活交通維持確保対策研究会についてのご質問でございます。

乾議員にもご答弁申し上げましたとおり、6月の実例報告があった以降の会合は開かれておりません。こうした席上におきましても、もはや奈良交通廃止路線復活の議論はされず、行政が取り組む方向性や運行方針の情報交換的要素が強くなってきております。本町におきましても、これまでのコミュニティーバス、乗り合いタクシー等の情報収集、議員政務調査視察研修等の研究資料もちょうだいしておりますので、財源確保の面から、今後まちづくり交付金事業広陵東部地区の提案事業としても関係部署と協議してまいりたいと存じます。

最後の5番であります。地産地消のその後の取り組みについてお答えを申し上げます。

現在、テスト導入に向けての第一歩として、農産物生産農家組合や調理担当者などと、供給及び下処理、調理に関して事前調整を始めております。給食に関しましては、安全性の確保と下処理の平易性を第一に、生産者と調理現場との協議調整を行いたいと考えています。学校給食といたしましては、必要なときに必要な供給を受けることができるか、また低農薬とした場合の害虫の付着や品質の低下など、安全性の確保と下処理が容易にできるかなどについて、さらに生産者と調理現場との協議及び調整を行ってまいりたいと考えております。

また、一般の方々の消費に関しましては、農産物直売所の設営に向けて調査研究を開始しております。以上のとおりでございます。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 人事院勧告の問題で、この人事院勧告については、国家公務員ということがまず前提ですけれども、それに準拠して各県が人勸を出すということになっているわけですね。その中で、やはり大きいいわゆる中核市と、3万あるいは1万のところとの事情は全く違うということがまず第1点に上げられるというふうに思います。そういう中で、ラスパイレス指数やその他を準拠させていくという点で非常に無理が生じているという点も否めないところでは。

そういう中で、広陵町にあってどうなのかという問題は考えていかなければならない問題ですけれども、これは現在行革のところでもどのように扱われているのかに問題があるわけなんです。1つお聞きしたいのは、いわゆる査定昇給など、いわゆる競争原理を働かせた職員の職階、職級の見直しという点についてはどのように考えておられるのか。

県の組合のときに出され方の中で、こういうことが書かれてるんですね。「既に査定昇給を導入している企業の間でも、評価基準の明確化が難しいなど、過半数を超える企業が問題としています」。これは、日経新聞でもこのことは新聞記事として出ていました。「評価制度の問題点として次のようなことがあります。1、個別評価となるため、非常に利己的に行動する職員をつくり、職場のチームワークを阻害する。2、短期的な成果が求められるため、失敗を恐れ、チャレンジ精神が減退する。3、地味な部署や評価されない仕事を行う職員のやる気を阻害する」。これは、公務員の仕事、いわゆる公務労働の中に必然的につきまとう性質の問題なんですね。権力的な部分、いわゆる税の徴収など権力的な部分については、逆に成果が上がるか上がらないかという数字であらわれる分は出てくるんですけれども、都市計画、あるいはまたいわゆる衛生やその他の面では、具体的に住民とそういう部分で接してるところというのは、行政評価をどう評価するかというのは非常に難しい問題なわけであり

ます。

また、いわゆる公務労働の必然的な性格として、1人の方がずば抜けていてもその全体の仕事ははかどらない、これはもう民間の企業と違って、住民相手という大きな制約のある中では必然的に見えてくる問題なんです。そういうところを認識しながらもおこういう査定評価を出してくるといって、中央官庁の考え方が各都道府県に反映して末端の市町村にまで来るといことは、非常にわびしい、寂しい結果をもたらすことになろうというように思

いますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほども地域間格差、いわゆる調整手当を廃止して、いわゆる地域手当を導入するということになったわけですが、この点でも大きな問題があるわけです。地域手当未支給の地域に勤務する公務員にとっては、生涯賃金で1,200万円の違いが出てくるんです。さらに、地域手当の根拠とした賃金構造基本統計調査、これはここにも、先ほどのところにも書かれていますけれども、そしてこれはやられている各調査ですけれども、そもそも公務と民間賃金の比較や自治体ごとの集計を目的としたものではなく、矛盾に満ちた制度になってると。

これは、本当に矛盾が拡大するのは間違いないわけなんです。これに基づいてと言うけれども、これは公務員の賃金と民間賃金を比べてるものではないんです。広陵町で300人以上の企業体があるのかないか、あるいは企業体の比較っていうのはどこでするのかという点は、根本的にこの人勧の基本的なところの部分を逸脱した問題になってるわけなんです。そして、なおさらにびっくりすることは、地域間手当の支給、これは東京が最高18%ということはあるわけなんですけれども、1級地、3級地、奈良県は天理なんです、これは地域手当12%、4級地、奈良県は奈良市と郡山市、10%、5級地、これは奈良県では大和高田市と橿原市と生駒市、6級地、これは最低の3%ですけれども、奈良県では桜井市と香芝市と斑鳩町と王寺町、こうなってるんですね。こういうような状態で、地域間格差を、地域手当をつけていくということの根拠は一体どこにあるのかと。

先ほど出てきた、いわゆる賃金構造基本統計調査、これは個々の企業のところでの部分の集めてきただけの分なんです。それを広陵町とその他のところで分けたのか、どういう形でしたのか知りませんが、もともとそういうための調査ではないことは明らかなんです。だから、そういうところのものを使って地域手当をつけていくということについては、生活している現場からいうと矛盾のつぼに落ちていくというように思うんですけれども、その点はどのように認識されるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、これは広陵町ではまだ出ていない問題ですけれども、大阪市のところで散々公務員がたたかれたと。公務員がたたかれたのは、結局は労働組合が我が物顔に利益をむさぼっていった結果だという点を私たちが指摘しているわけなんです。これは、共産党と友好関係にあった組合は排除される形で大阪市は長年続いてきたわけですが、それは部落解放同盟と結びついた組合活動の結果、組合が主導で、市長などを押さえつけて勝手にやってきましたと、こういう歴史があるわけなんです。そん中で、非常に敵対的にその悪弊を指摘して

きた歴史は大阪市にはあるんですけども。

ただ福利厚生の問題をとってみますと、福利厚生の問題でも、一部マスコミや市民の声という形で、非常に行き過ぎた非難、攻撃が横たわっていたわけです。そういう点で、私は改めてここで指摘しておきたいわけなんですけれども、地方公務員法第42条では、地方公共団体は、職員の元気回復その他の厚生に関する事項について計画を受理し、これを実施しなければならないというように義務づけられているんですね。民間の福利厚生でも、リストラをやっておるところでも、今最も新しい統計でも、福利厚生に使ってる費用というのは18%を占めてるんです。だから、こういう点では、やはり職員の福利厚生というのは基本的に大事なもんなんだという認識を改めて持っていただく必要があると思いますけれども、その点についてはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** 人事院勧告につきまして、たくさんのご提言、あるいはまたご意見を賜りました。我々といたしましては、人事院勧告についてその反論をいただき、職員については大変ご支援を賜っているというふうに認識をするわけでございます。

ただ、適正な人事管理というふうな観点に立ちますと、公務員給与システムが住民の目から見て合理的納得性の持つものであるかどうかというふうな観点でやはり人事給与システムを構築しなければならないというふうに感じております。それにはまず、国家公務員の給与水準である決定機関、人事院勧告、こういったものを準拠して地方公務員の給与体系についても整備しなければいけないというふうに考えております。当然、基本的には、今回改革の論点であります3点ほどございます。毎年民間賃金水準の格差を踏まえ、俸給水準の今回は引き下げ、そしてボーナスにつきましては一部引き上げ、こういったことを地域間調整を図るために手だてとして勧告が出されたものでございます。そしてまた、年功的な給与上昇を抑制し、職務、職責に応じた俸給構造への転換というところ辺も勧告の一項目でございます。

こうした中で、現在の俸給制度の改正について町としてどういう思いをお持ちかというふうにご指摘いただいておりますが、今回は昇級試験、すべて昇級試験、本町の給与改定については昇級試験等でこれまでも行ってきております。ただ、俸給の見直しによりまして給与体系が変わってまいりますので、忠実に、適正にその給与水準に従った俸給で推移していきたいというふうに思っておりますし、組織改革におきましての大きなポイントであります、やはりすべての部署の仕事をすべての職員が助け合って勤務をするというふうな形で勤務すれば、多少の人事院勧告による俸給以外の給与でもって勤務できるではないかというふ



うにも考えております。

それからまた、福利厚生面でも言っていたいておりますけれども、福利厚生につきましては、互助会のいわゆる補助金も廃止しておりますし、団体保険料についても廃止しております。こうしたことを一括して、今年度予算に100万円という形で福利厚生予算も計上しております。大きな福利厚生費を計上いたすことなく、今回の当初予算も編成しておるわけでございます。どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

**議 長** 6番議員！

**企画財政部長** 地域手当の方の説明をさせていただきたいと思います。もうよろしゅうございませうか。地域手当よろしい。

**議 長** もうええ。はい、はい、もうええ、もうええ。

**6番議員** 一つは、この人事院勧告の問題っちゅうのは、もともと憲法に保障された基本的人権を守るために、その制約、大きな制約をしたために代替措置として制定されたものだという点からも十分考える必要があるというふうに思います。これを無視した形で今行われている状況は、本当に働く者にとって不幸な状態に置かれているということでもあります。

それと、地方公務員の給与が下がればいいんだという点について言えば、700万人以上の地方公務員が、現実には地域の中で、広陵町でも300人の大半は広陵町の住民であります。こういうところの住民の給与を下げていくという点で言えば、やはり地域の活性化となげて所得を上げていこうという部類の部分にとっては非常に障害になってくる、地域の経済を阻害していくという点でも障害になる。こういう点でも事実であります。

また、広陵町の地場産業を中心とした地域の活性化について、やはり地方公務員がそういう視点から公務労働の一環としてどのように地域を再生させていくのかという点での強い決意と認識を持った取り組みが必要だという点でも、その裏返しについて、引き下げられるところの公務員が自覚を持った取り組みが必要だというふうに思います。

そしてまた、これは再三松野議員も言っておりますけれども、4月にさかのぼるという点は、不利益不遡及の原則、これは法律の基本的な原則の一つですけれども、そういうところにも違反した状態で平然と人事院勧告をやっていくという点で、厚かましいにもほどがあるというふうに言わざるを得ませんけれども、これを打ち破っていくという点では、今現在力不足だという点で痛感しているところです。しかし、こういうことが長続きさせれば、働く者の本当に幸せというのを侵害されていくということで、食いとめるための努力は各地で行われているものであり、職員の皆さん方についても、ぜひその意思をあらゆるところに発揮して

いただきたいというように思います。

続いて、行政改革推進活動についてでありますけれども、これは今の人事院勧告の問題と密接に絡まっている問題ですね。1つは、新地方行政改革指針は、2010年までに達成する緊急の課題、それに応じて町長も5カ年計画、5億円削減という形で提案をされてきたわけなんです。それは、行政改革指針をつくる前に町長みずからが提案をしてる内容なわけでありまして、こういうところの問題についても、どう行政改革の中で議論されているのかという問題について興味のある問題だというように思います。そういう点で、この現在行われている行政改革推進委員会の活動について再度お聞きしたいと思うんです。

それは、第4番目の住民参加基本条例制定の先進自治体から見た委員会活動の比較という問題なんです。今度のいわゆる指針の中には、幸いなことに、住民の力をかりる、これは言葉は住民との協働という形で、それを大きな柱にしてる部分もあるんですね。私たちは、それをうのみにとって理解をしているわけではないんですけども、いわゆる国自体も、行政の推進、地方自治体の推進にとって、分権の思想を考える場合に、地方自治体の住民の声を最大限に発揮させるという場を設けなければ既に成り立たないという立場に立っている点は、認識は一にしているわけなんです。ところが、これを隣組組織のような、いわゆる従前の体制に組み込もうという力と、もう一つは、現在の民主主義の高揚の中で生まれてきた、特に都市の部分では、非常に住民自治の認識も非常に強まっているという点は、先進自治体を見て学習すればするほど思うわけですね。私たちは、宮代、あるいはまた真鶴、とにかくその他のところへ行って、本当に住民が行政に参加するという点で、住民の運動とともに、その市長の意気込みが強く出ているところが多々あるわけですね。そういうような部分について、今行政改革推進委員会が開かれているわけなんです。

ところが、ここで、先ほど言ったように資料は提出すると。そして、この国のこの行政指針の中でも、いわゆる情報の共有というのは3つの柱に掲げてるんですね。情報の共有がなければ実際に住民参加はなされないという立場にも立っているわけなんです。そういう点での認識からいうと、先ほどの言った資料の公開っていうのは遅きに失してるわけなんです。ところが、議会にはその資料全部出してくるということですけども、もう一つは、こういう中で、先ほどの問題は、委員会開会中については秘密に行われて、結局その結果を公表するという内容が、これは大きな問題なんです。

私は、再三この議会でも、あるいはまた山田議員が、予算の意思決定機関、意思決定過程の中で住民の意見をどう反映させるのかということをおっしゃったんですね。これも、今度

の指針の中ではそういう部類の部分もあるんです。だから、そういうようなところの部分をもといて考えると、その行政改革委員会の活動は、9人の方がいわゆる秘密会でやっていると。この部分は果たしていいのかどうかという問題なんです。これは9人の方の責任ではないわけで、行政の側の姿勢の問題なわけですから。だから、私は、この間各地の進んだところの経験を踏まえると、こういう重大な問題は公募によって委員を選んできた、それが住民参加の基本中の基本だというふうになってるんですね。

そしてもう一つは、この公募によって選ばれた各種、あらゆる委員会について……。

**議 長** 寺前議員、演説になっておりますので、余り意味がわかりにくいので、わかりやすくお願いします。

**6 番議員** わかりやすく、丁寧にもう一度言いますけれども、いわゆる委員会が秘密裏になっているという点は、住民参加が行われている、そういう先進的な自治体から見れば非常に奇怪な実態なんです。それをどのように認識されておられるのかということなんです。

だから、私は答弁を絞って、ここに集約をしたいわけですがけれども、先ほど言った住民参加は必然的な流れだという過程の中には、各種委員会やその他についても住民にその都度公開をしていく、そしてその中に各住民の方々の声が反映されるような仕組み、システムがなければならない、これが進んだ自治体の現在の到達点なんです。広陵町は、いまだに資料の公開やそういうところ、ちょっと何か前向いたような意見を言われているわけですがけれども、この部分は、一番大事なところについてはまだ閉ざしたままなんです。

山田議員が予算の過程をどれだけ住民が反映するのかという点も、これはやっているところがあるわけなんです。これは、本会議でもその事例を報告させていただきました。あるいは、県段階でも、既に鳥取県とかそういうところでは、予算の編成過程の状況を広報でホームページに流してるというような事態になってきてるわけですから、そういうところの問題の認識として、一番今大事な行政改革が行われているのに結果しか報告されない。その結果を審議するということであれば、結局はその部分についてひっくり返す、あるいはまた住民に反映さすということにはならないんじゃないか。そういう点について、どんな形で考えておられるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 長々と説明をいただきましたですがけれども、私もきっちりと答弁をさせていただきたいと思うんです。

2010年、その内容についての5カ年5億円の提案についてもご指摘いただいております。

す。当然行革推進委員会との調整も図っておるわけでございます。まずもって、2期目の町長の所信に5カ年5億円という、そうした提案、そして緊急課題、こうしたものを柱として出させていただいたわけでございます。当然この所信に基づく行政改革推進委員会での調整も図っておるわけでございまして、財政の方からも行政改革推進に出席を9月にはすることになってございます。その中では、財政状況、中期財政計画のご説明、そして今後の財政事情というものをどのように推移していくかと、そうした中で、財源不足をどうした形で切り詰めて、そして行革としてのご意見を賜るかというふうなところで調整を図っていくつもりをしております。

そして、住民の力をかりる、住民参加型行政、それが本来の自治体の運営だというふうな形でのご指摘もいただいておりますが、本町といたしましても、支援スタッフの導入ということで、現在広陵町の中で汗を流して、そして広陵町の中でそうした援助をしていただく、そういった方の登録、人材登録センターも設置いたしました。広陵町に汗を流していただく方のいわゆる登録システムも完備したわけでございます。そしてまた、今計画中の地域貢献型キャンパス、これについてもその一環の一つとしてとらえております。いわゆる広陵町にお住まいの若い力、これからの広陵町を育てていただく若い力、こういったものを導入することによって広陵町の将来像を描いていただこうと、こういう思いでの一つの取りかかりもしております。（6番議員「その委員会の公開の問題。」）順番に話させていただいております。

情報の共有がなければならない、だから資料はすべて出させていただいております。したがって、議会と同様の資料でもって委員会も審議をしていることにかわりはございません。そしてまた、予算の意思決定はどのようにしていくのかと、行政で委員会の活動は秘密であってはならない、当然ご指摘のとおりでございます。秘密を厳守に委員会を開催しておるわけではありません。途中経過というものはすべて資料として残しておりますし、その途中経過の資料をお示しせよということでありましたら、その時点のご報告もさせていただくつもりをしております。

各委員会についての公募をする必要があるというふうなことについてもご意見を賜っておるわけでございますが、地域性、あるいはまたその分野に精通した方をご指名するという方法も必要ではないかというふうにも考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、こうした住民の手によってまちづくりがなされるという基本姿勢には変わりはないというご答弁にさせていただきたいと思っております。

議 長 6 番議員！

6 番議員 1つ進んだ点は、途中経過についても公表するという点は1つ進んだように思います。しかし、基本的な、これは町長にお聞きしたいんですけども、結局基本的な問題について、いわゆる住民参加基本条例などつくっているところで、これはガバメントにあるところの北海道の遠軽町の事例なんですね。もう各地でいろいろあるんですけども、これは町長や議会が率先して住民参加条例をつくって、その後住民基本条例をつくったという流れが書いてるんですね。こういうような内容からいって、町長は、6月議会、3月議会、6月議会、そして今議会において、いわゆる住民参加型というのは基本だというような認識に立ってきておられます。また、新指針においてもそのような立場、住民との協働が欠かせないというようになってるわけなんですけども、現在のこの行革の委員会についての、いわゆる公募をしないままの設置、これは50人委員会の公募やその他の開きが非常に多いというように思うんですけども、そういう点での認識の度合い、そして今回委員会が公開になっていないという問題、こういう問題については、住民参加を基本とする行政の開かれた部分の根幹にかかわる問題だというふうに思うんですけども、今後このような状況が続いて行くか、それとも改めていくという姿勢を持って、現在の行革指針、あるいはまた今後の行政事情に対応するというふうに思われているのか、その点町長にお聞きしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 いろいろご意見をいただいておりますが、私は、あの行政改革推進委員会ですか、行革の委員さんをお願いしていますのは、本来は、私も町民から選ばれた者でございます、職員は公僕として働いているのでございまして、この理事者部門と、議会は町民から選ばれた議員さんでございまして、ここら両輪のごとくしっかりやっておれば行政改革の推進委員さんをお願いすることは全くないわけでございます。今、行政改革のその委員さんをお願いしている、民間の皆さんをお願いしてんのは、改革が必要やと、少々の無理、むだあんのではないかと、今の役所のやってることは、これはちょっといかんのちがうかと、こういう形でご批判をいただいているわけございまして、こんな人たちのご意見を今検討を重ねていただいて、その答えを私どもにお出しいただくと議会の皆さんと協議をさせていただこうと、このように思っておるんです。ですから、その途中で今何してんのやと、その中身の話、その資料も我々に貸せと、そういうことよりも、むしろ異論のある人、また我々が一生懸命やってるのにもかかわらずこうしてご検討いただいているんですから、どうぞおまとめをいただいたら、そのおまとめを一日も早く私たちにお出してくださいと、こういうことを申し上げて

おりますので、どうぞ私のスタンスはそのような物事の考えでございまして、中間でお出し  
いただいたことは議会とよく協議をして進めていきたいなど、そのように思っています。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 結局私の質問に全く答えていないというように思うんですが。一つは、私はやっぱり  
委員会の中でやっておられることちゅうのは、個人個人努力されているという点について  
はこの中で議論する問題ではないと思います。言ってるのは、いわゆるこの委員会立ち上げ  
ときの公募をしていなかった、あるいはまた……。

**議 長** もう今それ3回、もう3回。次に移ってください。（6番議員「質問じゃないです、  
私の時間の範囲の問題です。」）いや、質問で、次に移ってください。

**6番議員** そういう問題について質問したわけで、正確に答えられていないということを指摘  
しておきたいと思うんです。公開するちゅうことは、議論を十分しているからそれは内緒に  
しておくんだという問題ではないということも、各先進自治体の中でいかに委員会が公開さ  
れて、その過程の中で住民の意見が反映されて、委員会の意見が構成されていくかという流  
れの問題だということも指摘しておきたいと思います。そういう点で、この質問は終わって  
おきたいというふうに思います。

3番目、この数字は、設計価格から見た数字のような思われるんですね。予定価格から見  
たもので言えば、いただいた資料からいうと、やっぱり98%、98が主体ですね。これこ  
としの分ですけれども、これちょっとひもといてみても、いわゆる競争したところは70%  
3件あるんですね、ことしの資料によって70%あります。これは競争原理が働いて、談合  
の疑いがない、余地のない数字だというふうに思うんです。あるいはその他のところでは、  
結局は、4月分で見ますと98.92、98.31、97.05、97.54、70%、7  
0%、これは吹田工務店が2つとってますね。こういう内容です。その次に続いてみる、こ  
れほとんど98です。競争原理働いてると見る、これは8月分です、99.03、99.3  
2、98.83、こういうような部類。これは、今出された数字ちゅうのは、予定価格と  
の比較をされてるといふふうにおっしゃってるのですけども、どうしてこれだけの違いがある  
のかちゅうのはよくわからないんですけども。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 寺前議員が質問の中でおっしゃっていただきましたんは、落札額と、落札率と、  
こういう表現の仕方をされておりますので、こういう答弁の答えを書かせていただきました。  
本来聞いていただくならば、設計額に対する落札額、いわゆる請負率を聞いていただくのが

一番ベストではないかと思えます。

ただ、この数字をもってすれば、当然数値が上がります。私たちは、指名審査会で、現場の難易度やいろいろなことを考えて、数%の歩切りをさせていただきます。その金額が予定価格であると。その予定価格に対して落札した金額割りますと、当然率が高いと。設計額から落札の額を割っていただきましたら、寺前議員にも見せておりますけれども、衛生費の3件ございます。例えば寺前議員のおっしゃった落札率からいえば、一番上の松陵建設の工事であれば98.21%と、これが設計額に対する落札額ということから計算いたしましたら、請負率というんですけれども、93.39%。そして、2つ目の舗装の柳原なんですけど、これが落札額が96.45、請負率に直しますと91.数%。大和工商リース株式会社でございましたら88.59と、こういう計算数値になるんです。請負率の方で考えていただければ、しっかり競争したという原理が働くのではないかと思えます。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** まず1つは、経費やその他の問題を結局どういように見てるのかという問題やいろいろ出てきますけれども、結局予定価格の表現と落札された金額で計算するというのが今まで議会の常識でしょう。その常識を、どういう数字をこじ曲げて出してきたのかちゅうのは知りませんが、要は業者に見えるのはこの予定価格なんですよ、そして落札なんですよ。それを今まで議会で98、99というように言ってるし、町長やその他もそれに準じて答えているのに、突然にそういう請負率というような形、専門的な言葉で出してきたこんな数字上げるなら、これはもう大体議会の常識を無視した形で答弁を遊んでるというしか思えないんですよ。こういうような数字を出して、そしていや正確に請負率という形で言ってくればわかるんですというような形は、もうおっしゃったら困ります。

そういう点で、私はこういうような請負率ですか、落札が99や98、97になってる。水道は大体95なんです。だから、業種やその他によって大体決まってるんです。建築についても95なんです、大体今まで出てきてる内容は。ということは、私はやっぱり談合の疑いが非常に強い、こう思わざるを得ないわけなんです。そういうところの部分について町がもし認識を持たないのであれば、国が今言ってるように、公正取引委員会でも97%、95%は談合の疑いが強いと言ってるわけでしょう。広陵町の役場、役職は、役員はそういう認識には立たないという形で現在もおられるのか、その点1点だけで結構ですから。

公正委員会では、95や97%は談合の疑いが強いというように指摘されています。広陵町では、99や98、97、そういうようなものについては談合の疑いはないという形で確

信を持って進んでおられるのか、それとも疑いがあるけれども、対処の仕方がわからないというように今到達、認識されているのか、そういう疑いを持ちながら、改善するために努力するというようにおっしゃってるのか、その3つについて3択でお答え願いたいと思います。

議 長 町長！

町 長 高率の入札、落札をされた場合は、談合してんのではないかとというように疑いを持たれているようでございますが、私も業界はやっぱり話をされてるのではないかと思います、調整されているという理解をしております。私は今工事現場を持っている、私は今手薄だと、何かやりたい、そういう調整をお互いの業者がやられてんのではないかと。おれとるからというのなしに、お互いの業者の仕事量の調整をされて入札に臨まれているのではないかと、そのように思っています。これが、談合と調整との間のきわどいところなんです、必ずしも高いから談合に疑いというのはちょっと極めて厳しいのではないかと思います。なるべくこのようなことのないように業界指導をしていきたいと思えます。

議 長 6番議員！

6番議員 私も、非常にこういう小さな自治体で、業者が限られている中で、地元の業者の育成と、そして適切な落札、適切な工事請負をとという点は非常に難しいというようには認識しています。しかし、この問題にメスを入れないと、結局は行政改革という立場に立っておられることから見れば、一層その部分について節約していくと、公共事業について民間準拠するような方策を持っていくというようなことにならないわけですから……。だから、こういうところで、方法は、私はまず、今まで何回も提案しています。具体的な提案もしています。そういう中で、困難な問題でやられていないちゅう問題も出ています。それはまた次に機会に言うとして、今まで提案してきた問題、あるいはまた県では今度電子入札をやろうというような形も言っていますけれども、そういう、そのときそのときの……。

議 長 寺前議員、今の、これ4回目の質問ですよ。（6番議員「今のは2回目。」）いや、4回目ですわ。次に入ってください。これは2回も、これはちょっと守ってもらわないけませんわ。

6番議員 ということで——これ質問違うよ。

議 長 いや質問は一緒やがな。寺前議員、一番古参が何ちゅうことやってんねん。（6番議員「質問違うて、これは。」）一緒やがな、それ。次に移らんかいな。（6番議員「質問違うのに、何でそないいうて言うん。皆やってるやない、なぜおれだけそう言うん。」）やってないやない、今4回目やで、これ。（6番議員「質問ちゃうて言うてるやんけ。」）ど



こがどうちゃうのよ。（6番議員「皆その後の意見も言うとするやんか、3回やった後意見を。」）4回やないか。（6番議員「質問違うと言ってんで、それは。」）4回や、今4回目ですよ。（6番議員「ちゃうが、ほかのもんも3回終わった後、その次の問題についての……。何を言うとな、そりゃ自分らが言うというそんなこと言わんという。だから、入るよ、だから。」）

**6番議員** 第5番目に移ります。4番目は省かせてもらいます。

5番目について、自立したまちづくりの問題として、この地産地消あるいは学校給食の問題ちゅうのは考えていく必要があるんだということで質問して、今現在業者と、そして調理現場との協議を行っているということですけども、小売業者の方々での介入ちゅうのはどうのように考えておられるのか、1点だけで結構です。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 今考えていますのは、いわゆる丸広さんの範囲の中で小学校へ供給できるかどうかということを今調査しております。小学校の方からいろいろ資料をいただきまして、子供がこんだけ食べるから、こういうメニューのときはこんだけ要するという内容まで全部把握させてもらっています。今それを丸広さんに言って、定期的に供給できるかということをお願いするところまでございまして、今のところ、それが10月から第一歩として始まるということでございます。

また、小売業者をどうするかという部分につきましては、その成果を見ながら、小売業者が参画できるかというのをまた次の段階で考えていきたいと。今は第一歩を踏み出したということでご理解いただきたいと思えます。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** そのとおりでございます。（6番議員「終わります。」）

**議 長** 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（P.M. 4：12散会）

平成17年9月30日広陵町議会

第3回定例会会議録（4日目）

平成17年9月30日広陵町議会第3回定例会（4日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	収入役	北神理
教育長	安田義典	職務代理者	
企画財政部長		笹井由明	
健康福祉部長	森川勇	池田誠夫	
環境整備部長	吉村元伸	山村吉由	
教育委員会事務局長	中尾寛	大西利実	
健康福祉部参与	森田久雄	松井定市	
環境整備部参与	山本新三	和田叙嗣	
都市整備部参与	安川泰武		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 上 田 勝 代 竹 若 学

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:32開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

- 1 議案第82号 助役の選任について
- 2 議案第83号 広陵町に収入役を置かない条例の制定について
- 3 議案第84号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて

議 長 議案第82号、83号及び84号は、本日追加議案として提出されたもので、議案第82号は委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、この際よろしくご審議願います。

議 長 まず日程1番、議案第82号、助役の選任についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第82号、助役選任について提案理由のご説明を申し上げます。

9月16日付をもって任期満了、勇退されました畠山助役の後任として山村吉由氏を助役として選任いたし、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、昭和42年、県立王寺工業高等学校を卒業して、同年、広陵町職員として奉職をいたしました。以来、各課長、そして総務部次長、環境部長、新清掃センター建設室長を経て、平成15年から環境整備部長としてご活躍をいただき、大きな成果を生み出してくれました。行政経験も豊富であり、町民の信頼も高く、職員の規範となるべく人格者で、将来を囑望されております。

今後は、同氏の力を期待し、力を合わせ知恵を出し汗を流して、町民のための行財政改革を推し進めるとともに、人に優しい、人が優しい元気なまちづくりを目指したく存じます。助役として適任者と考えますので、どうぞご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明

といたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論ないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第82号は同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第82号は同意されました。

ただいま同意を得ました助役よりあいさつがございます。新助役、お願いいたします。

助 役 あいさつ

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に日程2番、議案第83号、広陵町に収入役を置かない条例の制定についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第83号について、収入役を置かない条例の制定についてを提案理由の説明を申し上げます。

和田収入役が任期満了、そして勇退をしてくれました。町の金庫を預かる重要な職務でございます。収入役を早く設置して、安心、安全を与えることが適切であります。種々な角度で検討を加えました。現在の財政状況、将来の見通しを考え、私は庁費5カ年5億円削減、5カ年50人の人員削減の大改革を断行することを約し、現在推進をいたしているところであります。

国におきましては、昨今の地方自治体の状況にかんがみ、収入役を置かないことができるとする地方自治法の改正もあり、この際、本町は他の自治体に先駆けて収入役を置かないことが妥当と判断をいたしました。

なお、収入役の事務は助役に兼掌させるとともに収入役事務の補完をするため、従前の出納室長を会計部長に改め、会計事務のより一層の正確、効率、迅速化を図り、財政の礎を強固なものとした考えであります。

以上、提案の理由の説明といたしますので、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6 番議員！

**6 番議員** 先ほど全員協議会で議論をして、また総務委員会でも議論することになっていますので、簡単に質問をさせていただきます。

1 つは、全員協議会でもあったところですが、今回の措置は非常に重要な重大な組織の変更であります。そういう点で、国あるいは地方自治の問題についても、収入役を廃止するというのは過渡期の措置だというように認識しています。町長は、財政問題から廃止を提案しているわけですが、この間、外部監査制度あるいは情報公開のさらなる徹底など、国自体もこの問題について提案をしてきているわけであり、そういう点からいうと、執行機関と公金の取り扱いをする機関は独立したものだというのが従来の地方自治法の趣旨であり、依然この問題については残っているわけであり、そういう点で、助役が兼掌という、難しい言葉ですが、するという点についても、やはり公金の支出を独立させた機関として位置づけたそのもの自体が変更するということになりますので、それにかわる代案が本来きちんと協議、提案されなければならなかったのではないかというように思うわけであり、財政一辺倒からくる問題としても、やはりこれは現在問題があるという意味ではなく、システムとしてきちんと公金の扱いが独立、将来も未来も安全な取り扱いがされるという保障を徹底させることこそ重要であるということが必要ですが、その点についてどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

**議 長** 町長！

**町 長** 収入役を置かないという、そういう地方自治体は過渡期の措置というようにご指摘をいただいているものでございますが、私は現在の地方自治の流れから申し上げますと、町長、助役、会計担当で十分対応でき得る時代に来ておるとい自治法の改正の流れから見えてまいりますと、そのように理解をしております。

ただ、収入役の仕事は、独立組織ということも十分認識をしております、公金取扱については遺漏のないように事務を進めていきたいと思っております。助役に兼掌させる、また私どももその責任を一端を負うということをしつかりとわきまえて収入役を置かない、そのかわりに責任の所在も明確にしたいと思っております。

また、補完する組織も出納室のわずかな職員ですが、しっかりした会計部長を備えて公金の正確、効率、迅速化に努めてまいりたいと、このことをお約束をし、説明、回答と

いたします。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 先ほどの全協の中で民主的な手続でということをお願いしていたのですが、理事者の方も議会の方も議長責任持って、またすべての議員に早くそういう情報が行き届くように、またお願いをしておきたいと思いますが、質問としましては、今回の条例改正で財政的な影響額どれだけか、お聞きしておきたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 財政的な観点でご答弁を申し上げたいと思います。

9月16日付、前助役の退職、その後9月30日付の新助役の誕生ということになります。15日余りの期間につきましての軽減、そして引き続き三役のいわゆる2年間報酬を減額しております。そういった観点につきましても、引き続き新助役……。収入役を置かない報酬の額4年5,000万円と試算しております。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** 財政上の観点から収入役を置かないということ、これは私もそれは賛成と思うわけです。

そこでね、町長、4年間に今の答弁で4,000万円という……。あ、5,000万円か。それをね、例えばそれはある意味で今後プラス、いわゆる米百俵の話があったと思いますが、小泉さんの。いわゆる将来に向かっての人材の育成、いわゆる広陵町の一つの職員さんの当然育成という、それと新規採用という含めて、やはり有効にその5,000万円は将来に向けての投資というたらおかしい言い方で悪いですけど、私はそう思うわけですから、そのような方法で、いわゆる一つの収入役というもんを廃止した、そのかわりにやっぱりこういうような形で効果的な財政を運用していくと、活用していくということが考えておられるのか、いやそれはもうそれとして貯金しておきますという考えを持たれるのかちょっと答弁していただきたい。

**議 長** 町長！

**町 長** 収入役を置かないということは、未来永劫に置かないという条例ではないんですね。基本的には、また財政状況がよくなれば、また議会との協議の中で設置をも考えなければいけないと思います。ある郡山市は、置かないかわりに助役を2人置いておるといふところもあるわけございまして、置き方は千差万別でございます。

こうして経費節減、我々それだけ負担は重くなったわけでありましたが、金銭はゆとりがで

きるわけでございまして、こうしたゆとり財源につきましては、新しい行政サービスの財源として充てるとというのが基本でございます。また、これからごみ、清掃施設、さらにまたその周辺環境施設整備にも多額の経費が予想されてまいります。こうした財源手当てに必要なために、こうした厳しさを取り入れているわけでございますので、おっしゃるとおり今これがためにこの費用に充てるという目的はないわけでございますが、一般財源として新しいサービスに充てるということをご理解をいただきたいと思っております。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第84号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 広陵町行政組織条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

議案書の5ページ並びに資料の2ページ、3ページ、4ページでございます。

広陵町の行政組織条例第1条中、「企画財政部及び環境整備部」を削り、同条の次に1項を加えるというものでございます。その1項につきましては、町の重要課題を速やかに、かつ確実に処理をし、行政の安定的運営に資するために、特別に2つの本部を設置するものでございます。1つは、行政改革推進本部、1つは収納対策本部でございます。

内容につきまして、改革の趣旨をご説明を申し上げたいと思っております。

先ほど来、収入役の置かない条例につきましても提案をさせていただきまして、その内容の説明の中でも庁費5カ年5億円の削減、そして5カ年50人の人員削減を初め当面する責務課題実現のために、今回行政改革、行政組織の改革を断行いたしたいものでございます。

1つは、健全な行財政運営の推進のために、役所のスリム化を図ることといたします。

まず、組織を縮小をいたします。

そして、管理職の増加を抑制いたします。

そして、課の統合によって事務連携の強化を図ることといたします。

職員の士気、能力の向上、そしてまた向上心、そしてまた能力主義の断行を行うことによりまして、健全な行財政運営に資する目的をとしております。

その内容でございますが、企画財政部を廃止し、総務部に統合いたします。

環境整備部を廃止し、都市整備部に統合いたします。

出納室を会計部と改称いたします。

企画財政課、監理課を総務課に統合いたします。

生活環境課を住民課に統合いたします。

清掃センター管理課、施設課を統合し、清掃センター一元化にします。

政策課、施設整備課を都市整備課に統合します。

産業振興課を地域整備課と改称いたします。

教育総務課、生涯学習課を統合し、教育総務課といたします。

文化財保存課を文化財保存センターと改称いたします。

2番目でございますが、緊急の課題に対応すべく部にかわる本部制の導入をいたします。

現在の行政改革推進委員会を主とする情報システム課を、行政改革推進本部を立ち上げることによって、その事務を取り扱いをいたします。

そして、収納対策本部として独立をさせます。

この改正の趣旨によりまして、3ページであります。が、町部局につきましての部の数が6カ所から4カ所になります。

本部の数でございますが、0から2部、そして課の数は15から10、会計部局として、部の数が0から1、教育委員会の課の数が3から2に変更になるわけでございます。

行政組織図につきまして4ページに掲げておるわけでございますが、現在の組織が現行としては右側、そして改正案としては左側に列挙しております。

ご審議いただく、また条例を改正をいただく部分につきましては、部でございますが、それ以下の課につきましても表記しております。総務部につきましては総務課と税務課、健康福祉部では健康福祉課一元化、そして住民生活部は住民課と清掃センター、都市整備部は都市整備課、地域振興課、下水道課、そして行政改革推進本部は行政改革推進課、そして収納対策本部事務局、会計部、以上7つの部制、5つの部と2つの部制でございます。

そして、教育委員会、教育総務課、文化財保存センター、水道局、議会、そういった改正



案の組織図でございます。

いずれも課の設置につきまして、あるいはまたその業務の内容につきましては、規則で準備をさせていただいております。

以上、説明にかえさせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 11番議員！

**11番議員** いや、ここは総務委員会とは違いますので、私、総務委員と違いますので。

行政改革本部を立ち上げ、行政改革推進委員会と連携しながら云々とあります。この行政改革推進委員会といいますのは、私はせんだっての一般質問で、これは名前だけしか載っていないやないかという、委員会だと思います。町長はそのときの答弁で、今後まあ住所、電話番号ぐらひは十分考慮する。もちろんほかの委員会も含めてですけども、そういう答弁をいただいておりますが、この行政改革推進委員会は、ここに書いてある非常な大事なことを相談してやられるわけやし、それ以外にもその行政改革推進委員会は、例えば特別職の給与とかの、あるいは一般職員の給与問題、それから議員の待遇、あるいは町が購入する物品の購入方法とか、あらゆる面で検討をされる委員会やと聞いております。

そうしましたら、町長は十分な調査をもって、あるいは資料をもって、その方々の識見、力量を認識して選任されたと思いますけれども、我々にとりましては、単なる名前だけしか承知しておりません。そういう意味におきまして、できましたら、これはその出てくる答申がどういう答申か、まだわかりません。細かい議事録、その他については別の議員さんが質問されましたが、そこまでは要求いたしませんけれども、少なくとも住所、名前を、簡単な経歴で結構でございます。選任された方がなるほどなど、そうでないと出てきた答申が率直にうなずけるかどうかはやっぱり疑問だと私は思うんであります。

例えば、特別職、職員あるいは議員の給与を削減したら、一般の住民は必ずそれは一般受けする提案であります。しかしながら、十分な検討、あるいはほかの資料等をもってやられたかどうかという納得するためにも、今申し上げたこの委員会の住所、電話番号、簡単な経歴程度は、我々に提示していただけるのが順当ではないかと思いますが、その点、町長の見解はどうでございますか。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいま八代議員から行革の委員のこと、また行革の執務についてお尋ねをいただきました。

まず、行政改革推進本部でございますが、私は庁内の部長、また出先機関の部長も含めて常時協議を進めてもらいたいと願っているものでございまして、行政改革の基本目標をしっかりと定めて年次計画、また毎月毎月どこまで数値的な達成をしているかどうか、こういうところをしっかりと毎月明示をしてもらいたい、事務執行を進めてもらいたいと、これは各部長に達成をさせるための仕事でございます。その推進本部でございまして、基本的に作業していただくのは各部長でございます。そして、電算事務もこの中に所管しておりますが、基本的には今日まで電算事務が合理的に仕事を委託しているかどうか、こうした検討の主役が組織体でございます。新システムの研究もあわせて、行財政改革の推進本部がやっていただくと思っているものでございます。

また、行政改革の民間による委員さん、こうした各個人の履歴等、きょうまでお取り組みをいただいた事案等につきましても、提示をするのかということでございますが、極力皆さんに協議の内容をつまびらかにしていきたいと思っております。

また、ご当人さんの委員さんの了承を得て、詳しく議員さんに公表できる範囲を協議をして皆さんに提示をしていきたいと思っております。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** まず1つはですけども、ここには組織図だけなので、人数の配置等書いてないんですが、もちろんすぐにそれをできるということでももちろんありませんし、してもいけないことなんですが、そういう部分で言えば、どういう人員配置になっていくのか、それとそれに対する財政的な影響額をこの組織の中で4年間でどの程度と見ていただいているのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、緊急の課題に対応すべく本部制の導入ということなんですけれども、私はこの行政改革推進本部とか、収納のときにはそういう緊急の場合もあるかもしれませんけれども、転居とか含めましてですね。でも、とりわけ行政改革推進本部の方で緊急の課題っていうのが全然思いつかないんですけれども、むしろ緊急の課題をきちっとこなそうと思えば、生活環境課とか、また福祉の対応とか、そういうところでは住民の方から切実で緊急の要望とかが出てきて、一日も早く対応していただきたいという場面が多々あることは想定できるので、もし緊急の課題に対応すべくという本部制であれば、やはりそういう部分への、以前町長は一度そういう住民の要望に対して速やかに対応するよというふうな形で、いっきだけそういうような雰囲気、雰囲気ですけど、あったこともあったんですけども、またいつものとおりになつてるように思うわけですが、そういう点で言えば、ここの緊急の課

題の認識についてどのように受けとめて、この行政改革推進本部という形にされたのか、また収納対策本部という形にされたのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、行政改革推進委員会と連携しながらということなんですけれども、具体的にはどういう形での連携を想定されているのか。これは連携を密にしようと思えば、行政改革推進委員会を頻繁に開催してもらおうということ以外には、なかなか考えられないんですね。個々の委員さんと連絡を取りながら個々に対応していくと、大変これは間違った方向に進みかねないわけですから、そういう点で必ずやはりそういう合議制の中で会議をきちっと開いていただいて、連携を取っていくということが基本になると思うんですが、この点についてもお聞きしたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 人員配置の件につきましては、現在並行して規則改正を整備をさせていただいておるところでございますが、当面5年5億円、5年50人の削減計画に基づく人件費のいわゆる軽減、5年で47名の定年を迎える職員がおります。それらのいわゆる軽減額というふうな額につきましては、その5億円の中の部分的な数値として、今その具体的な数値はちょっと資料として持ち合わせておりませんが、三役の軽減、そして時間外の軽減、管理職手当の軽減、そういったものを含めまして5年間で5億円というふうな数字で、前回までの資料の中に記録されておるものでございます。

それから、緊急の課題を処理する場面というふうな状況につきましては、当然その各部署で緊急の課題もあろうかと思えます。そうしたことを総括的にやはり行政改革推進本部の中で、副本部長として各部長を設置する組織も講じてまいりたいというふうに考えておるものでございます。そうした各部署から出てきます緊急の課題につきましても、直ちに行政改革推進本部の中の推進本部副本部長というふうな部長会に協議して、そして緊急の課題を対応すべく処理につきましても、行政改革推進本部の中で対応したいというふうに考えておるものでございます。

それから、行政改革につきましても委員会との連携につきましても、大変具体的なところまで行政推進委員の皆さん方がこれまで9回開催をしていただきまして、広陵町の財政事情というものを中期財政計画につきましても中途の計画書でもって説明をさせていただき、そしてここ四、五年が広陵町のいわゆる財源不足のピークだというふうな流れもお示しをしております。そういった中で、毎年1億円、2億円の財源不足をどういう項目をもってメスを入れていくかというふうな点につきましても、各项目的にこれまで慎重に審議をいただいたと

ころでございます。そうした内容につきまして、中期報告といった概要版が今手元にあるわけでございますが、推進委員の皆さん方のお話によりますと、そうした絵にかいたいわゆる提案の答申だけではなく、実現をするまで見届けるような意気込みで、推進委員の皆さん方が積極的に広陵町の行革というものについて真剣に取り組んでいただいておりますのが実態としてあります。そうした中で、今後も個々具体的な1つずつにつきまして細かな数字を積み上げた中でのそうした行政改革の削減計画、あるいはまた収入面のいわゆる引き上げの面につきましても、慎重に計画を立てていただいておりますところでございます。

月一回というふうな定例的に開催はしていただいておりますわけですが、その月一回の内容につきまして取りまとめ、今後もそうした内容の中で最終的な答申をいただけるものというふうに感じておるものでございます。慎重にそうした連携をしてみたいと考えております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 私にも答弁を求められておるようでございますが、緊急課題に行革推進本部は当たらないのではないかとというようなおっしゃり方ございました。

私は、この現在の財政状況をここ数年、将来を見込んでも、極めてこのまま放置しておけば大変なことになると、財政破綻をしてから幾ら絵をかいてもだめでございます、事前に健全なうちに、その見通しをしっかりと職員とともに、また町民の理解を得ながら進めなければなりません。それがために、この組織をしっかりとらせていただいて、各部長職にある人は、与えられた職務をしっかりとご理解をいただきとうございます。「笛吹けど踊らず」ではだめでございます、私はしっかりと踊っていただく、そういう意識改革も含めて断行するものでございます。

また、行革との委員さんとの協議、どのような進め方をするかということは今部長が答えましたが、行政改革推進委員の皆さん方は、民間の皆さん方は今私どもにここがおかしいのではないかと、これはどうかな、これは民間と違うぞと、それはバブルのときのことだから今は違うと、いろんなことをおっしゃっていただいております。本当に細かいところまでご提言をいただいております、現在の町の実態をつぶさにご研究をいただいております。

今、部長が申し述べましたが、通常一、二回の程度で自宅でしっかりと勉強をしてもらおうと、そんな思いできょうまで当たっておりますが、自主勉強として費用は要らんと、しかしもっと勉強したいということで、もう七、八回にも及んでいるようでございます。我々は、民間との差異をしっかりと確認をして、そして中間答申を皆さん方にもお示しをしながら、

できるものはもうすぐにでも実行できるような、そんな体制を整えて今回本部をつくったものでございまして、まさに緊急事態に対応できるような組織体を築いたものでございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 緊急の課題というのが私の想定する部分ではなくて、その行革そのものが緊急の課題という形の表現だということでは、町長の方のお言葉の中で確認はいたしましたけれども、部長の方の答弁の中で、各部署から出てくる課題も総括的に取り組むというご答弁もいただきました。だから、各課で緊急に対応できる、すべきことはたくさんあるし、それはそれできちっと意思統一をしてしていただくということがより住民の日々の生活に密着した部分においては大変大事なことなので、それはそれとしてまたお願いをしておきたいと思えます。

それから、行革の方でかなり細かい突っ込んだ議論をしていただいているということなんですけど、どのような資料を行革の委員さんにお渡しいただいているのでしょうか。私たちは、議会の方では中・長期の財政計画もお願いしていますが、今度の12月議会にしか出てこないということなんです。そして、今毎年1億円、2億円の財源の不足が出てくるとか、そういう細かいところまで行革の委員さんは資料もお持ちで、行政の内容を把握されているにもかかわらず、我々議会はそういう細かい内容についてほとんど知らされていないというのは現状ではないかと思えます。ですから、行革の委員さんに出された資料は、すべて議会の我々も把握できるようにしていただいて当然ですし、実際は議会の方がもっと詳細な内容を知っていて責任を持つということが大切なことなんですけど、そういう点で言えば、私たちが口も出せないようなこんな状態では、資料が不足しておりますので、そういう状態にあることの改善についてどうしていただけるのか。そして、行革の委員会の中で出していただいた資料は、直ちに議会に提出していただきたい。それと、行革の委員会の中でいつ答申が出てくるのか、それについてもお聞かせいただきたいと思えます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 以前の質問、議会でも申し上げました。議会へ資料を提出させていただいております。資料を行革推進委員会に提出させていただいております。

ただ、笹井企画財政部長を講師として行政改革推進委員会に財政状況、そういった問題、そして先ほど部長が言いました5年で50人、5億円の削減の内容等々、講師としてお招きし、10人の方々が勉強して、そういう詳しく聞いていただいております。その後、慎重審議をしていただいているというのが実態でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 先ほども申し上げましたように、議会に提出させていただいている同じ資料を提出いたしております。近々に中間報告といいますか、中間答申といいますか、提出していただくことになっております。そこまで待っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 6番議員、総務委員会で……。

6番議員 1点だけ聞いておきます。

機構改革の委員の選考の目的や、その内容などいろいろあるんですけども、それは委員会で聞きます。

1つは、どうも納得いかない問題なんですね。改革の趣旨は読んでいただきました。提案していた資料に出ています。そういう中で2つ。

1つは、いわゆる企画財政課、これが総務部に移ると。先ほどから行政改革本部の中で財政問題いろいろおっしゃっているのに、これが総務課に移るという形での認識というのは、一体どのような認識を持ってされたのか。

それからもう一つは、町もインフラの整備あるいは電子自治体等々を再三言っておられるし、またこの電子、電算部門の状況あるいは情報公開等々も重要な部署にあるわけですけども、これもいわゆる情報システム課については、行革本部の中に統合されて課としてはなくなるということになっているわけなんですね。これは、組織改革というのは目的が明確になるというのは、どの場合も同じなんです。今回は、緊急の場合として行政改革本部というものを具体的に行政改革本部と、それから収納対策本部という問題の設置されているわけですけども、これはもともといわゆる集合体としてあったわけなんですね。そういう流れの中で、この2つの課がばらばらになると、ばらばらになるというよりも、特に企画財政課が総務部に残すという点は、どのような考えをもって行政改革推進本部というような形に行われたのかという点が理解できないんですね。そういう点について1点お聞きしたいと思います。

それから、これは答弁は結構ですけども、委員会でお願ひしますけれども、一般質問もさせていただきました。去年の12月に閣議決定され、2月に行政改革指針が出ました。これは地方自治法に基づきいわゆるあれは指導ですか、指示ですか、いわゆる総務大臣の指示という形で今回は5カ年計画を具体的に煮詰める話が出たわけですけども、その内容について職員にどれだけ徹底されているのか、文書等を配付どこまでされているのかという点についてもお聞きしておきたいと思います。これはどこまでかという、簡単で結構ですから。

議 長 町長！

町 長 行革推進本部は、基本的には総務課、総務部の所掌する事務でありますけれども、今回は行革推進本部は、すべてのことをここで集中をしているんです。行政、そして福祉事務、水道やサービス公社や、町全体にかかわる改革をしていこうということでございまして、行革推進本部は単なる総務部の財政だけ考えるのではありません。ですから、各部長は行革推進本部の本部長とともに仕事をしていただく。そういう意味では、独立した機能を持っているんです。総務部の仕事を一緒にやっているのではありません。

今、講師に迎え入れて委員さんが勉強なさっているということでございますが、いろんなことに再検討をしていただくために、本部制をしいておるということでございます。はい、すべてのことが対象にしておるわけございまして、独立をさせていただいているものでございます。

第2の質問につきましては、部長がお答えをいたします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 総務省の文書のそうした内容につきましての職員の周知でございますけれども、総じて予算編成の折、そしてまた予算要求書説明会、そういったものにつきましては訓令あるいはまた訓令乙、そしてまた自治省からのそういった内容につきましても、個々に連絡を通知をさせていただいておるという実態でございます。

内容につきましては、少しまた委員会の方でも確認をとっておきたいというふうに思います。

議 長 14番議員！

14番議員 ちょっと1点お伺いしたいと思います。

行政改革推進本部、これはずうっとされるわけですか。それとも何年何月でちゃんとした答申をいただいてどうだという、例えば5年5億円の流れの中でやるのか、それとももっと長いスパンでやるのか、それともそれも期限は何年の何月までに答申を出そうと、この推進本部でずうっとしていくちゅうのはおかしいわけですね。そこんところをちょっと、それまでちゃんと見込んで計画されているのか、お聞きしたい。

議 長 町長！

町 長 ただいまの行革推進本部の設置の期間でございますが、私は基本的には5カ年ということを目標に、いわゆる政策目標を持っておりまして、私個人的には目標と、この役所がしっかりと目標樹立をしなければいけないわけでございます。これらのことをこの本部で基

本目標、年次計画をお立てをいただいて、そしてその目標達成に頑張っていたいただきたいわけ  
でございます。ある程度めどが立てば、またこの組織体は解散をして、新たな組織、機能に  
戻すわけでございますので、今緊急課題解決のために全力投球をすると、当面の間ござい  
ます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑ないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませ  
んか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(A.M. 11:23 散会)



平成17年10月3日広陵町議会

第3回定例会会議録（最終日）

平成17年10月3日広陵町議会第3回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
収入役	北神理	教育長	安田義典
職務代理者		総務部長	森川勇
企画財政部長	笹井由明	住民生活部長	吉村元伸
健康福祉部長	池田誠夫	教育委員会	大西利実
都市整備部長	中尾寛	事務局長	
水道局長	森田久雄	健康福祉部参与	松井定市
住民生活部参与	山本新三	環境整備部参与	和田叙嗣
都市整備部参与	安川泰武		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治

書記 上 田 勝 代 竹 若 学

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:48開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第59号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
	議案第60号 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
	議案第63号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第64号 奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更について
	議案第65号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第66号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について
	議案第67号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第80号 第3分団ポンプ車の買入れについて
	議案第81号 広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについて
	議案第83号 広陵町に収入役を置かない条例の制定について
	議案第84号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
2	議案第61号 平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第62号 平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
3	議案第68号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について
	議案第69号 奈良広域水質検査センター組合同約の変更について
4	議案第70号 平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第71号 平成16年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第72号 平成16年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第73号 平成16年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第74号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 5 号 平成 1 6 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 6 号 平成 1 6 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 7 号 平成 1 6 年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 8 号 平成 1 6 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 9 号 平成 1 6 年度広陵町水道事業会計決算の認定について

5 議員提出議案第 1 2 号 交番等の警察施設の設置を求める意見書について

**議 長** それでは日程 1 番、議案第 5 9 号、6 0 号、6 3 号、6 4 号、6 5 号、6 6 号、6 7 号、8 0 号、8 1 号、8 3 号及び 8 4 号を議題といたします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、山田君！

**総務文教委員長** では、総務文教委員会は、9 月 1 4 日の本会議において付託されました 9 議案につきまして、9 月 2 0 日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第 5 9 号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、河川水位の通報や公表など洪水予防を充実させるため、水防法が改正されたことなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 6 0 号、平成 1 7 年度広陵町一般会計補正予算（第 2 号）については、防火水槽設置の基準、百済赤部線、古寺中線の橋梁の進捗状況、介護保険電算委託料の内容など詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 6 3 号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第 6 4 号、奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更について、議案第 6 5 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第 6 6 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の変更について、議案第 6 7 号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴って負担する金額等を伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 8 0 号、第 3 分団ポンプ車の買入れについては、当ポンプ車の価格の積算過程などについて詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 8 1 号、広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについては、小学

校教育用コンピュータの見積状況、ハードウェア・ソフトウェアの保守点検及び入札辞退内  
容など詳細にわたり伺い、全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、9月30日の本会議において付託されました2議案につきましては、本日、  
委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第83号、広陵町に収入役を置かない条例の制定については、収入役の事務を助役が  
兼掌し、適正な公金管理に努めることなど、詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべき  
ものと決しました。

議案第84号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについては、役所のスリム化や  
緊急の課題に対応する行政改革推進本部、収納対策本部の事務内容など詳細に伺いましたが、  
反対者があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。以上です。  
議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第59号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを  
議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第59号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第59号は原案どおり可決されました。

次に議案第60号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とい  
たします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第60号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に議案第63号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第63号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に議案第64号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第64号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に議案第65号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第65号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に議案第66号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第66号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に議案第67号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第67号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第67号は原案どおり可決されました。

次に議案第80号、第3分団ポンプ車の買入れについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第80号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。 6番議員!

6番議員 委員会では、この内容についての積算資料等について資料請求をしまいたわけでありまして。そのことについては、要は積算価格についてどのような根拠に基づいて積算価格をしているのかという点について、再三委員会においても議論をしたわけですが、結局はシャシーの場合、各社からの見積もりをもらったと、そしてまたその他積算の根拠は他市町村の今までの価格についての内容を参考にしたということだったわけですね。いや、ちやうちやう。討論、反対。ちやう、おれは保留したんや。質疑じゃないです。

議長 討論を続行します。討論は済んでますよ。討論、済んだ、もう済んだ。討論続行しています。いや、後へ戻るのはちょっと。

6番議員 そういう中で、結局は資料が学校のコンピュータについては教育委員会から資料が出てまいりました。これについては、不十分ですけども、その内容に基づいて賛成するという根拠が1つできたというように思うんですが、今回の場合、結局は積算基礎や積算の内容等について全く示されない状況で終わっているわけですね。先日の委員会も終わった後、資料請求をどうなってるんだという形で言っていたわけですが、無視された状態で終わっているわけですね。こういう点で、ここに書かれている積算価格について1,480万円の根拠になる、少なくとも議会が把握できる形での資料は当然あってしかるべきだということになります。そういう点で、今後このような積算という形で土木やその他については、価格表やその他があり、根拠が示されている中での問題ということで、職員の努力について信頼した前提に基づいて業者の談合疑惑の問題についてのところの内容を言っているわけですが、今回については積算価格の根拠が結局出てきてない。そういうことからいって、この入札の結果を議論するには不十分だということを指摘して、反対したいと思います。

議長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第80号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第80号は原案どおり可決されました。

次に議案第81号、広陵町小学校教育用コンピュータシステムの買入れについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 これも保留をしていたわけです。その中で、教育委員会から小学校用コンピュータシステムに係る資料をその後提出していただきました。その検討を行ったわけですが、これについても本来積算価格について関係各教育委員会での価格形成の状況についても参考にしたとおっしゃってたわけですが、なかなかその点については出てこなかったわけでありまして。しかし、積算価格、予定価格、落札価格という数字合わせて86.9%、あるいは予定価格から見ると96.5%になっているわけですが、積算価格についての資料もこの部分の中であらわれているということで、これについては不十分ですが、賛成をしたいと思います。

しかしもう一点、この問題について非常に辞退者が多数出ていると。こういう事態について、やはりこういうような当然指名競争の後、入札前に辞退者が出るということであれば、次のときの辞退者への対応はもっと厳しく対応すべきだということに思います。それについても、当初からその入札募集のところできちんとした契約を交わすと。そして、辞退をした場合、合理的な理由がない場合については、今後一切広陵町の指名に入れない、もちろん1年間という期限つきですが、入れないということの決意は、きちっとすべきだということに思います。そういう意見をつけて賛成しておきます。

議長 議案第81号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に議案第83号、広陵町に収入役を置かない条例の制定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第83号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に議案第84号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。 総務部長！



**総務部長** 先ほどの総務文教委員会で吉田議員より平岡町長が何回か組織改革をされていると。これに伴う費用はどれぐらい要ったかと、こういう質問でございました。ことしの4月に執務場所を大幅に変更いたしました。産業振興課が1階の西から東へ、そして生活環境課が1階から2階へ、都市整備課が2階から1階へ、下水道課が別館から1階へ、環境整備部が2階から2階、今のロビーがあるところでございますが、そこから東の方へ移っていただいた。そして、産業振興課が変わった関係で、出納室も場所の変更をいたしました。それに伴う費用でございます。私、50万円程度と申し上げましたが、1つの伝票だけよく覚えておりました申しわけございませんが、電気工事代が48万円、電話工事が53万円、そしてそのほか、いわゆるどこの課が2階に移ったとか1階に配置したとかという看板ありますね、あれの費用が12万円、113万円の費用がかかりました。ご報告申し上げます。

**議 長** 先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。

いやいや、今説明言ってもうたからちょっと戻ったわけです。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

**6番議員** 反対討論をさせていただきます。

まず、この行政改革の中心が行政改革推進本部及び収納対策本部の設置が目的であります。そして、これは去年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を受けて3月29日、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針ということが発表されたわけです。この中には、かなり各都道府県を通じて市町村に指示されている部分は非常に多岐にわたっているわけですが、今回の行革指針の新指針というように言いますけれども、地方自治法上の法律上の指示ということになっています。これは、技術的な助言ということで規定されているもので、もちろんこれには拘束力はないわけですが、実質上、総務省が法律に基づいて各地方団体を技術的な助言をするということになったわけです。この中で、県はさらにこのことを受けて市町村にも技術的な助言を行うということが決められました。こういうことがこの行革の大きな流れであります。そういう流れの中で、指針が述べる行革の第1に、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保ということがうたわれています。そういう中の項に、町長は集中改革プラン、これは平成14年から5年間の改革プランを示せと、本年中に作成することということが明記されています。これは、現在中間報告が近々出るというようになされている問題であり、もう一つは町長は今回の選挙の立候補時

に、5カ年、5億円、50人削減プランを発表したわけであります。これも総務省の指示に基づく内容であったということが明らかになったわけであります。

また、総務省は今回の行政改革では、住民の声を聞くことを大きな柱にしています。それは、この項目の中で、行政改革は地方公共団体みずからが住民や議会等の監視のもとに推進していくべきものであることは言うまでもないということを明確にして、今までになく住民の意見を反映させていくと、これはここ二、三年の共通した政府の流れでもあります。情報公開の流れと一体となったものであるということは明らかであります。

そういうことを踏まえながら、この行政改革組織図の改革について、委員会で議論をさせていただきました。1つは、今回の組織改革によって住民サービスの低下を起こさない、このことが最も重要な大事な問題だということであります。今回の行政改革組織図の変更の中には、企画財政部が解消されて総務部に吸収されたと。そして、情報システム課も行政改革推進本部ということで課がなくなった。また、生活環境課、これは住民との窓口になった大事な課であったわけですが、これも住民生活部に吸収された。また、産業振興課が地域振興課ということで名称が変わったという等々のところが主なところであります。こういうところで、住民のサービスが低下するかどうかという点については、今後の課題だということは当然ですが、町長はこの部分については人員削減を見込んだ将来的なことであり、そしてそれに伴う職員のオールマイティへの力をつけていただくと、そういうことも含めた改革だということで、そういう部分については当然のこととして理解できるわけであります。

ただ、そのやり方については、具体的にこの組織図が改革された時点で、課が5つなくなる、課長が5人減るわけですが、そういう点での意欲を職員に持ってもらうというところからいえば、職員の間でこのような具体的な改革の議論をする中で、下からの積み上げを重ねていくということが、1つは職員のやる気を起こさせる大きな力になることだというように思います。こういう点についても、今後留意して改革に取り組んでいただきたいということは、意見として付しておきたいと思います。

それから、具体的にこの委員会の中では、収納対策本部が設けられた一つの大きな課題だということで、これは現在滞納が6億3,700万円発生しているということが言われました。こういう対策のために県からの県税の納税指導を受けながら、今回はさらに元税務署職員、現在樫原市に仕事をされている方を広陵町に招いて嘱託として週二、三回来ていただいて納税の効果を上げていくということで、決意を持って取り組むということが報告されたわ

けであります。そういう点では、悪質な滞納者に対しての納税促進は当然のことだというように認識しているわけですが、国保の滞納が約2億円あるという中で、国保運営委員会や決算特別委員会でも議論をしたところですが、この国保運営委員会の議論の中でも、悪質な滞納者には徹底した納税促進は当然だと。しかし、実態は非常に低所得者の層がふえて困難な状況が一方であらわれている。こういうところに対する納税指導については、理解を得られるような形でやっていくべきだと。その1つが資格証明書の発行は引き続いてすることはしないということとあわせて、短期保険証についても、納税者の悪質な納税かどうかというところで基準を設けるべきだと。なお、そういう意味で、滞納されている方々の悪質かどうかの選択をもっと明確にしてほしい。第一線に立たれている職員の苦労を思えば、さらにその点についての徹底した区別をした上で納税促進の方法をとっていただきたいということも議論をいたしました。そういうこともあったわけですが、少なくとも6億円以上に上る滞納の促進は、広陵町の財政にとっても大きな課題だという点では、認識を共有したものであります。そういう点で、悪質な滞納者に対する取り組みについては、何ら異議のないところであります。

さらに、この改革の行政改革推進本部についての点であります。町長は、5億円、50人削減を表明されております。そして、それがこの行政改革推進本部の大きな目的の一つだということも表明されたわけでありまして。そういう中で、50人の退職によって3億4,000万円の財源がまず削減されると。これは退職による自然減というところであります。もうこの間、職員がまた採用される可能性もあるわけですが、あと5億円の中で言うと、1億7,000万円をどのような形で削減していくのかということが問われるわけでありまして。そういう中で、行政改革推進本部の役割は新行革指針で述べられている内容がその課題の一つ一つになっているわけですが、部長はそういう中で四、五年の中期財政計画の中で4つの重点課題を挙げられました。1つは、徹底した事務経費の削減の問題であります。そういう点で、そここのところは徹底して削減していくということ。また、その他行政改革を通じて、2番目、3番目という形で徹底した行政の自助努力を行うことを表明されたわけがあります。

4番目については、結局はそのように徹底した中で、住民に数年先の負担を表示する、あらわし示すことが必要だということも述べられているわけでありまして。5億円、50人削減の問題は、住民のサービス低下との深く絡んでいる問題であります。たびたび町長及び理事者側は、サービスの低下はできるだけ起こさないように努力していくということを言ってい

るわけですが、最終的な段階になれば、そのことがあらわれてくる。そして、それを示すことを義務というように考えておられるわけですが、そういうような状況が認識として理事者側が共通している段階において、今度の新改革指針は住民の意見、声をどれだけ反映するのかということも問われているわけであります。そういう点で、町長は行政改革推進委員会を立ち上げて民意を反映していくというようにおっしゃいました。そして、事実、中間報告については立派なものができるというようにおっしゃっているわけですが、私たちは、現在の推進委員の方々がどのような形で任命され、どのような形で議論をされているかということを全く感知していないわけであります。議会でもどのような方が委員になっておられるかということが本会議で質問が出る状況であります。そういうことと考え合わせ、委員の方々の能力が云々という問題は全く私たちは議論の対象外であります。1つは、行政改革推進委員のメンバーは、やはり住民の声を反映させていくということですから、基本的には公募によって募集をし、そして議会あるいは住民周知の状態で委員会を立ち上げていただく、こういうことが必要ではないかというように思います。総務委員会において、私は行政改革推進本部と密接な関係のある委員会であり、この委員会の改革、いわゆる委員のメンバーを大幅にふやしていくということが民意の反映であり、その民意の反映が達成されない状態であれば、行政改革推進本部の本来の目的を達成することは、私はできないというように考えるわけであります。

先ほどから言われている5億円、50人削減の問題は、結局は行政改革推進本部が中期財政計画の中で、住民の負担を求めていくことが決められるおそれが十分にある。こういう点について、民意の反映が切り捨てられるということを訴えたわけであります。そういう点で、現在の行政改革推進本部は、5億円、50人削減で、残り1億6,000万円の費用をどのように削減していくのかという点で、住民のサービス低下につながる部分を深く内蔵していると、政府の新改革指針においても、そのことが求められているということからいっても、避けて通れない問題であり、具体的に行政改革推進委員会の機能強化を図って、住民の民意を的確に反映した行政改革の方針が求められるわけであります。そういう点で、現在の状況の中では実現できないということから、この行政組織改革については反対いたします。

**議 長** 賛成者はおられますか。 9番議員！

**9番議員** まことに長い長い長い反対討論で、ちょっと内容はわからなくなりましたが、そういう難しいこといろいろございます。現在、町民の感情から言うと、まずこの問題はこの本町の職員の組織あるいは行政組織、広陵町の場合は管理部門これのスリム化を求めなさい、

求める、このような大きな町民の民意がございます。先ほどの総選挙におきましても、国民全体、改革を進めてくれと、このようなことで示威を決したとこでございます。

現在、本町の場合は、町職員の役は大体皆さん方見たらわかります。3分の1以上は役職つきと、このようなことです。今まで以上に、今まで課をふやし、係をふやし、今までのように右肩上がりの場合はそれでよかったんですが、これではもうとてもいけないということでございます。組織表、予算書、皆さん方見たらわかりますけど、各等級別に人数が出ております。その等級別見てください、かなり上の方にこのネギ坊主型というんですね、組織がそうなってます。役所の場合は、等級が上がるとそれとともに職責あるいは職位がつくと、こういうようなことは、今まではそういうようなことよかったんですが、私、民間企業出身からすると、非常にこれは特異な組織形態になっていたとこでございます。やはりここで多くの町民が望む組織、役所もスリム化、いわゆるそういう上が固まってるちゅうことでね、スリム化あるいはいろんな私はこの仕事しかできないということはもう既に持たない、多能化というんですけどね、民間では。こういうようなことで組織改正を行ってほしいということで、今回の組織改正、部が減る、課も減る。しかし、職員、課長さんの級の職員が減るわけじゃないんですよ。組織をスリム化していくと、そして多能化していくと、そして素早く行動していくと、このようなことを、まず私はこれは第一歩の組織の改正じゃないかなあと、こういうことで見ているとこでございます。

まずは、第一歩で進めて、組織改革を行っていききたい、そして議会も改革派、先ほど共産党の言うこと、何か共産党が保守派みたいなことを言って、本来なら保守は自民党が保守のこと言わなあかんのやけど、自民党が改革をと、このように時代の流れだんだんだんだん変わってきてまして、やはりこれも民意というものは、本来のことが今、いつまでもいつまでも言うてると、町民に飽きられると、こういうことの流れになってきているとこでございます。よって、私もいつもこの議会で言うておりますが、議員も合併してあつという間に3分の1減ると、こういうふうな非常に苦しい選択にも入ってくんですが、こういうことをいつまでも、我々は甘んじててはいけないと、こういうことございます。今回は、この組織改正により改革を進めていただきたい、また私も改革を進めていくと、このような大きな支援を行いたいと思います。当然私も議員ですが、議員も定数を削減あるいは合併により3分の1、あつという間に3分の1に減らすんじゃないですよ、3分の1になると。當麻・新庄、ごっつうなってますわ、ぱあつと一遍に半分なっちゃうと、こういうことですから。そういうこと言うたんですね。議員みずからも私は合併推進派で、前から言うておりますように、あつと

いう間に議員を3分の1にこなさいと、こういうこと言うてんですよ。だから、管理職の方も肩書をもう3分の1減らしなさいと、こういうことで今回の組織により部課、スリム化にして、本町がいつまでも大丈夫、もっていく、このような体制にしていきたいと思いません。

私の賛成討論は、このように管理、間接管理部門のスリム化ということに対する組織の肥大化を防ぐ、スリム化にしていく、このようなことに対して、私は賛成したいと思いますので、今回行革第一歩ということでお願い、共産党はええとこだけ賛成して、ほんでここが反対ですねって、その全体を反対しちゃうと、このような論法でございますので、そういうのじゃなくてね、いいところはどンドンどンドン進んでいきたい、進めていきたいと思いますということで、今来の管理部門のスリム化については、私は賛成でございますので、原案に賛成いたします。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 反対の立場で討論をいたします。

共産党の立場といたしまして、すべての改革に対して反対ということは、一度も言った覚えはございません。やはり財政が大変厳しい逼迫した状況の中で、むだ遣いの部分、またむだな事業の部分については、しっかりと住民の立場で見直しをしていくということには、大いに賛成なんです。しかし、今回の組織図の中でされようとしているのが町長の公約でもあります5年間、5億円、50人削減、そしてまた国の方の方針の行革を推進していくということが、そのために組織図を改革するというところでございますから、これはこれほどの内容であって、目的はやはりそういう改革をして、それに基づいて住民サービスを向上させるということが目的の改革であれば、それはいろいろと住民の皆さんの賛成も得られるとは思いますが、今はそういう目的がなくて、それどころか住民の皆さんにまで負担を押しつける、こういう目的なき改革を進めていこうと、手段だと思いませんか、改革ということにはね。だけど、目的はやっぱり住民サービスの向上じゃないでしょうか。そういう観点からいけば、今回は目的なき改革の推進、住民負担の押しつけの推進、こういうためのものであれば、やはりこれは当然住民の皆さんも納得できないし、当然ながら我々もこういう改革については反対するところです。

今、多くの町民が望んでいるとおっしゃいましたが、こういう部分で表面的な部分だけでとにかく今公民攻撃をすれば人気上がるというようなことが一方ではあるわけですが、それは今回の選挙の結果を見て大変多くの国民の人、またマスコミの人にも逆に結果に危

機感を抱くというような状況があるわけです。ですから、今坂口議員が賛成討論に言われた民意を反映していることには、これは一方的な判断でありまして、やはり住民の皆さんは大変今の政治に対して危惧を抱いているということ、住民サービスがどうなるのか大変不安に陥っているということが正確な民意だというふうに、私たちは認識しております。そういう観点からも、今回の議案に対しては反対をいたします。

**議 長** 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第84号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数です。よって議案第84号は原案どおり可決されました。

**議 長** 次に日程2番、議案第61号及び62号を議題といたします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、山村君！

**厚生委員長** 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました2議案について、9月16日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず議案第61号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてですが、国民健康保険運営協議会資料をもとに詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第62号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

**議 長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第61号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第61号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は原案どおり可決されました。

次に議案第62号、平成17年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第62号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第62号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程3番、議案第68号及び69号を議題といたします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、山本悦雄君!

産業建設委員長 本委員会は、さきの本会議において付託されました2議案について、9月16日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず議案第68号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更については、当組合の経常経費負担金のうちの均等割の変動などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第69号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単であります。産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第68号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。



(なしの声あり)

**議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第68号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に議案第69号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第69号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

**議長** 次に日程4番、議案第70号、71号、72号、73号、74号、75号、76号、77号、78号及び79号を議題といたします。

本案について決算審査特別委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。  
決算審査特別委員長、坂口君！

**決算審査特別委員長** 予算審査特別委員会は、22日、30日の一定委員会を開きました。その結果をご報告いたします。

初めに議案第70号、平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この決算認定については、内容もろもろ見まして、実質収支では3億8,254万円余りの黒字決算となったところでございます。しかるに、歳入面では、全体でわずかにふえてはおりますが、歳入の中心となるべく、町税、地方交付税は前年度より減少してきたところでございます。

次に歳出面については、総務費、電算関係の不用額、委託に伴う成果、歳出全般にわたる不用額に対する考え方、あるいは個人情報保護条例策定などについて審議がありましたところであります。消防費、民生費あるいは教育について人権教育、学校トイレ、図書館の利用状

況などについても詳細について伺ったところでございます。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第76号、平成16年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

これについては、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しましたとでございます。

続いて議案第71号、広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

このときに出ました滞納者、先ほども出ましたが、滞納者の問題、所得ランク別実態、そのうち短期の証書発行が156件、そのようなことについても伺ったところでございます。短期保険証書交付については反対の意見が寺前委員からありまして、反対の意見がありました。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決したとでございます。

議案第72号、老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

これについては、全員一致、寺前委員も全員一致ということで認定すべきものと決したとでございます。

続いて議案第73号、介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

広陵町の平均保険料はどうかと、このような質問も出まして、平均月額が2,424円であると、このような状況も伺いました。そのほか、滞納の状況、レセプト点検についても詳しく伺い、全員一致で認定すべきものと決したとでございます。

続いて議案第75号、墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてということでございます。

町へ返す残高という、これあるんですが、16年度末で4億7,000万円ありますと、あと残りがまた367区画整備できること、あるいは墓地の返還金はどうかと、このようなこともいろいろ話が出ました。

全員一致で認定すべきものと決したとでございます。

議案第77号、葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

この件については、全員一致で認定すべきものと決したとでございます。

続いて議案第74号、下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これはどうかということでございます。

下水道施設の管理システム設計、あるいはマンホールポンプ、余り聞かない言葉出てきた。

マンホールポンプの点検清掃、あるいは流域下水道の維持管理費市町村の負担金、このようなことについても意見が出たところでございます。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

続いて議案第78号、用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員一致で認定すべきものと決しました。

議案第79号、水道事業会計歳入歳出決算の認定については、これも滞納分はどうか、石綿管という古い管が埋まっています。2キロほど残っていますよとか、今後の入れかえはどうか、有収率、このような言葉、有収率の向上は大分上がってきたという、その経過はどうか、このようなことについても詳しく伺ったところでございます。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

全体的に言われることは、財政環境は極めて厳しい決算状況でございます。まだ、この状況も続くものであろうと、このようなことも考えられるところでございます。予算の執行に当たっては、効率よく有効性、十分配慮されることを望むものでございます。

簡単ではございますが、決算特別委員会の審査の結果報告といたします。ありがとうございます。

**議長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第70号、平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

**6番議員** 一般会計決算認定に反対をいたします。

そもそも広陵町の一般会計については、久しく3割自治と言われ続けた中で、地方自治の財政の問題については、最近特に多くの方々の共通する部分になってきました。それはどういう共通部分かということ、国、地方の関係が余りにも国優先の制度であり、地方六団体はこぞって国のやり方について現地方分権が進められる中で強い憤りの声が上がられてきたわけでありまして。特に、三位一体の改革は、地方公共団体が示す道とは裏腹に、政府は地方自治体を切り捨てていく、このような施策がとられつつあるということに強い危機感を訴えてい

ます。この16年度決算の時点においても、地方自治確立対策協議会が設けられ、政府に声を上げてきたところでもあります。アンバランスな国と地方の税源配分について、まず異議を唱えています。歳入は、地方と国では3対2、税収入は逆に地方と国で2対3、役割分担と税源配分の不均衡があるということを、地方六団体の対策協議会の中でも指摘しているものであり、地方には仕事の量に見合った税源が配布されていないということを声高く訴えています。

また、政府が進めている三位一体の改革についても、地方が主張する三位一体改革と対峙しているということから、改革すべき姿として3つ挙げています。地方が担うべき役割に見合った税源を国から地方へ基幹税により移譲する、2、これにあわせて地方への国庫補助負担金を原則として廃止する、3、税源移譲とのバランスのとれた地方交付税の見直しを進める、こういう3つで改革すべき三位一体の姿を地方六団体が国に示しているものであります。

このような状況の中で、16年度予算も編成されていったわけですが、1つは予算編成の作業に見られる問題であります。これは、当然住民の地方自治は地方自治法に定められた住民自治を実現する機関であります。住民の福利厚生がその大きな目的になっています。こういう流れの中では、やはり最近の地方分権の姿からいっても、住民の声を予算編成にどのような形で吸い上げていくかということが強く求められています。広陵町でも、自治連合会の方々からその年度年度の要望を受け入れています。また、政党からも予算要望等について受け入れられています。このような流れの一方で、住民から予算編成上に伴う声をどのような形で反映させるのかというシステムが求められるわけであり、このシステムがない状態で、結局は思いつくままに国の財源に縛られた状態の中で住民に切り捨てを強要する、この間は各種団体への補助金の削減なども行われてきました。水道料金の値上げも15年度では行われてきたと、そういう流れが今後も続く危険があり、やはり予算編成に当たっては住民の声を反映させるシステムをつくっていただいて、そしてより協議しながら住民と協働の中で予算をつくっていくことが強く求められていると思います。そういう中で、住民の我慢のするところについても、住民納得の上で進められていく施策があつてしかるべきだということに思います。こういうことがまず第1点として、この予算編成に反映していない、あらわれていないということについて強く申し上げておきたいとします。

それから、入札の問題であります。

投資的経費は7億8,392万円、決算カードで示されているものであります。これは普通単独公共事業であります。こういう中であつては、やはり入札制度の一層の改革、広陵町

は今まで入札制度について数々の改革を行ってきました。しかし、残念ながらその成果はなかなか見られない状況であります。そういう点で言えば、入札の流れの中では思い切って業者の指名した部分を抽選で選んでいく方法や、また電子投票、会合が持たれないような施策をとっていく方法など、いろいろな試みがあってしかるべきだと思います。そういう点で、改革はこの点にも及ぶべきであり、この一般的に予定価格の98%という数字は、国の公平委員会が示す基準からいっても談合の疑いがあるというよりも談合があるというように認定をされても仕方がない状況であり、理事者にあつてはそのことを強く肝に銘じて入札制度の改革を行うべきであります。7億8,392万円の1割削減するだけで7,000万円、8,000万円の財源が生まれてくるということも肝に銘じ、改革の大きな中心に据えるべきだと思います。

また、16年度では、古寺の新清掃センターの機種選定委員会が設けられ、機種選定による建設が行われました。そして、3月末には入札が行われたわけですがけれども、この機種選定委員会が不十分な内容を含んでいた問題も私たちはたびたび指摘してきたわけですがけれども、結局その矛盾が入札の間際になってあらわれました。昨年12月末には、入札に失敗をする、入札をしようと思った段階で辞退者が出ると、こんな考えられない事態が起きました。それに伴って、入札を行うための方法をとってこられたわけですがけれども、結局は機種選定委員会でさえ危惧していた問題を抱えたまま入札を強行するという事態になったわけです。こういう点についても、町の入札制度に対する問題あるいは新清掃センターでの機種のみRDF、固形炭化システムについての問題点を置いたまま強行されたわけです。そういう点では、生ごみの処理と将来にわたる財源を節減させる方法についても提案したわけですが、私たちの意見は取り入れられなかったという点でも、この予算執行等については反対をしたものであります。

また、人権の問題についても特別委員会で議論をしました。教育長は、従来の同和教育の中身は人権に変わり、その具体的な内容も大きく変化しているというようにおっしゃっているわけですがけれども、そのような流れについては、随所に見られることは、私たちも認めるところであります。しかし、予算執行の中にも会合保育という言葉が残っているように、要はそれはなぜかと言えば、部落解放同盟の集会、あるいは部落解放同盟の方針に沿った内容で、今なお予算が組まれているという問題があるからであります。国は、具体的には時限立法であった法律を廃止し、そして同和行政のすべてを一般行政に移管すると、そういうことを実行したわけですが、奈良県は残念ながらその指針を各自治体にも示さない、異様な実態

として残ったままであります。このような中で、部落解放同盟の方針がまだ行政に大きな影響を与えているということからも、このけじめをきっちりをつけることが本当に部落差別をなくす自信を持った行政を遂行していくためには欠かせない問題だと、私たちは思っています。そういう点で、部落解放同盟の言いなりになった行政からきっぱりと手を切り、真の人権教育あるいはまた差別をなくす行政に戻るべきであるというように考えます。そういう点でも、反対をしたところであります。

また、学校の安全管理等についても、16年度予算では議論をさせていただきました。各自治体でこの学校の子供たちの安全をめぐる問題ほど真剣に取り組まれているものはありません。広陵町でも、安心メール等取り組みを進めていただいているわけですが、具体的にやはり学校の管理上問題になるところについては、きちんと断行していただくことが必要だというように思います。

また、行政改革と称して各種改革が今度の組織変更条例でも示されたわけですが、最も大きな改革を掲げている問題では、先ほど入札問題を挙げました。あるいはまた、町長等の退職金の引き下げの問題も具体的に論議される必要があろうと思います。16年度決算でも、退職引当金は8,217万円に上がっています。4役でこれ比率から言うと相当な負担をしているわけであり、またいわゆる将来にわたる退職引当金などは、バランスシートで見ても大きな将来の負担を示しているものであります。こういうところからいっても、退職金の引き下げを町独自でも条例化し、実現させることが行政改革の大きな一つの柱になるはずであります。

また、議員の報酬の引き下げについても、町長は当面の間引き下げをだんこうされました。また、職員は結局給与等の引き下げをこの間引き続いて強要されてきたわけであり、こういう中であって、議員が全く聖域であるはずがありません。こういう点についても、行政改革の大きな柱として実行すべきであります。私たちがいわゆる条例案の提案をしてきたわけですが、反対をされ、また理事者にこのことが受け入れられないまま16年度予算は執行されました。こういう点でも反対の理由に挙げさせていただきたいと思えます。

また、開発負担金の問題については、後ほどまた指摘されると思えますけれども、予算編成上の大きな問題として挙げられます。そういう点での問題は、し尿くみ取り料金の設定の問題等々にもあるわけですが、この点については引き続き議論をしまいたいと思えます。以上です。

議 長 賛成者ありませんか。 11番議員！

**1 1 番議員** 反対議員がおられますので、平成16年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

最近、我が国の経済は各種の経済指標では、明るい兆しが見えておりますけれども、自治体経済ではなかなか厳しいものがございます。特に、地場産業とか中小企業では、依然として厳しい状況下であり、我が広陵町の歳入においても、その中心となるべく町税とか地方交付税が減収となっております。そうした中で、歳出では、身体障害者用トイレの設置とか、食の自立支援事業、農業基盤整備事業、交通安全施設の整備、小学校のエレベーター設置、古寺の集会所建設事業、巢山古墳の史跡整備事業等が適切に執行されております。予算全体を見ましても、適切な予算執行であると、私は考えております。

消費税においては、現在では一般に広く国民に定着しており、増税などについては、消費税の増税ですね、これは国の税制全体の中で議論されるべき問題であると、私は考えております。

また、現在行われております人権教育は、同和問題だけではなく、幅広く行われているのであります。今後とも、さらに総合的な人権教育、人権啓発の推進が必要であると、私は考えております。

そういう意味におきまして、この一般会計歳入歳出決算の認定について賛成をいたします。以上です。

**議 長** 12番議員！

**1 2 番議員** 反対の立場で討論をいたします。

まず、反対の討論の一つに、先ほど寺前議員も少しだけ触れましたけれども、加えさせていただきたいのが開発負担金でございます。これは、平成16年度の決算におきましては、52戸分として2,080万円の収入が計上されていましたが、資料によりましても、開発負担金での徴収であることは明白です。これは、経緯を多くの議員の皆さんはご存じだと思いますが、新しい議員さんがご存じないので、再度経緯についても触れておきますと、平成13年3月までは開発指導要綱によりまして、この開発負担金の基準を明確にしながら、町内すべての開発業者から負担金をいただいていた、こういう状況でしたが、地方分権一括法の中で、こういう部分については条例化すべき、あるいはまた全国的な業者から地方自治体への裁判があちこちで起きまして、自治体が負けるという、こういう事例が相次いだために、広陵町におきましても平成13年4月からこの開発指導要綱の負担金の部分については全面的に削除したと、こういう経緯がございます。しかし、広陵町はその後、とりわけ公

団絡みの、今は公団と言いませんけれども、都市開発機構ですか、あの絡みの業者の開発については、以前よりも一層厳しい、1戸について40万円という負担金を徴収していたというについては、これはもし訴えられれば返還をせざるを得ないような内容の収入なんです。これを平成16年度は、とりわけ中3丁目だけが対象となっておりました。平成17年度、今年度も恐らく中3丁目を中心の開発負担金を徴収をしておられることと思います。この大変問題の多い開発負担金を徴収しながら、一方で地元の要望にこたえようとしない、こういう点について反対としたいと思います。中3丁目では、今児童公園が欲しいという切実な要望がたくさん寄せられております。こういう状況が全く平成16年度決算については野放しの状態の中での反対でございます。

また、先ほど寺前議員も言いましたけれども、新清掃施設の機種選定委員会ですが、これについては、215万5,000円もの支出があったわけなんです。しかし、その後、機種選定委員会が選定した業者以外にも広陵町は1業者を追加し、またその後さらに2業者に絞り、そして入札になりまして、土壇場のところで、また今度は3社に拡大をしていく、これでは機種選定委員会を設けた意味がございません。この215万5,000円は、むだ遣いであったと言わざるを得ません。このような機種選定委員会の支出について、そしてまたその後の広陵町の入札に至るまでの経緯は、住民を翻弄し、迷走した、こういう状態の中で強引に行われた入札についても反対をするものです。

また、先ほど賛成討論の中でありました今の状況は明るい兆しがある一方で、実態は厳しい、とりわけ地場産業、中小業者は依然として厳しいということで、税収の落ち込みの中でももちろんそういう事態が明らかになっているわけです。しかし、国の方はこのような厳しい状態を景気がよくなったということでごまかしながら、一層平成16年度もサラリーマンあるいは家計に対しては大変大きな負担をさらに強いるという手だてをとってきたわけです。小泉内閣になっての平成4年度までの3年間では、平均的なサラリーマンの1世帯当たり43万7,000円もの収入減を来している、このような状況です。配偶者特別控除の廃止等は、先ほど寺前議員も言ったとおりです。

またさらに、高齢者には負担増が集中して本当に医療費の改悪、年金給付のカット等々、大変生活が苦しい中で一層苦しめてきた、こういう問題に対してやはり理事者の方も住民を守る立場できっぱと毅然として主張をすべき問題でした。この点については、やはり再度先ほどの賛成討論も踏まえましても、やはり反対の根拠とすべきだというふうに思います。

また、消費税については、定着をしているという、このような賛成討論でしたが、私が本



当にあちこちでいろいろ議論をしていますと、定着はしておりません。多くの皆さんが食品やまた日常のふだんの服あるいは教育費などについて、消費税を払うことについては多くの疑問を持っているわけです。ヨーロッパやアメリカ等につきましても、またそういうところでは、やはり消費税は日常の生活にはかかっていないから17%、20%になっても普通の暮らしをしていけばほとんど消費税を払わないで済むというところで、大変容認されているという状況があるわけですが、日本については一律の課税であります。これは異常な課税状態と言わざるを得ません。それについて、住民の皆さんは納得していません。このような食料品や日用品を抜いたところで、高額なものに対して課税されるのだったら賛成だけど、今度消費税が大幅増税になれば、本当にどうなるんだろう、大きな不安を持たれているのが実態でございます。ですから、先ほどの賛成討論について否定をすべき内容だということをおっしゃるを得ません。

また、人権問題についてでございますが、同和だけでなく、幅広くやっているということですが、それについては、私も幅広い形になってきたということについては、認めていきたいと思っております。しかし、基本的な土台の部分ですが、組織の改編とか一切されていないんです。組織はそのままに温存しながら名前を変え、中身を少し変えてカモフラージュしているというのが実態でございますから、やはりこれは一度きっぱりと組織を解散して見直しをして、それから本来の人権教育を進めるべきではないかというふうに考えますので、この問題についても引き続き反対といたします。以上です。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** 賛成の立場で討論させていただきます。

この一般会計の決算、一番問題になるのは何かということになりましたら、町税、そして固定資産税のこの延滞、これを議会が承認するのかもしれないのか、ここが最大の問題でございます。あとは予算案に従ってそれを実行されたというような形で進めておられる。ここが一番の、毎年毎年延滞額が上がってきているというところでございます。ただ、今回、町長もこれではいかんということで、町税に対して本腰を入れようということで収納対策本部と、部長級をそこにつけてやられると。私は、これに期待して、今回の決算案を承認することに賛成したい。ぜひとも17年度の決算については、前年比率以内で延滞額をおさめていただくということを期待して賛成といたします。以上です。

**議 長** 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第70号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって議案第70号は原案どおり認定されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 0 : 12 休憩)

(P.M. 1 : 31 再開)

議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に議案第71号、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 反対の立場で討論いたします。

この国民健康保険特別会計につきましては、まずは皆保険の中で今国保の制度があるわけなんですけれども、この国保につきましては、決算委員会の中でも明らかになったように、資格証明書は発行していないものの、短期の保険証を発行されている数が実質的には約200人近いという大変な数の人が短期保険証で対応されているわけですね。これは、本当に町の方の説明でも、良心的な滞納者なんです。ですから、このような良心的な滞納者に対してまでこのような対応することは、本当に重大な問題だというふうに思います。それどころか、この国保の基礎になっているのは、憲法25条の生存権を保障していく、こういう大変大切な役割を担っているわけですから、まずはこのすべての方々に対して、やはりまず保険証を郵送していただいて、その上で滞納促進の対応をしていただくのが、これが原則なんです。これに対しては、今郵送には変えていただきましたものの、滞納者に対しては良心的な滞納者も含めて郵送されないで一部は短期保険証、そういう状況でまだ保険証も受け取っていない、こういう方もおられるわけですから、これは大きな重大問題です。この点が反対の第1点です。

そして、今大変な医療改悪が相次ぐ中で、保険の補助金の拡充については六団体、町村会議の中でも強く政府に要望していただいている、このことは評価をするわけなんですけれども、今後きのうの新聞でしたかにも、医療費の削減できなかった自治体にはペナルティーを科すと、このようなことも発表されてきている、そして相次ぐ医療改悪、行われる見通しになっ

ているわけですが、広陵町の町民の命を守る先頭に立って頑張っていたいただかなければならない、このよう改悪をストップするために、引き続き町長初め全力で頑張っていたいただきたいということを意見として加えまして、反対といたします。

**議 長** 賛成討論ありませんか。 11番議員！

**11番議員** 今、反対議員、私の臨席の松野議員ですけども、平成16年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の運営は、年々非常に厳しい状況下にあります。その中で、経費の節減、事業執行の効率化に努めておられることは、承知をしております。国民健康保険税の未納は、2億円に達しております。非常に大きな問題でございます。その意味におきまして、短期保険証を交付することに当たり、十分な納税相談を行い、個々の実情を把握して、納税意識を高めていただくということが必要な措置ではないかなと、この意味におきましては、松野議員がまず送ってからということですけども、私の方はまず納税相談を応じていただく、そしてそれによってその方の実情に合わせて1カ月か3カ月とか6カ月とかというしかるべき措置を講じるということが妥当ではないかなと、こう思います。そういう意味で、この議案に対して賛成の討論をいたします。以上です。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 個々の厳しさという点では、一致しているわけであります。それに対する執行の問題で、国は資格証あるいは短期保険証の発行を強要している実態があります。そういうような実態の中で、町が個々の中では頑張っていたいただいているところも私たちは知っているわけです。しかし、結局は今八代議員が賛成討論で言った短期保険証の発行について、私たちが基本的にはすべてに発送する、このことを言っているわけですけども、まず滞納しておられる方々に実情に応じて話を聞いた上で、短期保険証を発行しなくても済む、そういう立場と悪質なものに対しては短期保険証をやむを得ないという点についてのことも再三言っております。だから、そういう点では八代議員と共通した土俵には乗っているわけですから、私たちは基本はすべての方々に保険証が行き渡ることが前提だというように主張しているわけですけども、その次の時点については、納税相談という町の努力とともに、悪質な者以外には必ず保険証を発行すると、こういう立場とつながってまいります。悪質か悪質でないかという点についても委員会で議論をしたわけですから、悪質という点をより厳格に認定し、他の人々には短期保険証ではなくそれから後の保険証をすぐさま発行するということになるように思います。

そういう点で、八代議員の賛成討論というのは、私たちと共通している部分があって、その点での今後の煮詰める作業も必要かというように思います。そういう点もつけ加えて、私たちは反対の理由は、短期保険証の問題ということも明確にして、終わります。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** 非常に税金とかこういうものについて悪質と良質と、これ私どこで見分けるのか、議論されたんだろうと思うんですけどね、良心的な滞納者、これ町民から見て、いやあなたは良心的ですからこうしましょうと、あなたは悪質ですからこうしましょうと、現実こんなことが可能なかどうかね、役場の職員さんが。そんなんは、払わない人は払わない人、悪質であろうと何であろうと払わない人は払わない人、当然それに基づいた措置をするのは当たり前じゃないかと、私はそのように思います。

ただ、これは先ほどの一般会計でも申し上げましたが、非常にこの場合は収入未済額というんですか、延滞ですわね、いわゆる延滞、これが2億円に上ってきている。これはやはりゆゆしき問題だと。払わない人に対してペナルティーがあるというのは、普通の社会ではほとんどそうなんですよね。だから、使えるものは使っても、やはり徴収していただくと。そのために、今度新しく組織をつくられるんですから、これも来年はこの金額よりも少しでも減らしていただくということを希望して、賛成討論といたします。

**議 長** 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第71号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数であります。よって議案第71号は原案どおり承認されました。

次に議案第72号、平成16年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

**12番議員** 賛成ですが、意見をつけておきたいと思います。

まず1つ、老健に入っておられる方は、基本的には大体が国保にも加入されている方ですが、年金暮らしの人が大部分の中で、先ほど山本議員の方が賛成討論で悪質かどうかわからへんから全部から取れというような乱暴な討論なされておりましたけれども、これはとても

現実を見ておられない討論の内容だなというふうには言わざるを得ません。広陵町でも、悪質という定義は、払う金があるのに払わない方を悪質というふうには定義づけておりますが、お金が、国保に入っておられる方は、本当に国民年金でも生活ができないほどの低い金額あるいはまたそれ以上に年金額低い福祉年金とか老齢福祉年金とか、そういう方がたくさん国保には加入しておられるわけで、このお金がなくて払いたくても払えないという方が大部分なんです。こういう方まで悪質だということで、何でもいいから取り上げるというのは、余りにも町民をばかにした、生活を無視した乱暴な言い方で許すことができないと思います。

こういう点は、ぜひ山本議員も訂正をしておいていただきたいというふうに思いますが、そういう中で、きのうかきょうの、また報道の中でも、高齢者の方々が3割負担を導入しようということが今検討されているということが報道されておりました。この3割負担の対象になるのが、今は7%か8%の方ですが、今の所得で考えればですね。ところが、来年度からは高齢者控除がなくなるということになってまいりますと、これは11%以上の方が3割負担になるという大変な厳しい状態が今導入されようとしているわけです。このような制度に対しては、やっぱり何が何でもまずは命があつての大事な話なんです。ですから、この医療の問題について、老健にかかわってくる問題にも今後一層なってまいりますので、このような高齢者の医療改悪についての問題については、体を張ってでも阻止をする、このような心構えをお願いをしておきたいと思っております。それを意見として加えまして、賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第72号は委員長報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第72号は承認されました。

次に議案第73号、平成16年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 この介護保険についても、滞納の問題が生じていました。この滞納問題というのは、

いわゆる年金徴収以外の年金者の中でも年金の少ない、年間18万円だったですか、の方々は普通徴収になっているわけなんです。もちろんその他に所得があればその能力はあろうと思いますけれども、万が一年金だけの生活者、これは生活保護対象者になります。しかし、生活保護対象者ではなく、年金生活として維持されている方々も大変な方々が多いという実情であります。こういうようなところに対しては、丁寧な指導が特に必要です。介護保険は、特に滞納した者に対するそのサービスを受けられない、そういうようなきつい罰則規定もあるわけですから、そのような状況も把握しながら丁寧な指導をすべきだと思います。

さらに、もう一度言っておきますけれども、滞納者という形で一概に一切お金を払っていないという人たちを山本議員が指摘しているのであれば、大きな間違いです。滞納者の中には、分納されてきちっと払っておられる方々もおられます。そういう方々でも短期証ということになっている方が大勢いるわけなんです。そういうような実情については、本当に短期の方々の中でその次の年度については滞納額が多いからという形で、その能力に応じてきちっと納めている方々にまで短期保険証を発行するというのは、その問題については悪質か、また努力をされているかというところで判断をすべきだということに思います。山本議員は、滞納している方がすべて一切金を払っていないという認識で話をされているところに、大きな間違いがあります。そういう点を改めてもらうことが必要であり、その上に立って払っている人々の中で悪質か、全く払っていない人たちの中で悪質な未納者があるのか、それとも生活困難の中でどうしようもない状態があるのかという点も判断することが行政の責務として求められているもんだというように考えます。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 まあ、いいわ、ほんなら、もういい。

議 長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第73号は認定されました。

次に議案第74号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 反対の立場で討論させていただきます。

まず、議会本会議場で反対する立場というのは、議案に対してどのような考え方を持っているのかということであり、当然であります。しかし、個々の一つ一つの問題について、私たちは賛成している部分が多い。その大前提になっているのは、3割自治という枠の中で、特に16年度決算でも経常収支比率は93.数%と、非常に厳しい状況であります。このような状況の中で指摘した反対のところの部分については、当然他の部分については、この場合ですと下水道料金が条例で消費税が取られているということが1つ、それから入札で明らかに談合の疑惑の強いものをいまだ入札のままの形で放置していること、この点について反対をするわけであり、しかし、これが議会の全体が反対をすれば、その部分に対する修正が次になされて、練り上げられて議案として再度出されてこられる。そして、それに対して反対、賛成の意見が集約されてくる。これが議会の民主主義であります。

例えば、共産党の党員が首長をとっているところでも、野党、いわゆる私たちと同じ立場に自民党やその他の公明党の方々が反対する場合は全国的に多々あります。それはどういうことかと言えば、その首長の持つ意見、個々の一つ一つのものについては賛成だけれども、これとこれについては納得できないということで反対をされているわけなんです。ということは、そしてそれが否決されると、その次に首長は、いわゆる責任者は、その反対された理由について議会の賛成を得るためにその議案を練り上げて再度議会に提出する、こういう作業が行われます。

だから、私たちは今一般会計予算についても、八代議員がよくやっていたことについてる並べられました。当然私たちもその部分については賛成であります。今回の下水道についても、下水道の工事について、このことについては重要な、ほとんどその内容が中心ですけれども、私たちは反対をしていません。もちろん入札にかかわったそのやり方等については、反対する場合がありますけれども、基本的にその執行に対する考え方については、私たちは賛成です。ただ、入札に対して、今時点で再三入札の談合の疑いがあるということを毎議会意見を述べてきた中で改善されていない問題、そして今財政再建を行おうとするときに、この投資的経費についての改革を断行することが求められているという時点で、反対に加えたものであります。

そういうように、他の問題についての賛成の中で、もしこれが私たちの意見が議員諸公に受け入れられて、その議案が否決されるとすれば、すべてが否決されるという事態はあり得ないわけであります。次に理事者が提案する場合には、反対した部分についてどういう扱いをするのかという形での議会との協議をした上で、もちろん協議があるかないかは別ですけれども。協議した上で再提出をしていく、そして議会が可決をするということであります。そういう作業が行われていくことが、いわゆる議会であり、理事者は首長、町長は1人、議会は広陵町では16人であります。その16人の意見が具体的に議決という形であらわれる過程は、その反対、賛成の結果において次に練り上げられていくべき内容で訂正されていくわけですから、反対すれば全部やっていたことに対して反対をしているのかと、こういう意見もよくあるわけですが、これは議員の反対する、議決する権能に対する全く無知なところから出る問題であります。

先ほども述べましたように、共産党員が首長のところでの提案が議会で否決されます。その理由は1つか2つです。そういう理由で否決されるという事態があるわけですから、こういう野党の反対の意見というのは、当然そういう場合に否決にされることが多いんですけれども、可決になった場合には、再度理事者がその可決される条件を目指して議案提案をしていくということですから、何らその反対している部分以外の賛成の部分までも全く無視した形で反対しているのかという攻撃は論を得ないということを強く強調しておきたいと思います。

反対は、消費税の問題とそれから入札の問題というのは、これは中で言ってますんで。

**議 長** 賛成討論ありませんか。 11番議員！

**11番議員** 私は、賛成の立場でこの議案第74号を討論いたします。

入札につきましては、既に制度の改善を目指して努力しておられるということは、町長初め森川部長等の答弁で承知をしておりますが、私はもう一層、今後さらに一層の改善に積極的に取り組んでいただきたいという強い積極的な希望を理事者の方々は十分承知していただきたいと思っております。努力は十分買ってもらいますが、より一層それをお願いしたいと。

それから、先ほど寺前議員がちょっと反対議員で忘れられました消費税の問題についてありますが、これは既にこのような類似案件は常に消費税のこの点で反対をされておられます。先ほど討論を聞いておりましたら、多くの賛成する理由が多々あって、それで反対しておると。しかし、賛成する方の理由が圧倒的な法案の中であって、それじゃ消費税だけでその法案全体を反対するというのは、ちょっと私は合点がいかんなど。しかも、この消費税の



問題といたしますのは、一広陵町の自治体で云々できるほどの小さな問題ではいかんともなしがたい問題であります、と私は考えております。したがって、この決算におきましては、その消費税で反対されるということにつきましては、より強固な反対意見を持っておるということで、この全体につきましては賛成をいたします。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 反対の立場で討論をいたします。

今、八代議員の方が賛成の討論されたんですけれども、まず1点目が、賛成の部分が圧倒的たくさん部分なのになぜ反対をするのかということですが、それは今先ほど寺前議員が言った内容のとおりであります、この議会の仕事、議員の仕事というのは、それぞれの議案の詳細にわたってつぶさに検討を加えて、その中で是正すべき部分を指摘をして理事者に是正させる、これが議員の大きな仕事です。ですから、私たちはその是正すべき部分についてしっかりと指摘をして、そしてそこを直してくれたら、これはもちろん賛成するわけですから、これが議会の仕事だということをまだ十分に理解をしていただいていないということが大変残念です。

それから、消費税の問題なんです、広陵町ではいかんともしがたいということですが、消費税の税制そのものは広陵町だけで決めることはできませんが、この下水道会計につきましては、広陵町条例の中でこの下水道料金に上積みをしている、こういうことですから、この下水道会計につきましては消費税を住民の皆さんから上乗せしないで排除して料金そのものだけ徴収するということは可能ですから、これは八代議員がおっしゃっているのとは間違っているなというふうに思います。

そして、私はこの消費税、例えばこの下水道の問題で消費税の部分について反対だと決議する議会がたくさんふえれば、全国的に。そうすれば、少なくともこの下水道の料金に消費税を上乗せするのはやっぱりよくないということで排除されていくだろうというふうに思います。国の政治に対しても、やはり地方のこういう議会、一番住民と接触するこういう地方の議会が住民の立場でしっかり意見を言っていく、このことが社会、国の政治を変えていく大きな力になり、基礎の力であるということを思っています。ですから、この消費税の問題についても、とりわけこの下水道については、広陵町でもどうにでもできるということを踏まえて、反対です。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 私は、この下水道の特別会計については賛成の討論をさせていただきますが、今お

二人の共産党さんの議員の話を聞いていますと、これは今決算の話を議題にのっているわけでありまして、やはり是正することは是正して、それをまた直すべきところは直すと、それが議員の本筋であるとおっしゃいます、1つそのようなこともあり得るかなあとと思います。それは、これは今決算審議をやって、これを認定するかしないか、結果論を今どうするかというところまできてるわけでありまして。予算であれば、じゃあ当初予算をこの辺を直してほしいからもう一回やり直してこいというて、この議会が向こうへ返すのであれば、またそうした例えば消費税の問題、この予算の立て方等についても考える余地はあるとは思いますが。だから、一つ一つそういうのをとらえる必要はないということでありまして。

じゃ、今共産党の議員さんが首長になっているところは、じゃあこうした下水道、消費税は取ってないか、当然取っていると思いますよ。それは、じゃあ共産党員が町会議員とか議員になったらそれ反対しているかと、同じように消費税を取っているから私はあんたが提案した議案については反対してます、そんなことはしてないと思いますよ。今、だからあなたは今の体制に対して反対やから消費税という、この議案の中身よりも附属が多いと、余計なことが多いと。この審議の中にじゃどの辺がこの反対に値するかというのは、余りにもわからないのであります。消費税を取っているから、そして入札制度が悪いからとかというだけで反対されて、本当の中身については多分寺前君、松野さんの話を聞くならば、賛成が多いと思いますのでね。だから、あなた方の言うてるのには、この下水道料金特別会計については賛成に値するものではないということでありまして。反対するに値しないものであります。

**議 長** 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第74号を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数であります。よって議案第74号は原案どおり承認されました。

次に議案第75号、平成16年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の承認についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第75号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第75号は認定されました。

次に議案第76号、平成16年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 賛成です。この学校給食に関して地場製品の活用が具体的段階に入ったというところの報告を伺いました。しかし、この問題に対しては、地元業者が介入しているわけですから、その点についての全体の流れの中で地場産品をどう扱うのかということをついていっていただきたいということをつけ加えて賛成したいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第76号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第76号は認定されました。

次に議案第77号、平成16年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第77号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第77号は認定されました。

次に議案第78号、平成16年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第78号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第78号は認定されました。

次に議案第79号、平成16年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

**6番議員** 最後の反対討論をさせていただきます。

反対討論について、先ほどから議論が出ている問題で、決算についての認定に対する態度の問題です。これは、一言で言うと、来年度の予算にすべて反映していくという重要な審議の中身でありますので、予算以上にその成果についての議論をし、そして来年度に向けた意見を述べる場だという認識をしておりますので、つけ加えて反対討論をさせていただきます。

まず簡単に、先ほども述べましたけれども、理事者と議会の違いは、1人対、広陵町で言えば16人の議員がいるということでもあります。こういう中で意見が闘わされ、3割自治の中で理事者が非常に厳しい財政事情を乗り切るための施策をとっていただいているわけですが、その意味では地方自治体の予算は大半が住民に直結したやらなければならない予算だという点であります。人件費初め町長、この水道においてもしかりであります。こういう点で、私たちはその実態を含めて大半に賛成をしています。しかし、その一部に反対だから大半に賛成した部分を否定しているのかといえば、決してそうではありません。議案の審議からいっても、当然もし私たちの意見が受け入れられ、そして議会が反対の決議を上げれば、その反対した部分について理事者が再度どのような修正を持って議会に提案してくるのかということになるわけであって、賛成している部分まですべてだめだから改めて全部を検討するというにはならないわけであります。当然反対した部分の指摘された部分がどう変えていくのかということでもあります。これは、先ほどからも言っているように、残念ながら

ら全国では余りありませんけれども、共産党員の首長や町長がおられます。こういう中で、ほんの一部の反対を理由に野党の方々は否決をして反対をする。これは、私たちの今野党が言っている立場と全く同じ内容で反対をしておられるわけで、その場合にも大半の部分は賛成をしているのが実態であります。そういう点を今度その共産党員の町長が議会の議決を得るために一部修正して議案に提出する。そして、その一致点を見出すところで可決をされるということでもありますから、その一つ一つの問題について理事者の考え方のすべてを議会が一つ一つ賛否をとっているわけではありませんので、そのような結果が生まれます。そういう点で、私たちは予算、決算に反対したからといって、すべてのところの課題、住民との施策を反対しているという認識は、この議会の仕組みを理解されていない方々の意見だというように思います。

そういう点を述べて、今再度水道会計の問題に振り返ってみますと、私は水道会計は今回94.01%という有収率を達成されました。これは奈良県でも非常に優秀な職員が相当努力をされている結果であります。水道企業体の中であって、人員においても奈良県下では給水人口当たりの担当区域というのは非常に高い区域を持っておられます。また、その収納に対する取り組みも非常に素晴らしいものがあります。こういうような職員の努力については、私たちは評価する次第であります。もちろんその管理者である町長においても同様であります。

こういうような中であって、私たちは先ほどから述べているように、消費税の問題については条例でとられている。そして、そもそも自民党自体も消費税については食糧については非課税だという公約を掲げていたことがあったんです。この水道や下水道は、生活の最も基礎的な部分です。そして、その部分にまで消費税を課税するということが大きな問題だということでもあります。だから、消費税の問題に対してもさまざまな考えがあります。次回値上げをするというときに、食糧費等の生活密着部分については非課税にしようというような意見もあります。私たちは、特に水道や下水道は生活に密着した部分であり、ここにまで消費税をかけるということは、自治体の判断でできる範囲であり、なおさらこの部分については撤廃することが強く求められているということの意見を述べているわけでもあります。もちろんこれが議会で否決されれば、町長はその部分を除いて議案を再度提出される。そして、議員は住民の代弁としてその内容を遂行するということになるわけですから、そのときにはそのようになります。

私たちが今消費税と入札問題で反対をしたからといって、賛成になればそれ以外の部分に

ついでに賛成している部分というのは、ここで十分述べている点については全く消されるものではないわけですから、その他の以外についての賛成は住民にかかわる重要な予算だという認識のもとに意見を述べているということでもありますので、再度私たちの反対の理由について、また議会のシステム上、その反対がすべての案件を否定するというものでないことも改めて表明しておきたいと思います。

**議 長** 11番議員！

**11番議員** この第79号議案は賛成の立場で討論いたします。

寺前さんが同じようなことを74号議案でも申されました。私は、同じことを改めて申し上げません。74号議案と同じく入札、消費税に関しましては、既に申し上げましたので、それで賛成をいたします。簡単に申しわけございません。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 再度、反対の立場で討論をいたします。

今の賛成討論につきましては、先ほどと同じ理由ということなんですけれども、やはりこの水道水について、命にかかわる大変大切な問題の中で、ほかの自治体では水道会計に一般会計から繰り入れをして、なるべく安い料金で頑張っている、こういう自治体もあるわけですね。そういう部分で、やはりこの水道水にまで消費税をかけていくということについては、到底納得できない、これが実態です。

そして、今消費税、先ほどの一般会計では、本当に10%以上の値上げになるというようなことも指摘いたしました。水道水にも今後もこのような大きな消費税の負担がかけられてくるとすれば、今水道料金さえ未納の方が出てきているのに、大変重大な問題になってくると思います。それで、今、国の方は小さな政府を求めています。これは国民への大きな負担増を強いる、こういう結果になってくるわけです。このような一つ一つこの広陵町での議案に対して、決算に対して、慎重に住民の立場で審議をしていくということは、議会に課せられた大きな仕事でもございます。とりわけ決算議会も予算以上に大変、先ほど寺前議員も言いましたが、大切な審議なんです。先ほどの山田議員の賛成討論の中で言えば、もう決算議会はしなくていいんじゃないかと、このような意見にさえとられてしまうわけです。私は、やっぱりこのような決算について十二分に慎重審議をしながら、是正すべき点、先ほど申し上げましたように、本当に皆さんきっぱりと指摘をしていただく、こういう仕事をしていただきたいと思います。

以上、反対の立場での討論といたします。

議 長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第79号を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第79号は原案どおり認定されました。

議 長 次に日程5番、議員提出議案第12号、交番等の警察施設の設置を求める意見書については山田君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。 1番議員！

1番議員 交番等の警察施設の設置を求める意見書。

平素は防犯・交通安全等の町行政に対し、格別のご支援、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町におきましては、真美ヶ丘地区の人口が増加の一途をたどっています。特に、馬見北・馬見中地区の人口過密地区は警察施設がなく、住民の不安が日増しに募ってきている状況にあります。この地区の真美ヶ丘第2小学校、真美ヶ丘中学校の児童・生徒数は本町の全児童・生徒数の40%を占め、本年も校舎の増設をいたしました。幼い児童を狙った犯罪が頻繁に発生する昨今、両親、学校の不安も強くなる一方です。住民からも警察体制について、強い要望があり、町当局も関係方面に強く要望しているところです。何とぞ現状をご認識いただき、馬見北・馬見中地区に交番等警察施設の設置を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月3日。広陵町議会。奈良県知事柿本善也殿。奈良県警察本部長菱川雄治殿。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 この意見書については、さきの議会で八代議員が本当に熱意を持って要望される、一般質問されまして、その姿勢に大変評価、うれしく思っているところです。私も2年前の3月議会でも一般質問させていただきまして、また今井県会議員も努力をしておりまして、さきの県会の9月議会でもこの問題が出たそうなんです、まだ前向きな方向が出ていない

ということをお聞きしておりますので、この意見書を可決し、そしてまた今後も一層この方向でみんなが力を合わせて頑張れることをお願いしまして、賛成といたします。

議 長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第12号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第12号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、議会を閉じます。

平成17年第3回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 2 : 21 閉会)



以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成17年10月3日

広陵町議会議長           山   本           登

署 名 議 員           山   村   美 咲 子

署 名 議 員           寺   前   憲   一